

令和7年度

学 生 便 覧

熊本学園大学



初代学長 高橋守雄先生

学問は自由の中でこそ育つ
民主自立の学識と品性を研ぐところ
師弟一丸、一筋に自主独往の気魄をこめて
大空にはばたく学園
－高橋学長の「開学の辞」より－

建学の精神

本学は、初代学長高橋守雄先生が提唱された「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」という建学の精神を創立以来掲げています。80年以上の学園の歴史とともに歩み、伝統的な学風となっています。

目 次

1. 学生の皆さんへ

学長あいさつ	1
--------	---

学年暦	2
-----	---

熊本学園大学の紹介

学園の歴史	4
-------	---

学園の構成	7
-------	---

学園の運営	8
-------	---

1. 学校法人熊本学園役員	8
---------------	---

2. 学内の役職員	10
-----------	----

3. 学級主任	12
---------	----

学園歌と学生歌	14
---------	----

1. 学園歌	14
--------	----

2. 学生歌	16
--------	----

2. 学則と履修方法等

熊本学園大学学則	21
----------	----

商学部商学科授業科目履修規程	53
----------------	----

商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 授業科目履修規程	57
---------------------------------	----

経済学部経済学科授業科目履修規程	61
------------------	----

経済学部リーガルエコノミクス学科 授業科目履修規程	66
------------------------------	----

外国語学部英米学科授業科目履修規程	70
-------------------	----

外国語学部東アジア学科 授業科目履修規程	76
-------------------------	----

社会福祉学部第一部社会福祉学科 授業科目履修規程	81
-----------------------------	----

社会福祉学部第二部社会福祉学科 授業科目履修規程	85
-----------------------------	----

社会福祉学部子ども家庭福祉学科 授業科目履修規程	89
-----------------------------	----

社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科 授業科目履修規程	92
-------------------------------	----

教職課程履修に関する規程	96
--------------	----

司書及び司書教諭課程の 履修に関する規程	113
-------------------------	-----

レクリエーション・インストラクター 及び初級パラスポーツ指導員養成課程 の履修に関する規程	115
---	-----

外国語学部日本語教員養成課程 履修に関する規程	117
----------------------------	-----

社会福祉士養成課程履修に関する規程	120
-------------------	-----

精神保健福祉士養成課程履修に関する規程	123
---------------------	-----

健康運動指導士認定試験受験のための 科目の読み替え	125
------------------------------	-----

健康運動実践指導者認定試験受験のための 科目の読み替え	126
--------------------------------	-----

スクールソーシャルワーカー養成課程 履修に関する規程	127
-------------------------------	-----

保育士養成課程履修に関する規程	130
-----------------	-----

幼稚園教員養成課程履修に関する規程	133
-------------------	-----

授業科目一覧〈別表〉	137
------------	-----

熊本学園大学学位規則	193
------------	-----

転学部・転学科・転部に関する規程	199
------------------	-----

編入学に関する規程	200
-----------	-----

転入学に関する規程	202
-----------	-----

再入学に関する規程	204
-----------	-----

外国人留学生の入学に関する規程	206
-----------------	-----

帰国子女のための入学に関する規程	208
------------------	-----

外国からの交換留学生に関する規程	210
------------------	-----

派遣留学生に関する規程	211
-------------	-----

休学及び復学に関する規程	213
--------------	-----

退学に関する規程	214
----------	-----

除籍に関する規程	215
----------	-----

熊本学園大学試験及び成績評定に関する細則	217
----------------------	-----

グレードポイントアベレージ (GPA) 制度に関する規程	220
---------------------------------	-----

定期試験の受験心得	222
-----------	-----

科目等履修生に関する規程	223
--------------	-----

熊本学園大学履修証明 プログラムに関する規程	225
---------------------------	-----

単位互換制度について	227
------------	-----

派遣聴講生に関する規程	228
特別聴講学生規程	230
単位換算認定基準	231
研究生規程	233

3. 授業料その他納入金

授業料その他納入金等に関する規程 (別表1、別表2)	237
私費外国人留学生授業料減免規程	244
授業料等滞納による除籍者の 復籍に関する規程	245

4. 奨学制度、表彰・懲戒制度

特待生に関する規程	249
給費生に関する規程	251
高橋賞規程	253
丸山賞規程	254
スポーツ奨励金に関する規程	255
学部長賞規程	257
商学部長賞(資格取得学生表彰制度)規程	258
経済学部長賞(資格取得学生表彰制度)規程	260
外国語学部長賞 (検定試験等合格者表彰制度)規程	262
学生の懲戒に関する規程	264
学生懲戒処分の指針	266

5. 図書館等施設

附属図書館規程	271
LL・視聴覚施設利用規則	274
LL・視聴覚施設備品貸出規則	275
学生健康診断規程	276
就職斡旋規程	277
就職相談室規程	278
スポーツ振興センター規程	279
体育館使用細則	280
プール使用細則	282
グラウンド使用細則	283
トレーニング室使用細則	285
バス使用規程	286

バス使用細則	287
--------	-----

大学生生活の充実・発展に 関する運営協議会規程	288
----------------------------	-----

学生会館規程	289
--------	-----

学生会館管理運営委員会規程	290
---------------	-----

学生会館使用細則	291
----------	-----

西合志研修所規程	293
----------	-----

西合志研修所運営委員会規程	294
---------------	-----

西合志研修所使用細則	295
------------	-----

福利厚生運営委員会規程	296
-------------	-----

8号館(部室棟)使用心得	297
--------------	-----

学生見舞互助会規約	298
-----------	-----

6. 研究所等案内

1. 産業経営研究所	303
2. 海外事情研究所	304
3. 社会福祉研究所	305

7. 同窓会「志文会」会則等

志文会会則	309
-------	-----

8. 校舎等配置図、教員名簿

校舎等配置図	313
教員名簿	331
大学電話番号表	337

(大学の目的と使命)

本学は、広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。



1. 学生の皆さんへ

学生の皆さんへ



学 長 林 裕

熊本学園大学の源流である東洋語学専門学校は、1942（昭和17）年4月に熊本県民のための外国語学校として創立されました。第一期生入学式における新入生代表の宣誓文の一節「師弟同行、自由闊達の学風を樹立せんことを期す」が、今日の熊本学園の建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」となりました。もうひとつの建学の精神である「全学一家」は高橋守雄第二代校長（後の初代学長）が唱えたものです。東洋語学専門学校は、終戦を契機として1945（昭和20）年11月に「熊本語学専門学校」と改称することになります。その後、1950（昭和25）年4月に「熊本短期大学」が、1954（昭和29）年4月に「熊本商科大学」が設立されました。「熊本学園大学」に改称されたの

は1994（平成6）年のことで、商学部・経済学部・外国語学部・社会福祉学部を擁する文系総合大学となりました。東洋語学専門学校の創立から数えて、今年で83年を迎え、10万人を超える卒業生を送り出しています。

ところで、高校までは皆さんは「生徒」と呼ばれていましたが、大学に入学した皆さんは、これから「学生」と呼ばれます。生徒と学生の違いは何でしょうか。生徒は授業を受ける者、学生は自らすすんで学業を修める者といわれています。これまでの受身の姿勢から積極的に自らの意思で行動することが、大学では求められますので、気持ちの切り替えが大切です。学び以外にも、サークル活動・インターンシップ・海外留学などを通して人間性を高め、充実したキャンパスライフを送ってください。大学での4年間は長い人生の中で、自分の時間を自由に使える恵まれた日々です。ただし、自由には責任が伴うことも忘れないでください。

熊本学園大学は「教育力・研究力・就職力による学生満足度の最大化の実現」を大学の運営方針に掲げています。わからないことがあれば、自分一人で考え込まずに、ゼミの先生や事務局の窓口を訪ねてください。皆さんが卒業するときに、「この大学に来てよかった。」と思ってもらえるよう、教職員一同、皆さんのキャンパスライフを支援していきます。

令和7年度 学 年 暦

春 学 期	4月	●入学式 ●新入生オリエンテーション・履修ガイダンス ○春学期授業開始 ○補講日(第一部) ○休日授業(昭和の日)	3日(木) 4日(金)～9日(水) 10日(木) 26日(土) 29日(火)
	5月	○補講日(第一部) ●創立記念日	24日(土) 30日(金)
	6月	○補講日(第一部)	28日(土)
	7月	○補講日(第一部・第二部) ○休日授業(海の日) ○補講日(第一部) ○春学期授業終了 ○春学期定期試験	17日(木) 21日(月) 26日(土) 29日(火) 30日(水)～8月7日(木)
	8月	○夏期休業	8日(金)～9月18日(木)
秋 学 期	9月	○春学期追試験 ○秋学期授業開始 ●9月期学位記授与式	1日(月)～4日(木) 19日(金) 26日(金)(予定)
	10月	○補講日(第一部) ○休日授業の振替休講日	18日(土) 31日(金)
	11月	○休講日 ●託麻祭(文化祭)(第一部) ○休日授業の振替休講日 ○補講日(第一部)	1日(土) 1日(土)～3日(月) 4日(火) 29日(土)
	12月	○補講日(第一部) ○補講日(第一部・第二部) ○冬期休業	20日(土) 24日(水) 25日(木)～1月4日(日)
	1月	○秋学期授業再開 ○月曜日の振替授業日 ○補講日(第一部・第二部) ○休講日 ○補講日(第一部) ○秋学期授業終了 ○秋学期定期試験	5日(月) 14日(水) 15日(木) 16日(金)、17日(土) 24日(土) 26日(月) 27日(火)～2月4日(水)
	2月	○春期休業	5日(木)～3月31日(火)
	3月	○秋学期追・再試験 ●学位記授与式	上旬(予定) 24日(火)(予定)

1. 第一部・第二部共通。(土曜日は、基本的に第二部のみ授業実施)
2. 学年初めの在学生登校日は令和7年3月27日(木)に実施する。
3. 授業日数不足のため、昭和の日(4月29日)、海の日(7月21日)は授業を行う。
その他の祝日は休みである。またその振替として、10月31日(金)、11月4日(火)は休講日とする。
4. 11月1日(土)は託麻祭のため休講日とする。
5. 1月14日(水)は月曜の振替授業日とする。
6. 1月16日(金)、1月17日(土)は「大学入学共通テスト」実施準備及び実施のため休講日とする。
(令和8年度「大学入学共通テスト」実施日は1月17日(土)・1月18日(日))
7. 秋学期追・再試験の日程については、秋学期定期試験時間割と同時に発表する。
8. 上記日程は、都合により一部変更する場合がある。
9. 災害等により全学休講となった場合、日・祝日にその振替授業を行う場合がある。

熊本学園大学の紹介

学 園 の 歴 史

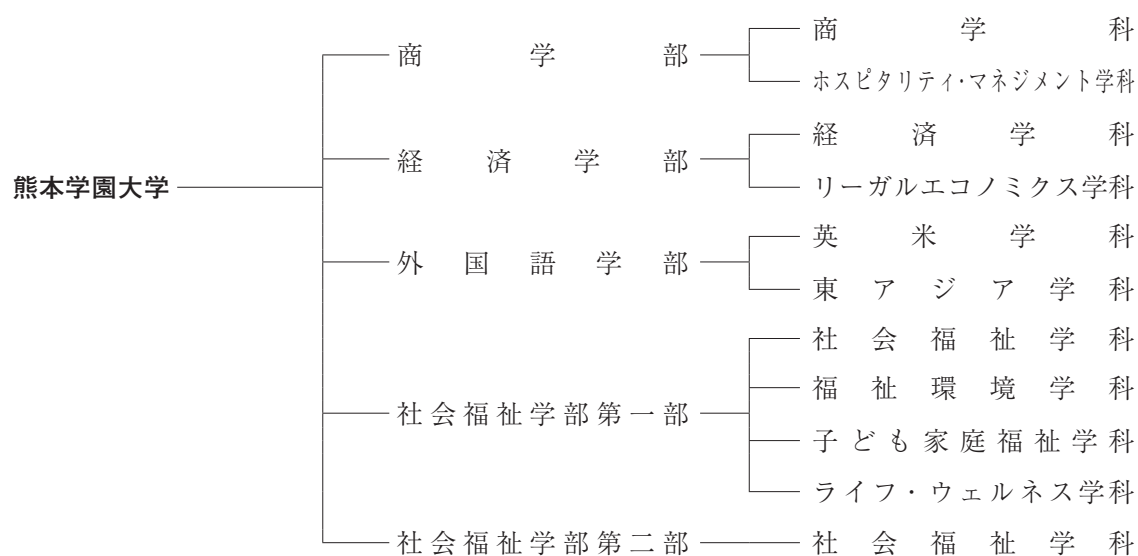
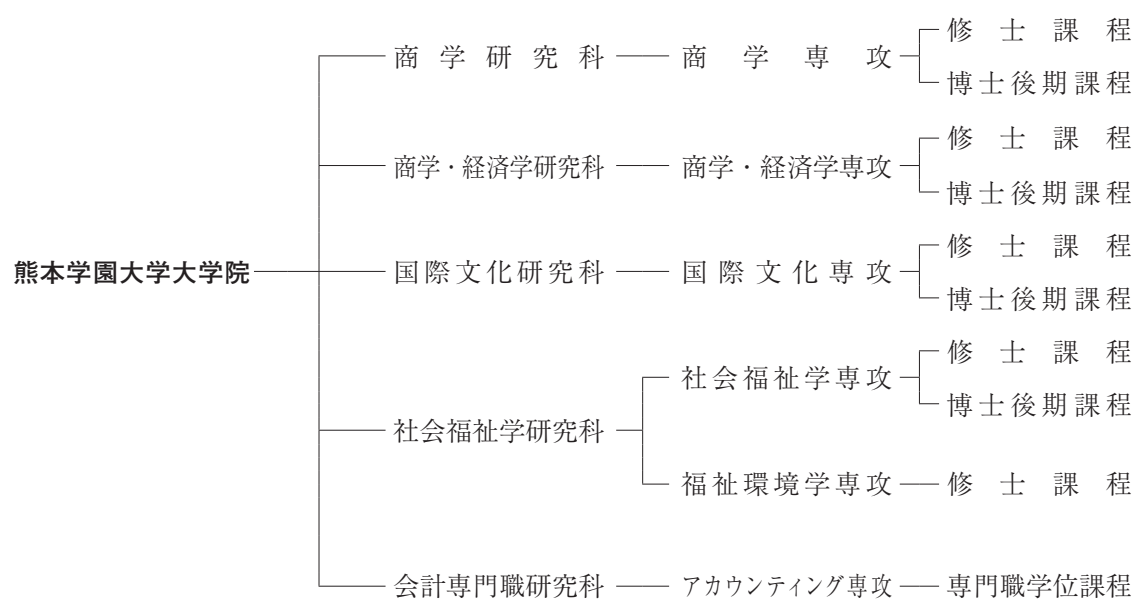
明治初年以来、熊本県は海外に志ある幾多の先覚を輩出しているが、その機運は遂に大正7年の熊本海外協会の設立となり、その後引続き海外問題に関して活発な活動を続け、蒙古語学生・南洋及び南米派遣生・東亜研究派遣生を各国に出すなど、多方面の活動をなし、昭和13年に熊本県支那語学校が設立され、これが母胎となり昭和25年に熊本短期大学、昭和29年には熊本商科大学を設立した。創立50周年を機に平成6年4月より熊本学園大学と名称を改めた。さらに大学院の充実・拡大をはかり、高等専門教育の研究・教育を深めるなど新しい歴史を刻みつつ、令和4年には、創立80周年を迎えた。

昭和17年4月	東洋語学専門学校創立
昭和20年11月	熊本語学専門学校と改称
昭和24年4月	第二部（夜間部）開設
昭和25年4月	熊本短期大学設立
昭和26年5月	第二部八代教室開設
昭和27年12月	創立十周年記念祝賀式典挙行
昭和29年4月	熊本商科大学設立
昭和31年4月	敬愛幼稚園設立
昭和34年4月	付属高等学校設立
昭和36年4月	熊本短期大学保育科増設
昭和36年4月	大学新本館（1号館）落成
昭和36年6月	創立二十周年記念祝賀式典挙行
昭和38年11月	大学2号館として付属総合図書館・研究室落成
昭和39年4月	熊本商科大学商学部経済学科増設
昭和39年9月	水泳プール落成
昭和40年4月	学生寮（保田窪）落成
昭和41年4月	熊本短期大学教養科増設
昭和41年4月	大学3号館落成
昭和42年3月	付属高等学校新本館落成
昭和42年4月	熊本商科大学経済学部経済学科増設
昭和42年5月	創立二十五周年記念祝賀式典挙行
昭和42年9月	敬愛幼稚園新園舎落成
昭和43年4月	大学4号館落成
昭和43年7月	託麻グラウンド開設
昭和44年7月	総合体育館落成
昭和45年4月	電算機を導入
昭和46年9月	総合図書館書庫増改築完工
昭和47年3月	熊本学園東京連絡事務所を閉鎖
昭和47年8月	大学球技場完成
昭和47年11月	創立三十周年記念祝賀式典挙行
昭和48年7月	大学7号館・付属高等学校校舎第2棟落成
昭和50年3月	付属高等学校校舎第3棟落成
昭和50年7月	大学図書館書庫完成
昭和50年10月	熊本学園保田窪寮創立十周年記念寮祭開催
昭和52年7月	大学8号館学生部室棟落成
昭和53年11月	付属高等学校創立二十周年記念式典挙行
昭和54年10月	熊本商科大学・熊本短期大学第二部創設三十周年記念式典挙行
昭和55年4月	熊本短期大学ピアノ練習棟落成
昭和55年5月	熊本短期大学第二部八代教室創設三十周年記念祝賀会挙行
昭和55年12月	高遊原総合運動場落成
昭和56年10月	付属高等学校体育館落成
昭和57年10月	創立四十周年記念祝賀式典挙行
昭和58年2月	大学研究棟竣工
昭和59年3月	高遊原研修所落成
昭和59年4月	熊本商科大学商学部経営学科増設
昭和61年4月	熊本短期大学専攻科設置
昭和63年4月	熊本商科大学大学院商学研究科商学専攻修士課程設置
平成元年2月	大学本館竣工
平成2年4月	熊本商科大学経済学部国際経済学科設置

平成2年4月	熊本短期大学社会科第一部に社会専攻、生涯スポーツ専攻を設置
平成2年9月	大学11号館竣工
平成3年3月	付属高等学校女子寮（湖東寮）竣工
平成4年3月	大学12号館竣工
平成4年4月	熊本商科大学大学院経済学研究科経済学専攻修士課程設置
平成4年5月	創立五十周年記念祝賀式典挙行
平成5年3月	西合志総合グラウンド完成
平成5年3月	西合志研修所竣工
平成5年4月	熊本商科大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程設置
平成6年3月	大学11号館増築竣工
平成6年3月	付属高等学校新第3棟竣工
平成6年4月	熊本商科大学を熊本学園大学に、熊本短期大学を熊本学園大学短期大学部に、熊本商科大学付属高等学校を熊本学園大学付属高等学校に、熊本短期大学付属敬愛幼稚園を熊本学園大学付属敬愛幼稚園に名称変更
平成6年4月	熊本学園大学外国語学部英米学科、外国語学部東アジア学科、社会福祉学部第一部社会福祉学科、社会福祉学部第二部社会福祉学科設置
平成6年4月	熊本学園大学短期大学部社会科第一部社会専攻、社会科第二部及び教養科学生募集停止
平成6年11月	大学図書館竣工
平成7年4月	熊本三大学間単位互換制度発足（熊本学園大学・熊本大学・熊本県立大学）
平成8年4月	熊本学園大学短期大学部専攻科社会福祉専攻及び教養専攻学生募集停止
平成8年5月	熊本学園大学短期大学部専攻科社会福祉専攻及び教養専攻廃止
平成8年7月	熊本学園大学短期大学部社会科第一部社会専攻廃止
平成8年8月	熊本学園大学短期大学部社会科第一部課程分離（社会専攻、生涯スポーツ専攻）廃止
平成8年9月	大学学生会館竣工
平成9年8月	熊本学園大学短期大学部社会科第二部及び教養科廃止
平成10年2月	大学国際交流会館竣工
平成10年4月	熊本学園大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程設置
平成10年4月	熊本学園大学短期大学部社会科第一部学生募集停止
平成10年11月	熊本学園大学大学院開設十周年記念祝賀式典挙行
平成10年11月	付属高等学校創立四十周年記念祝賀式典挙行
平成12年4月	熊本学園大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程設置
平成12年4月	熊本学園大学社会福祉学部第一部福祉環境学科設置
平成12年4月	熊本学園大学短期大学部保育科学生募集停止
平成12年5月	熊本学園大学短期大学部社会科第一部廃止
平成13年4月	熊本学園大学大学院国際文化研究科国際文化専攻修士課程設置
平成13年4月	熊本学園大学短期大学部専攻科保育専攻学生募集停止
平成14年4月	沖縄国際大学との単位互換制度発足
平成14年5月	熊本学園大学短期大学部専攻科保育専攻廃止
平成14年5月	創立六十周年記念祝賀式典挙行
平成14年7月	熊本学園大学短期大学部廃止及び保育科廃止
平成14年10月	熊本学園大学短期大学部閉学式典挙行
平成15年4月	熊本学園大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程設置
平成16年1月	熊本学園大学産業資料館祝賀式典挙行
平成16年3月	付属高等学校男子寮（大志寮）竣工
平成16年3月	熊本学園大学大江第二寮（女子寮）竣工
平成16年7月	熊本学園大学大江第一寮（女子寮）竣工
平成16年7月	熊本学園大学保田窪寮（男子寮）竣工
平成17年4月	熊本学園大学大学院商学研究科商学専攻博士後期課程設置
平成17年4月	熊本学園大学大学院経済学研究科経済学専攻博士後期課程設置
平成17年4月	熊本学園大学大学院国際文化研究科国際文化専攻博士後期課程設置
平成17年4月	熊本学園大学大学院社会福祉学研究科福祉環境学専攻修士課程設置
平成17年4月	熊本学園大学商学部第一部ホスピタリティ・マネジメント学科設置
平成17年12月	多目的グラウンド完成
平成18年4月	熊本学園大学経済学部リーガルエコノミクス学科設置
平成18年4月	熊本学園大学社会福祉学部第一部子ども家庭福祉学科設置
平成18年11月	付属敬愛幼稚園創立五十周年記念祝賀式典挙行
平成19年4月	熊本学園大学商学部第二部商学科学生募集停止
平成19年6月	大学14号館（六十周年記念会館）竣工
平成21年4月	熊本学園大学大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻専門職学位課程設置

平成21年 4 月	熊本学園大学大学院商学研究科経営学専攻修士課程設置
平成21年 4 月	熊本学園大学大学院商学研究科経営学専攻博士後期課程設置
平成21年 4 月	熊本学園大学社会福祉学部第一部ライフ・ウェルネス学科設置
平成21年 4 月	熊本学園大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程学生募集停止
平成21年 4 月	熊本学園大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程学生募集停止
平成21年10月	付属高等学校創立五十周年記念祝賀式典挙行
平成23年 4 月	付属中学校設立
平成24年 4 月	敬愛幼稚園園舎新築・移転
平成24年 5 月	創立七十周年記念祝賀式典挙行
平成24年 5 月	熊本学園大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程廃止
平成26年 3 月	熊本学園大学商学部第二部商学科廃止
平成26年 3 月	熊本学園大学大学院経営学研究科経営学専攻廃止
平成26年 4 月	熊本学園大学経済学部国際経済学科学生募集停止
平成27年 3 月	付属高等学校新校舎竣工
平成27年 4 月	熊本学園大学商学部第一部を熊本学園大学商学部に変更
平成27年 8 月	人工芝グラウンド完成
平成29年 3 月	熊本学園大学大学院商学研究科経営学専攻廃止
平成30年 4 月	熊本学園大学商学部経営学科学生募集停止
平成31年 3 月	大学新 1 号館竣工
平成31年 3 月	熊本学園大学経済学部国際経済学科廃止
令和 6 年 4 月	熊本学園大学大学院商学研究科商学専攻修士課程学生募集停止
令和 6 年 4 月	熊本学園大学大学院商学研究科商学専攻博士後期課程学生募集停止
令和 6 年 4 月	熊本学園大学大学院経済学研究科経済学専攻修士課程学生募集停止
令和 6 年 4 月	熊本学園大学大学院経済学研究科経済学専攻博士後期課程学生募集停止
令和 6 年 4 月	熊本学園大学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻修士課程設置
令和 6 年 4 月	熊本学園大学大学院商学・経済学研究科商学・経済学専攻博士後期課程設置
令和 6 年 4 月	熊本学園大学社会福祉学部第一部福祉環境学科学生募集停止
令和 7 年 3 月	熊本学園大学大学院経済学研究科廃止
令和 7 年 3 月	熊本学園大学商学部経営学科廃止

学 園 の 構 成



熊本学園大学附属高等学校 普通科 全日制課程

熊本学園大学附属中学校

熊本学園大学附属敬愛幼稚園

熊本学園大学附属図書館

熊本学園大学スポーツ振興センター

熊本学園大学附属産業経営研究所

熊本学園大学附属海外事情研究所

熊本学園大学附属社会福祉研究所

熊本学園大学 e-キャンパスセンター

熊本学園大学高度学術研究支援センター

熊本学園大学教育センター

熊本学園大学インクルーシブ学生支援センター

熊本学園大学ボランティアセンター

熊本学園大学地域連携センター

学 園 の 運 営

1 学校法人熊本学園役員 (令和7年4月1日現在)(五十音順)

理 事 長 目 黒 純 一

理 事 伊 豆 英 一 (株熊本日日新聞社最高顧問)
井 上 弘 樹 (熊本学園大学経済学部教授)
上 野 淳 (株熊本放送特別顧問)
甲 斐 隆 博 (株肥後銀行顧問)
金 栄 緑 (熊本学園大学経済学部教授)
久 我 彰 登 (株鶴屋百貨店代表取締役会長)
塩 入 す み (熊本学園大学外国語学部教授)
島 田 万 里 ((一社) 熊本県こども食堂ネットワーク代表理事、前熊本県信用組合理事長)
住 永 豊 武 (熊本学園大学同窓会志文会会長)
高 橋 裕 文 (熊本学園大学付属高等学校長・中学校長)
得 重 仁 (熊本学園大学商学部教授)
西 島 喜 義 ((公社) 熊本市シルバー人材センター理事長、元熊本市副市長)
西 村 明 博 (熊本学園大学事務局長)
林 裕 (熊本学園大学長)
目 黒 純 一 (学校法人熊本学園理事長)

監 事 小 村 達 義 (前学校法人熊本学園法人事務局長)
松 村 尚 美 (歩み法律事務所 弁護士)
山 口 康 博 (元熊本中央信用金庫理事長)

評 議 員

赤 井 恵 子（熊本学園大学）
 外 国 語 学 部 教 授

池 上 恭 子（熊本学園大学）
 商 学 部 教 授

池 上 由紀夫（熊本学園大学）
 同 窓 会 志 文 会 副 会 長

市 川 裕 樹（熊本学園大学）
 付 属 高 等 学 校 副 校 長

伊津野 良 治（財 杏 仁 会 理 事 長）
 熊 本 内 科 病 院 名 誉 院 長

井 上 博 司（熊本学園大学）
 事 務 局 次 長

上 野 淳（㈱熊本放送特別顧問）

榎 主 税（熊本学園大学）
 同 窓 会 志 文 会 副 会 長

河 村 邦比児（㈱熊本日日新聞社）
 代 表 取 締 役 社 長

金 栄 緑（熊本学園大学）
 経 済 学 部 教 授

木 村 光 男（熊本学園大学付属中学・高等学校）
 同 窓 会 紫 紺 会 前 会 長

木 村 洋一郎（㈱前田産業）
 代 表 取 締 役 社 長

塩 入 す み（熊本学園大学）
 外 国 語 学 部 教 授

住 永 豊 武（熊本学園大学）
 同 窓 会 志 文 会 会 長

高 橋 裕 文（熊本学園大学）
 付 属 高 等 学 校 長 ・ 中 学 校 長

高 原 正 弘（熊本鉄構㈱顧問）
 (有)グリーンキャンパス取締役

田 爪 正 和（元熊本県立御船高等学校長）

田 中 久 博（熊本学園大学）
 事 務 局 次 長

立 木 宏 樹（熊本学園大学）
 社 会 福 祉 学 部 教 授

鶴 田 千佳子（熊本学園大学）
 同 窓 会 志 文 会 副 会 長

長 友 敬 一（熊本学園大学）
 経 済 学 部 教 授

鍋 嶋 嘉 誓（熊本学園大学）
 同 窓 会 志 文 会 副 会 長

西 村 明 博（熊本学園大学事務局長）

野 村 俊 巳（㈱熊本銀行代表取締役会長）

林 裕（熊本学園大学長）

古 莊 善 啓（㈱古莊本店名誉会長）

松 岡 泰 輔（㈱地域情報センター）
 代 表 取 締 役 会 長

水 野 真 澄（熊本学園大学）
 付 属 敬 愛 幼 稚 園 長

宮 本 史 明（元熊本県立熊本高等学校長）

目 黒 純 一（学校法人熊本学園理事長）

2 学内の役職員

(令和7年4月1日現在)

学 長	林 裕	水俣学現地研究センター長	中 地 重 晴
副学長 (総務・入試・スポーツ振興担当)	立 木 宏 樹	事 務 局 長	西 村 明 博
副学長 (教 育 改 革)	金 栄 緑	事務局次長(兼)学生部事務部長 (兼)スポーツ振興センター事務室長	田 中 久 博
副学長 (学術研究・国際交流担当)	土 井 浩 嗣	事 務 局 次 長 (兼)総務部長・管財課長	井 上 博 司
教 務 部 長	杉 本 学	総務部長(財務担当) (兼)経 理 課 長	木 谷 義 勝
学 生 部 長	吉 川 勝 広	入 試 広 報 部 長 (兼)入 試 課 長	濱 貴 一
商学・経済学研究科長 (経済学研究科長兼務)	金 子 林 太 郎	教 学 部 事 務 部 長	江 藤 秀 昌
商 学 研 究 科 長	今 村 寛 治	教学部事務次長(教職実習・国際教育担当) (兼)国 際 教 育 課 長	切 通 し の ぶ
国 際 文 化 研 究 科 長	申 明 直	学 術 文 化 部 事 務 次 長 (兼)学 術 文 化 課 長	松 隈 英 明
社会福祉学研究科長	西 崎 緑	内 部 監 査 室 長	森 山 寛
会 計 専 門 職 研 究 科 長	成 宮 哲 也	I C T 統 括 室 長 (兼)情 報 教 育 課 長	今 富 健 之
商 学 部 長	小 谷 学	企 画 課 長	坂 口 静
経 済 学 部 長	小 葉 武 史	総 務 課 長	内 山 昭 彦
外 国 語 学 部 長	野 田 耕 司	人 事 課 長	廣 瀬 朗 子
社 会 福 祉 学 部 長	高 林 秀 明	広 報 室 長	林 田 利 子
学 長 室 長	萩 原 修 子	教 務 課 長	中 山 由 紀
商 学 科 長	足 立 裕 介	教 学 部 付 課 長	烏 山 康 弘
ホスピタリティ・マネジメント学科長	石 貫 文 子	教 職 ・ 実 習 課 長	高 野 晃 太 朗
経 済 学 科 長	宅 間 文 夫	大 学 院 事 務 室 長	福 島 愛
リーガルエコノミクス学科長	金 原 宏 明	学 生 課 長	伊 藤 佳 子
英 米 学 科 長	村 上 義 明	インクルーシブ学生支援センター事務室長	井 上 貴 雄
東 ア ジ ア 学 科 長	小 笠 原 淳	就 職 課 長	矢 澤 恵 子
第一部社会福祉学科長	森 口 千 弘	図 書 情 報 課 長	法 川 ゆ かり
福 祉 環 境 学 科 長	藤 本 延 啓		
子ども家庭福祉学科長	出 川 聖 尚 子		
ライフ・ウェルネス学科長	石 橋 剛 士		
第二部社会福祉学科長	城 野 匡		
産 業 経 営 研 究 所 長	伊 津 野 範 博		
海 外 事 情 研 究 所 長	李 珊		
社 会 福 祉 研 究 所 長	仁 科 伸 子		
国 際 交 流 委 員 長	向 井 洋 子		
就 職 委 員 長	波 積 真 理		
e-キャンパスセンター長	ジョセフ・トウメイ		
スポーツ振興センター長	府 内 勇 希		
インクルーシブ学生支援センター長	岩 橋 浩 文		
水俣学研究センター長	中 地 重 晴		

令和7（2025）年度 学級主任

			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
商学部	商学科	1	松下 俊平	佐川 宏迪	小深田 祐子	山田 美幸
		2	春田 吉備彦	猪股 健太郎	北島 孝博	太田 丈太郎
		3	岩間 世界	佐々木 伸	吉川 勝広	畠山 直
		4	須崎 清剛	杉本 学	河田 祐也	得重 仁
	ホスピタリティ・マネジメント学科	1	伊津野 範博	嶋田 文広	土井 文博	萩原 修子
		2	市原 猛志	徳永 彩子	石貫 文子	波積 真理
経済学部	経済学科	1	米田 耕士	江口 智士	坂上 紳	金 栄緑
		2	嶋 理人	林田 実	渡邊 裕一	佐藤 加寿子
		3	岡村 薫	坂上 智哉	中敷領 孝能	宅間 文夫
					宮崎 麻美 (R7.9～)	
		4	梶原 宏之	安倉 良二	朴 哲洙	馮 蘊澤
	エコノミクス学科 リーガル	1	浪本 浩志	熊谷 啓希	岩橋 浩文	長友 敬一
		2	飯高 敏和	馬場 智大	金子 林太郎	溝上 章志

			1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
外国語学部	英米学科	1	木下 祥一	塩入 すみ	向井 久美子	赤井 恵子
		2	田中 晶子	矢富 弘	米岡 ジュリ	ジョセフ・トウメイ
	東アジア学科	1	高橋 春人	李 珊	土井 浩嗣	田上 智宜
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	1	松本 勝明	黒木 邦弘	中村 光伴	孫 希叔
		2	橋本 眞奈美	西崎 緑	小山 明日香	森口 千弘
	福祉環境学科	1			中地 重晴	藤本 延啓
		2			陳 宇澄	岡部 造史
	子ども家庭福祉学科	1	上原 真幸	二子石 諒太	栗原 武志	小野 修平
		2	出川 聖尚子	山西 裕美	本吉 菜つみ	吉津 晶子
	ライフ・ウェルネス学科	1	藤塚 千秋	荒井 久仁子	小田切 建太郎	久保 昂大
		2	柳田 一磨	高橋 恭平	石橋 剛士	府内 勇希
	社会福祉学科	A	城野 匡		堀 正嗣	矢野 治世美
	社会福祉学科					

注（ ）は代理を示す。

学 園 歌 と 学 生 歌

1 学 園 歌

た
お

つ た や ま は ー る け き み ど り わ
お あ そ の も ゆ る ほ の ほ の ひ

か き ひ の ゆ ー め を ー は ぐ く ー み
ば し ら の あ ー つ き ー い ぶ き ー に

な つ く さ の れ き し も ふ ー る ー き た ー く ー ま の ー
わ か き ひ の む ね は た ぎ ー ち ー て ひ ー の ー く に ー

に し ー ろ く す が し く そ そ り た
の ふ る き つ た へ を そ あ そ ら た よ

つに わー が ま な び や に た く ひ ら ぎ
い ー ま こ そ い か し く に お こ

の りー そ う か か げ て ー た ー く ー ま し き た ま
す か ー な し き ね が ひ ー し ー ら ー ま か わ の な が

を ゑ ど ね ら む ほ ー こ ー り あ れ わ
れ と つ き ず の こ ゑ り み あ れ わ

こ う ど わ れ ら わ こ う ど わ れ ら わ
こ う ど わ れ ら わ 1 2

学 園 歌

蒲池正紀・作詞

滝本泰三・作曲

一、竜田山 はるけき緑
若き日の 夢を^{はぐ}育くみ
夏草の 歴史も古き
託^{たく}麻野^{まの}に 白く清しく^{すが}
そそり立つ わが^{まなびや}学園に
平和^{たいらぎ}の 理想^{りやう}かかげて
逞^{たくま}しき 魂^{たま}をぞ^ね錬らむ
誇^ほあれ 若人^{わにうど}われら

二、大阿蘇^{ほのほ}の 燃ゆる炎^ほの
火柱^{ひばしら}の 熱^{いぶき}き息吹^{いきふき}に
若き日の 胸はたぎちて
肥^ひの国^{くに}の 古き^{つたへ}伝統^{でんとう}を
新^{あら}た世^よに 今こそ生かし
国興^{くに}す 悲^{かな}しき願^{ねが}ひ
白川^{しろがわ}の 流^{なが}れとつきず
希^{のぞ}望^みあれ 若人^{わにうど}われら

2 学 生 歌

1. せいざども ゆる ひの やま の ぼ の おと あー か き ち し お か な
 2. れきしは と お し ひの く に の げ ん し の さー ん か ま た は る か

と も よ き け へー い わ の な ね た の ね ぜ f れ は
 と も よ み よ へ じ ゆ う の は ね た の か ね ぜ f は

い つ ろ う と と ア ジ ア に お こ る を た さ
 い つ ろ う と と ア ジ ア に お こ る を た さ

学 生 歌

岩下雄二・作詞

滝本泰三・作曲

一、星座ぞ燃ゆる 火の山の

炎と紅き 血潮かな

友よ聴け 平和の鐘の音

れいろうと アジアに起るを

高らかに 世界に響くを

あゝこの ^{まなびや} 学舎

踏み行かん ^{えいこう} 永劫の

真理の道よ 友よ

かわ ら か かに せ かに い に ひ び くる を あ
あ こ の ま な び や ふ ー み ゆ か ん f え
い ー ご う の し ん り の み ち よ と も
よ

二、歴史は遠し 肥の国の
 原始の山河 また悠か
 友よ 見よ 自由の旗風
 はつらつと アジアに起るを
 さわやかに 世界にわたるを
 あゝこの 学舎
 と 求め行かん 人生の
 久遠の幸よ 友よ

2. 学則と 履修方法等

熊本学園大学学則

第1章 目的、使命及び自己評価等

(目的及び使命)

第1条 本学は、広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する詳細は、別に定める。

第2章 組織、修業年限及び収容定員

(学部学科の設置)

第3条 本学に商学部、経済学部、外国語学部、社会福祉学部を置く。

2 商学部に商学科及びホスピタリティ・マネジメント学科、経済学部を経済学科及びリーガルエコノミクス学科、外国語学部英米学科及び東アジア学科、社会福祉学部社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科及びライフ・ウェルネス学科を置き、第一部（昼間）と第二部（夜間）に分ける。

ただし、第二部においては、社会福祉学部社会福祉学科とする。

(学部の目的)

第3条の2 大学は、学部ごとに人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を次のとおり定める。

- 2 商学部は、幅広い教養に裏付けられ、理論的かつ実践的な専門知識をもった人材の養成を目指すとともに、特に、流通・経営・会計の世界で創造性豊かな能力をもって、グローバルな視点から地域経済で活躍できる人材の養成を目的とする。
- 3 経済学部は、経済社会が財・サービス・資本・情報の流れにより地球規模化するなか、経済社会を形成する枠組みを解明し、経済の専門知識と幅広い教養に裏付けられた分析・政策提言を行い、地域経済及び国内・国際社会で先導的な役割を担うことができる人材を育成するとともに、経済学教育・研究の分野の発展に寄与することを目的とする。
- 4 外国語学部は、外国語・関連分野の学術の理論・応用を研究教授し、多民族、多文化、多言語の共生の時代において、優れたコミュニケーション能力、異文化・日本文化に対する広範な知識及び自分の意志を明確にできる表現力を兼ね備えた、地域並びに世界に貢献できる人材を養成し、地域における外国語教育の発展に寄与することを目的とする。
- 5 社会福祉学部は、現代社会を取り巻き多様化する社会福祉、生活環境、さらに子育て支援などの課題に対応すべく、社会福祉の基礎的な知識・技術の習得の上に幅広い社会福祉の総合力を育成し、専門的な社会福祉領域の従事者・指導者の養成及び多様な職場・職種で社会福祉の専門能力を活用し地域社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

(学科の目的)

第3条の3 学部は、学科ごとに人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を次のとおり定める。

- 2 商学科は、流通・マーケティング、金融、簿記会計、情報処理及び民法・会社法等を系統的に学び、実践的な知識及び交渉力・分析力を習得するとともに、複雑化した現代社会の変化に敏感に即応し決断できる人材の養成を目的とする。
- 3 ホスピタリティ・マネジメント学科は、人的要素が重視される、観光・集客・接客ビジネス、フードビジネス、医療・福祉ビジネス及びコミュニティビジネス等のホスピタリティ産業において、指導者となるべき幅広い教養に裏付けられた専門知識及び総合的な判断力を有する人材の養成を目的とする。
- 4 経済学科は、経済社会の仕組みを解明し、経済の専門知識と幅広い教養に裏付けられた分析能力を養い、地域経済及び国内、国際社会で先導的な役割を担うことができる人材を育成することを目的としている。
- 5 リーガルエコノミクス学科は、法的・経済的素養を持った市民を育成し、またリーガルマインドを持ったビジネス人の育成を図るとともに、併せて紛争処理・解決能力を備えた各種のアドバイザーなどを目指す人材の養成を目的としている。
- 6 英米学科は、国際語である英語の運用能力を高め、社会構造の変化や情報化・国際化に対応するため、歴史や文化に関する知識や理解に基づいた、幅広い教養と総合的判断力をもった人材の養成を目的とする。
- 7 東アジア学科は、中国語・韓国語の運用能力を高め、日本を含む東アジア諸民族の歴史や文化を学び、さまざまな問題を解決する能力をもった21世紀の東アジアで活躍できる良識ある人材の養成を目的とする。
- 8 社会福祉学科は、少子高齢化が進展している国内外の人権擁護に関心をもち、個々人の生活及び地域の実態からウェルビーイングを中核概念として福祉問題を捉え、価値・知識・技術を統合したソーシャルワーク実践を展開するための理論及び視点の習得により、個別化・多様化・複雑化する社会的現実に対応できるソーシャルワークの力量をもつ人材の養成を目的とする。
- 9 福祉環境学科は、人間環境（歴史と生活）、社会環境（制度と政策）及び自然環境（地域と生態）の三つの分野を中心に、

現代社会に必要な福祉のあり方に関する理論的・実践的知識を幅広く習得するとともに、豊富なフィールドワークの経験をふまえて福祉関連施設・企業・行政等多様な領域で環境と人間社会の共生をめざす地域づくりに貢献できる人材の養成を目的とする。

10 子ども家庭福祉学科は、子どもと家族を取り巻く環境の多様化・複雑化に対応すべく、子どもと家族のウェルビーイングを考究する子ども家庭福祉学の創造を図るとともに、発達・家族援助の実践的力量及び社会的洞察力を備えた保育者の養成、ケアワークとソーシャルワークの力量を統合した児童ソーシャルワーカーの養成及び保育マネジメントの視点を持ち、地域づくりに貢献できる保育者の養成を目的とする。

11 ライフ・ウェルネス学科は、地域の人々のクオリティ・オブ・ライフ向上と社会福祉の増進をめざす新しい時代の要請にこたえて、社会福祉学と保健体育学とが連携・融合する新たな総合的な社会福祉学の研究・教育の創造を基礎とし、ヘルスサイエンス、ヒューマンサイエンス並びにソーシャルサイエンスを幅広く学び、地域社会の構成員のウェルビーイングの促進に貢献し、地域の子どものから高齢者にいたるまでの包括的な健康づくり及び生きがいづくりをコーディネートする、福祉と健康並びにスポーツを融合した新しい福祉分野の専門的人材養成を目的とする。

(大学院の設置)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限)

第5条 各学部・学科の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることはできない。

2 第3年次に編入学及び転入学を許可された者は、既に、2か年学部・学科に在学したものとみなし修業年限は2年とする。

3 第2年次に転入学を許可された者は、既に、1か年学部・学科に在学したものとみなし修業年限は3年とする。

(収容定員)

第6条 各学部・学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	定員	第一部		第二部	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学部	商学科		240	960	—	—
	ホスピタリティ・マネジメント学科		80	320	—	—
経済学部	経済学科		240	960	—	—
	リーガルエコノミクス学科		110	440	—	—
外国語学部	英米学科		100	400	—	—
	東アジア学科		50	200	—	—
社会福祉学部	社会福祉学科		100	400	60	240
	福祉環境学科		80	320	—	—
	子ども家庭福祉学科		80	320	—	—
	ライフ・ウェルネス学科		90	360	—	—

(※社会福祉学部第一部福祉環境学科は令和6年度より募集停止)

第3章 教職員組織

(学長)

第7条 本学に学長を置く。

2 学長は、大学の全ての校務をつかさどり、教職員を統督する。

3 学長は、校務について決定を行うにあたり、最終的に決定を行う権限を担保して、その決定の一部を学部長に委任することができる。

(副学長)

第7条の2 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることができる。

(学部長)

第7条の3 本学に学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(教育職員)

第8条 本学に教授、准教授、講師及び助教を置く。

2 本学に助手を置く。

(事務職員)

第9条 本学に事務職員を置く。

(教育研究評議会)

第9条の2 本学に教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関する詳細は、別に定める。

(教授会)

第10条 本学の各学部教授会を置く(以下「教授会」という。)

2 教授会は、専任の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、編入学、転入学、再入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 教授会は、前項各号に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関する詳細は、別に定める。

第4章 教育課程

(授業科目)

第11条 授業科目は、基礎科目、発展科目、応用科目、教職に関する科目並びに司書及び司書教諭に関する科目に分けて開設する。

2 前項の中に、学長は教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

(基礎科目、発展科目、応用科目及び単位数)

第12条 基礎科目、発展科目、応用科目及びその単位数は、次のとおりとする。

(1) 商学部商学科

基礎科目	基礎簿記Ⅰ	(2)	情報倫理	(2)	情報処理基礎	(2)
	情報処理	(2)	情報処理応用	(2)	統計学	(2)
	基礎演習	(4)	流通論入門	(2)	金融論入門	(2)
	会計学入門	(2)	経営学入門	(2)	アントレプレナーシップ入門	(2)
	基礎簿記Ⅱ	(2)	簿記特講	(2)	法思想と歴史	(2)
	文章論(作文、レポート、論文、新聞)	(4)	自己表現論	(2)	ビジネスキャリア概論	(2)
	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)
	哲学Ⅱ	(2)	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)
	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)
	西洋史学Ⅱ	(2)	東洋史学Ⅰ	(2)	東洋史学Ⅱ	(2)
	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)
	文化人類学Ⅱ	(2)	日本文学Ⅰ	(2)	日本文学Ⅱ	(2)
	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)	経済学Ⅰ	(2)
	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)	法学Ⅱ	(2)
	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)	社会学Ⅰ	(2)
	社会学Ⅱ	(2)	心理学Ⅰ	(2)	心理学Ⅱ	(2)
	教育学Ⅰ	(2)	教育学Ⅱ	(2)	物理学Ⅰ	(2)
	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)	化学Ⅱ	(2)
	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)	地学Ⅰ	(2)
	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)	数学Ⅱ	(2)
	英語ⅠA	(1)	英語ⅠB	(1)	英語ⅡA	(1)
	英語ⅡB	(1)	ドイツ語ⅠA	(1)	ドイツ語ⅠB	(1)
	ドイツ語ⅡA	(1)	ドイツ語ⅡB	(1)	フランス語ⅠA	(1)
	フランス語ⅠB	(1)	フランス語ⅡA	(1)	フランス語ⅡB	(1)
	中国語ⅠA	(1)	中国語ⅠB	(1)	中国語ⅡA	(1)
	中国語ⅡB	(1)	ロシア語ⅠA	(1)	ロシア語ⅠB	(1)
	ロシア語ⅡA	(1)	ロシア語ⅡB	(1)	スペイン語ⅠA	(1)
	スペイン語ⅠB	(1)	スペイン語ⅡA	(1)	スペイン語ⅡB	(1)
	韓国語ⅠA	(1)	韓国語ⅠB	(1)	韓国語ⅡA	(1)
	韓国語ⅡB	(1)	健康科学A(講義)	(2)	健康科学BⅠ(実技)	(1)
	健康科学BⅡ(実技)	(1)	日本語ⅠA	(1)	日本語ⅠB	(1)
	日本語ⅡA	(1)	日本語ⅡB	(1)	日本事情ⅠA	(2)
	日本事情ⅠB	(2)	日本事情ⅡA	(2)	日本事情ⅡB	(2)
	日本事情ⅢA	(2)	日本事情ⅢB	(2)	日本文化演習ⅠA	(1)
	日本文化演習ⅠB	(1)	日本文化演習ⅡA	(1)	日本文化演習ⅡB	(1)
発展科目	地域と流通	(2)	地域とフードビジネス	(2)	ビジネスと会計	(2)
	産学連携実践	(2)	産学連携実践演習	(2)	発展演習	(2)
	マーケティング論Ⅰ	(2)	マーケティング論Ⅱ	(2)	流通システム論Ⅰ	(2)
	流通システム論Ⅱ	(2)	商業論Ⅰ	(2)	商業論Ⅱ	(2)
	商業史Ⅰ	(2)	商業史Ⅱ	(2)	流通論特講Ⅰ	(2)
	コンピュータ論	(2)	経営統計論	(2)	多変量解析	(2)
	経営科学	(2)	プログラミング	(2)	応用プログラミング	(2)
	アルゴリズム論	(2)	人工知能概論	(2)	工業簿記Ⅰ	(2)
	工業簿記Ⅱ	(2)	発展簿記Ⅰ	(2)	発展簿記Ⅱ	(2)
	財務会計論Ⅰ	(2)	財務会計論Ⅱ	(2)	経営情報論Ⅰ	(2)
	経営情報論Ⅱ	(2)	経営管理論Ⅰ	(2)	経営管理論Ⅱ	(2)
	企業論Ⅰ	(2)	企業論Ⅱ	(2)	経営組織論Ⅰ	(2)
	経営組織論Ⅱ	(2)	経営史Ⅰ	(2)	経営史Ⅱ	(2)
	経営学特講Ⅰ	(2)	地域とスポーツビジネス	(2)	ビジネスプラン策定	(2)
	金融論Ⅰ	(2)	金融論Ⅱ	(2)	金融論特講Ⅰ	(2)
	地域と金融	(2)	日本経済論Ⅰ	(2)	日本経済論Ⅱ	(2)

発展科目	会社法総論	(2)	株式会社法	(2)	民法Ⅰ(総則・物権)	(4)
	民法Ⅱ(債権)	(4)	法と紛争	(2)	行政学	(4)
	時事問題研究(新聞の読み方)	(2)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)	比較文化論Ⅰ	(2)
	比較文化論Ⅱ	(2)	人権論Ⅰ	(2)	人権論Ⅱ	(2)
	部落解放論Ⅰ	(2)	部落解放論Ⅱ	(2)	社会情報論Ⅰ	(2)
	社会情報論Ⅱ	(2)	日本国憲法	(2)	環境論Ⅰ	(2)
	環境論Ⅱ	(2)	総合科目特講Ⅰ	(2)	総合科目特講Ⅱ	(2)
	英語ⅢA	(1)	英語ⅢB	(1)	英語ⅣA	(1)
	英語ⅣB	(1)	ドイツ語ⅢA	(1)	ドイツ語ⅢB	(1)
	ドイツ語ⅣA	(1)	ドイツ語ⅣB	(1)	フランス語ⅢA	(1)
	フランス語ⅢB	(1)	フランス語ⅣA	(1)	フランス語ⅣB	(1)
	中国語ⅢA	(1)	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)
	中国語ⅣB	(1)	ロシア語ⅢA	(1)	ロシア語ⅢB	(1)
	ロシア語ⅣA	(1)	ロシア語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)
	スペイン語ⅢB	(1)	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)
	韓国語ⅢA	(1)	韓国語ⅢB	(1)	韓国語ⅣA	(1)
	韓国語ⅣB	(1)	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)
	日本語ⅣA	(1)	日本語ⅣB	(1)		
応用科目	現代ビジネスと情報	(2)	応用演習Ⅰ	(4)	応用演習Ⅱ	(8)
	総合演習	(4)	国際マーケティング論Ⅰ	(2)	国際マーケティング論Ⅱ	(2)
	流通政策概論	(2)	流通政策特論	(2)	マーケティング・リサーチ概論	(2)
	マーケティング・リサーチ特論	(2)	マーケティング・マネジメント概論	(2)	マーケティング・マネジメント特論	(2)
	消費者行動概論	(2)	消費者行動特論	(2)	交通論概説	(2)
	交通論特論	(2)	流通論特講Ⅱ	(2)	情報メディア論Ⅰ	(2)
	情報メディア論Ⅱ	(2)	ネットワーク論	(2)	経営データ分析	(2)
	ソフトウェア工学論	(2)	会計制度論	(2)	結合会計論	(2)
	税務会計論	(2)	財務諸表分析	(2)	会計監査論	(2)
	管理会計論Ⅰ	(2)	管理会計論Ⅱ	(2)	原価計算論	(2)
	労務管理論	(2)	財務管理論Ⅰ	(2)	財務管理論Ⅱ	(2)
	中小企業論	(2)	経営戦略論	(2)	経営学特講Ⅱ	(2)
	承継ベンチャー論	(2)	銀行論Ⅰ	(2)	銀行論Ⅱ	(2)
	保険論Ⅰ	(2)	保険論Ⅱ	(2)	証券論Ⅰ	(2)
	証券論Ⅱ	(2)	金融論特講Ⅱ	(2)	ベンチャー支援実務	(2)
	財政学	(2)	世界経済論	(2)	経済学特講	(2)
	企業取引法総論	(2)	企業取引法各論	(2)	労働生活と法Ⅰ	(2)
	労働生活と法Ⅱ	(2)	労働紛争と法Ⅰ	(2)	労働紛争と法Ⅱ	(2)
	経済法	(2)	税法	(2)	行政法Ⅰ	(2)
	行政法Ⅱ	(2)	法学特講	(2)	インターンシップ	(2)
	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)	職業指導	(4)		

(2) 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科

基礎科目	観光と産業	(2)	ビジネスマナー	(2)	コミュニケーションとホスピタリティ	(2)
	地域と交通	(2)	フードビジネスとホスピタリティ	(2)	自己表現とコミュニケーション	(2)
	ホスピタリティ入門セミナー	(4)	ビジネス実務総論	(2)	ホスピタリティ・イングリッシュ	(2)
	国際コミュニケーション演習Ⅰ	(2)	基礎簿記Ⅰ	(2)	基礎簿記Ⅱ	(2)
	情報処理基礎	(2)	流通論入門	(2)	会計学入門	(2)
	経営学入門	(2)	金融論入門	(2)	情報処理応用	(2)
	サービス実務	(2)	ボランティア概論	(2)	手話Ⅰ	(2)
	手話Ⅱ	(2)	ホスピタリティ・ワークショップ	(2)	TOEIC対策Ⅰ	(2)
	TOEFL対策	(2)	エアライン・ホテル概論	(2)	国内旅行実務Ⅰ	(4)
	国内旅行実務Ⅱ	(2)	地域経済論入門	(2)	文章論(作文、レポート、論文、新聞)	(4)

基礎科目	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)
	哲学Ⅱ	(2)	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)
	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)
	西洋史学Ⅱ	(2)	東洋史学Ⅰ	(2)	東洋史学Ⅱ	(2)
	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)
	文化人類学Ⅱ	(2)	日本文学Ⅰ	(2)	日本文学Ⅱ	(2)
	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)	経済学Ⅰ	(2)
	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)	法学Ⅱ	(2)
	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)	社会学Ⅰ	(2)
	社会学Ⅱ	(2)	心理学Ⅰ	(2)	心理学Ⅱ	(2)
	教育学Ⅰ	(2)	教育学Ⅱ	(2)	物理学Ⅰ	(2)
	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)	化学Ⅱ	(2)
	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)	地学Ⅰ	(2)
	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)	数学Ⅱ	(2)
	英語ⅠA	(1)	英語ⅠB	(1)	英語ⅡA	(1)
	英語ⅡB	(1)	ドイツ語ⅠA	(1)	ドイツ語ⅠB	(1)
	ドイツ語ⅡA	(1)	ドイツ語ⅡB	(1)	フランス語ⅠA	(1)
	フランス語ⅠB	(1)	フランス語ⅡA	(1)	フランス語ⅡB	(1)
	中国語ⅠA	(1)	中国語ⅠB	(1)	中国語ⅡA	(1)
	中国語ⅡB	(1)	ロシア語ⅠA	(1)	ロシア語ⅠB	(1)
	ロシア語ⅡA	(1)	ロシア語ⅡB	(1)	スペイン語ⅠA	(1)
	スペイン語ⅠB	(1)	スペイン語ⅡA	(1)	スペイン語ⅡB	(1)
	韓国語ⅠA	(1)	韓国語ⅠB	(1)	韓国語ⅡA	(1)
	韓国語ⅡB	(1)	健康科学A(講義)	(2)	健康科学BⅠ(実技)	(1)
	健康科学BⅡ(実技)	(1)	日本語ⅠA	(1)	日本語ⅠB	(1)
	日本語ⅡA	(1)	日本語ⅡB	(1)	日本事情ⅠA	(2)
	日本事情ⅠB	(2)	日本事情ⅡA	(2)	日本事情ⅡB	(2)
	日本事情ⅢA	(2)	日本事情ⅢB	(2)	日本文化演習ⅠA	(1)
	日本文化演習ⅠB	(1)	日本文化演習ⅡA	(1)	日本文化演習ⅡB	(1)
発展科目	アジア文化とホスピタリティ	(2)	接客英会話	(2)	ホスピタリティ・セミナーⅠ	(2)
	ホスピタリティ心理学	(2)	ビジネス実務演習Ⅰ	(2)	国際コミュニケーション演習Ⅱ	(2)
	ツーリズム論	(2)	地域ビジネスとホスピタリティ	(2)	人工知能概論	(2)
	経営管理論	(2)	ヒューマンリソース・マネジメント	(2)	金融論Ⅰ	(2)
	金融論Ⅱ	(2)	リスクマネジメントⅠ	(2)	ビジネスイングリッシュⅠ	(2)
	TOEIC対策Ⅱ	(2)	エアライン特講	(2)	プライダル・マネジメント	(2)
	発展簿記Ⅰ	(2)	発展簿記Ⅱ	(2)	財務会計論Ⅰ	(2)
	財務会計論Ⅱ	(2)	コンピュータ論基礎	(2)	コンピュータ論発展	(2)
	人工知能特講	(2)	時事問題研究(新聞の読み方)	(2)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)
	インターンシップ	(2)	比較文化論Ⅰ	(2)	比較文化論Ⅱ	(2)
	人権論Ⅰ	(2)	人権論Ⅱ	(2)	部落解放論Ⅰ	(2)
	部落解放論Ⅱ	(2)	社会情報論Ⅰ	(2)	社会情報論Ⅱ	(2)
	日本国憲法	(2)	環境論Ⅰ	(2)	環境論Ⅱ	(2)
	総合科目特講Ⅰ	(2)	総合科目特講Ⅱ	(2)	英語ⅢA	(1)
	英語ⅢB	(1)	英語ⅣA	(1)	英語ⅣB	(1)
	ドイツ語ⅢA	(1)	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)
	ドイツ語ⅣB	(1)	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)
	フランス語ⅣA	(1)	フランス語ⅣB	(1)	中国語ⅢA	(1)
	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)	中国語ⅣB	(1)
	ロシア語ⅢA	(1)	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)
	ロシア語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)
	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)

発展科目	韓国語Ⅲ B	(1)	韓国語Ⅳ A	(1)	韓国語Ⅳ B	(1)
	日本語Ⅲ A	(1)	日本語Ⅲ B	(1)	日本語Ⅳ A	(1)
	日本語Ⅳ B	(1)				
応用科目	卒論セミナー	(6)	ホスピタリティ・セミナーⅡ	(2)	ホスピタリティ・セミナーⅢ	(2)
	ホスピタリティ・セミナーⅣ	(2)	ビジネス実務演習Ⅱ	(2)	観光資源論	(2)
	福祉と会計	(2)	経営史	(2)	リスクマネジメントⅡ	(2)
	中小企業論	(2)	マーケティング・リサーチ	(2)	交通論概説	(2)
	交通論特論	(2)	銀行論Ⅰ	(2)	銀行論Ⅱ	(2)
	福祉経済論	(2)	生活環境論	(2)	ビジネスイングリッシュⅡ	(2)
	ホテルマネジメントⅠ	(2)	ホテルマネジメントⅡ	(2)	医療マネジメント	(2)
	都市流通とまちづくり	(2)	地域研究熊本	(2)	年金論	(2)
	情報システム論	(2)	ネットワーク論	(2)	情報メディア論Ⅰ	(2)
	情報メディア論Ⅱ	(2)	原価計算論	(2)	管理会計論Ⅰ	(2)
	管理会計論Ⅱ	(2)	企業取引法総論	(2)	企業取引法各論	(2)
	労働法Ⅰ	(2)	労働法Ⅱ	(2)	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)
	ホスピタリティと職業	(2)				

(3) 経済学部経済学科

基礎科目	経済学入門	(2)	マクロ経済学入門Ⅰ	(2)	ミクロ経済学入門Ⅰ	(2)
	情報リテラシー	(2)	経済専攻入門	(2)	基本統計Ⅰ	(2)
	情報処理論Ⅰ	(2)	導入演習	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)
	哲学Ⅰ	(2)	哲学Ⅱ	(2)	倫理学Ⅰ	(2)
	倫理学Ⅱ	(2)	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)
	西洋史学Ⅰ	(2)	西洋史学Ⅱ	(2)	東洋史学Ⅰ	(2)
	東洋史学Ⅱ	(2)	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)
	文化人類学Ⅰ	(2)	文化人類学Ⅱ	(2)	日本文学Ⅰ	(2)
	日本文学Ⅱ	(2)	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)
	経済学Ⅰ	(2)	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)
	法学Ⅱ	(2)	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)
	社会学Ⅰ	(2)	社会学Ⅱ	(2)	心理学Ⅰ	(2)
	心理学Ⅱ	(2)	教育学Ⅰ	(2)	教育学Ⅱ	(2)
	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)
	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)
	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)
	数学Ⅱ	(2)	英語Ⅰ A	(1)	英語Ⅰ B	(1)
	英語Ⅱ A	(1)	英語Ⅱ B	(1)	ドイツ語Ⅰ A	(1)
	ドイツ語Ⅰ B	(1)	ドイツ語Ⅱ A	(1)	ドイツ語Ⅱ B	(1)
	フランス語Ⅰ A	(1)	フランス語Ⅰ B	(1)	フランス語Ⅱ A	(1)
	フランス語Ⅱ B	(1)	中国語Ⅰ A	(1)	中国語Ⅰ B	(1)
	中国語Ⅱ A	(1)	中国語Ⅱ B	(1)	ロシア語Ⅰ A	(1)
	ロシア語Ⅰ B	(1)	ロシア語Ⅱ A	(1)	ロシア語Ⅱ B	(1)
	スペイン語Ⅰ A	(1)	スペイン語Ⅰ B	(1)	スペイン語Ⅱ A	(1)
	スペイン語Ⅱ B	(1)	韓国語Ⅰ A	(1)	韓国語Ⅰ B	(1)
	韓国語Ⅱ A	(1)	韓国語Ⅱ B	(1)	健康科学A(講義)	(2)
	健康科学BⅠ(実技)	(1)	健康科学BⅡ(実技)	(1)	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)
	日本語Ⅰ A	(1)	日本語Ⅰ B	(1)	日本語Ⅱ A	(1)
	日本語Ⅱ B	(1)	日本事情Ⅰ A	(2)	日本事情Ⅰ B	(2)
	日本事情Ⅱ A	(2)	日本事情Ⅱ B	(2)	日本事情Ⅲ A	(2)
	日本事情Ⅲ B	(2)	日本文化演習Ⅰ A	(1)	日本文化演習Ⅰ B	(1)
	日本文化演習Ⅱ A	(1)	日本文化演習Ⅱ B	(1)		

発展科目	マクロ経済学入門Ⅱ	(2)	ミクロ経済学入門Ⅱ	(2)	基本経済思想	(2)
	基本経済史	(2)	経済数学	(2)	経済データ分析	(2)
	基本統計Ⅱ	(2)	ゲーム理論	(2)	財政学Ⅰ	(2)
	情報処理論Ⅱ	(2)	演習Ⅱ	(2)	マクロ経済学	(2)
	ミクロ経済学	(2)	金融論	(2)	財政学Ⅱ	(2)
	経済政策Ⅰ	(2)	経済政策Ⅱ	(2)	社会思想史Ⅰ	(2)
	社会思想史Ⅱ	(2)	日本経済論	(2)	統計解析とデータマイニング	(2)
	日本経済史Ⅰ	(2)	日本経済史Ⅱ	(2)	経済学特講	(2)
	地域経済学Ⅰ	(2)	地域経済学Ⅱ	(2)	地理情報システム	(2)
	空間情報分析	(2)	経済地理学Ⅰ	(2)	経済地理学Ⅱ	(2)
	情報メディア論	(2)	深層学習入門	(2)	国際経済協力論	(2)
	国際関係論Ⅰ	(2)	国際関係論Ⅱ	(2)	国際経済論Ⅰ	(2)
	国際経済論Ⅱ	(2)	International Communication StudiesⅠ	(2)	International Communication StudiesⅡ	(2)
	国際研修	(2)	憲法Ⅰ(人権)	(2)	国際フィールドワーク	(4)
	地域経済特講(講座熊本)	(2)	フィールドワーク演習	(2)	会計学Ⅰ	(2)
	プログラミングA	(2)	プログラミングB	(2)	データーベース	(2)
	法律学(国際法を含む)	(2)	人文地理学Ⅰ	(2)	人文地理学Ⅱ	(2)
	自然地理学Ⅰ	(2)	自然地理学Ⅱ	(2)	地誌Ⅰ	(2)
	地誌Ⅱ	(2)	比較文化論Ⅰ	(2)	比較文化論Ⅱ	(2)
	社会と人権	(2)	法と社会	(2)	環境論Ⅰ	(2)
	環境論Ⅱ	(2)	日本国憲法	(2)	英語ⅢA	(1)
	英語ⅢB	(1)	英語ⅣA	(1)	英語ⅣB	(1)
	ドイツ語ⅢA	(1)	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)
	ドイツ語ⅣB	(1)	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)
	フランス語ⅣA	(1)	フランス語ⅣB	(1)	中国語ⅢA	(1)
	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)	中国語ⅣB	(1)
	ロシア語ⅢA	(1)	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)
	ロシア語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)
	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)
	韓国語ⅢB	(1)	韓国語ⅣA	(1)	韓国語ⅣB	(1)
	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)
	日本語ⅣA	(1)	日本語ⅣB	(1)		
応用科目	演習Ⅲ	(4)	演習Ⅳ	(6)	労働経済論Ⅰ	(2)
	労働経済論Ⅱ	(2)	経済成長論	(2)	公共経済学Ⅰ	(2)
	公共経済学Ⅱ	(2)	環境経済学	(2)	産業組織論	(2)
	国際マクロ経済学	(2)	国際貿易論	(2)	情報社会論	(2)
	西洋経済史Ⅰ	(2)	西洋経済史Ⅱ	(2)	経済学史Ⅰ	(2)
	経済学史Ⅱ	(2)	情報システム論	(2)	情報の数理	(2)
	都市経済学	(2)	計量経済学Ⅰ	(2)	計量経済学Ⅱ	(2)
	農業政策Ⅰ	(2)	農業政策Ⅱ	(2)	開発経済論Ⅰ	(2)
	開発経済論Ⅱ	(2)	国際経済法	(2)	国際政治学Ⅰ	(2)
	国際政治学Ⅱ	(2)	アジア経済論	(2)	JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS	(2)
	行政学	(2)	地方財政論	(2)	インターン実習	(2)
	憲法Ⅱ(統治)	(2)	保険論Ⅰ	(2)	AIサービス活用の理論と実践	(2)
	公共情報システム論Ⅰ	(2)	公共情報システム論Ⅱ	(2)	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)

(4) 経済学部リーガルエコノミクス学科

基礎科目	経済学入門	(2)	法学入門	(2)	マクロ経済学入門Ⅰ	(2)
	ミクロ経済学入門Ⅰ	(2)	情報リテラシー	(2)	基本民法	(2)
	基本憲法	(2)	基本刑法	(2)	基本統計Ⅰ	(2)
	民法Ⅰ(総則)	(2)	情報処理論Ⅰ	(2)	導入演習	(2)

基礎科目	数理・データサイエンス・AI入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)	哲学Ⅱ	(2)
	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)	日本史学Ⅰ	(2)
	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)	西洋史学Ⅱ	(2)
	東洋史学Ⅰ	(2)	東洋史学Ⅱ	(2)	地理学Ⅰ	(2)
	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)	文化人類学Ⅱ	(2)
	日本文学Ⅰ	(2)	日本文学Ⅱ	(2)	日本語学Ⅰ	(2)
	日本語学Ⅱ	(2)	経済学Ⅰ	(2)	経済学Ⅱ	(2)
	法学Ⅰ	(2)	法学Ⅱ	(2)	政治学Ⅰ	(2)
	政治学Ⅱ	(2)	社会学Ⅰ	(2)	社会学Ⅱ	(2)
	心理学Ⅰ	(2)	心理学Ⅱ	(2)	教育学Ⅰ	(2)
	教育学Ⅱ	(2)	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)
	化学Ⅰ	(2)	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)
	生物学Ⅱ	(2)	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)
	数学Ⅰ	(2)	数学Ⅱ	(2)	英語Ⅰ A	(1)
	英語Ⅰ B	(1)	英語Ⅱ A	(1)	英語Ⅱ B	(1)
	ドイツ語Ⅰ A	(1)	ドイツ語Ⅰ B	(1)	ドイツ語Ⅱ A	(1)
	ドイツ語Ⅱ B	(1)	フランス語Ⅰ A	(1)	フランス語Ⅰ B	(1)
	フランス語Ⅱ A	(1)	フランス語Ⅱ B	(1)	中国語Ⅰ A	(1)
	中国語Ⅰ B	(1)	中国語Ⅱ A	(1)	中国語Ⅱ B	(1)
	ロシア語Ⅰ A	(1)	ロシア語Ⅰ B	(1)	ロシア語Ⅱ A	(1)
	ロシア語Ⅱ B	(1)	スペイン語Ⅰ A	(1)	スペイン語Ⅰ B	(1)
	スペイン語Ⅱ A	(1)	スペイン語Ⅱ B	(1)	韓国語Ⅰ A	(1)
	韓国語Ⅰ B	(1)	韓国語Ⅱ A	(1)	韓国語Ⅱ B	(1)
	健康科学 A (講義)	(2)	健康科学 BⅠ (実技)	(1)	健康科学 BⅡ (実技)	(1)
	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	日本語Ⅰ A	(1)	日本語Ⅰ B	(1)
	日本語Ⅱ A	(1)	日本語Ⅱ B	(1)	日本事情Ⅰ A	(2)
	日本事情Ⅰ B	(2)	日本事情Ⅱ A	(2)	日本事情Ⅱ B	(2)
	日本事情Ⅲ A	(2)	日本事情Ⅲ B	(2)	日本文化演習Ⅰ A	(1)
	日本文化演習Ⅰ B	(1)	日本文化演習Ⅱ A	(1)	日本文化演習Ⅱ B	(1)
発展科目	マクロ経済学入門Ⅱ	(2)	ミクロ経済学入門Ⅱ	(2)	民法Ⅱ (物権)	(2)
	民法Ⅲ (債権総論)	(2)	行政法Ⅰ	(2)	法と経済学Ⅰ	(2)
	ゲーム理論	(2)	経済数学	(2)	演習Ⅱ	(2)
	情報処理論Ⅱ	(2)	憲法Ⅰ (人権)	(2)	刑法	(2)
	行政法Ⅱ	(2)	財政学Ⅰ	(2)	財政学Ⅱ	(2)
	公共政策	(2)	民法Ⅳ (契約法・不法行為)	(2)	法と経済学Ⅱ	(2)
	会社法Ⅰ	(2)	経済政策	(2)	金融論	(2)
	日本経済論	(2)	マクロ経済学	(2)	ミクロ経済学	(2)
	国際経済論Ⅰ	(2)	国際経済論Ⅱ	(2)	フィールドワーク演習	(2)
	経済学特講	(2)	会計学Ⅰ	(2)	法律学 (国際法を含む)	(2)
	人文地理学Ⅰ	(2)	人文地理学Ⅱ	(2)	自然地理学Ⅰ	(2)
	自然地理学Ⅱ	(2)	地誌Ⅰ	(2)	地誌Ⅱ	(2)
	比較文化論Ⅰ	(2)	比較文化論Ⅱ	(2)	社会と人権	(2)
	法と社会	(2)	環境論Ⅰ	(2)	環境論Ⅱ	(2)
	日本国憲法	(2)	英語Ⅲ A	(1)	英語Ⅲ B	(1)
	英語Ⅳ A	(1)	英語Ⅳ B	(1)	ドイツ語Ⅲ A	(1)
	ドイツ語Ⅲ B	(1)	ドイツ語Ⅳ A	(1)	ドイツ語Ⅳ B	(1)
	フランス語Ⅲ A	(1)	フランス語Ⅲ B	(1)	フランス語Ⅳ A	(1)
	フランス語Ⅳ B	(1)	中国語Ⅲ A	(1)	中国語Ⅲ B	(1)
	中国語Ⅳ A	(1)	中国語Ⅳ B	(1)	ロシア語Ⅲ A	(1)
	ロシア語Ⅲ B	(1)	ロシア語Ⅳ A	(1)	ロシア語Ⅳ B	(1)
	スペイン語Ⅲ A	(1)	スペイン語Ⅲ B	(1)	スペイン語Ⅳ A	(1)

発展科目	スペイン語Ⅳ B	(1)	韓国語Ⅲ A	(1)	韓国語Ⅲ B	(1)
	韓国語Ⅳ A	(1)	韓国語Ⅳ B	(1)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)
	日本語Ⅲ A	(1)	日本語Ⅲ B	(1)	日本語Ⅳ A	(1)
	日本語Ⅳ B	(1)				
応用科目	演習Ⅲ	(4)	演習Ⅳ	(6)	インターン実習	(2)
	憲法Ⅱ(統治)	(2)	行政組織論	(2)	地方財政論	(2)
	公共情報システム論Ⅰ	(2)	公共情報システム論Ⅱ	(2)	環境法	(2)
	環境経済学	(2)	租税法	(2)	公共経済学	(2)
	地方自治法	(2)	農業政策Ⅰ	(2)	農業政策Ⅱ	(2)
	法学特講Ⅰ	(2)	刑事訴訟法	(2)	行政学	(2)
	会社法Ⅱ	(2)	産業組織論	(2)	労働法	(2)
	労働経済論Ⅰ	(2)	労働経済論Ⅱ	(2)	消費者問題と法	(2)
	民事訴訟法	(2)	法学特講Ⅱ	(2)	商法総則・商行為法	(2)
	手形法	(2)	国際経済法	(2)	経済法	(2)
	経済地理学Ⅰ	(2)	経済地理学Ⅱ	(2)	国際政治学Ⅰ	(2)
	国際政治学Ⅱ	(2)	アジア経済論	(2)	JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS	(2)
	保険論Ⅰ	(2)	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)		

(5) 外国語学部英米学科

基礎科目	基礎ゼミナール	(2)	リスニングⅠ	(1)	リスニングⅡ	(1)
	リーディングⅠ	(1)	リーディングⅡ	(1)	スピーキングⅠ	(1)
	スピーキングⅡ	(1)	ライティングⅠ	(1)	ライティングⅡ	(1)
	コミュニケーション英文法Ⅰ	(2)	コミュニケーション英文法Ⅱ	(2)	イギリス研究入門	(2)
	アメリカ研究入門	(2)	TOEIC対策Ⅰ	(2)	英語発音トレーニング	(2)
	映画英語	(2)	音楽英語	(2)	西洋哲学史Ⅰ	(2)
	西洋哲学史Ⅱ	(2)	西洋芸術史Ⅰ	(2)	西洋芸術史Ⅱ	(2)
	異文化理解論Ⅰ	(2)	異文化理解論Ⅱ	(2)	長期海外研修(事前指導)	(2)
	短期集中英語研修	(2)	キリスト教概論Ⅰ	(2)	キリスト教概論Ⅱ	(2)
	Kumamoto Studies	(2)	エアライン・ビジネス演習Ⅰ	(2)	グローバルツーリズム論	(2)
	日本文化概論Ⅰ	(2)	日本文化概論Ⅱ	(2)	日本語文章表現	(2)
	日本語教育Ⅰ	(2)	日本語教育Ⅱ	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)
	情報処理入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)	哲学Ⅱ	(2)
	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)	日本史学Ⅰ	(2)
	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)	西洋史学Ⅱ	(2)
	東洋史学Ⅰ	(2)	東洋史学Ⅱ	(2)	地理学Ⅰ	(2)
	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)	文化人類学Ⅱ	(2)
	経済学Ⅰ	(2)	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)
	法学Ⅱ	(2)	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)
	社会学Ⅰ	(2)	社会学Ⅱ	(2)	心理学Ⅰ	(2)
	心理学Ⅱ	(2)	教育学Ⅰ	(2)	教育学Ⅱ	(2)
	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)
	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)
	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)
	数学Ⅱ	(2)	ドイツ語Ⅰ A	(1)	ドイツ語Ⅰ B	(1)
	ドイツ語Ⅱ A	(1)	ドイツ語Ⅱ B	(1)	フランス語Ⅰ A	(1)
	フランス語Ⅰ B	(1)	フランス語Ⅱ A	(1)	フランス語Ⅱ B	(1)
	スペイン語Ⅰ A	(1)	スペイン語Ⅰ B	(1)	スペイン語Ⅱ A	(1)
	スペイン語Ⅱ B	(1)	ロシア語Ⅰ A	(1)	ロシア語Ⅰ B	(1)
	ロシア語Ⅱ A	(1)	ロシア語Ⅱ B	(1)	中国語Ⅰ A	(1)
	中国語Ⅰ B	(1)	中国語Ⅱ A	(1)	中国語Ⅱ B	(1)
	韓国語Ⅰ A	(1)	韓国語Ⅰ B	(1)	韓国語Ⅱ A	(1)

基礎科目	韓国語ⅡB	(1)	健康科学A(講義)	(2)	健康科学BⅠ(実技)	(1)
	健康科学BⅡ(実技)	(1)	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	日本語ⅠA	(1)
	日本語ⅠB	(1)	日本語ⅡA	(1)	日本語ⅡB	(1)
	日本事情ⅠA	(2)	日本事情ⅠB	(2)	日本事情ⅡA	(2)
	日本事情ⅡB	(2)	日本事情ⅢA	(2)	日本事情ⅢB	(2)
	日本文化演習ⅠA	(1)	日本文化演習ⅠB	(1)	日本文化演習ⅡA	(1)
	日本文化演習ⅡB	(1)				
発展科目	Integrated EnglishⅠ	(2)	Integrated EnglishⅡ	(2)	Communicative EnglishⅠ	(2)
	Communicative EnglishⅡ	(2)	TOEIC 対策Ⅱ	(2)	英語資格対策上級Ⅰ	(2)
	パブリックスピーキングⅠ	(2)	パブリックスピーキングⅡ	(2)	Advanced WritingⅠ	(2)
	Advanced WritingⅡ	(2)	Advanced ReadingⅠ	(2)	Advanced ReadingⅡ	(2)
	英語ディスカッションⅠ	(2)	英語学概論Ⅰ	(2)	英語学概論Ⅱ	(2)
	言語学概論Ⅰ	(2)	言語学概論Ⅱ	(2)	英語音声学	(2)
	英文学史Ⅰ	(2)	英文学史Ⅱ	(2)	米文学史Ⅰ	(2)
	米文学史Ⅱ	(2)	英語文学Ⅰ	(2)	英語文学Ⅱ	(2)
	子ども英語教育入門	(2)	異文化コミュニケーション論Ⅰ	(2)	異文化コミュニケーション論Ⅱ	(2)
	英米海外研修	(4)	長期海外研修	(2)	海外インターンシップ	(5)
	グローバルスタディーズ概論Ⅰ	(2)	グローバルスタディーズ概論Ⅱ	(2)	国際法入門Ⅰ	(2)
	国際法入門Ⅱ	(2)	国際機構論Ⅰ	(2)	国際機構論Ⅱ	(2)
	日本経済論Ⅰ	(2)	日本経済論Ⅱ	(2)	国際経済協力論	(2)
	エアライン・ビジネス演習Ⅱ	(2)	企業論Ⅰ	(2)	企業論Ⅱ	(2)
	民法Ⅰ(総則・物権)	(4)	民法Ⅱ(債権)	(4)	日本語学概論Ⅰ	(2)
	日本語学概論Ⅱ	(2)	日本近代史Ⅰ	(2)	日本近代史Ⅱ	(2)
	日本文学講読Ⅰ	(2)	日本文学講読Ⅱ	(2)	日本文学講読Ⅲ	(2)
	日本文学講読Ⅳ	(2)	日本語音声学	(2)	日本語文法論	(2)
	人権論Ⅰ	(2)	人権論Ⅱ	(2)	環境論Ⅰ	(2)
	環境論Ⅱ	(2)	日本国憲法	(2)	ドイツ語ⅢA	(1)
	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)	ドイツ語ⅣB	(1)
	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)	フランス語ⅣA	(1)
	フランス語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)
	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)	ロシア語ⅢA	(1)
	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)	ロシア語ⅣB	(1)
	中国語ⅢA	(1)	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)
	中国語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)	韓国語ⅢB	(1)
	韓国語ⅣA	(1)	韓国語ⅣB	(1)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)
	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)	日本語ⅣA	(1)
	日本語ⅣB	(1)				
応用科目	専門演習	(4)	英語資格対策上級Ⅱ	(2)	Media EnglishⅠ	(2)
	Media EnglishⅡ	(2)	アカデミックライティング	(2)	英語ディスカッションⅡ	(2)
	Integrated EnglishⅢ	(2)	Integrated EnglishⅣ	(2)	Communicative EnglishⅢ	(2)
	Communicative EnglishⅣ	(2)	英語史Ⅰ	(2)	英語史Ⅱ	(2)
	英語文法論Ⅰ	(2)	英語文法論Ⅱ	(2)	英語文学講読Ⅰ	(2)
	英語文学講読Ⅱ	(2)	子ども英語教育演習	(2)	卒論演習	(6)
	翻訳法	(2)	通訳法	(2)	国際経済論Ⅰ	(2)
	国際経済論Ⅱ	(2)	開発経済論Ⅰ	(2)	開発経済論Ⅱ	(2)
	ビジネス英語Ⅰ	(2)	ビジネス英語Ⅱ	(2)	マーケティング論Ⅰ	(2)
	マーケティング論Ⅱ	(2)	金融論Ⅰ	(2)	金融論Ⅱ	(2)
	日本語と社会Ⅰ	(2)	日本語と社会Ⅱ	(2)	日本近代文学Ⅰ	(2)
	日本近代文学Ⅱ	(2)	日本古典文学Ⅰ	(2)	日本古典文学Ⅱ	(2)
	日本語教授法Ⅰ	(2)	日本語教授法Ⅱ	(2)	日本語教育演習(実習含む)	(2)
	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)				

(6) 外国語学部東アジア学科

基礎科目	基礎中国語ⅠA	(1)	基礎中国語ⅠB	(1)	基礎中国語ⅡA	(1)
	基礎中国語ⅡB	(1)	基礎中国語ⅢA	(1)	基礎中国語ⅢB	(1)
	基礎韓国語ⅠA	(1)	基礎韓国語ⅠB	(1)	基礎韓国語ⅡA	(1)
	基礎韓国語ⅡB	(1)	基礎韓国語ⅢA	(1)	基礎韓国語ⅢB	(1)
	言語学概論Ⅰ	(2)	言語学概論Ⅱ	(2)	スピーキングⅠ(英語)	(1)
	スピーキングⅡ(英語)	(1)	リーディングⅠ(英語)	(1)	リーディングⅡ(英語)	(1)
	韓国概説	(2)	中国概説	(2)	日本文化概論Ⅰ	(2)
	日本文化概論Ⅱ	(2)	日本語文章表現Ⅰ	(2)	日本語文章表現Ⅱ	(2)
	日本語教育Ⅰ	(2)	日本語教育Ⅱ	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)
	情報処理入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)	哲学Ⅱ	(2)
	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)	日本史Ⅰ	(2)
	日本史Ⅱ	(2)	西洋史Ⅰ	(2)	西洋史Ⅱ	(2)
	東洋史Ⅰ	(2)	東洋史Ⅱ	(2)	地理学Ⅰ	(2)
	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)	文化人類学Ⅱ	(2)
	経済学Ⅰ	(2)	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)
	法学Ⅱ	(2)	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)
	社会学Ⅰ	(2)	社会学Ⅱ	(2)	心理学Ⅰ	(2)
	心理学Ⅱ	(2)	教育学Ⅰ	(2)	教育学Ⅱ	(2)
	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)
	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)
	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)
	数学Ⅱ	(2)	健康科学A(講義)	(2)	健康科学BⅠ(実技)	(1)
	健康科学BⅡ(実技)	(1)	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	日本語ⅠA	(1)
	日本語ⅠB	(1)	日本語ⅡA	(1)	日本語ⅡB	(1)
	日本事情ⅠA	(2)	日本事情ⅠB	(2)	日本事情ⅡA	(2)
	日本事情ⅡB	(2)	日本事情ⅢA	(2)	日本事情ⅢB	(2)
	日本文化演習ⅠA	(1)	日本文化演習ⅠB	(1)	日本文化演習ⅡA	(1)
	日本文化演習ⅡB	(1)				
発展科目	中国語作文Ⅰ	(1)	中国語作文Ⅱ	(1)	中国語会話Ⅰ	(1)
	中国語会話Ⅱ	(1)	中国語読解Ⅰ	(1)	中国語読解Ⅱ	(1)
	中国語聞き取りⅠ	(1)	中国語聞き取りⅡ	(1)	中国語翻訳Ⅰ	(1)
	中国語翻訳Ⅱ	(1)	中国語学概論Ⅰ	(2)	中国語学概論Ⅱ	(2)
	中国文学概論Ⅰ	(2)	中国文学概論Ⅱ	(2)	韓国語作文Ⅰ	(1)
	韓国語作文Ⅱ	(1)	韓国語会話Ⅰ	(1)	韓国語会話Ⅱ	(1)
	韓国語読解Ⅰ	(1)	韓国語読解Ⅱ	(1)	韓国語聞き取りⅠ	(1)
	韓国語聞き取りⅡ	(1)	韓国語文法Ⅰ	(1)	韓国語文法Ⅱ	(1)
	韓国語学概論Ⅰ	(2)	韓国語学概論Ⅱ	(2)	韓国文学概論Ⅰ	(2)
	韓国文学概論Ⅱ	(2)	リスニングⅠ(英語)	(1)	リスニングⅡ(英語)	(1)
	ライティングⅠ(英語)	(1)	ライティングⅡ(英語)	(1)	グローバルスタディーズ概論Ⅰ	(2)
	グローバルスタディーズ概論Ⅱ	(2)	東アジア思想概論Ⅰ	(2)	東アジア思想概論Ⅱ	(2)
	中国近現代史	(2)	台湾社会概論	(2)	韓国史	(2)
	中国異文化理解Ⅰ	(2)	中国異文化理解Ⅱ	(2)	韓国異文化理解Ⅰ	(2)
	韓国異文化理解Ⅱ	(2)	海外研修Ⅰ(中国語)	(4)	海外研修Ⅰ(韓国語)	(4)
	日本語学概論Ⅰ	(2)	日本語学概論Ⅱ	(2)	日本近代史Ⅰ	(2)
	日本近代史Ⅱ	(2)	日本文学講読Ⅰ	(2)	日本文学講読Ⅱ	(2)
	日本文学講読Ⅲ	(2)	日本文学講読Ⅳ	(2)	日本語音声学	(2)
	日本語文法論	(2)	人権論Ⅰ	(2)	人権論Ⅱ	(2)
	環境論Ⅰ	(2)	環境論Ⅱ	(2)	日本国憲法	(2)
	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)
	日本語ⅣA	(1)	日本語ⅣB	(1)		

応用科目	中国語作文Ⅲ	(1)	中国語作文Ⅳ	(1)	中国語会話Ⅲ	(1)
	中国語会話Ⅳ	(1)	中国語読解Ⅲ	(1)	中国語読解Ⅳ	(1)
	中国語聞き取りⅢ	(1)	中国語聞き取りⅣ	(1)	中国語学研究Ⅰ	(2)
	中国語学研究Ⅱ	(2)	中国語方言研究Ⅰ	(2)	中国語方言研究Ⅱ	(2)
	中国メディア文化概論Ⅰ	(2)	中国メディア文化概論Ⅱ	(2)	中国文学講読Ⅰ	(2)
	中国文学講読Ⅱ	(2)	資格中国語Ⅰ	(2)	資格中国語Ⅱ	(2)
	中国語ディスカッション演習Ⅰ	(2)	中国語ディスカッション演習Ⅱ	(2)	中国語翻訳法Ⅰ	(2)
	中国語翻訳法Ⅱ	(2)	中国語通訳法Ⅰ	(2)	中国語通訳法Ⅱ	(2)
	ビジネス中国語Ⅰ	(2)	ビジネス中国語Ⅱ	(2)	韓国語作文Ⅲ	(1)
	韓国語作文Ⅳ	(1)	韓国語会話Ⅲ	(1)	韓国語会話Ⅳ	(1)
	韓国語読解Ⅲ	(1)	韓国語読解Ⅳ	(1)	韓国語聞き取りⅢ	(1)
	韓国語聞き取りⅣ	(1)	韓国語史Ⅰ	(2)	韓国語史Ⅱ	(2)
	韓国語文法論Ⅰ	(2)	韓国語文法論Ⅱ	(2)	韓国語学研究(音声・形態)	(2)
	韓国語学研究(統語・意味)	(2)	韓国メディア文化概論Ⅰ	(2)	韓国メディア文化概論Ⅱ	(2)
	韓国文学講読Ⅰ	(2)	韓国文学講読Ⅱ	(2)	韓国語翻訳法Ⅰ	(2)
	韓国語翻訳法Ⅱ	(2)	Media EnglishⅠ	(2)	Media EnglishⅡ	(2)
	ビジネス英語Ⅰ	(2)	ビジネス英語Ⅱ	(2)	中国社会文化論	(2)
	台湾地域研究	(2)	韓国社会文化論	(2)	韓国地域研究	(2)
	北朝鮮事情	(2)	専門演習Ⅰ(中国)	(4)	専門演習Ⅰ(韓国)	(4)
	専門演習Ⅱ(中国)	(4)	専門演習Ⅱ(韓国)	(4)	海外研修Ⅱ(中国語)	(4)
	海外研修Ⅱ(韓国語)	(4)	卒業論文(中国)	(4)	卒業論文(韓国)	(4)
	日本語と社会Ⅰ	(2)	日本語と社会Ⅱ	(2)	日本近代文学Ⅰ	(2)
	日本近代文学Ⅱ	(2)	日本古典文学Ⅰ	(2)	日本古典文学Ⅱ	(2)
	日本語教授法Ⅰ	(2)	日本語教授法Ⅱ	(2)	日本語教育演習(実習含む)	(2)
	ドイツ語ⅠA	(1)	ドイツ語ⅠB	(1)	ドイツ語ⅡA	(1)
	ドイツ語ⅡB	(1)	フランス語ⅠA	(1)	フランス語ⅠB	(1)
	フランス語ⅡA	(1)	フランス語ⅡB	(1)	スペイン語ⅠA	(1)
	スペイン語ⅠB	(1)	スペイン語ⅡA	(1)	スペイン語ⅡB	(1)
	ロシア語ⅠA	(1)	ロシア語ⅠB	(1)	ロシア語ⅡA	(1)
	ロシア語ⅡB	(1)	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)		

(7) 社会福祉学部第一部社会福祉学科

基礎科目	入門演習	(1)	社会福祉入門	(2)	社会福祉原論Ⅰ	(2)
	社会福祉原論Ⅱ	(2)	ソーシャルワーク論	(2)	ソーシャルワークの基盤と専門職	(2)
	医学一般	(2)	社会学概論Ⅰ	(2)	心理学Ⅰ	(2)
	精神医学Ⅰ	(2)	精神保健福祉の原理Ⅰ	(2)	ボランティア論	(2)
	社会的養護Ⅰ	(2)	社会学概論Ⅱ	(2)	心理学Ⅱ	(2)
	手話Ⅰ	(2)	手話Ⅱ	(2)	点字Ⅰ	(2)
	点字Ⅱ	(2)	発達心理学	(2)	日本国憲法	(2)
	統計学	(2)	情報処理入門	(2)	差別と人権	(2)
	災害と社会	(2)	生活環境論	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)
	哲学Ⅰ	(2)	哲学Ⅱ	(2)	倫理学Ⅰ	(2)
	倫理学Ⅱ	(2)	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)
	西洋史学Ⅰ	(2)	西洋史学Ⅱ	(2)	東洋史学Ⅰ	(2)
	東洋史学Ⅱ	(2)	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)
	文化人類学Ⅰ	(2)	文化人類学Ⅱ	(2)	日本文学Ⅰ	(2)
	日本文学Ⅱ	(2)	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)
	経済学Ⅰ	(2)	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)
	法学Ⅱ	(2)	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)
	教育学Ⅰ	(2)	教育学Ⅱ	(2)	部落解放論Ⅰ	(2)
	部落解放論Ⅱ	(2)	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)

基礎科目	化学Ⅰ	(2)	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)
	生物学Ⅱ	(2)	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)
	数学Ⅰ	(2)	数学Ⅱ	(2)	英語ⅠA	(1)
	英語ⅠB	(1)	英語ⅡA	(1)	英語ⅡB	(1)
	ドイツ語ⅠA	(1)	ドイツ語ⅠB	(1)	ドイツ語ⅡA	(1)
	ドイツ語ⅡB	(1)	フランス語ⅠA	(1)	フランス語ⅠB	(1)
	フランス語ⅡA	(1)	フランス語ⅡB	(1)	中国語ⅠA	(1)
	中国語ⅠB	(1)	中国語ⅡA	(1)	中国語ⅡB	(1)
	ロシア語ⅠA	(1)	ロシア語ⅠB	(1)	ロシア語ⅡA	(1)
	ロシア語ⅡB	(1)	スペイン語ⅠA	(1)	スペイン語ⅠB	(1)
	スペイン語ⅡA	(1)	スペイン語ⅡB	(1)	韓国語ⅠA	(1)
	韓国語ⅠB	(1)	韓国語ⅡA	(1)	韓国語ⅡB	(1)
	健康科学A(講義)	(2)	健康科学BⅠ(実技)	(1)	健康科学BⅡ(実技)	(1)
	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	日本語ⅠA	(1)	日本語ⅠB	(1)
	日本語ⅡA	(1)	日本語ⅡB	(1)	日本事情ⅠA	(2)
	日本事情ⅠB	(2)	日本事情ⅡA	(2)	日本事情ⅡB	(2)
	日本事情ⅢA	(2)	日本事情ⅢB	(2)	日本文化演習ⅠA	(1)
	日本文化演習ⅠB	(1)	日本文化演習ⅡA	(1)	日本文化演習ⅡB	(1)
発展科目	ウェルビーイング学	(2)	憲法Ⅱ(人権論)	(2)	現代社会と福祉	(2)
	社会共生演習Ⅰ(災害と社会フィールドワーク)	(1)	社会共生演習Ⅱ(水保安フィールドワーク)	(1)	公的扶助論	(2)
	保健医療と福祉	(2)	高齢者福祉論	(2)	障害児・者福祉論	(2)
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅱ	(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)
	地域福祉論Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅱ	(2)	子ども家庭福祉論Ⅰ	(2)
	社会福祉調査	(2)	精神医学Ⅱ	(2)	精神保健福祉の原理Ⅱ	(2)
	精神保健福祉制度論	(2)	スクールソーシャルワーク論	(2)	海外フィールドワーク	(1)
	社会福祉発達史Ⅰ	(2)	社会福祉発達史Ⅱ	(2)	子ども家庭福祉論Ⅱ	(2)
	障害者の生活と法制度	(2)	地域づくりとバリアフリー	(2)	ソーシャルワークと法	(2)
	社会心理学Ⅰ	(2)	社会心理学Ⅱ	(2)	憲法Ⅰ(統治論)	(2)
	民法Ⅰ	(2)	民法Ⅱ	(2)	家族社会学Ⅰ	(2)
	家族社会学Ⅱ	(2)	ケアワーク論	(2)	介護基礎	(1)
	生活行動論	(2)	生活とリスク	(2)	生活と地域環境	(2)
	歴史のなかの福祉	(2)	ハンセン病講義	(2)	ソーシャルワーク演習	(1)
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	(1)
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	(1)	比較文化論Ⅰ	(2)	比較文化論Ⅱ	(2)
	環境論Ⅰ	(2)	環境論Ⅱ	(2)	財政学Ⅰ	(2)
	財政学Ⅱ	(2)	行政法Ⅰ	(2)	行政法Ⅱ	(2)
	刑法	(2)	労働法	(2)	英語ⅢA	(1)
	英語ⅢB	(1)	英語ⅣA	(1)	英語ⅣB	(1)
	ドイツ語ⅢA	(1)	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)
	ドイツ語ⅣB	(1)	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)
	フランス語ⅣA	(1)	フランス語ⅣB	(1)	中国語ⅢA	(1)
	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)	中国語ⅣB	(1)
	ロシア語ⅢA	(1)	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)
	ロシア語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)
	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)
	韓国語ⅢB	(1)	韓国語ⅣA	(1)	韓国語ⅣB	(1)
	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)
	日本語ⅣA	(1)	日本語ⅣB	(1)		
応用科目	卒業演習Ⅰ	(2)	卒業論文演習A	(4)	卒業論文演習B	(2)
	卒業演習Ⅱ	(2)	卒業演習Ⅲ	(2)	卒業論文	(4)
	社会保障論Ⅰ	(2)	社会保障論Ⅱ	(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)

応用科目	福祉管理運営論	(2)	権利擁護と成年後見制度	(2)	刑事司法と福祉	(2)
	精神保健学Ⅰ	(2)	精神保健学Ⅱ	(2)	精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)
	精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)	精神障害リハビリテーション論	(2)	子ども家庭支援論	(2)
	国際福祉論	(2)	障害学	(2)	災害ソーシャルワーク	(2)
	社会福祉法制Ⅰ	(2)	社会福祉法制Ⅱ	(2)	外書講読Ⅰ	(2)
	外書講読Ⅱ	(2)	芸術療法入門	(2)	臨床心理学	(1)
	社会政策Ⅰ	(2)	社会政策Ⅱ	(2)	現代行政論	(2)
	医療と健康	(2)	生活と法	(2)	家族と法	(2)
	ジェンダーと法	(2)	地域社会学Ⅰ	(2)	地域社会学Ⅱ	(2)
	加齢と障害の理解	(2)	水保学	(2)	地域と暮らし	(2)
	現代の福祉国家	(2)	災害ケア・災害看護	(2)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	(1)
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	(1)
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	(2)	ソーシャルワーク実習Ⅲ	(2)	精神保健福祉演習Ⅰ	(1)
	精神保健福祉演習Ⅱ	(1)	精神保健福祉演習Ⅲ	(1)	精神保健福祉実習指導Ⅰ	(1)
	精神保健福祉実習指導Ⅱ	(1)	精神保健福祉実習指導Ⅲ	(1)	精神保健福祉実習	(4)
	スクールソーシャルワーク演習	(1)	スクールソーシャルワーク実習指導	(1)	スクールソーシャルワーク実習	(2)
	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)	福祉キャリア特講Ⅰ	(1)	福祉キャリア特講Ⅱ	(1)

(8) 社会福祉学部第二部社会福祉学科

基礎科目	入門演習	(1)	社会福祉原論Ⅰ	(2)	社会福祉原論Ⅱ	(2)
	ソーシャルワーク論	(2)	ソーシャルワークの基盤と専門職	(2)	医学一般	(2)
	社会学概論Ⅰ	(2)	心理学	(2)	社会福祉入門	(2)
	社会学概論Ⅱ	(2)	発達心理学	(2)	手話Ⅰ	(2)
	手話Ⅱ	(2)	点字Ⅰ	(2)	点字Ⅱ	(2)
	日本国憲法	(2)	差別と人権	(2)	情報処理入門	(2)
	数理・データサイエンス・AI入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)	哲学Ⅱ	(2)
	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)
	西洋史学Ⅱ	(2)	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)
	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)	経済学Ⅰ	(2)
	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)	法学Ⅱ	(2)
	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)	部落解放論Ⅰ	(2)
	部落解放論Ⅱ	(2)	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)
	化学Ⅰ	(2)	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)
	生物学Ⅱ	(2)	英語Ⅰ A	(1)	英語Ⅰ B	(1)
	英語Ⅱ A	(1)	英語Ⅱ B	(1)	ドイツ語Ⅰ A	(1)
	ドイツ語Ⅰ B	(1)	ドイツ語Ⅱ A	(1)	ドイツ語Ⅱ B	(1)
	フランス語Ⅰ A	(1)	フランス語Ⅰ B	(1)	フランス語Ⅱ A	(1)
	フランス語Ⅱ B	(1)	中国語Ⅰ A	(1)	中国語Ⅰ B	(1)
	中国語Ⅱ A	(1)	中国語Ⅱ B	(1)	ロシア語Ⅰ A	(1)
	ロシア語Ⅰ B	(1)	ロシア語Ⅱ A	(1)	ロシア語Ⅱ B	(1)
	スペイン語Ⅰ A	(1)	スペイン語Ⅰ B	(1)	スペイン語Ⅱ A	(1)
	スペイン語Ⅱ B	(1)	韓国語Ⅰ A	(1)	韓国語Ⅰ B	(1)
	韓国語Ⅱ A	(1)	韓国語Ⅱ B	(1)	健康科学A(講義)	(2)
	健康科学BⅠ(実技)	(1)	健康科学BⅡ(実技)	(1)		
発展科目	公的扶助論	(2)	保健医療と福祉	(2)	高齢者福祉論	(2)
	障害児・者福祉論	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅰ	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅱ	(2)
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅱ	(2)
	子ども家庭福祉論Ⅰ	(2)	社会福祉調査	(2)	スクールソーシャルワーク論	(2)
	社会福祉発達史	(2)	生活行動論	(2)	民法Ⅰ	(2)
	民法Ⅱ	(2)	ハンセン病講義	(2)	災害と社会	(2)

発展科目	海外フィールドワーク	(1)	ソーシャルワーク演習	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	(1)
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅰ	(1)
	環境論Ⅰ	(2)	環境論Ⅱ	(2)	英語ⅢA	(1)
	英語ⅢB	(1)	英語ⅣA	(1)	英語ⅣB	(1)
	ドイツ語ⅢA	(1)	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)
	ドイツ語ⅣB	(1)	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)
	フランス語ⅣA	(1)	フランス語ⅣB	(1)	中国語ⅢA	(1)
	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)	中国語ⅣB	(1)
	ロシア語ⅢA	(1)	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)
	ロシア語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)
	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)
応用科目	韓国語ⅢB	(1)	韓国語ⅣA	(1)	韓国語ⅣB	(1)
	卒業演習	(4)	卒業論文	(4)	社会保障論Ⅰ	(2)
	社会保障論Ⅱ	(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)	福祉管理運営論	(2)
	権利擁護と成年後見制度	(2)	刑事司法と福祉	(2)	社会福祉法制	(2)
	地域社会学	(2)	家族社会学	(2)	精神保健学Ⅰ	(2)
	教育学概論	(2)	学校教育心理学	(2)	災害ソーシャルワーク	(2)
	水保学	(2)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	(1)
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅱ	(2)
	ソーシャルワーク実習Ⅲ	(2)	スクールソーシャルワーク演習	(1)	スクールソーシャルワーク実習指導	(1)
	スクールソーシャルワーク実習	(2)	福祉キャリア特講Ⅰ	(1)	福祉キャリア特講Ⅱ	(1)

(9) 社会福祉学部福祉環境学科

基礎科目	基礎演習	(1)	福祉環境学入門	(4)	生活環境論	(2)
	差別と人権	(2)	芸術表現研究Ⅰ	(2)	芸術表現研究Ⅱ	(2)
	情報処理入門	(2)	統計学	(2)	法律学概論(国際法を含む)	(2)
	日本国憲法	(2)	法学	(2)	心理学Ⅰ	(2)
	心理学Ⅱ	(2)	手話Ⅰ	(2)	手話Ⅱ	(2)
	点字Ⅰ	(2)	点字Ⅱ	(2)	地誌Ⅰ	(2)
	地誌Ⅱ	(2)	社会福祉原論Ⅰ	(2)	社会福祉原論Ⅱ	(2)
	医学一般	(2)	ソーシャルワーク論	(2)	ソーシャルワークの基盤と専門職	(2)
	精神医学Ⅰ	(2)	精神保健福祉の原理Ⅰ	(2)	日本史概論Ⅰ	(2)
	日本史概論Ⅱ	(2)	文章論(作文、レポート、論文、新聞)	(4)	地理学概論Ⅰ	(2)
	地理学概論Ⅱ	(2)	社会学概論Ⅰ	(2)	社会学概論Ⅱ	(2)
	自然科学と人間ⅠA(物理学)	(2)	自然科学と人間ⅠB(物理学)	(2)	自然科学と人間ⅡA(化学)	(2)
	自然科学と人間ⅡB(化学)	(2)	経済学Ⅰ	(2)	経済学Ⅱ	(2)
	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)	英語ⅠA	(1)	英語ⅠB	(1)
	英語ⅡA	(1)	英語ⅡB	(1)	ドイツ語ⅠA	(1)
	ドイツ語ⅠB	(1)	ドイツ語ⅡA	(1)	ドイツ語ⅡB	(1)
	フランス語ⅠA	(1)	フランス語ⅠB	(1)	フランス語ⅡA	(1)
	フランス語ⅡB	(1)	中国語ⅠA	(1)	中国語ⅠB	(1)
	中国語ⅡA	(1)	中国語ⅡB	(1)	ロシア語ⅠA	(1)
	ロシア語ⅠB	(1)	ロシア語ⅡA	(1)	ロシア語ⅡB	(1)
	スペイン語ⅠA	(1)	スペイン語ⅠB	(1)	スペイン語ⅡA	(1)
	スペイン語ⅡB	(1)	韓国語ⅠA	(1)	韓国語ⅠB	(1)
	韓国語ⅡA	(1)	韓国語ⅡB	(1)	健康科学A(講義)	(2)
	健康科学BⅠ(実技)	(1)	健康科学BⅡ(実技)	(1)	日本語ⅠA	(1)
	日本語ⅠB	(1)	日本語ⅡA	(1)	日本語ⅡB	(1)
	日本事情ⅠA	(2)	日本事情ⅠB	(2)	日本事情ⅡA	(2)
	日本事情ⅡB	(2)	日本事情ⅢA	(2)	日本事情ⅢB	(2)

基礎科目	日本文化演習ⅠA	(1)	日本文化演習ⅠB	(1)	日本文化演習ⅡA	(1)
	日本文化演習ⅡB	(1)				
発展科目	福祉環境論特講	(2)	生活と福祉情報	(2)	生活と地域環境	(2)
	生活とリスク	(2)	ソーシャルワークと法	(2)	歴史のなかの福祉	(2)
	ハンセン病講義	(2)	民法Ⅰ	(2)	民法Ⅱ	(2)
	障害者と法	(2)	環境法	(2)	環境社会論Ⅰ	(2)
	環境社会論Ⅱ	(2)	地域づくりとバリアフリー	(2)	子ども家庭福祉論Ⅱ	(2)
	手話Ⅲ	(2)	手話Ⅳ	(2)	海外フィールドワーク	(1)
	福祉環境コーディネータ論	(2)	スクールソーシャルワーク論	(2)	人文地理学Ⅰ	(2)
	人文地理学Ⅱ	(2)	哲学概論Ⅰ	(2)	哲学概論Ⅱ	(2)
	経済原論Ⅰ	(2)	経済原論Ⅱ(国際経済を含む)	(2)	公的扶助論	(2)
	保健医療と福祉	(2)	高齢者福祉論	(2)	障害児・者福祉論	(2)
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅱ	(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)
	地域福祉論Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅱ	(2)	子ども家庭福祉論Ⅰ	(2)
	社会福祉調査	(2)	精神医学Ⅱ	(2)	精神保健福祉の原理Ⅱ	(2)
	精神保健福祉制度論	(2)	教職日本史Ⅰ	(2)	教職日本史Ⅱ	(2)
	ソーシャルワーク演習	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	(1)
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅰ	(1)	西洋史概論Ⅰ	(2)
	西洋史概論Ⅱ	(2)	社会心理学Ⅰ	(2)	社会心理学Ⅱ	(2)
	言語と文化Ⅰ	(2)	言語と文化Ⅱ	(2)	環境論ⅠA(自然環境)	(2)
	環境論ⅠB(自然環境)	(2)	自然科学と人間ⅢA(生物学)	(2)	自然科学と人間ⅢB(生物学)	(2)
	芸術と表現Ⅰ	(2)	芸術と表現Ⅱ	(2)	憲法Ⅰ(統治論)	(2)
	憲法Ⅱ(人権論)	(2)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)	英語ⅢA	(1)
	英語ⅢB	(1)	英語ⅣA	(1)	英語ⅣB	(1)
	ドイツ語ⅢA	(1)	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)
	ドイツ語ⅣB	(1)	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)
	フランス語ⅣA	(1)	フランス語ⅣB	(1)	中国語ⅢA	(1)
	中国語ⅢB	(1)	中国語ⅣA	(1)	中国語ⅣB	(1)
	ロシア語ⅢA	(1)	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)
	ロシア語ⅣB	(1)	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)
	スペイン語ⅣA	(1)	スペイン語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)
	韓国語ⅢB	(1)	韓国語ⅣA	(1)	韓国語ⅣB	(1)
	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)	日本語ⅣA	(1)
	日本語ⅣB	(1)				
応用科目	福祉環境学演習Ⅰ	(1)	福祉環境学演習Ⅱ	(1)	福祉環境学演習Ⅲ	(2)
	福祉環境学演習Ⅳ	(2)	卒業論文	(4)	家族と法	(2)
	地域と暮らし	(2)	医療と健康	(2)	現代の福祉国家	(2)
	障害学	(2)	水保学	(2)	社会政策Ⅰ	(2)
	社会政策Ⅱ	(2)	地域社会学Ⅰ	(2)	地域社会学Ⅱ	(2)
	現代行政論	(2)	生活と法	(2)	労働法	(2)
	社会福祉法制Ⅰ	(2)	社会福祉法制Ⅱ	(2)	外書講読Ⅰ	(2)
	外書講読Ⅱ	(2)	日本事情特講	(2)	環境マネジメント論Ⅰ	(2)
	環境マネジメント論Ⅱ	(2)	自然地理学Ⅰ	(2)	自然地理学Ⅱ	(2)
	東洋史概論Ⅰ	(2)	東洋史概論Ⅱ	(2)	社会保障論Ⅰ	(2)
	社会保障論Ⅱ	(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)	福祉管理運営論	(2)
	権利擁護と成年後見制度	(2)	刑事司法と福祉	(2)	精神保健学Ⅰ	(2)
	精神保健学Ⅱ	(2)	精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)	精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)
	精神障害リハビリテーション論	(2)	教職外国史Ⅰ	(2)	教職外国史Ⅱ	(2)
	教職人文地理学	(2)	教職自然地理学	(2)	教職公民(社会学)Ⅰ	(2)
	教職公民(社会学)Ⅱ	(2)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	(1)
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅱ	(2)

応用科目	ソーシャルワーク実習Ⅲ	(2)	精神保健福祉演習Ⅰ	(1)	精神保健福祉演習Ⅱ	(1)
	精神保健福祉演習Ⅲ	(1)	精神保健福祉実習指導Ⅰ	(1)	精神保健福祉実習指導Ⅱ	(1)
	精神保健福祉実習指導Ⅲ	(1)	精神保健福祉実習	(4)	スクールソーシャルワーク演習	(1)
	スクールソーシャルワーク実習指導	(1)	スクールソーシャルワーク実習	(2)	倫理学概論Ⅰ	(2)
	倫理学概論Ⅱ	(2)	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ(国際政治を含む)	(2)
	現代教育論Ⅰ	(2)	現代教育論Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)
	文化人類学Ⅱ	(2)	部落解放論Ⅰ	(2)	部落解放論Ⅱ	(2)
	環境論Ⅱ A(環境と人間社会)	(2)	環境論Ⅱ B(環境と人間社会)	(2)	情報メディア論Ⅰ	(2)
	情報メディア論Ⅱ	(2)	家族社会学Ⅰ	(2)	家族社会学Ⅱ	(2)
	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)				

(10) 社会福祉学部子ども家庭福祉学科

基礎科目	子ども家庭福祉入門Ⅰ	(1)	子ども家庭福祉入門Ⅱ	(2)	社会福祉原論Ⅰ	(2)
	社会福祉原論Ⅱ	(2)	教育学概論Ⅰ	(2)	教育学概論Ⅱ	(2)
	子どもの理解と援助	(1)	保育概論Ⅰ	(2)	保育概論Ⅱ	(2)
	教育課程論	(2)	社会的養護Ⅰ	(2)	子ども保健Ⅰ	(2)
	子ども保健Ⅱ	(2)	発達心理学	(2)	子ども家庭支援の心理学	(2)
	日本国憲法	(2)	情報処理入門	(2)	幼児と健康	(1)
	幼児と人間関係	(1)	幼児と環境	(1)	幼児と言葉	(1)
	幼児と表現(音楽)	(1)	幼児と表現(造形)	(1)	心理学Ⅰ	(2)
	心理学Ⅱ	(2)	社会学概論Ⅰ	(2)	社会学概論Ⅱ	(2)
	医学一般	(2)	ソーシャルワーク論	(2)	ソーシャルワークの基盤と専門職	(2)
	ボランティア論	(2)	手話Ⅰ	(2)	手話Ⅱ	(2)
	子どもの歴史	(2)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)
	哲学Ⅱ	(2)	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)
	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)
	西洋史学Ⅱ	(2)	東洋史学Ⅰ	(2)	東洋史学Ⅱ	(2)
	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)
	文化人類学Ⅱ	(2)	日本文学Ⅰ	(2)	日本文学Ⅱ	(2)
	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)	経済学Ⅰ	(2)
	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)	法学Ⅱ	(2)
	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)	教育学Ⅰ	(2)
	教育学Ⅱ	(2)	部落解放論Ⅰ	(2)	部落解放論Ⅱ	(2)
	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)
	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)
	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)
	数学Ⅱ	(2)	英語Ⅰ A	(1)	英語Ⅰ B	(1)
	英語Ⅱ A	(1)	英語Ⅱ B	(1)	ドイツ語Ⅰ A	(1)
	ドイツ語Ⅰ B	(1)	ドイツ語Ⅱ A	(1)	ドイツ語Ⅱ B	(1)
	フランス語Ⅰ A	(1)	フランス語Ⅰ B	(1)	フランス語Ⅱ A	(1)
	フランス語Ⅱ B	(1)	中国語Ⅰ A	(1)	中国語Ⅰ B	(1)
	中国語Ⅱ A	(1)	中国語Ⅱ B	(1)	ロシア語Ⅰ A	(1)
	ロシア語Ⅰ B	(1)	ロシア語Ⅱ A	(1)	ロシア語Ⅱ B	(1)
	スペイン語Ⅰ A	(1)	スペイン語Ⅰ B	(1)	スペイン語Ⅱ A	(1)
	スペイン語Ⅱ B	(1)	韓国語Ⅰ A	(1)	韓国語Ⅰ B	(1)
	韓国語Ⅱ A	(1)	韓国語Ⅱ B	(1)	健康科学A(講義)	(2)
	健康科学BⅠ(実技)	(1)	健康科学BⅡ(実技)	(1)	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)
	日本語Ⅰ A	(1)	日本語Ⅰ B	(1)	日本語Ⅱ A	(1)
	日本語Ⅱ B	(1)	日本事情Ⅰ A	(2)	日本事情Ⅰ B	(2)
	日本事情Ⅱ A	(2)	日本事情Ⅱ B	(2)	日本事情Ⅲ A	(2)

基礎科目	日本事情Ⅲ B	(2)	日本文化演習Ⅰ A	(1)	日本文化演習Ⅰ B	(1)
	日本文化演習Ⅱ A	(1)	日本文化演習Ⅱ B	(1)		
発展科目	子ども家庭福祉特論	(2)	子ども家庭福祉論Ⅰ	(2)	子ども家庭福祉論Ⅱ	(2)
	子育て支援	(1)	現代教師論	(2)	教育心理学	(2)
	保育内容総論	(1)	保育内容指導法 A (健康)	(1)	保育内容指導法 B (人間関係)	(1)
	保育内容指導法 C (環境)	(1)	保育内容指導法 D (言葉)	(1)	保育内容指導法 E (音楽表現)	(1)
	保育内容指導法 F (造形表現)	(1)	音楽Ⅰ	(1)	音楽Ⅱ	(1)
	造形Ⅰ	(1)	造形Ⅱ	(1)	体育Ⅰ	(1)
	体育Ⅱ	(1)	幼児理解	(2)	乳児保育Ⅰ	(2)
	乳児保育Ⅱ	(1)	子どもの食と栄養	(2)	子どもの健康と安全	(1)
	子ども家庭福祉演習Ⅰ	(1)	保育実習指導Ⅰ A	(1)	保育実習Ⅰ A	(2)
	子ども家庭福祉実践基礎	(2)	幼児教育実習指導Ⅰ	(1)	教育実習Ⅰ	(2)
	公的扶助論	(2)	保健医療と福祉	(2)	高齢者福祉論	(2)
	障害児・者福祉論	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅰ	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅱ	(2)
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅱ	(2)
	社会福祉調査	(2)	ソーシャルワーク演習	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	(1)
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅰ	(1)
	児童ソーシャルワーク特論	(2)	民法Ⅰ	(2)	民法Ⅱ	(2)
	外書講読Ⅰ	(2)	外書講読Ⅱ	(2)	海外フィールドワーク	(1)
	スクールソーシャルワーク論	(2)	社会心理学Ⅰ	(2)	社会心理学Ⅱ	(2)
	家族社会学Ⅰ	(2)	家族社会学Ⅱ	(2)	比較文化論Ⅰ	(2)
	比較文化論Ⅱ	(2)	環境論Ⅰ	(2)	環境論Ⅱ	(2)
	財政学Ⅰ	(2)	財政学Ⅱ	(2)	行政法Ⅰ	(2)
	行政法Ⅱ	(2)	刑法	(2)	労働法	(2)
	英語Ⅲ A	(1)	英語Ⅲ B	(1)	英語Ⅳ A	(1)
	英語Ⅳ B	(1)	ドイツ語Ⅲ A	(1)	ドイツ語Ⅲ B	(1)
	ドイツ語Ⅳ A	(1)	ドイツ語Ⅳ B	(1)	フランス語Ⅲ A	(1)
	フランス語Ⅲ B	(1)	フランス語Ⅳ A	(1)	フランス語Ⅳ B	(1)
	中国語Ⅲ A	(1)	中国語Ⅲ B	(1)	中国語Ⅳ A	(1)
	中国語Ⅳ B	(1)	ロシア語Ⅲ A	(1)	ロシア語Ⅲ B	(1)
	ロシア語Ⅳ A	(1)	ロシア語Ⅳ B	(1)	スペイン語Ⅲ A	(1)
	スペイン語Ⅲ B	(1)	スペイン語Ⅳ A	(1)	スペイン語Ⅳ B	(1)
	韓国語Ⅲ A	(1)	韓国語Ⅲ B	(1)	韓国語Ⅳ A	(1)
	韓国語Ⅳ B	(1)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)	日本語Ⅲ A	(1)
	日本語Ⅲ B	(1)	日本語Ⅳ A	(1)	日本語Ⅳ B	(1)
応用科目	専門ゼミナールⅠ	(2)	専門ゼミナールⅡ	(2)	専門ゼミナールⅢ	(2)
	卒業論文	(4)	保育マネジメント論	(2)	教育相談の理論と方法	(1)
	臨床心理学	(1)	保育方法論	(1)	特別支援教育論	(1)
	障害児保育論Ⅰ	(1)	障害児保育論Ⅱ	(1)	社会的養護Ⅱ	(1)
	子ども家庭支援論	(2)	年齢別保育 A	(1)	年齢別保育 B	(1)
	年齢別保育 C	(1)	音楽Ⅲ	(1)	造形Ⅲ	(1)
	体育Ⅲ	(1)	子ども家庭福祉演習Ⅱ	(1)	保育実習Ⅰ B	(2)
	保育実習指導Ⅰ B	(1)	保育実習指導Ⅱ	(1)	保育実習指導Ⅲ	(1)
	保育実習Ⅱ	(2)	保育実習Ⅲ	(2)	子ども家庭福祉実践応用演習	(1)
	保育表現実践	(2)	幼児教育実習指導Ⅱ	(1)	教育実習Ⅱ	(2)
	保育・教職実践演習	(2)	社会保障論Ⅰ	(2)	社会保障論Ⅱ	(2)
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)	福祉管理運営論	(2)	権利擁護と成年後見制度	(2)
	刑事司法と福祉	(2)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	(1)
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅱ	(2)
	ソーシャルワーク実習Ⅲ	(2)	子どもの権利	(2)	家族と法	(2)
	子ども家庭福祉実習	(2)	障害学	(2)	精神保健学Ⅰ	(2)

応用科目	スクールソーシャルワーク演習	(1)	スクールソーシャルワーク実習指導	(1)	スクールソーシャルワーク実習	(2)
	水俣学	(2)	地域社会学Ⅰ	(2)	地域社会学Ⅱ	(2)
	社会政策Ⅰ	(2)	社会政策Ⅱ	(2)	ジェンダーと法	(2)
	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)	福祉キャリア特講Ⅰ	(1)	福祉キャリア特講Ⅱ	(1)

(11) 社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科

基礎科目	基礎演習	(2)	ライフ・ウェルネス入門	(2)	アダプティッド・スポーツ論	(2)
	倫理とライフ・ウェルネス	(2)	コーチング論	(2)	生理学(運動生理学を含む)	(2)
	衛生学(公衆衛生学を含む)	(2)	解剖学	(2)	健康支援概論	(2)
	スポーツと地域政策	(2)	社会福祉原論Ⅰ	(2)	社会福祉原論Ⅱ	(2)
	ソーシャルワーク論	(2)	ソーシャルワークの基盤と専門職	(2)	医学一般	(2)
	社会学概論Ⅰ	(2)	心理学Ⅰ	(2)	レクリエーション概論	(2)
	ボランティア論	(2)	社会学概論Ⅱ	(2)	心理学Ⅱ	(2)
	手話Ⅰ	(2)	手話Ⅱ	(2)	点字Ⅰ	(2)
	点字Ⅱ	(2)	発達心理学	(2)	日本国憲法	(2)
	統計学	(2)	情報処理入門	(2)	生活環境論	(2)
	文章論(作文、レポート、論文、新聞)	(4)	スポーツ指導法実習(水泳)	(1)	武道指導法実習(柔道)Ⅰ	(1)
	武道指導法実習(柔道)Ⅱ	(1)	スポーツ指導法実習(ダンス)Ⅰ	(1)	スポーツ指導法実習(ダンス)Ⅱ	(1)
	スポーツ指導法実習(器械運動)	(1)	スポーツ指導法実習(陸上競技)Ⅰ	(1)	スポーツ指導法実習(陸上競技)Ⅱ	(1)
	アダプティッド・スポーツ実技	(1)	数理・データサイエンス・AI入門	(2)	哲学Ⅰ	(2)
	哲学Ⅱ	(2)	倫理学Ⅰ	(2)	倫理学Ⅱ	(2)
	日本史学Ⅰ	(2)	日本史学Ⅱ	(2)	西洋史学Ⅰ	(2)
	西洋史学Ⅱ	(2)	東洋史学Ⅰ	(2)	東洋史学Ⅱ	(2)
	地理学Ⅰ	(2)	地理学Ⅱ	(2)	文化人類学Ⅰ	(2)
	文化人類学Ⅱ	(2)	日本文学Ⅰ	(2)	日本文学Ⅱ	(2)
	日本語学Ⅰ	(2)	日本語学Ⅱ	(2)	経済学Ⅰ	(2)
	経済学Ⅱ	(2)	法学Ⅰ	(2)	法学Ⅱ	(2)
	政治学Ⅰ	(2)	政治学Ⅱ	(2)	教育学Ⅰ	(2)
	教育学Ⅱ	(2)	部落解放論Ⅰ	(2)	部落解放論Ⅱ	(2)
	物理学Ⅰ	(2)	物理学Ⅱ	(2)	化学Ⅰ	(2)
	化学Ⅱ	(2)	生物学Ⅰ	(2)	生物学Ⅱ	(2)
	地学Ⅰ	(2)	地学Ⅱ	(2)	数学Ⅰ	(2)
	数学Ⅱ	(2)	英語ⅠA	(1)	英語ⅠB	(1)
	英語ⅡA	(1)	英語ⅡB	(1)	ドイツ語ⅠA	(1)
	ドイツ語ⅠB	(1)	ドイツ語ⅡA	(1)	ドイツ語ⅡB	(1)
	フランス語ⅠA	(1)	フランス語ⅠB	(1)	フランス語ⅡA	(1)
	フランス語ⅡB	(1)	中国語ⅠA	(1)	中国語ⅠB	(1)
	中国語ⅡA	(1)	中国語ⅡB	(1)	ロシア語ⅠA	(1)
	ロシア語ⅠB	(1)	ロシア語ⅡA	(1)	ロシア語ⅡB	(1)
	スペイン語ⅠA	(1)	スペイン語ⅠB	(1)	スペイン語ⅡA	(1)
	スペイン語ⅡB	(1)	韓国語ⅠA	(1)	韓国語ⅠB	(1)
	韓国語ⅡA	(1)	韓国語ⅡB	(1)	健康科学A(講義)	(2)
	健康科学BⅠ(実技)	(1)	健康科学BⅡ(実技)	(1)	キャリアデザイン論Ⅰ	(2)
	日本語ⅠA	(1)	日本語ⅠB	(1)	日本語ⅡA	(1)
	日本語ⅡB	(1)	日本事情ⅠA	(2)	日本事情ⅠB	(2)
	日本事情ⅡA	(2)	日本事情ⅡB	(2)	日本事情ⅢA	(2)
	日本事情ⅢB	(2)	日本文化演習ⅠA	(1)	日本文化演習ⅠB	(1)
	日本文化演習ⅡA	(1)	日本文化演習ⅡB	(1)		
発展科目	発展演習	(2)	スポーツ・ウェルネス論	(2)	スポーツ統計学	(2)
	ヘルスアンドウェルネス	(2)	地域スポーツとビジネス	(2)	健康体力づくり論	(2)
	運動学(運動方法学を含む)	(2)	スポーツ心理学	(2)	運動処方	(2)

発展科目	測定評価	(2)	公的扶助論	(2)	保健医療と福祉	(2)
	高齢者福祉論	(2)	障害児・者福祉論	(2)	ソーシャルワーク方法論Ⅰ	(2)
	ソーシャルワーク方法論Ⅱ	(2)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	(2)	地域福祉論Ⅰ	(2)
	地域福祉論Ⅱ	(2)	子ども家庭福祉論Ⅰ	(2)	社会福祉調査	(2)
	スクールソーシャルワーク論	(2)	経済原論Ⅰ	(2)	経済原論Ⅱ	(2)
	海外フィールドワーク	(1)	社会福祉発達史Ⅰ	(2)	社会福祉発達史Ⅱ	(2)
	子ども家庭福祉論Ⅱ	(2)	障害者の生活と法制度	(2)	社会心理学Ⅰ	(2)
	社会心理学Ⅱ	(2)	憲法Ⅰ(統治論)	(2)	憲法Ⅱ(人権論)	(2)
	民法Ⅰ	(2)	民法Ⅱ	(2)	芸術療法入門	(2)
	ハンセン病講義	(2)	スポーツ指導法実習(ネット型)	(1)	スポーツ指導法実習(ゴール型)	(1)
	スポーツ指導法実習(ベースボール型)	(1)	スポーツ指導法実習(スキー)	(1)	レクリエーション指導法実習A	(1)
	レクリエーション指導法実習B	(1)	ソーシャルワーク演習	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅰ	(1)
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅱ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅰ	(1)
	比較文化論Ⅰ	(2)	比較文化論Ⅱ	(2)	環境論Ⅰ	(2)
	環境論Ⅱ	(2)	財政学Ⅰ	(2)	財政学Ⅱ	(2)
	行政法Ⅰ	(2)	行政法Ⅱ	(2)	刑法	(2)
	労働法	(2)	英語ⅢA	(1)	英語ⅢB	(1)
	英語ⅣA	(1)	英語ⅣB	(1)	ドイツ語ⅢA	(1)
	ドイツ語ⅢB	(1)	ドイツ語ⅣA	(1)	ドイツ語ⅣB	(1)
	フランス語ⅢA	(1)	フランス語ⅢB	(1)	フランス語ⅣA	(1)
	フランス語ⅣB	(1)	中国語ⅢA	(1)	中国語ⅢB	(1)
	中国語ⅣA	(1)	中国語ⅣB	(1)	ロシア語ⅢA	(1)
	ロシア語ⅢB	(1)	ロシア語ⅣA	(1)	ロシア語ⅣB	(1)
	スペイン語ⅢA	(1)	スペイン語ⅢB	(1)	スペイン語ⅣA	(1)
	スペイン語ⅣB	(1)	韓国語ⅢA	(1)	韓国語ⅢB	(1)
	韓国語ⅣA	(1)	韓国語ⅣB	(1)	キャリアデザイン論Ⅱ	(2)
	日本語ⅢA	(1)	日本語ⅢB	(1)	日本語ⅣA	(1)
	日本語ⅣB	(1)				
応用科目	ライフ・ウェルネス演習Ⅰ	(2)	ウェルネス・プロモーション論Ⅰ	(2)	ウェルネス・プロモーション論Ⅱ	(2)
	卒業論文	(4)	ライフ・ウェルネス演習Ⅱ	(2)	ライフ・ウェルネス演習Ⅲ	(2)
	救急処置と運動負荷試験	(2)	栄養学	(2)	学校保健	(2)
	スポーツマネジメント	(2)	社会保障論Ⅰ	(2)	社会保障論Ⅱ	(2)
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	(2)	福祉管理運営論	(2)	権利擁護と成年後見制度	(2)
	刑事司法と福祉	(2)	精神保健学Ⅰ	(2)	精神保健学Ⅱ	(2)
	子ども家庭支援論	(2)	国際福祉論	(2)	社会福祉法制Ⅰ	(2)
	社会福祉法制Ⅱ	(2)	外書講読Ⅰ	(2)	外書講読Ⅱ	(2)
	社会政策Ⅰ	(2)	社会政策Ⅱ	(2)	現代行政論	(2)
	家族と法	(2)	ジェンダーと法	(2)	家族社会学Ⅰ	(2)
	家族社会学Ⅱ	(2)	地域づくりとバリアフリー	(2)	水俣学	(2)
	現代の福祉国家	(2)	地域社会学Ⅰ	(2)	地域社会学Ⅱ	(2)
	リハビリテーション論	(2)	情報メディア論Ⅰ	(2)	情報メディア論Ⅱ	(2)
	野外活動指導法実習(キャンプ)	(1)	地域スポーツ指導法実習Ⅰ	(1)	地域スポーツ指導法実習Ⅱ	(1)
	レジスタンストレーニング	(1)	健康体力づくり実習	(1)	健康産業施設等現場実習	(1)
	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク演習(専門)Ⅳ	(1)	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	(1)
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	(1)	ソーシャルワーク実習Ⅱ	(2)	ソーシャルワーク実習Ⅲ	(2)
	スクールソーシャルワーク演習	(1)	スクールソーシャルワーク実習指導	(1)	スクールソーシャルワーク実習	(2)
	キャリアデザイン論Ⅲ	(2)	福祉キャリア特講Ⅰ	(1)	福祉キャリア特講Ⅱ	(1)

(教職に関する科目及び単位数)

第13条 教職に関する科目及びその単位数は、教職課程履修に関する規程で定める。

(司書及び司書教諭に関する科目及び単位数)

第14条 司書及び司書教諭に関する科目及び単位数は、司書及び司書教諭課程の履修に関する規程で定める。

(レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員に関する科目及び単位数)

第14条の2 レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員に関する科目及び単位数は、「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」で定める。

(単位数の算定基準)

第15条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業演習等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。
- (授業の方法)

第15条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項により与えることができる単位数は、第17条に規定する卒業に必要な単位数のうち、60単位を超えないものとする。

第5章 履修方法及び成績評定

(履修科目の選定及び届出)

第16条 各授業科目の担当者及び授業時間割等は、毎学年の初めにこれを公示する。学生は、これによって所定の期日までにその履修すべき科目を選定して届け出なければならない。

(卒業に必要な科目及び単位数)

第17条 卒業に必要な単位数は、各学部・学科とも124単位以上とし、その内訳は次のとおりとする。

商学部商学科 授業科目	必修6単位、選択必修76単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 授業科目	必修8単位、選択必修76単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
経済学部経済学科 授業科目	必修16単位、選択必修74単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
経済学部リーガルエコノミクス学科 授業科目	必修18単位、選択必修76単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
外国語学部英米学科 授業科目	必修32単位、選択必修76単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
外国語学部東アジア学科 授業科目	必修56単位、選択必修46単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
社会福祉学部第一部社会福祉学科 授業科目	必修9単位、選択必修56単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
社会福祉学部第二部社会福祉学科 授業科目	必修3単位、選択必修66単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
社会福祉学部福祉環境学科 授業科目	必修9単位、選択必修84単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
社会福祉学部子ども家庭福祉学科 授業科目	必修9単位、選択必修86単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上
社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科 授業科目	必修16単位、選択必修67単位を含めて自己の属する学科の科目124単位以上

(教職免許取得に必要な科目及び単位数)

第18条 教育職員免許状を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、第12条の科目（教科に関する科目）及び第13条の教職に関する科目について、教育職員免許法並びに同法施行規則の定めるところに従い、それぞれ所定の科目及び単位を修得しなければならない。

(司書資格取得に必要な単位)

第19条 司書資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、図書館法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

(司書教諭資格取得に必要な単位)

第20条 司書教諭資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、教育職員免許状取得に必要な単位（教育職員免許法並びに同法施行規則を参照）及び学校図書館司書教諭講習規程に定められた単位を修得しなければならない。

第21条 削除

(保育士資格取得に必要な単位)

第21条の2 保育士資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、児童福祉法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

(免許状又は資格の種類及び履修学部・学科)

第22条 第18条、第19条、第20条及び第21条の2に規定する単位を修得することによって得られる免許状又は資格の種類並びに履修する学部・学科は、次のとおりとする。

免許状又は資格の種類		履修する学部・学科
中学校教諭一種免許状	社 会	経済学部経済学科・リーガルエコノミクス学科、社会福祉学部福祉環境学科（令和6年度より募集停止）
	英 語	外国語学部英米学科
	中 国 語 韓 国 語	外国語学部東アジア学科
	保健体育	社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科
高等学校教諭一種免許状	商 業	商学部商学科
	地 理 歴 史 公 民	経済学部経済学科、社会福祉学部福祉環境学科（令和6年度より募集停止）
	公 民	経済学部リーガルエコノミクス学科
	英 語	外国語学部英米学科
	中 国 語 韓 国 語	外国語学部東アジア学科
	福 祉	社会福祉学部第一部社会福祉学科
	保健体育	社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科
幼稚園教諭一種免許状		社会福祉学部子ども家庭福祉学科
保育士資格		社会福祉学部子ども家庭福祉学科
司書資格		商学部商学科・ホスピタリティ・マネジメント学科、経済学部経済学科・リーガルエコノミクス学科、外国語学部英米学科・東アジア学科、社会福祉学部第一部社会福祉学科・福祉環境学科（令和6年度より募集停止）・子ども家庭福祉学科・ライフ・ウェルネス学科
司書教諭資格		商学部商学科、経済学部経済学科・リーガルエコノミクス学科、外国語学部英米学科・東アジア学科、社会福祉学部第一部社会福祉学科・福祉環境学科（令和6年度より募集停止）・ライフ・ウェルネス学科

第22条の2 削除

(社会福祉士試験の受験資格取得に必要な単位)

第22条の3 社会福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、別に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(精神保健福祉士試験の受験資格取得に必要な単位)

第22条の4 精神保健福祉士試験の受験資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、別に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(健康運動指導士認定試験の受験資格取得に必要な単位)

第22条の5 健康運動指導士認定試験の受験資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、別に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(スクールソーシャルワーカーの申請資格取得に必要な単位)

第22条の6 スクールソーシャルワーカーの申請資格を得ようとする者は、第17条に規定する単位のほか、別に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(健康運動実践指導者認定試験の受験資格取得に必要な単位)

第22条の7 健康運動実践指導者認定試験の受験資格を得ようとする者は、別に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(履修方法)

第23条 履修方法に関する詳細は、別に定める。

(各授業科目の試験及び成績評定)

第24条 各授業科目の成績評定は、原則として毎学期試験等によりこれを行う。

2 評定は、試験その他の適切な方法により、科目担当者がこれを行う。

(単位の授与)

第25条 評定の結果は、S・A・B・C・Dに分け、S・A・B・Cを合格とし、所定の単位を与える。

2 試験及び成績評定に関する詳細は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第27条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条及び第27条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 本学学生にして、第26条及び第27条に定める大学等で授業科目の履修を希望する者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した科目及び単位の取り扱い)

第30条 本学以外で修得した科目及び単位の取り扱いに関する詳細は、別に定める。

第6章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第31条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第32条 学期を、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から翌年3月31日まで

2 前項に定める学期の開始日と終了日は、必要に応じて変更することがある。

(授業期間)

第33条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第34条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定められた休日
- (3) 創立記念日(5月30日)
- (4) 夏期休業(8月4日から9月21日まで)

- (5) 冬期休業（12月27日から1月5日まで）
- (6) 春期休業（2月3日から3月31日まで）
- 2 定期休業日は、必要に応じて変更し、授業を行うことがある。

第7章 入学、編入学、転入学、再入学、休学、留学、復学、転学部、転学科、転部及び退学 （入学の時期）

第35条 入学の時期は、学年の初めとする。

（入学資格）

第36条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学試験）

第37条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

- 2 入学試験に関する詳細は、その都度これを定めて公示する。

（入学許可）

第38条 学長は、選抜試験に合格し、所定の期日までに入学金その他を納入し、必要書類を提出した者に対しては、入学を許可する。

- 2 入学金その他の納入金並びに提出書類については、その都度定める。

（休学及び復学）

第39条 病気その他やむを得ない理由によって3か月以上学業継続が困難な者は、学長に保証人連署のうえ願い出て、休学の許可を受けることができる。

- 2 休学期間は、2か年以内とし、2回を超えることはできない。ただし、休学した期間は、本学則第5条に規定する修業年限及び在学年数に算入しない。
- 3 休学者が復学しようとするときは、学長に保証人連署のうえ願い出なければならない。
- 4 復学の時期は、学期の初めとする。
- 5 休学及び復学に関する詳細は、別に定める。

（退学）

第40条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長に保証人連署の退学願を差し出し、許可を得なければならない。

- 2 退学に関する詳細は、別に定める。

（転学部、転学科及び転部）

第41条 転学部、転学科及び転部を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 転学部、転学科及び転部に関する詳細は、別に定める。

（編入学）

第42条 本学に編入学を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- 2 編入学に関する詳細は、別に定める。

（転入学）

第43条 本学に転入学を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- 2 転入学に関する詳細は、別に定める。

（再入学）

第44条 本学に1年以上在学した者で、再入学を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する詳細は、別に定める。

(留学)

第45条 学生は、教授会の議を経たうえ、学長の承認を受けて、在学中、外国の大学に留学し、学修することができる。

2 留学に関する詳細は、別に定める。

(他大学へ入学又は転学する者の許可)

第46条 本学学生にして、他の大学に入学又は転学しようとする者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第47条 本学に4年以上在学し、第17条に規定する授業科目及び単位を修得しなければならない。

(学位の授与)

第48条 前条の要件を満たした者には、学長は教授会の議を経て、学士の学位を授与する。

2 学位及びその授与について必要な事項は、熊本学園大学学位規則で定める。

第9章 授業料その他の納入金

(授業料の納期)

第49条 授業料は、第一部に関しては、次の2期に分けて徴収する。

第1期 4月28日まで

第2期 9月28日まで

2 第二部に関しては、次の4期に分けて徴収する。

第1期 4月28日まで

第2期 6月28日まで

第3期 9月28日まで

第4期 11月28日まで

(授業料等の納入金)

第50条 入学検定料、入学金、授業料、施設費その他の納入金に関しては、次のとおりとする。

第一部 入学検定料 30,000円

入 学 金 200,000円

授 業 料 695,000円

施 設 費 180,000円

第二部 入学検定料 30,000円

入 学 金 160,000円

授 業 料 403,000円

施 設 費 112,000円

2 授業料その他の納入金に関する詳細は、別に定める。

(納入金等の免除)

第51条 休学を許可した者には、次の納期から授業料その他の納入金を免除する。

(納入金の返還)

第52条 既納の納入金の返還に関しては、別に定める。

(授業料の減免)

第53条 私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、勉学に専念せしめるために授業料を減免する。

2 前項の私費外国人留学生授業料減免に関する詳細は、別に定める。

(除籍及び復籍)

第54条 授業料その他の納入金を期日までに納入しない者は、除籍する。

2 授業料等滞納による除籍に関する詳細は、別に定める。

3 授業料等滞納による除籍者の復籍に関する詳細は、別に定める。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

第55条 奨学のため、次の制度を設ける。

(1) 給費生 災害、その他家庭の経済状況急変により修学困難な者に対し、給費生として採用し、給付金を給付する。

(2) 奨学生 修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学生として採用し、奨学金を貸与する。

- 2 前各号の制度に関する詳細は、別に定める。

第11章 留学生、帰国子女、中国引揚者等子女、交換留学生、委託生、特別聴講学生、派遣聴講生、科目等履修生及び研究生

(外国人留学生)

第56条 本学に入学を希望する外国人においては、学長は教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 前項の外国人留学生の入学に関する詳細は、別に定める。

(帰国子女)

第56条の2 本学に入学を希望する帰国子女においては、学長は教授会の議を経て、入学を許可する。

- 2 前項の帰国子女の入学に関する詳細は、別に定める。

(中国引揚者等子女)

第57条 本学に入学を希望する中国引揚者等子女においては、引揚者であることの明確に証明できる書類があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可する。

- 2 前項の中国引揚者等子女の入学に関する詳細は、別に定める。

(交換留学生)

第58条 姉妹大学等との交流協定に基づき派遣された学生においては、学長は教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可する。

- 2 交換留学生に関する詳細は、別に定める。

(委託生)

第59条 公共団体又はこれに準ずる機関より、本学の特定の科目について修学を委託された者があるときは、学長は教授会の議を経て、委託生として入学を許可する。

- 2 前項の委託生には、学則第61条を準用する。

(特別聴講学生、派遣聴講生)

第60条 本学と単位互換に関する協定のある大学及び短期大学との間で、授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は選考につき教授会の議を経て、特別聴講学生または派遣聴講生としてこれを許可する。

- 2 特別聴講学生に関する詳細は、別に定める。

- 3 派遣聴講生に関する詳細は、別に定める。

(科目等履修生)

第61条 本学所定の授業科目中、特定の科目について履修を希望する者があるときは、学長は選考につき教授会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可する。

- 2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。学長は、試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

- 3 科目等履修生に関する詳細は、別に定める。

(研究生)

第62条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合には、学長は選考につき教授会の議を経て、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する詳細は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第63条 学校教育法第107条に定めるところに従って、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関する詳細は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第64条 在学中本学の教育目的にかなう、志操堅実にして成績優秀な者及び学生の模範となる行為をした者に対しては、学長は教授会の議を経て、これを表彰する。

(懲戒)

第65条 法令および本学の諸規程に違反した者、本学の秩序を乱した者、その他学生としての本分にもとる行為をした者に対しては、学長は教授会の議を経て、これを懲戒することができる。

- 2 懲戒は、退学、停学および訓告とする。

- 3 懲戒に関する詳細は、別に定める。

第14章 付属施設

(図書館等)

第66条 本学に、図書館、産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所、e-キャンパスセンター、スポーツ振興センター、高度学術研究支援センター、教育センター、インクルーシブ学生支援センター、ボランティアセンター及び地域連携センターを付設する。

2 付属施設に関する詳細は、別に定める。

(学生寮)

第67条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する詳細は、別に定める。

第15章 雑則

(改廃)

第68条 本学則の改廃は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は、昭和29年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、昭和35年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、昭和39年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、昭和42年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、昭和43年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、昭和45年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、昭和48年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第3号の経済学部経済学科の必修科目・単位・第14条第1項の表の専門教育科目の経済学部必修単位及び第35条の授業料の徴収方法の各改正規定は、昭和51年度の入学者から適用する。
- 9 この改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、昭和57年4月1日から施行する。
- 12 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第11条、第12条及び第15条の2の規定の適用は、なお従前の例による。
- 13 この改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 14 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第11条、第12条及び第15条の2の規定の適用は、なお従前の例による。
- 15 この改正学則施行の際、昭和59年度から昭和61年度においては、商学部経営学科の総定員は、第4条の規定にかかわらずそれぞれ次のとおりとする。

昭和59年度	100名
昭和60年度	200名
昭和61年度	300名

- 16 この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- 17 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第10条及び第14条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 18 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 19 この改正学則施行の際、昭和61年度から昭和74年度においては商学部商学科第一部、商学部経営学科、経済学部経済学科の入学定員は第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科	入学定員
商学部商学科第一部	400名
商学部経営学科	150名
経済学部経済学科	400名

- 20 この改正は、昭和63年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、平成1年4月1日から施行する。
- 22 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第35条の規定適用は、なお従前の例によるが、第

2 期分（第一部）・6 月分（第二部）の納入期限は 6 月 25 日までとする。

23 この改正は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

24 この改正学則施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、第 11 条、第 12 条、第 14 条及び第 15 条の 2 の規定の適用は、なお従前の例による。

25 この学則施行の際、平成 2 年度から平成 4 年度においては、商学部経営学科、経済学部経済学科及び経済学部国際経済学科の総定員は、第 4 条の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

	商学部経営学科	経済学部経済学科	経済学部国際経済学科
平成 2 年度	450 名	1,150 名	150 名
平成 3 年度	500 名	1,100 名	300 名
平成 4 年度	550 名	1,050 名	450 名

26 この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項第 4 号、第 11 条第 1 項第 5 号、第 12 条第 1 項第 3 号及び第 15 条の 2 の各改正規定は、平成 2 年度の入学者から適用する。

27 この改正学則施行の際、平成 3 年度から平成 11 年度においては商学部商学科第一部、商学部経営学科、経済学部経済学科、経済学部国際経済学科の入学定員は、第 4 条の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
商学部	商学科第一部	500 名
	経営学科	250 名
経済学部	経済学科	400 名
	国際経済学科	250 名

28 この改正は、平成 4 年 1 月 1 日から施行する。

29 この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

30 この改正学則施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、第 11 条、第 14 条、第 36 条の規定の適用は、なお従前の例による。

31 この改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

32 この改正学則施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、第 12 条、第 16 条、第 47 条の規定の適用は、なお従前の例による。

33 この改正は、平成 5 年 9 月 24 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

34 この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

35 この改正学則施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、第 12 条（ただし、経済学部国際経済学科のみ）、第 17 条（ただし、経済学部国際経済学科のみ）、第 50 条の規定の適用は、なお従前の例による。

36 この改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

37 この改正学則施行に当り、現に第 2 年次以上に在学中の者については、第 12 条（ただし、経済学部経済学科の第 2 年次・第 3 年次の演習及び経済学部国際経済学科の第 2 年次・第 3 年次の演習については、別表 1 のとおりとする。）、第 13 条、第 17 条（ただし、経済学部経済学科の第 2 年次・第 3 年次及び経済学部国際経済学科の第 2 年次・第 3 年次については、別表 2 のとおりとする。）及び第 50 条の規定の適用は、なお従前の例による。

別表 1（第 12 条関係）

学部	学科	学年	改正前	改正後
経済学部	経済学科	第2年次	演習Ⅱ (4)	演習Ⅱ (甲) (4)
		第2年次 第3年次	演習Ⅲ (4)	演習Ⅲ (甲) (4)
			演習Ⅳ (4)	演習Ⅲ (乙) (4)
				演習Ⅳ (甲) (卒業論文を含む) (8)
	国際経済学科	第2年次	外書講読演習 (4)	演習Ⅳ (乙) (4)
			演習Ⅱ (4)	演習Ⅱ (甲) (4)
				演習Ⅲ (甲) (4)
			演習Ⅲ (4)	演習Ⅲ (乙) (4)
		第3年次		演習Ⅳ (甲) (卒業論文を含む) (8)
			演習Ⅳ (乙) (4)	
			外書講読演習Ⅱ (4)	演習Ⅲ (甲) (4)
			演習Ⅲ (乙) (4)	
		演習Ⅳ (甲) (卒業論文を含む) (8)		
			演習Ⅳ (乙) (4)	

別表 2 (第17条関係)

学部	学科	学年	改正前	改正後
経済学部	経済学科	第2年次 第3年次	必修22単位、選択必修66単位を含めて 自己の属する学科の科目124単位以上	必修18単位、選択必修66単位を含めて 自己の属する学科の科目124単位以上
	国際経済学科	第2年次	必修16単位、選択必修82単位を含めて 自己の属する学科の科目124単位以上	必修12単位、選択必修82単位を含めて 自己の属する学科の科目124単位以上
		第3年次	(専門教育科目) 必修32単位もしくは、36単位を含めて 自己の属する学科の科目80単位以上	(専門教育科目) 必修24単位もしくは、28単位を含めて 自己の属する学科の科目80単位以上

38 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

39 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第50条の規定の適用は、なお従前の例による。

40 この改正は、平成9年4月1日から施行する。

41 この改正学則施行の際、平成9年度から平成11年度においては商学部第一部商学科及び経済学部経済学科の入学定員は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
商学部第一部	商学科	350名
経済学部	経済学科	350名

42 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第50条の規定の適用は、なお従前の例による。

43 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

44 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第13条及び第17条の規定の適用は、なお従前の例による。

45 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

46 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

47 この学則施行の際、平成12年度・平成13年度においては商学部第一部商学科及び経済学部経済学科の入学定員は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	商学部第一部商学科	経済学部経済学科
平成12年度	350名	350名
平成13年度	350名	350名

48 この学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第13条、第17条、第18条、第21条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。

49 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

50 この学則施行の際、平成13年度の商学部第一部商学科及び経済学部経済学科の入学定員は、第6条の規定のとおりとする。

51 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条（ただし、第10号社会福祉学部福祉環境学科を除く）、第17条、第22条、第26条、第27条及び第28条の規定の適用は、なお従前の例による。

52 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

53 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第15条、第17条の規定の適用は、なお従前の例による。

54 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

55 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第15条、第17条の規定の適用は、なお従前の例による。

56 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

57 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条の規定の適用は、なお従前の例による。ただし、第8号外国語学部東アジア学科及び第11号社会福祉学部福祉環境学科については、平成16年度の入学者から適用する。

58 この改正は、平成18年4月1日から施行する。

59 この改正学則施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第17条、第22条（司書資格のホスピタリティ・マネジメント学科を除く）の規定の適用は、なお従前の例による。

60 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

61 この改正学則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者については、第12条及び第17条の規定の適用は、なお従前の例による。

62 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

63 この改正学則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者については、第12条の規定の適用は、なお従前の例による。

64 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 65 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第22条の２ないし第22条の４については、適用しない。
- 66 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条、第17条、第21条、第22条及び第50条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 67 この改正は、平成22年４月１日から施行する。
- 68 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 69 この改正学則の施行に当り、第22条の５の規定については、平成21年度の入学者から適用する。
- 70 この改正は、平成23年４月１日から施行する。
- 71 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条及び第17条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 72 この改正は、平成24年４月１日から施行する。
- 73 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条及び第17条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 74 この改正は、平成25年４月１日から施行する。
- 75 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条、第17条及び第50条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 76 商学部第二部商学科は、平成26年３月31日をもって廃止する。
- 77 商学部第二部は、平成26年３月31日をもって廃止する。
- 78 この改正は、平成26年４月１日から施行する。
- 79 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第３条の３、第６条、第12条、第17条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 80 この改正は、平成27年４月１日から施行する。ただし、第12条、第17条及び第22条の規定については、平成27年度入学者から適用する。
- 81 この改正学則の施行に当り、第12条第４号経済学部経済学科の規定については、平成26年度の入学者から適用する。
- 82 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条第７号外国語学部英米学科の規定の適用は、なお従前の例による。
- 83 この改正学則の施行に当り、現に３年次以上に在学中の者については、第50条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 84 この改正は、平成28年４月１日から施行する。
- 85 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 86 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第22条の６については、適用しない。
- 87 この改正は、平成29年４月１日から施行する。
- 88 この改正は、平成30年４月１日から施行する。
- 89 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第６条、第12条、第17条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 90 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第22条の７については、適用しない。
- 91 経済学部国際経済学科は、平成31年３月31日をもって廃止する。
- 92 この改正は、平成31年４月１日から施行する。
- 93 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条、第17条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 94 この改正は、令和２年４月１日から施行する。
- 95 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第６条、第12条、第17条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 96 この改正は、令和３年４月１日から施行する。
- 97 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条、第17条及び第22条の２の規定の適用は、なお従前の例による。
- 98 この改正は、令和４年４月１日から施行する。
- 99 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条及び第17条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 100 この改正は、令和５年４月１日から施行する。
- 101 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第12条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 102 この改正は、令和６年４月１日から施行する。
- 103 この改正学則の施行に当り、現に２年次以上に在学中の者については、第６条、第12条、第17条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。

- 104 商学部経営学科は、令和7年3月31日をもって廃止する。
- 105 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 106 この改正学則の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第17条及び第50条の規定の適用は、
なお従前の例による。

商学部商学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 商学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

(授業科目の構成)

第2条 本学科における授業科目は、商学科という枠組みの中で専門教育を行うとともに、我々を取り巻く社会構造の変化・情報化・国際化に対応するための幅広い教養と総合的判断力をもった人間を養成することを目的として体系的に構成される。

2 授業科目は、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に体系づけられる。履修者は各該当年次に履修する。ただし、下学年次科目は原則として履修できるものとする。

3 授業科目は、「学部専修科目」、「単位互換科目」、「自己能力開発科目」及び「教養科目」の4つの科目群から構成される。

4 「学部専修科目」は、「基本科目Ⅰ」、「情報・分析基礎科目」、「基本科目Ⅱ」、「専攻選択必修科目」、「演習」、「主専攻開設科目」、「副専攻開設科目」及び「共通選択科目」から構成される。

5 「教養科目」は、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」及び「健康科学科目」から構成される。

6 演習は、「基礎演習」、「発展演習」、「応用演習Ⅰ」、「応用演習Ⅱ」及び「総合演習」で構成される。「基礎演習」は第1年次、「発展演習」は第2年次秋学期、「応用演習Ⅰ」は第3年次、「応用演習Ⅱ」及び「総合演習」は第4年次の学部専修科目に配置される。

7 第1年次で、「学部専修科目」の「基本科目Ⅰ」、「情報・分析基礎科目」及び「基本科目Ⅱ」を学ぶことで商学的なものの見方や考え方を学び、第2年次から「流通・情報専攻」・「経営・金融専攻」のいずれかに所属し、「専攻選択必修科目」を学ぶことで各専攻に関して、より実学に則したものの見方や考え方を学ぶ。

(専攻の決定・変更)

第3条 専攻の決定は、1年次秋学期末に所定の手続きを行い、原則として学生の希望に基づいてなされる。ただし、人数に大きな偏りが生じる場合は学生の成績等によって調整することがある。

2 専攻の変更は、第2年次から第3年次への進級時のみ可能である。変更を希望する者は、第2年次秋学期末に所定の手続きを行わなければならない。その可否については、変更を希望する学生の成績や各専攻の人数等を勘案して決定する。なお、専攻の変更が認められた学生は変更後の専攻において「応用演習Ⅰ」を履修しなければならない。

(卒業要件)

第4条 卒業に必要な最低修得単位数は、必修及び選択必修単位を含めた「学部専修科目」、「教養科目」、「単位互換科目」及び「自己能力開発科目」に配置された124単位である。なお、各学年の履修制限を超えない限り、卒業最低修得単位数を超えて単位を修得することを妨げない。

(学部専修科目の履修方法)

第5条 「学部専修科目」の必修科目として、基本科目Ⅰ(第1年次開設)に配置された2科目4単位を修得しなければならない。

2 学部専修科目の選択必修科目として、「情報・分析基礎科目」の選択必修科目群からいずれか1科目2単位、「基本科目Ⅱ」から最低8単位、「専攻選択必修科目」から最低6単位を修得しなければならない。

3 「学部専修科目」の選択科目として、前項に規定する単位の他、「情報・分析基礎科目」、「基本科目Ⅱ」及び「専攻選択必修科目」の中から最低4単位修得しなければならない。

4 「演習」及び「主専攻開設科目」から最低40単位を修得しなければならない。ただし、演習においては、「応用演習Ⅱ」又は「総合演習」のいずれか1科目を修得しなければならない。

5 「学部専修科目」及び「単位互換科目」から最低84単位を修得しなければならない。

(演習の履修方法)

第6条 「基礎演習」は第1年次においてのみ履修でき、所属する演習は春学期開始時に決定される。「発展演習」は第2年次においてのみ履修でき、所属する演習は各専攻に属する「発展演習」のなかから、第2年次の春学期に希望理由などを勘案して決定される。「応用演習Ⅰ」は第3年次においてのみ履修できる。「発展演習」、「応用演習Ⅰ」及び「応用演習Ⅱ」は、原則として同一の教員による演習を継続して履修しなければならない。なお、「応用演習Ⅱ」を履修するためには「応用演習Ⅰ」の単位を修得していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交換留学生、認定留学生及び沖縄国際大学への派遣聴講生は、学年配置にかかわらず演習を履修することができる。詳細については別に定める。

3 「総合演習」は第4年次以降においてのみ履修できる。ただし、「総合演習」と「応用演習Ⅱ」の両方を履修することはできない。

4 演習の指導教員は、第2年次から第3年次への進級時のみ変更することができる。ただし、総合演習への変更の場合を除く。変更を希望する者は、第2年次秋学期末に申し出なければならない。変更は、所定の演習定員を超えない範囲において、変更先の演習の教員が了承すれば認められる。

- 5 「応用演習Ⅱ」を修得するためには、指導教員が指示する締切日までに1万2千字以上の論文を提出しなければならない。
- 6 総合演習を履修する者は、指導教員が指示する締切日までに8千字以上の論文を提出しなければならない。

(教養科目の履修方法)

第7条 「教養科目」は、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」及び「健康科学科目」の4つの科目群から構成される。

第8条 「基礎学術科目」は、数理学、人文学、社会科学及び自然科学の4つの科目群から構成される。

- 2 「基礎学術科目」のうち、数理学の科目群は必修科目であり、この科目群から2単位を修得しなければならない。
- 3 「基礎学術科目」のうち、人文学、社会科学及び自然科学の3つの科目群は選択必修科目であり、それぞれの科目群から最低4単位ずつ、計12単位以上修得しなければならない。

第9条 「外国語科目」は、選択必修科目であり、ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・韓国語の中から選択した1種類の外国語と、英語を履修しなければならない。

- 2 英語については、「英語ⅠA」・「英語ⅠB」・「英語ⅡA」・「英語ⅡB」の中から、2単位又は4単位を修得しなければならない。
- 3 ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・韓国語の中から1種類の外国語を選択し、選択した外国語のⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBの科目の中から、英語を2単位修得する場合は4単位、英語を4単位修得する場合は最低2単位を修得しなければならない。

第10条 「健康科学科目」は、選択必修科目であり、「健康科学A（講義）」・「健康科学BⅠ（実技）」・「健康科学BⅡ（実技）」の中から最低2単位を修得しなければならない。

第11条 「教養科目」の選択科目として、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」の中から最低6単位を修得しなければならない。

- 2 教養科目の最低修得単位は、「基礎学術科目」14単位、「外国語科目」6単位、「健康科学科目」2単位、「選択科目」6単位を合計して28単位である。

(履修制限)

第12条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて48単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、「職業指導」、「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」、「文部科学省認定検定試験合格による単位換算認定科目」及び「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員（以下「レクリエーション・インストラクター等」という。）養成課程に関する科目」の単位は、この履修制限の枠外とする。
- 3 同一授業時限に2科目以上を重複して履修することはできない。
- 4 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第25条に定める場合を除き履修することはできない。
- 5 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した単位は卒業要件に算入しない。
- 6 履修学年が指定された科目を除き、下学年次に開設されている科目は履修できる。上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第25条に定める場合は、その限りではない。既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む。）の再履修はできない。
- 7 年度内において、春学期・秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。
- 8 春学期だけ又は秋学期だけ週2回開講されている科目を履修する場合、週2回それぞれ履修登録し、かつ受講しなければならない。
- 9 第13条、第14条において履修を認められた科目の単位は各学年で定める履修制限の枠内とする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。
- 10 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に、一部の科目を除き履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

(他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等)

第13条 本学科に在学する学生が、他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第26条参照）。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第27条参照）。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第13条及び第14条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第28条参照）。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第16条 第13条及び第14条の履修の許可と、第13条ないし第15条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない（学則第29条及び第30条参照）。

（教職課程の科目の履修方法）

第17条 教職課程の履修によって取得できる教員免許状は、商業を免許教科とする高等学校教諭一種免許状である。

2 免許状を取得するための履修科目等については、「教職課程履修に関する規程」による。

（司書及び司書教諭課程の科目の履修方法）

第18条 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、「司書」及び「司書教諭」である。

2 司書及び司書教諭の資格を取得するための履修科目等については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」による。

（レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する科目の履修方法）

第19条 レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する履修科目等については、「レクリエーション・インストラクター等養成課程の履修に関する規程」による。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第20条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の本学科の一般学生の場合と同様とする。

（編入学・転入学者の単位等の認定）

第21条 第3年次に編入学・転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は62単位を上限とする。
- (2) 基礎学術科目として12単位、健康科学科目として2単位、自由選択科目として10単位を一括認定する。
- (3) 外国語科目を履修していれば、6単位を上限に外国語科目として一括認定する。
- (4) 学部専修科目の基礎演習は修得したものと認定する。
- (5) 主専攻開設科目の選択必修科目として10単位を一括認定する。
- (6) 認定合計が62単位となるよう、残余の単位を18単位から24単位の範囲で、学部専修科目の選択科目として一括認定する。

第21条の2 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。
- (2) 学部専修科目の選択科目及び基礎学術科目については、読み替えにより個別に認定する。
- (3) 外国語科目を履修していれば、英語4単位、英語以外の外国語科目2単位、合計6単位を上限に読み替えにより個別に認定する。
- (4) 学部専修科目の基礎演習は修得したものと認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

第22条 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

（外国人留学生の履修方法）

第23条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語科目」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である外国語の科目の履修はできない。

2 前項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」・「日本事情ⅠB」を履修し、修得した単位は教養科目の人文系の科目の単位として、「日本事情ⅡA」・「日本事情ⅡB」を履修し、修得した単位は教養科目の社会科学の科目の単位として、「日本事情ⅢA」・「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は教養科目の自然科学の科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」・「日本文化演習ⅠB」・「日本文化演習ⅡA」・「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は教養科目の「総合科目」の単位として振替えることができる。

4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

（特別受講）

第24条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上、重複するために本学科では必要な科目を履修することができない場合には（演習を除く）、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

（他学部・他学科受講制度）

第25条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

- 2 受講できる科目は、別に定める。
- 3 第1項の他学部・他学科受講を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。
- 4 受講者数を制限することがある。
- 5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。
- 6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。
(履修届)

第26条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意味がないものとみなし、除籍する。

- 2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。
- 3 提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。
(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、平成15年度以前入学者については、従前の「第一部商学科授業科目履修規程(平成15年度以前入学者)」を適用する。
- 3 この規程は、平成16年度以降入学者について適用する。
- 4 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 第7条及び第18条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 6 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 第15条の2の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 8 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 9 第15条の規定については、平成19年度の編入学・転入学者から適用する。
- 10 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 11 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第6条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 12 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 13 第16条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 14 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 17 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、標題、第1条、第14条及び第15条の2の規定の適用は、なお従前の例による。
- 18 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 20 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第6条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 21 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 22 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 23 この改正規程の施行に際し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 24 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 25 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 26 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 27 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 28 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第5条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 29 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 30 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第8条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。

商学部ホスピタリティ・マネジメント学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 ホスピタリティ・マネジメント学科（以下「本学科」という。）の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則（以下「学則」という。）第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

(授業科目の構成)

第2条 本学科における授業科目は、ホスピタリティ・マネジメント学科としての専門教育を行うとともにグローバル化時代にふさわしい幅広い知識と総合的判断力を有する人間教育に資するよう体系づけられている。

2 授業科目は、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に体系づけられる。履修者は各該当年次に履修する。ただし、下学年次科目は原則として履修できるものとする。

3 授業科目は、「学部専修科目」、「単位互換科目」、「自己能力開発科目」及び「教養科目」の4つの科目群から構成される。

4 「学部専修科目」は、「基盤科目」、「専門基盤科目」、「専門選択科目」から構成される。

5 「教養科目」は、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」及び「健康科学科目」から構成される。

(卒業要件)

第3条 卒業に必要な最低修得単位数は、必修及び選択必修単位を含めた「学部専修科目」、「教養科目」、「単位互換科目」及び「自己能力開発科目」に配置された124単位である。なお、各学年の履修制限を超えない限り、卒業最低修得単位数を超えて単位を修得することを妨げない。

(学部専修科目の履修方法)

第4条 「学部専修科目」の必修科目として、「卒論セミナー」を修得しなければならない。

2 「学部専修科目」の選択必修科目として、最低44単位を修得しなければならない。そのうち、「基盤科目」から最低12単位を修得しなければならない。

3 「学部専修科目」の選択科目として、「専門選択科目」及び「単位互換科目」の中から最低22単位修得しなければならない。

4 「自己能力開発科目」の選択必修科目のうち、インターンシップ（12単位）、ホスピタリティと職業（2単位）のいずれか1科目を修得しなければならない。インターンシップ（12単位）を修得しない場合は、「学部専修科目」、「単位互換科目」及び「自己能力開発科目（選択科目）」の中から10単位を修得しなければならない。

5 「学部専修科目」、「単位互換科目」、「自己能力開発科目」及び「学部専修等選択必修」から最低84単位を修得しなければならない。

(演習の履修方法)

第5条 卒論セミナー、ホスピタリティ入門セミナー、ホスピタリティ・セミナーⅠ、ホスピタリティ・セミナーⅡ、ホスピタリティ・セミナーⅢ、ホスピタリティ・セミナーⅣの履修方法については、次のとおりとする。

(1) ホスピタリティ入門セミナーは、第1年次においてのみ履修できる。

(2) ホスピタリティ・セミナーⅠは第2年次、ホスピタリティ・セミナーⅡ・Ⅲは第3年次、ホスピタリティ・セミナーⅣは第4年次においてのみ履修できる。

(3) 卒論セミナーを修得するためには、その履修年度内に1万2千字以上の論文を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交換留学生、認定留学生及び沖縄国際大学への派遣聴講生等は、学科が必要と認めた場合、学年配置にかかわらず演習を履修することができる。

(教養科目の履修方法)

第6条 「教養科目」は、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」及び「健康科学科目」の4つの科目群から構成される。

第7条 「基礎学術科目」は、数理学、人文学、社会科学及び自然科学の4つの科目群から構成される。

2 「基礎学術科目」のうち、数理学の科目群は必修科目であり、この科目群から2単位を修得しなければならない。

3 「基礎学術科目」のうち、人文学、社会科学及び自然科学の3つの科目群は選択必修科目であり、それぞれの科目群から最低4単位ずつ、計12単位以上修得しなければならない。

第8条 「外国語科目」は、選択必修科目であり、ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・韓国語の中から選択した1種類の外国語と、英語を履修しなければならない。

2 英語については、「英語ⅠA」・「英語ⅠB」・「英語ⅡA」・「英語ⅡB」の中から、2単位又は4単位を修得しなければならない。

3 ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・韓国語の中から1種類の外国語を選択し、選択した外国語のⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBの科目の中から、英語を2単位修得する場合は4単位、英語を4単位修得する場合は最低2単位を修得しなければならない。

第9条 「健康科学科目」は、選択必修科目であり、「健康科学A（講義）」・「健康科学BⅠ（実技）」・「健康科学BⅡ（実技）」の中から最低2単位を修得しなければならない。

第10条 「教養科目」の最低修得単位は、「基礎学術科目」14単位、「外国語科目」6単位、「健康科学科目」2単位、「総合科目」2単位を合計して24単位である。

(履修制限)

- 第11条** 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて48単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、「司書及び司書教諭に関する科目」、「文部科学省認定検定試験合格による単位換算認定科目」及び「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員（以下「レクリエーション・インストラクター等」という。）養成課程に関する科目」の単位は、この履修制限の枠外とする。
- 3 同一授業時限に2科目以上を重複して履修することはできない。
- 4 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第22条に定める場合を除き履修することはできない。
- 5 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した単位は卒業要件に算入しない。
- 6 履修学年が指定された科目を除き、下学年次に開設されている科目は履修できる。上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第22条に定める場合は、その限りではない。既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む。）の再履修はできない。
- 7 年度内において、春学期・秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。
- 8 春学期だけ又は秋学期だけ週2回開講されている科目を履修する場合、週2回それぞれ履修登録し、かつ受講しなければならない。
- 9 第12条、第13条において履修を認められた科目の単位は各学年で定める履修制限の枠内とする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。
- 10 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に、一部の科目を除き履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

(他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等)

- 第12条** 本学科に在学する学生が、他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第26条参照）。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第13条** 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第27条参照）。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第14条** 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第12条及び第13条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第28条参照）。

(司書及び司書教諭課程の科目の履修方法)

- 第15条** 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、「司書」である。
- 2 司書及び司書教諭の資格を取得するための履修科目等については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」による。
- (レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する科目の履修方法)

- 第16条** レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する履修科目等については、「レクリエーション・インストラクター等養成課程の履修に関する規程」による。

(転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法)

- 第17条** 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の本学科の一般学生の場合と同様とする。

(編入学・転入学者の単位等の認定)

- 第18条** 第3年次に編入学・転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は62単位を上限とする。
- (2) 基礎学術科目として12単位、健康科学科目として2単位、自由選択科目として18単位を一括認定する。
- (3) 外国語科目を履修していれば、6単位を上限に外国語科目として一括認定する。
- (4) 学部専修科目のホスピタリティ入門セミナーは修得したものと認定する。
- (5) 認定合計が62単位となるよう、残余の単位を20単位から26単位の範囲で、学部専修科目の選択科目として一括認定する。

- 第18条の2** 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。

- (2) 学部専修科目の選択科目及び基礎学術科目については、読み替えにより個別に認定する。
- (3) 外国語科目を履修していれば、英語 4 単位、英語以外の外国語科目 2 単位、合計 6 単位を上限に読み替えにより個別に認定する。
- (4) 学部専修科目の基礎科目に配置された演習は修得したものとして認定する。

(転学部・転学科・転部者の単位認定)

第19条 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

(外国人留学生の履修方法)

第20条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語科目」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である外国語の科目の履修はできない。

2 前項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」・「日本事情ⅠB」を履修し、修得した単位は教養科目の人文系の科目の単位として、「日本事情ⅡA」・「日本事情ⅡB」を履修し、修得した単位は教養科目の社会科学の科目の単位として、「日本事情ⅢA」・「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は教養科目の自然科学の科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」・「日本文化演習ⅠB」・「日本文化演習ⅡA」・「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は教養科目の「総合科目」の単位として振替えることができる。

4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

(特別受講)

第21条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上、重複するために本学科では必要な科目を履修することができない場合には（演習を除く）、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

(他学部・他学科受講制度)

第22条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

2 受講できる科目は、別に定める。

3 第1項の他学部・他学科受講を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

4 受講者数を制限することがある。

5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

(履修届)

第23条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意味がないものとみなし、除籍する。

2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

3 提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

3 第13条の2の規定については、平成19年度の編入学・転入学者から適用する。

4 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

5 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条、第4条、第5条及び第6条の規定の適用は、なお従前の例による。

6 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

7 第14条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

8 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

9 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

10 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。

- 11 第13条の2の規定については、平成23年度の編入学・転入学者から適用する。
- 12 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 13 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条及び第4条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 14 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 16 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第6条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 17 第13条の2の規定については、平成28年度の編入学・転入学者から適用する。
- 18 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 21 この改正規程の施行に際し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 22 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 23 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 24 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 25 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 26 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 27 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 28 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第7条及び第10条の規定の適用は、なお従前の例による。

経済学部経済学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 経済学科（以下「本学科」という。）の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則（以下「学則」という。）第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

第2条 本学科における授業科目は、経済学に関する専門的教育を行うとともに、幅広い教養と総合的判断力を養成することを目的に体系づけられたものである。

2 授業科目は、「専門科目」と「共通教育科目」に分かれている。

3 「専門科目」は、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」及び「教職に関わる専門選択科目」に分かれている。

3の2 削除

4 「共通教育科目」は、「導入科目」、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」に分かれている。

5 本学科の目的とする少人数教育の中核となる演習は、次のように分類されている。

「演習Ⅱ」は2年次秋学期、「演習Ⅲ」は3年次、「演習Ⅳ」は4年次の専門科目に配置された選択演習である。

6 削除

7 1年次から、「専門科目」の「基本科目Ⅰ、Ⅱ」を学ぶことで経済学的なものの見方や考え方を学び、さらに秋学期に「経済専攻入門」を選択し、専攻を選ぶための準備をする。2年次から、現代経済専攻、地域・国際経済専攻、経済データ分析専攻のいずれかに配属される。

(専攻の決定・変更)

第3条 専攻の決定は、事前に定められた専攻の年度定員をもとに志望専攻、指定された科目の成績で所属する専攻を決定する。

2 専攻の変更は、2年次から3年次への移行時のみ可能である。変更を希望する者は、2年次秋学期末に所定の手続きを行い、その可否については、専攻の定員等を勘案して決定する。

(卒業の要件)

第4条 卒業に必要な最低修得単位数は、「専門科目」及び「共通教育科目」に配置された必修及び選択必修単位を含めた124単位である。

ただし、卒業最低修得単位数を超えて単位を修得することは、各学年の履修制限を超えない限り自由である。

2 第4年次以降に少なくとも専門科目の中から6単位を修得しなければならない。

(専門科目の履修方法)

第5条 「専門科目」の「必修科目」として、基本科目Ⅰ（第1・2年次開設）に配置された6科目12単位を修得しなければならない。

第6条 「専門科目」の「選択必修科目」は、「基本科目Ⅱ」から最低10単位、「基本科目Ⅱ」の10単位を超えた科目と「専門選択必修科目」を合わせて最低44単位を修得しなければならない。ただし、所要単位を超えて修得した単位は学部選択科目の修得単位として算定される。

2 削除

3 「専門科目」の「選択科目」として、「基本科目Ⅱ」の10単位を超えた科目と「専門選択必修科目」を合わせて44単位を超えた科目及び「学部選択科目」の中から、16単位を修得しなければならない。ただし、単位互換制度による授業科目、及び教職課程を履修している学生は「教職に関わる専門選択科目」の修得単位もこの中に含む。なお、学部選択科目は、経済学科の選択科目とリーガルエコノミクス学科専門科目の2年次以上の演習を除く選択必修科目で構成される。

4 専門科目の最低修得単位は合計82単位である。

(演習の履修)

第7条 演習の決定は、各専攻所定の演習定員のなかで、2年次の春学期に希望理由などを勘案して行われる。「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」は、原則として同一の教員による演習を継続して履修しなければならない。ただし、演習Ⅱのみ、あるいは演習Ⅱと演習Ⅲのみ履修することもできる。

2 演習の変更は、2年次から3年次への移行時のみ可能である。変更を希望する者は、2年次秋学期の所定の期間に申し出なければならない。変更は、所定の演習定員を超えない範囲において、変更先の演習の教員が了承すれば認められる。またその場合、専攻を超えた演習の変更も可能とする。

3 演習Ⅲを履修するためには、演習Ⅱを修得していなければならない。

4 「演習Ⅳ」は卒業論文を含めて6単位である。演習Ⅳを履修するためには、演習Ⅲを修得していなければならない。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、交換留学生又は認定留学生として派遣される学生で、演習を履修する者は、学年配置にかかわらず演習を履修することができる。詳細については別に定める。

第8条 削除

(共通教育科目の履修方法)

第9条 「共通教育科目」は、「導入科目」、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」の7つのブロックから構成されている。

2 「導入演習」及び「数理・データサイエンス・AI入門」は必ず修得しなければならない。

第10条 「基礎学術科目」は、人文学、社会科学、自然科学から構成されている。

2 基礎学術科目は「選択必修科目」であり、人文学、社会科学、自然科学の3つのブロックからそれぞれ最低4単位ずつ、計12単位以上修得しなければならない。

第11条 「外国語科目」は、「選択必修科目」であり、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国語から選択した1種類の外国語と英語を履修しなければならない。

2 英語については、「英語ⅠA」、「英語ⅠB」、「英語ⅡA」、「英語ⅡB」のうち2単位または4単位を修得しなければならない。

3 ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国語のうち少なくとも1種類の外国語を選択し、選択した外国語のⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBの科目の中から、英語を2単位修得する場合は4単位、英語を4単位修得する場合は2単位修得しなければならない。

第12条 「健康科学科目」は、「選択必修科目」であり、「健康科学A（講義）」、「健康科学BⅠ（実技）」、「健康科学BⅡ（実技）」のうち少なくとも2単位を修得しなければならない。

2 「共通教育科目」の選択科目として、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」の中から最低6単位を修得しなければならない。

3 したがって、「共通教育科目」の最低修得単位は、「導入科目」2単位、「情報科目」2単位、「基礎学術科目」12単位、「外国語科目」6単位、「健康科学科目」2単位、「選択科目」6単位を合計して、30単位である

（自由選択科目）

第12条の2 自由選択科目とは、本学科に開設されたすべての授業科目の中から、「専門科目」の最低修得単位82単位と「共通教育科目」の最低修得単位30単位とを合わせた112単位を、卒業最低修得単位数の124単位から除いた12単位について自由に選択することができる科目のことである。

したがって、「専門科目」と「共通教育科目」それぞれの所要単位を超えて修得した単位は、自由選択科目の修得単位として算定することができる。

（履修制限）

第13条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて48単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」、「文部科学省認定検定試験合格による単位換算認定科目」及び「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員（以下「レクリエーション・インストラクター等」という。）養成課程に関する科目」の単位は、この単位制限の枠外とする。

3 4年間の修得単位数が合計50単位に満たない者は、特別の事情がある場合を除いて、卒業の見込みがないものとみなし退学を勧告する。

4 同一授業時限に2科目以上を重複して履修することはできない。

5 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第24条に定める場合を除き履修することはできない。

6 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。

7 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第24条に定める場合は、その限りではない。既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む。）の再履修はできない。

8 年度内において、春学期、秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。

9 第14条、第15条において履修を認められた科目単位は各学年で定める履修制限内とする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

10 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

（他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第14条 本学科に在学する学生が、他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第26条参照）。

（大学以外の教育施設等における学修）

第15条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として

本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第27条参照）。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第14条及び第15条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第28条参照）。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第17条 第14条及び第15条の履修の許可と、第14条ないし第16条の単位認定は、学科会議で承認された上、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする（学則第29条、第30条参照）。

（教職課程の科目の履修方法）

第18条 教職課程の履修によって取得できる教員免許状は、地理歴史及び公民を免許教科とする高等学校教諭一種免許状、社会を免許教科とする中学校教諭一種免許状である。

2 免許状を取得するための履修科目等については、「教職課程履修に関する規程」による。

（司書及び司書教諭課程の科目の履修方法）

第19条 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、「司書」及び「司書教諭」である。

2 司書及び司書教諭の資格を取得するための履修科目等については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」による。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第20条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の本学科の一般学生の場合と同様とする。

（編入学・転入学者の単位等の認定）

第20条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等については、62単位を上限に読み替えにより個別に認定する。

第20条の3 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

（1）認定できる単位数は31単位を上限とする。

（2）専門科目については、読み替えにより個別に認定する。

（3）導入科目の「導入演習」は修得したものととして認定する。

（4）基礎学術科目、総合科目、外国語科目、健康科学科目及びキャリア形成科目については、読み替えにより個別に認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

第20条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。

（外国人留学生の履修方法）

第21条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」、「日本事情ⅢA」、「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は基礎学術科目に開設されている科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」、「日本文化演習ⅠB」、「日本文化演習ⅡA」、「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は共通教育科目の選択科目とする。

4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

第22条 削除

（特別受講）

第23条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上、重複するために本学科では必要な科目を履修することができない場合には（演習を除く）、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

（他学部・他学科受講制度）

第24条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

2 受講できる科目は、別に定める。

3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。

5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

（レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する科目の履修方法）

第25条 レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する履修科目等については、「レクリエーション・インストラクター等養成課程の履修に関する規程」による。

(履修届)

第26条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

なお、授業科目を履修する意志のない学生は、所定の期間内にその旨を教務課に届けなければならない。

履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。

2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

3 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し、平成4年度以前入学者については、従前の「熊本学園大学授業科目履修方法細則」を適用し、平成5年度及び平成6年度入学者については、従前の「熊本学園大学経済学部経済学科授業科目履修規程(平成5・6年度入学者)」を適用する。

3 この規程は、平成7年度以降入学者について適用する。

4 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

5 第22条において、復学者が、復学以前に修得した必修科目、選択必修科目及び選択科目別の単位については、これを卒業要件単位として算入するものとする。なお、本則は、平成6年度以前の入学者についても適用する。

6 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

7 第11条第2項は、平成10年度入学者から適用する。

8 第15条第1項、第4項、第5項、第16条、第26条及び第27条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

9 この改正は、平成11年4月1日から施行する。

10 第7条、第8条第1項及び第9条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

11 第15条第6項の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

12 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

13 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条第3項第4項第5項、第4条、第5条、第6条、第10条、第11条、第13条第2項及び第23条第2項の規定の適用は、なお従前の例による。

14 この改正は、平成13年4月1日から施行する。

15 第2条第3項の規定については、平成12年度の入学者から適用する。

16 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条第2項第3の2項、第3条、第5条、第6条、第15条、第16条、第17条、第18条及び第20条の規定の適用は、なお従前の例による。

17 第22条の2の規定については、平成13年度の編入学者から適用する。

18 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

19 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第13条の規定の適用は、なお従前の例による。

20 この改正は、平成15年4月1日から施行する。

21 第22条の2の規定については、平成15年度の転入学者から適用する。

22 この改正は、平成16年4月1日から施行する。

23 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第4条、第7条、第14条、第15条及び第23条の規定の適用は、なお従前の例による。

24 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

25 第3条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

26 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条、第6条のただし書き及び第15条の規定の適用は、なお従前の例による。

27 第11条、第16条及び第26条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

28 この改正は、平成21年4月1日から施行する。

29 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第6条、第8条、第9条及び第15条第1項の規定の適用は、なお従前の例による。

30 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

31 第23条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

32 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

- 33 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第15条第2項の規定の適用は、なお従前の例による。
- 34 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 35 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 36 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第21条、第23条及び第24条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 37 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 38 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 39 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第13条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 40 第20条の2の規定については、平成28年度の編入学・転入学者から適用する。
- 41 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 42 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 43 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 44 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 45 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 46 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 47 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第6条、第12条及び第24条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 48 第12条の2の規定については、令和6年度の入学者から適用する。
- 49 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 50 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第9条及び第12条の規定の適用は、なお従前の例による。

経済学部リーガルエコノミクス学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 リーガルエコノミクス学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

第2条 本学科における授業科目は、経済学と法の融合による特色ある専門教育を行うとともに、情報化・国際化・地方分権の時代にふさわしい幅広い教養と総合的判断力を持った人材を養成することを目的に体系づけられたものである。

2 授業科目は、「専門科目」と「共通教育科目」に分かれている。

3 「専門科目」は、「必修科目」、「選択必修科目」、「選択科目」及び「教職に関わる専門選択科目」に分かれている。

4 学生の関心に応じて学べるよう、「公共法政分野」と「市民・企業法分野」の科目が「専門選択必修科目」に配置されている。

5 本学科の目的とする少人数教育の中核となる演習は、次のように分類されている。

「演習Ⅱ」は2年次秋学期、「演習Ⅲ」は3年次、「演習Ⅳ」は4年次の専門科目に配置された選択演習である。

6 「共通教育科目」は、「導入科目」、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」に分かれている。

(卒業の要件)

第3条 卒業に必要な最低修得単位数は、「専門科目」及び「共通教育科目」に配置された必修及び選択必修単位を含めた124単位である。

ただし、卒業最低修得単位数を超えて単位を修得することは、各学年の履修制限を超えない限り自由である。

2 第4年次以降に少なくとも専門科目の中から6単位を修得しなければならない。

(専門科目の履修方法)

第4条 「専門科目」の「必修科目」として、基本科目Ⅰ(第1・2年次開設)に配置された7科目14単位を修得しなければならない。

第5条 「専門科目」の「選択必修科目」は「基本科目Ⅱ」と「専門選択必修科目」から構成されている。

2 「専門科目」の「基本科目Ⅱ」から12単位、「基本科目Ⅱ」の12単位を超えた科目と「専門選択必修科目」から合わせて44単位を修得しなければならない。

3 したがって、「専門科目」の「選択必修科目」の最低修得単位は、合計56単位である。これを超えて修得した単位は、学部選択科目の修得単位として算定する。

第6条 「専門科目」の選択科目として、「基本科目Ⅱ」の12単位を超えた科目と「専門選択必修科目」を合わせて44単位を超えた科目及び「学部選択科目」の中から、最低12単位を修得しなければならない。ただし、単位互換制度による授業科目、及び教職課程を履修している学生は「教職に関わる専門選択科目」の修得単位もこの中に含む。なお、学部選択科目は、リーガルエコノミクス学科の選択科目と経済学科専門科目の2年次以上の演習を除く選択必修科目で構成される。

2 したがって、専門科目の最低修得単位は合計82単位である。

(演習の履修)

第7条 演習の決定は、所定の演習定員のなかで、2年次春学期に希望理由などを勘案して行われる。「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、「演習Ⅳ」は、原則として同一の教員による演習を継続して履修しなければならない。ただし、演習Ⅱのみ、あるいは演習Ⅱと演習Ⅲのみ履修することもできる。

2 演習の変更は、2年次から3年次への移行時のみ可能である。変更を希望する者は、2年次秋学期の所定の期間に申し出なければならない。変更は、所定の演習定員を超えない範囲において、変更先の演習の教員が了承すれば認められる。

3 演習Ⅲを履修するためには、演習Ⅱを修得していなければならない。

4 「演習Ⅳ」は卒業論文を含めて6単位である。演習Ⅳを履修するためには、演習Ⅲを修得していなければならない。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、交換留学生又は認定留学生として派遣される学生で、演習を履修する者は、学年配置にかかわらず演習を履修することができる。詳細については別に定める。

(共通教育科目の履修方法)

第8条 「共通教育科目」は、「導入科目」、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」の7つのブロックから構成されている。

2 「導入演習」及び「数理・データサイエンス・AⅠ入門」は必ず修得しなければならない。

第9条 「基礎学術科目」は、人文学、社会科学、自然科学から構成されている。

2 基礎学術科目は「選択必修科目」であり、人文学、社会科学、自然科学の3つのブロックからそれぞれ最低4単位ずつ、計12単位以上修得しなければならない。

第10条 「外国語科目」は、「選択必修科目」であり、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国語から選択した1種類の外国語と英語を履修しなければならない。

2 英語については、「英語ⅠA」、「英語ⅠB」、「英語ⅡA」、「英語ⅡB」のうち2単位または4単位を修得しなければならない。

ない。

- 3 ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国語のうち少なくとも1種類の外国語を選択し、選択した外国語のⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡBの科目の中から、英語を2単位修得する場合は4単位、英語を4単位修得する場合は2単位修得しなければならない。

第11条 「健康科学科目」は、「選択必修科目」であり、「健康科学A（講義）」、「健康科学BⅠ（実技）」、「健康科学BⅡ（実技）」のうち少なくとも2単位を修得しなければならない。

- 2 「共通教育科目」の選択科目として、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」の中から最低6単位を修得しなければならない。

- 3 したがって、「共通教育科目」の最低修得単位は、「導入科目」2単位、「情報科目」2単位、「基礎学術科目」12単位、「外国語科目」6単位、「健康科学科目」2単位、「選択科目」6単位を合計して、30単位である

（自由選択科目）

第11条の2 自由選択科目とは、本学科に開設されたすべての授業科目の中から、「専門科目」の最低修得単位82単位と「共通教育科目」の最低修得単位30単位とを合わせた112単位を、卒業最低修得単位数の124単位から除いた12単位について自由に選択することができる科目のことである。

したがって、「専門科目」と「共通教育科目」それぞれの所要単位を超えて修得した単位は、自由選択科目の修得単位として算定することができる。

第12条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて48単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」、「文部科学省認定検定試験合格による単位換算認定科目」及び「レクリエーション・インストラクター及び初級バラスポーツ指導員（以下「レクリエーション・インストラクター等」という。）養成課程に関する科目」の単位は、この単位制限の枠外とする。

- 3 4年間の修得単位数が合計50単位に満たない者は、特別の事情がある場合を除いて、卒業の見込みがないものとみなし退学を勧告する。

- 4 同一授業時に2科目以上を重複して履修することはできない。

- 5 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第22条に定める場合を除き履修することはできない。

- 6 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。

- 7 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第22条に定める場合は、その限りではない。既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む。）の再履修はできない。

- 8 年度内において、春学期、秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。

- 9 第13条、第14条において履修を認められた科目単位は各学年で定める履修制限内とする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

- 10 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

（他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第13条 本学科に在学する学生が、他の大学、短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第26条参照）。

（大学以外の教育施設等における学修）

第14条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第27条参照）。

（入学前の既修得単位等の認定）

第15条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第13条及び第14条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第28条参照）。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第16条 第13条及び第14条の履修の許可と、第13条ないし第15条の単位認定は、学科会議で承認された上、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする（学則第29条、第30条参照）。

（教職課程の科目の履修方法）

第17条 教職課程の履修によって取得できる教員免許状は、公民を免許教科とする高等学校教諭一種免許状、社会を免許教科

とする中学校教諭一種免許状である。

- 2 免許状を取得するための履修科目等については、「教職課程履修に関する規程」による。

(司書及び司書教諭課程の科目の履修方法)

第18条 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、「司書」及び「司書教諭」である。

- 2 司書及び司書教諭の資格を取得するための履修科目等については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」による。

(転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法)

第19条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の本学科の一般学生の場合と同様とする。

(編入学・転入学者の単位等の認定)

第19条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等については、62単位を上限に読み替えにより個別に認定する。

第19条の3 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。
- (2) 専門科目については、読み替えにより個別に認定する。
- (3) 導入科目の「導入演習」は修得したものととして認定する。
- (4) 基礎学術科目、総合科目、外国語科目、健康科学科目及びキャリア形成科目については、読み替えにより個別に認定する。

(転学部・転学科・転部者の単位認定)

第19条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。

(外国人留学生の履修方法)

第20条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

- 2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」、「日本事情ⅢA」、「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は基礎学術科目に開設されている科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

- 3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」、「日本文化演習ⅠB」、「日本文化演習ⅡA」、「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は共通教育科目の選択科目とする。

- 4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

(特別受講)

第21条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上、重複するために本学科では必要な科目を履修することができない場合には(演習を除く)、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

- 2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

(他学部・他学科受講制度)

第22条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

- 2 受講できる科目は、別に定める。

- 3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。

- 5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

- 6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

(レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する科目の履修方法)

第23条 レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する履修科目等については、「レクリエーション・インストラクター等養成課程の履修に関する規程」による。

(履修届)

第24条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

なお、授業科目を履修する意志のない学生は、所定の期間内にその旨を教務課に届けなければならない。

履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。

- 2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

- 3 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第15条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 4 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第7条、第8条及び第9条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 6 第15条第3項及び第23条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 7 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第15条第2項の規定の適用は、なお従前の例による。
- 9 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第20条、第21条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 12 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 14 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 15 第19条の2の規定については、平成28年度の編入学・転入学者から適用する。
- 16 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 21 この改正規程の施行に際し、現第2年次以上に在学中の者については、第2条、第5条、第6条、第7条、第11条及び第22条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 22 第11条の2の規定については、令和6年度の入学者から適用する。
- 23 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 24 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第8条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。

外国語学部英米学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 英米学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

第2条 本学科における授業科目は、英米学科という枠組みの中で専門教育を行うとともに、社会構造の変化・情報化・国際化に対応するため、幅広い教養と総合的判断力を持った人材を養成することを目的として体系的に編成されたものである。

2 授業科目は、本学科に直接関連する「専門科目」と、幅広い教養と総合的判断力の涵養のために設けられた「教養科目」との2分野に大きく分かれている。

3 「専門科目」は、「導入」、「言語」、「国際理解」、「グローバルキャリア」及び「日本研究」の科目群から編成されている。

4 演習は、「基礎ゼミナール」、「専門演習」及び「卒論演習」で構成される。「基礎ゼミナール」は第1年次春学期、「専門演習」は第3年次、「卒論演習」は第4年次の専門科目に配置される。

5 「教養科目」は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」から編成されている。

(プログラム)

第2条の2 キャリアを指向しつつ専門を深めるため、「ビジネスプログラム」、「エアライン・ツーリズムプログラム」及び「グローバルスタディーズプログラム」が開設されている。プログラムを修了するためには、1年次秋学期の所定の期間にプログラム登録申請を行い、次項で指定している科目の中から、各プログラムにおける必修科目であるコア科目を含め、16単位以上を修得しなければならない。

2 「ビジネスプログラム」は、コア科目である「ビジネス英語Ⅰ」及び「ビジネス英語Ⅱ」の2科目4単位に加え、「経済学Ⅰ」、「経済学Ⅱ」、「日本経済論Ⅰ」、「日本経済論Ⅱ」、「企業論Ⅰ」、「企業論Ⅱ」、「民法Ⅰ(総則・物権)」、「民法Ⅱ(債権)」、「異文化コミュニケーション論Ⅰ」、「異文化コミュニケーション論Ⅱ」、「国際経済論Ⅰ」、「国際経済論Ⅱ」、「マーケティング論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅱ」、「金融論Ⅰ」及び「金融論Ⅱ」の中から12単位以上

「エアライン・ツーリズムプログラム」は、コア科目である「Kumamoto Studies」、「エアライン・ビジネス演習Ⅰ」、「グローバルツーリズム論」及び「エアライン・ビジネス演習Ⅱ」の4科目8単位に加え、「異文化理解論Ⅰ」、「異文化理解論Ⅱ」、「長期海外研修(事前指導)」、「短期集中英語研修」、「異文化コミュニケーション論Ⅰ」、「異文化コミュニケーション論Ⅱ」、「英米海外研修」、「長期海外研修」、「海外インターンシップ」、「翻訳法」及び「通訳法」の中から8単位以上

「グローバルスタディーズプログラム」は、コア科目である「グローバルスタディーズ概論Ⅰ」及び「グローバルスタディーズ概論Ⅱ」の2科目4単位に加え、「西洋史学Ⅰ」、「西洋史学Ⅱ」、「異文化コミュニケーション論Ⅰ」、「異文化コミュニケーション論Ⅱ」、「国際法入門Ⅰ」、「国際法入門Ⅱ」、「国際機構論Ⅰ」、「国際機構論Ⅱ」、「国際経済協力論」、「国際経済論Ⅰ」、「国際経済論Ⅱ」、「開発経済論Ⅰ」及び「開発経済論Ⅱ」の中から12単位以上

(卒業の要件)

第3条 卒業に必要な最低修得単位は、「専門科目」及び「教養科目」に配置されている必修科目、選択必修科目及び選択科目による単位を合計した124単位である(学則第17条参照)。

以上の卒業に必要な単位を満たさないと卒業できないが、卒業最低修得単位数を超えて単位を修得することは各学年の履修制限単位を超えない限り自由である。

ただし、第4年次以降において少なくとも8単位を修得しなければならない。

また、プログラム登録者が、第4年次以降の卒業判定において、プログラムの修了要件を満たすことができなかった場合でも、英米学科の卒業要件を満たしていれば卒業となる。

(専門科目の履修方法)

第4条 「導入」の演習科目は、大学で学ぶのに必要とされる基本的な学びの姿勢や技術を身につけさせるとともに、大学生活へのスムーズな移行と適応を実現することを目的として、第1年次に開設する基礎科目として開設されており、必修科目として1科目2単位を修得しなければならない。

第5条 「言語」の科目群は、言語の運用能力の育成ならびに当該文化に関する基礎及び専門知識を学習することを目的として開設されている。

「言語」の科目群の必修科目として、基礎科目(第1年次開設)に開設している12科目16単位、発展科目(第2年次開設)に開設している4科目8単位及び応用科目(第3・4年次開設)に開設している「専門演習」1科目4単位、計28単位

「言語」の科目群の選択必修科目①として、基礎科目(第1年次開設)の4科目8単位及び発展科目(第2年次開設)の9科目18単位の中から、計14単位以上

「言語」の科目群の選択必修科目②として、応用科目(第3・4年次開設)の9科目18単位の中から4単位以上

「言語」の科目群の選択必修科目③として、発展科目(第2年次開設)の12科目24単位及び応用科目(第3・4年次開設)の7科目14単位の中から、計12単位以上を修得しなければならない。

したがって、「言語」の科目群からは、合計58単位以上を修得しなければならない。

- 2 「言語」の科目群に開設されている「子ども英語教育演習」は、「子ども英語教育入門」等で学んだ基礎的な理論を基に、模擬授業の練習や幼稚園での英語活動を行いながら実践力を養い、子どもへの英語教育を体系的に学ぶことを目標とする。したがって原則として、「子ども英語教育演習」の履修者は「子ども英語教育入門」を修得した者に限る。

第6条 「国際理解」の科目群は、言語の背景をなす地域文化の諸相に対する理解を深めることを目的として開設されている。

基礎科目（第1年次開設）、発展科目（第2年次開設）及び応用科目（第3・4年次開設）の中から5科目10単位以上を修得しなければならない。

- 2 「国際理解」の科目群に開設されている「短期集中英語研修」は、派遣留学や長期海外留学をめざす学生にとって、円滑に留学生活が行えるように、短期間での実践的な英語力やコミュニケーション能力の向上と養成を目的とする。ただし、卒業年次生は原則として履修できない。
- 3 「英米海外研修」は、外国の風土に身を置き、日常生活や大学での講義を通して異文化にふれることにより、新しい知見を得る一方、自国を客観的に認識し、これらが、本学での学習をより実り多いものにするために行う。ただし、卒業年次生は原則として履修できない。
- 4 「長期海外研修」は、ホームステイをしながら英語圏での実際の生活を体験することで、英語でのコミュニケーション力を高めると共に、言語、文化、社会を総合的に学び理解を深めることを目標とする。「長期海外研修」の履修者は「長期海外研修（事前指導）」を修得した者に限る。ただし、卒業年次生は原則として履修できない。
- 5 「海外インターンシップ」は、「長期海外研修」で得た英語力と英語圏の生活に対する総合的な理解を基に、英語圏での実際の職場での労働経験を積むことで、将来の英語を使った職業において、その経験が活かせるようになることを目標とする。したがって、「海外インターンシップ」と「長期海外研修」の履修は同時期に行い、「海外インターンシップ」のみの履修はできないこととする。

第6条の2 「グローバルキャリア」の科目群は選択科目となっており、自由選択の対象科目である。ただし、「グローバルキャリア」の科目群に開設されている「企業論Ⅰ」、「企業論Ⅱ」、「民法Ⅰ（総則・物権）」、「民法Ⅱ（債権）」、「マーケティング論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅱ」、「金融論Ⅰ」及び「金融論Ⅱ」の履修ができるのは、ビジネスプログラム登録者に限る。

第7条 「日本研究」の科目群は、日本国の言語と文化に関する認識とその理解の深化を目的として開設されている。

選択必修として開設されている科目の中から5科目10単位以上を修得しなければならない。

「日本研究」の科目群に選択科目として開設されている「日本語音声学」「日本語文法論」「日本語教授法Ⅰ」「日本語教授法Ⅱ」及び「日本語教育演習（実習含む）」の履修ができるのは、日本語教員養成課程の履修許可者に限る。

（演習の履修方法）

第8条 「基礎ゼミナール」は第1年次において履修できる。

- 2 「専門演習」は第3年次において履修できる。
- 3 「卒論演習」は、入学以来の学習課程において抱いた問題意識をもとに、自己の興味・関心に即してテーマを設定し、指導教員の指導のもとに、これまでの学習成果を活用し、各自のテーマにつき、論究して論文にまとめ、本学での学習の締めくくりとすることを目的とする。

ただし、「卒論演習」の履修者は第3年次終了時に「専門演習」を含む74単位以上を修得した者に限る。当該学年で履修できなかった者については、次年度以降の終了時にこの条件を満たしていれば、「卒論演習」の履修を認める。

- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、交換留学生、認定留学生及び沖縄国際大学への派遣聴講生は、学年配置にかかわらず演習を履修することができる。

第9条 「専門科目」については、卒業要件を満たすための最低修得単位数は合計80単位となる。

（教養科目の履修方法）

第10条 「教養科目」は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」から構成されている。

「情報科目」、「基礎学術科目」及び「総合科目」は第2条にあるように、幅広く深い教養を培い、それに基づく総合的判断力を涵養することを目的とするものであり、「外国語科目」は複眼的思考により国際社会を捉える目を養うという観点から、「健康科学科目」は健全な市民生活の基本条件である健康の維持とそれに対する知見を広め、深める観点から、「キャリア形成科目」は職業教育の観点から開講されているものである。

第10条の2 「情報科目」の「数理・データサイエンス・AI入門」は必修科目であるため、「情報科目」からは最低2単位を修得しなければならない。

第11条 「基礎学術科目」は、人文学、社会科学及び自然科学の3つの科目群から構成されている。

- 2 選択必修科目として、人文学の科目群から最低8単位、社会科学の科目群から最低8単位及び自然科学の科目群から最低4単位を修得しなければならない。

したがって、「基礎学術科目」からは合計20単位以上を修得しなければならない。

第12条 本学科においては、「外国語科目」は選択必修科目となっており、第1年次に開講されている4種類の外国語の中から

ら少なくとも1種類の外国語を選択し、最低4単位を修得しなければならない。

第13条 「健康科学科目」は選択必修科目となっており、「健康科学A（講義）」、「健康科学BⅠ（実技）」、「健康科学BⅡ（実技）」のうち少なくとも2単位を修得しなければならない。

第13条の2 「総合科目」及び「キャリア形成科目」は選択科目となっており、自由選択の対象科目である。

第14条 「教養科目」については、卒業要件を満たすための最低修得単位数は、「情報科目」2単位、「基礎学術科目」20単位、「外国語科目」4単位及び「健康科学科目」2単位の合計28単位となる。

（自由選択科目）

第15条 自由選択科目とは、本学科に開設されたすべての授業科目の中から、「専門科目」の最低修得単位80単位と「教養科目」の最低修得単位の28単位とを合わせた108単位を、卒業最低修得単位数の124単位から除いた16単位について自由に選択することができる科目のことである。

したがって、各群の所要単位を超えて修得した単位は、自由選択科目の修得単位として算定することができる。

（履修制限）

第16条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて48単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」及び「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員（以下「レクリエーション・インストラクター等」という。）養成課程に関する科目」の単位は、この単位制限の枠外とする。

3 削除

4 同一授業時に2科目以上を重複して履修することはできない。

5 他学部、他学科に開設されている科目は、第26条に定める場合を除き履修することはできない。

6 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第26条に定める場合は、その限りではない。

既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む）の再履修はできない。

7 年度内において、春学期、秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。

8 学則第26条及び第27条において履修を認められた科目単位は各学年で定める履修制限内とする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

9 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

（他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第17条 本学科に在学する学生が、他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第26条参照）。

（大学以外の教育施設等における学修）

第18条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第27条参照）。

（入学前の既修得単位等の認定）

第19条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第17条及び第18条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第28条参照）。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第20条 第17条及び第18条の履修の許可と、第17条、第18条及び第19条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする（学則第29条及び第30条参照）。

（教職課程の科目の履修方法）

第21条 教職課程の履修によって取得できる教員免許状は、外国語を免許教科とする高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状である。

2 免許状を取得するための履修科目等については、「教職課程履修に関する規程」による。

（司書及び司書教諭課程の科目の履修方法）

第22条 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、「司書」及び「司書教諭」である。

2 司書及び司書教諭の資格を取得するための履修科目等については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」による。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第23条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学

年の本学科の一般学生の場合と同様とする。

(編入学・転入学者の単位等の認定)

第23条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等については、62単位を上限に読み替えにより個別に認定する。

第23条の3 第2年次に転入学した者の単位等については、31単位を上限に読み替えにより個別に認定する。

(転学部・転学科・転部者の単位認定)

第23条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

(外国人留学生の履修方法)

第24条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」を履修し、修得した単位は「基礎学術科目」の人文系の科目群、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」を履修し、修得した単位は「基礎学術科目」の社会科学の科目群、「日本事情ⅢA」、「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は「基礎学術科目」の自然科学の科目群に開設されている1科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」、「日本文化演習ⅠB」、「日本文化演習ⅡA」、「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は自由選択科目とする。

4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

(特別受講)

第25条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上重複するため、本学科で必要な科目を履修することができない場合には(演習を除く)、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。

この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

(他学部・他学科受講制度)

第26条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

2 受講できる科目は、別に定める。

3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。

5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

(レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する科目の履修方法)

第27条 レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する履修科目等については、「レクリエーション・インストラクター等養成課程の履修に関する規程」による。

(日本語教員養成課程の科目の履修方法)

第30条 日本語教員養成課程に関する履修科目等については、「日本語教員養成課程履修に関する規程」による。

(履修届)

第31条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

なお、授業科目を履修する意志のない学生は、所定の期間内にその旨を教務課に届けなければならない。

履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。

2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

3 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成6(1994)年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成6(1994)年8月1日から施行する。

3 この改正は、平成8(1996)年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成9(1997)年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成10(1998)年4月1日から施行する。

6 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。

- 7 第16条第4項、第5項、第17条及び第26条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 8 第16条第1項のただし書き及び第27条の規定については、平成7（1995）年度以降の入学から適用する。
- 9 この改正は、平成11（1999）年4月1日から施行する。
- 10 第16条第6項の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 11 この改正は、平成12（2000）年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成13（2001）年4月1日から施行する。
- 13 第4条の規定については、平成12（2000）年度の入学から適用する。
- 14 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第7条、第9条、第15条、第17条、第18条及び第19条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 15 第23条の2の規定については、平成13（2001）年度の編入学者から適用する。
- 16 この改正は、平成14（2002）年4月1日から施行する。
- 17 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条、第9条、第13条及び第15条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 18 この改正は、平成15（2003）年4月1日から施行する。
- 19 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第10条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 20 第13条の2の規定については、平成15（2003）年度の入学から適用する。
- 21 平成10（1998）年度から平成13（2001）年度の入学については、第4条第2項の規定にかかわらず、「専門演習Ⅱ」の履修者は「専門演習Ⅰ」を既に修得した者、「卒業論文」の履修者は「専門演習Ⅰ」を含む74単位以上を修得した者に限る。
- 22 第23条の2の規定については、平成15（2003）年度の転入学者から適用する。
- 23 第23条において、復学者が、復学以前に修得した必修科目、選択必修科目及び選択科目別の単位については、これを卒業要件単位として算入できるものとする。
- 24 この改正は、平成16（2004）年4月1日から施行する。
- 25 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条、第16条及び第24条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 26 この改正は、平成17（2005）年4月1日から施行する。
- 27 第17条及び第26条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 28 この改正は、平成18（2006）年4月1日から施行する。
- 29 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第7条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 30 この改正は、平成21（2009）年4月1日から施行する。
- 31 この改正規程の施行にあたり、現に第2年次以上に在学中の者については、第16条第1項の規定の適用は、なお従前の例による。
- 32 第28条の規定については、平成21（2009）年度の入学から適用する。ただし、平成20（2008）年度以前入学生についても日本語教員養成課程の履修を許可することがある。その場合、在学する学年に開設されていない科目の履修は履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。
- 33 この改正は、平成22（2010）年4月1日から施行する。
- 34 第24条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 35 この改正は、平成24（2012）年4月1日から施行する。
- 36 この改正は、平成25（2013）年4月1日から施行する。
- 37 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 38 この改正は、平成26（2014）年4月1日から施行する。
- 39 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第4条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 40 この改正は、平成27（2015）年4月1日から施行する。
- 41 この改正は、平成28（2016）年4月1日から施行する。
- 42 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条及び第16条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 43 この改正は、平成29（2017）年4月1日から施行する。
- 44 この改正は、平成30（2018）年4月1日から施行する。
- 45 この改正は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 46 この改正は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 47 この改正は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

- 48 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条、第6条、第11条、第14条の2の規定の適用は、なお従前の例による。
- 49 この改正は、令和5（2023）年4月1日から施行する。
- 50 この改正は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 51 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第13条、第13条の2、第14条、第15条及び第24条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 52 第2条の2及び第6条の2の規定については、令和6年度の入学者から適用する。
- 53 この改正は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 54 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第13条の2、第14条及び第15条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 55 第10条の2の規定については、令和7年度の入学者から適用する。

外国語学部東アジア学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 東アジア学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

第2条 本学科における授業科目は、東アジア学科という枠組みの中で専門教育を行うとともに、社会構造の変化・情報化・国際化に対応するため、幅広い教養と総合的判断力を持った人材を養成することを目的として体系的に編成されたものである。

2 授業科目は、本学科に直接関連する「専門科目」と、幅広い教養と総合的判断力の涵養のために設けられた「教養科目」との2分野に大きく分かれている。

3 「専門科目」は、「言語と文学」、「地域研究」、「共通科目」及び「日本研究」の科目群から構成されている。

本学科の学生の関心に応じて、「中国語コース」と「韓国語コース」の2コースから1コースを選択することになる。

4 「教養科目」は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」から構成されている。

(コースの決定)

第2条の2 第2年次より選択するコースは、第1年次の秋学期末に所定の手続を経て、原則として学生の希望に基づいて決定される。

(卒業の要件)

第3条 卒業に必要な最低修得単位は、「専門科目」及び「教養科目」に配置されている必修科目、選択必修科目及び選択科目による単位を合計した124単位である(学則第17条参照)。

以上の卒業に必要な単位を満たさないと卒業できないが、卒業最低修得単位数を超えて単位を修得することは各学年の履修制限単位を超えない限り自由である。

ただし、第4年次以降において少なくとも8単位を修得しなければならない。

(専門科目の履修方法)

第4条 「専門科目」に、必修として開講してある科目は、本学科の目的とする少人数教育の中核となるものであり、基礎科目から発展科目へ、さらに応用科目へと段階的に講義が行われる。

第5条 「言語と文学」の科目群は言語の運用能力の育成ならびに言語と文学に関する基礎及び専門知識を学習することを目的として開設されている。

基礎科目(第1年次開設)に必修として開設されている12科目12単位はコースに関係なく修得しなければならない。

選択するコースの発展科目(第2年次開設)及び応用科目(第3・4年次開設)に開設されている科目は次のとおり修得しなければならない。

(1) 中国語コースを選択する者は、

発展科目の必修として開設されている中国語の実技科目10科目10単位、中国語及び中国文学に関連する講義科目4科目8単位、計14科目18単位

応用科目の必修として開設されている中国語の実技科目8科目8単位

さらに、上記以外の選択必修として開設されている科目の中から8単位を修得しなければならない。

(2) 韓国語コースを選択する者は、

発展科目の必修として開設されている韓国語の実技科目10科目10単位、韓国語及び韓国文学に関連する講義科目4科目8単位、計14科目18単位

応用科目の必修として開設されている韓国語の実技科目8科目8単位

さらに、上記以外の選択必修として開設されている科目の中から8単位を修得しなければならない。

2 2コースとも「言語と文学」の科目群の中から合計46単位以上を修得しなければならない。

第6条 「地域研究」の科目群は言語の背景をなす地域文化の諸相に対する理解を深めることを目的として開設されている。

基礎科目で必修として開設されている「韓国概説」、「中国概説」2科目4単位

発展科目で必修として開設されている「グローバルスタディーズ概論Ⅰ」、「グローバルスタディーズ概論Ⅱ」2科目4単位

さらに、選択必修として開設されている科目の中から4科目8単位を修得しなければならない。

第7条 「日本研究」の科目群は、日本国の言語と文化に関する認識とその理解の深化を目的として開設されている。

選択必修として開設されている科目の中から4科目8単位以上を修得しなければならない。

「日本研究」の科目群に選択科目として開設されている「日本語音声学」、「日本語文法論」、「日本語教授法Ⅰ」、「日本語教授法Ⅱ」及び「日本語教育演習(実習含む)」の履修ができるのは、日本語教員養成課程の履修許可者に限る。

第8条 「共通科目」は、選択するコースの応用科目に必修として開設されている演習2科目8単位を次のとおり修得しなければならない。

- (1) 中国語コース
「専門演習Ⅰ（中国）」及び「専門演習Ⅱ（中国）」
- (2) 韓国語コース
「専門演習Ⅰ（韓国）」及び「専門演習Ⅱ（韓国）」

2 「共通科目」に選択科目としてに開設されている「海外研修Ⅰ（中国語）」、「海外研修Ⅰ（韓国語）」、「海外研修Ⅱ（中国語）」及び「海外研修Ⅱ（韓国語）」は、外国の風土に身を置き、日常生活や大学での講義を通して異文化にふれることにより、新しい知見を得る一方、自国を客観的に認識し、これらが、本学での学習をより実り多いものにするために行う。

「卒業論文」は、入学以来の学習過程において抱いた問題意識をもとに、自己の興味・関心に即してテーマを設定し、指導教員の指導のもとに、これまでの学習成果を活用し、各自のテーマにつき、論究して論文にまとめ、本学での学習の締めくくりとすることを目的とする。

ただし、「卒業論文」の履修者は3年次終了時に74単位を修得した者に限る。当該学年で履修できなかった者については、次年度以降の終了時に74単位以上を修得していれば「卒業論文」の履修を認める。

第9条 「専門科目」については、卒業要件を満たすための最低修得単位数は合計78単位となる。

（中国語翻訳・通訳プログラム）

第9条の2 高度な中国語の翻訳・通訳に関連した知識の習得を目指す「中国語翻訳・通訳プログラム」（以下「本プログラム」という。）を開設している。本プログラムを修了するためには、第2年次の履修登録時にプログラム登録申請を行い、次項に示す科目と単位数を修得の上、学科が実施する認定試験に合格しなければならない。

2 本プログラムの必修科目である「中国語翻訳Ⅰ」、「中国語翻訳Ⅱ」、「中国語翻訳法Ⅰ」、「中国語翻訳法Ⅱ」、「中国語通訳法Ⅰ」及び「中国語通訳法Ⅱ」の6科目10単位

本プログラムの選択必修科目である「ビジネス中国語Ⅰ」、「ビジネス中国語Ⅱ」、「資格中国語Ⅰ」、「資格中国語Ⅱ」、「中国文学講読Ⅰ」、「中国文学講読Ⅱ」及び「海外研修Ⅰ（中国語）」の中から6単位以上

以上、合計16単位以上

（教養科目の履修方法）

第10条 「教養科目」は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「健康科学科目」及び「キャリア形成科目」から構成されている。

「情報科目」、「基礎学術科目」及び「総合科目」は第2条で述べたように、幅広く深い教養を培い、それに基づく総合的判断力を涵養することを目的とするものであり、「外国語科目」は複眼的思考により国際社会を捉える目を養うという観点から、「健康科学科目」は健全な市民生活の基本条件である健康の維持とそれに対する知見を広め、深める観点から、「キャリア形成科目」は職業教育の観点から開講されているものである。

第10条の2 「情報科目」の「数理・データサイエンス・AI入門」は必修科目であるため、「情報科目」からは最低2単位を修得しなければならない。

第11条 「基礎学術科目」は、人文学、社会科学及び自然科学の3つの科目群から構成されている。

2 選択必修科目として、人文学の科目の中からいずれか4科目計8単位、社会科学の科目の中からいずれか4科目計8単位、自然科学の科目の中からいずれか2科目4単位を修得しなければならない。

したがって、「基礎学術科目」からは合計20単位を修得しなければならない。

第12条 「総合科目」、「外国語科目」及び「キャリア形成科目」は選択科目となっており、自由選択の対象科目である。

第13条 「健康科学科目」は選択必修科目となっており、「健康科学A（講義）」、「健康科学BⅠ（実技）」、「健康科学BⅡ（実技）」のうち少なくとも2単位を修得しなければならない。

第14条 「教養科目」については、卒業要件を満たすための最低修得単位数は、「情報科目」2単位、「基礎学術科目」20単位及び「健康科学科目」2単位の合計24単位となる。

（自由選択科目）

第15条 自由選択科目とは、本学科に開設されたすべての授業科目の中から、「専門科目」の最低修得単位78単位と「教養科目」の最低修得単位の24単位とを合わせた102単位を、卒業最低修得単位数の124単位から除いた22単位について自由に選択することができる科目のことである。

したがって、各群の所要単位を超えて修得した単位は、自由選択科目の修得単位として算定することができる。

（履修制限）

第16条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて48単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」及び「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員（以下「レクリエーション・インストラクター等」という。）養成課程に関する科目」の単位は、この単位制限の枠外とする。

3 削除

- 4 同一授業時限に2科目以上を重複して履修することはできない。
 - 5 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第26条に定める場合を除き履修することはできない。
 - 6 教授会の議を経て認められた場合に限り、英米学科に開設されている科目の受講を認めることができる。この場合、履修を認められた科目単位については、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位については、自由選択科目として12単位（他学部受講を含む）を超えない範囲で卒業要件単位に算入する。
 - 7 年度内において、春学期、秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。
 - 8 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第26条に定める場合は、その限りではない。既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む）の再履修はできない。
 - 9 学則第26条及び第27条において履修を認められた科目単位は各学年で定める履修制限内とする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。
 - 10 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。
（他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）
- 第17条** 本学科に在学する学生が、他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第26条参照）。

（大学以外の教育施設等における学修）

- 第18条** 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第27条参照）。

（入学前の既修得単位等の認定）

- 第19条** 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第17条及び第18条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める（学則第28条参照）。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

- 第20条** 第17条及び第18条の履修の許可と、第17条、第18条及び第19条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする（学則第29条及び第30条参照）。

（教職課程の科目の履修方法）

- 第21条** 教職課程の履修によって取得できる教員免許状は、外国語を免許教科とする高等学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状である。

- 2 免許状を取得するための履修科目等については、「教職課程履修に関する規程」による。

（司書及び司書教諭課程の科目の履修方法）

- 第22条** 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、「司書」及び「司書教諭」である。

- 2 司書及び司書教諭の資格を取得するための履修科目等については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」による。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

- 第23条** 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の本学科の一般学生の場合と同様とする。

（編入学・転入学者の単位等の認定）

- 第23条の2** 第3年次に編入学・転入学した者の単位等については、62単位を上限に読み替えにより個別に認定する。

- 第23条の3** 第2年次に転入学した者の単位等については、31単位を上限に読み替えにより個別に認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

- 第23条の4** 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

（外国人留学生の履修方法）

- 第24条** 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

- 2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」を履修し、修得した単位は「基礎学術科目」の人文科学の科目群、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」を履修し、修得した単位は「基礎学術科目」の社会科学の科目群、「日本事情ⅢA」、「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は「基礎学術科目」の自然科学の科目群に開設されている1科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

- 3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」、「日本文化演習ⅠB」、「日本文化演習ⅡA」、「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は自由選択科目とする。
- 4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

(特別受講)

第25条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上重複するため、本学科で必要な科目を履修することができない場合には（演習を除く）、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。

この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

- 2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

(他学部・他学科受講制度)

第26条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

- 2 受講できる科目は、別に定める。
- 3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。
- 5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。
- 6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

(レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する科目の履修方法)

第27条 レクリエーション・インストラクター等養成課程に関する履修科目等については、「レクリエーション・インストラクター等養成課程の履修に関する規程」による。

(日本語教員養成課程の科目の履修方法)

第28条 日本語教員養成課程に関する履修科目等については、「日本語教員養成課程履修に関する規程」による。

(履修届)

第29条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

なお、授業科目を履修する意志のない学生は、所定の期間内にその旨を教務課に届けなければならない。

履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。

- 2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。
- 3 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6（1994）年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成6（1994）年8月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成8（1996）年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成9（1997）年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成10（1998）年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。
- 7 第16条第4項、第6項、第17条及び第26条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 8 第16条第1項のただし書き及び第27条の規定については、平成7（1995）年度以降の入学者から適用する。
- 9 この改正は、平成11（1999）年4月1日から施行する。
- 10 第16条第7項の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 11 第5条第1項第1号及び第2号の規定については、現に第2年次に在学中の者についても適用する。
- 12 この改正は、平成12（2000）年4月1日から施行する。
- 13 第16条第5項の規定については、平成12（2000）年度の入学者から適用する。
- 14 この改正は、平成13（2001）年4月1日から施行する。
- 15 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第10条、第17条、第18条及び第19条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 16 第5条及び第16条の規定については、平成12（2000）年度以降の入学者から適用する。
- 17 第13条の2の規定については、平成13（2001）年度の入学者から適用する。
- 18 第23条の2の規定については、平成13（2001）年度の編入学者から適用する。
- 19 この改正は、平成14（2002）年4月1日から施行する。

- 20 第5条の規定については、平成13（2001）年度の入学者から適用する。
- 21 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第6条及び第13条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 22 この改正は、平成15（2003）年4月1日から施行する。
- 23 第23条の2の規定については、平成15（2003）年度の転入学者から適用する。
- 24 第23条において、復学者が、復学以前に修得した必修科目、選択必修科目及び選択科目別の単位については、これを卒業要件単位として算入できるものとする。
- 25 この改正は、平成16（2004）年4月1日から施行する。
- 26 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条、第6条、第7条、第11条、第16条及び第24条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 27 この改正は、平成17（2005）年4月1日から施行する。
- 28 第17条及び第26条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 29 この改正は、平成19（2007）年4月1日から施行する。
- 30 この改正規程の施行に際し、現に2年次以上に在学中の者については、第5条、第9条及び第15条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 31 この改正は、平成21（2009）年4月1日から施行する。
- 32 この改正規程の施行にあたり、現に第2年次以上に在学中の者については、第16条第1項の規定の適用は、なお従前の例による。
- 33 第28条の規定については、平成21（2009）年度の入学者から適用する。ただし、平成20（2008）年度以前入学生についても日本語教員養成課程の履修を許可することがある。その場合、在学する学年に開設されていない科目の履修は履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。
- 34 この改正は、平成22（2010）年4月1日から施行する。
- 35 第24条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 36 この改正は、平成24（2012）年4月1日から施行する。
- 37 この改正は、平成26（2014）年4月1日から施行する。
- 38 この改正は、平成27（2015）年4月1日から施行する。
- 39 この改正は、平成28（2016）年4月1日から施行する。
- 40 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第16条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 41 この改正は、平成29（2017）年4月1日から施行する。
- 42 この改正は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 43 この改正は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 44 この改正は、令和5（2023）年4月1日から施行する。
- 45 この改正は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 46 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条、第13条の2、第14条、第15条及び第24条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 47 第9条の2の規定については、令和6年度の入学者から適用する。
- 48 この改正は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 49 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第12条、第14条及び第15条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 50 第10条の2の規定については、令和7年度の入学者から適用する。

社会福祉学部第一部社会福祉学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 第一部社会福祉学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

(授業科目の構成)

第2条 本学科における授業科目は、社会福祉という枠組みの中で専門教育をするとともに、高齢化・情報化・国際化・地方の時代といわれる社会福祉の動向を踏まえ、社会福祉専門職者に関する社会の要請に応え、社会福祉に関する広い知識と深い理解をもって、行政・教育職等の諸領域で活躍する人材を養成することを目的として体系づけられたものである。

2 授業科目は、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に構成される。

3 授業科目は、科目の性格上、「学部専修科目」及び「共通教育科目」の2つの科目群から構成される。

4 学部専修科目は、「基本科目Ⅰ」、「基本科目Ⅱ」、「第一群」、「第二群」及び「第三群」の科目群から構成される。

5 共通教育科目は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「保健体育」及び「キャリア形成科目」から構成される。

(卒業及び履修方法)

第3条 卒業に必要な最低修得単位数は、合計124単位とし、学則第12条に定める本学科科目表のように構成されるが、その内訳は次のとおりとする。

(1) 学部専修科目の基本科目Ⅰからは、基礎科目・必修3単位、発展科目・必修4単位の合計7単位

(2) 学部専修科目の基本科目Ⅱからは、発展科目の「社会福祉系」1科目・2単位と「社会共生系」2科目・2単位の中から2単位以上、応用科目から6単位以上の、合計8単位以上(応用科目6単位の内4単位は、卒業演習Ⅱ・卒業演習Ⅲ合わせて4単位あるいは卒業論文4単位のいずれか)

(3) 学部専修科目の第一群「社会福祉系専門科目」からは、22単位以上

(4) 学部専修科目の第二群「社会福祉系関連科目」からは、8単位以上

(5) 上記以外に学部専修科目の中から自由に科目を選択して17単位以上

(6) 共通教育科目の情報科目からは、基礎科目・必修2単位

(7) 共通教育科目の基礎学術科目からは、「人文学」、「社会科学」及び「自然科学」の3つの科目群からそれぞれ4単位以上の、合計12単位以上

(8) 共通教育科目の外国語科目からは、一外国語のⅠA・ⅠB及びⅡA・ⅡB合計4単位以上

(9) 共通教育科目の保健体育からは2単位以上

(10) 上記以外に共通教育科目の中から自由に科目を選択して8単位以上

2 その他、すべての科目群の中から34単位以上を選択して修得しなければならない。

(免許及び資格取得と履修方法)

第4条 本学科において、当該所定単位を修得することによって取得できる免許及び資格は次のとおりである。

(1) 免許

・高等学校教諭一種免許状「福祉」

(2) 資格

・社会福祉士試験受験資格

・精神保健福祉士試験受験資格

・スクールソーシャルワーカー(一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定課程修了証明)申請資格

・社会福祉主事任用資格

・司書

・司書教諭

・レクリエーション・インストラクター

・初級パラスポーツ指導員

2 前項に定める免許及び資格を取得するための履修科目等については、別に定める。

3 その他、手話通訳士、家庭裁判所調査官等の試験を受験しやすいように考慮して、科目の設置がなされている。

(履修制限)

第5条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて49単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

(1) 「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」、「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程に関する科目」及び「海外フィールドワーク」の単位は、この履修制限の枠外とする。

(2) 第6条及び第7条において履修を認められた科目の単位は各学年で定める履修制限内に含むものとする。ただし、派遣

留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

- 2 同一授業時限に2科目以上を重複して履修することはできない。
- 3 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第13条に定める場合を除き履修することはできない。
- 4 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。
- 5 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第13条に定める場合は、その限りではない。
- 6 既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む）の再履修はできない。
- 7 年度内において、春学期・秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。
- 8 春学期だけ、又は秋学期だけ週2回開講されている科目を履修する場合は、週2回それぞれ履修し、かつ受講しなければならない。
- 9 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。
（他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第6条 本学科に在学する学生が、他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。
（大学以外の教育施設等における学修）

第7条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。
（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第6条及び第7条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を修得したものとみなすことができる。
（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第9条 第6条及び第7条の履修の許可と、第6条、第7条及び第8条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする。
（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第10条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の一般学生の場合と同様とする。
（編入学・転入学者の単位等の認定）

第10条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は62単位を上限とする。
- (2) 入門演習は修得したものとして認定する。
- (3) A群科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (4) B・C群等科目のB群科目、C群科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (5) (2)～(4)において認定した単位の合計が62単位に満たない場合、自由選択科目として38単位を上限に一括認定する。

第10条の3 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。
- (2) 入門演習は修得したものとして認定する。
- (3) 学部専修科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (4) 共通教育科目の基礎学術科目、総合科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (5) (2)～(4)において認定した単位の合計が31単位に満たない場合、自由選択科目として19単位を上限に一括認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

第10条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。
（外国人留学生の履修方法）

第11条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

- 2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」、「日本事情ⅢA」、「日本

事情ⅢＢ」を履修し、修得した単位は共通教育科目の基礎学術科目に開設されている科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

3 第1項の外国人留学生在が「日本文化演習ⅠＡ」、「日本文化演習ⅠＢ」、「日本文化演習ⅡＡ」、「日本文化演習ⅡＢ」を履修し、修得した単位は共通教育科目の総合科目の単位とする。

4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

(特別受講)

第12条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上重複するため、本学科で必要な科目を履修することができない場合には(演習を除く)、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。

この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

(他学部・他学科受講制度)

第13条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

2 受講できる科目は、別に定める。

3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。

5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

(履修届)

第14条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

2 履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。

3 履修届を提出していない科目については、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

4 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

5 第5条第9項の規定に基づき、学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成6(1994)年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成6(1994)年8月1日から施行する。

3 この改正は、平成7(1995)年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成8(1996)年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成10(1998)年4月1日から施行する。

6 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条及び第5条第1項第2号の適用は、なお従前の例による。

7 第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号の規定については、平成7(1995)年度以降の入学者より適用する。

8 この改正は、平成11(1999)年4月1日から施行する。

9 第5条第1項第3号の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

10 この改正は、平成12(2000)年4月1日から施行する。

11 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第1条第2項第3項、第2条第3項、第3条第1項第1号第2号第3号、第4条第1項第3項及び第5条第1項第2号の規定の適用は、なお従前の例による。

12 この改正は、平成13(2001)年4月1日から施行する。

13 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定の適用は、なお従前の例による。

14 現に第2年次に在学中の者の「社会福祉援助技術現場実習指導」及び、第2年次に在学中の者を対象に臨時に開設する「ソーシャルフィールドワークⅠ」、「ソーシャルフィールドワークⅡ」、「ソーシャルフィールドワークⅢ」、「ソーシャルフィールドワークⅣ」及び「ソーシャルフィールドワークⅤ」の単位は、第5条の規定にかかわらず年間履修制限単位の枠外とする。

15 第10条の2の規定については、平成13(2001)年度の編入学者から適用する。

16 この改正は、平成14(2002)年4月1日から施行する。

- 17 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 18 この改正は、平成15（2003）年4月1日から施行する。
- 19 第10条の2の規定については、平成15（2003）年度の転入学者から適用する。
- 20 この改正は、平成16（2004）年4月1日から施行する。
- 21 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第1条、第2条、第3条、第5条、第10条の2及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 22 この改正は、平成17（2005）年4月1日から施行する。
- 23 第6条、第10条及び第13条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 24 この改正は、平成18（2006）年4月1日から施行する。
- 25 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 26 第10条の3の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 27 幼稚園教員養成課程・保育士養成課程の学生が、この規程の適用を受け平成18（2006）年度以降に復学する場合の授業科目の履修方法は、入学年度の規定を適用できるものとする。
- 28 この改正は、平成21（2009）年4月1日から施行する。
- 29 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 30 この改正は、平成22（2010）年4月1日から施行する。
- 31 第11条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 32 この改正は、平成23（2011）年4月1日から施行する。
- 33 第10条の2の規定については、平成20（2008）年度の編入学・転入学者から適用する。
- 34 この改正は、平成24（2012）年4月1日から施行する。
- 35 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 36 この改正は、平成25（2013）年4月1日から施行する。
- 37 この改正は、平成26（2014）年4月1日から施行する。
- 38 この改正は、平成27（2015）年4月1日から施行する。
- 39 この改正は、平成28（2016）年4月1日から施行する。
- 40 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 41 この改正は、平成29（2017）年4月1日から施行する。
- 42 この改正は、令和2（2020）年4月1日から施行する。
- 43 この改正は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 44 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 45 この改正は、令和5（2023）年4月1日から施行する。
- 46 この改正は、令和6（2024）年4月1日から施行する。
- 47 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第5条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 48 この改正は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 49 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条及び第3条の規定の適用は、なお従前の例による。

社会福祉学部第二部社会福祉学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 第二部社会福祉学科（以下「本学科」という。）の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則（以下「学則」という。）第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

(授業科目の構成)

第2条 本学科における授業科目は、社会福祉という枠組みの中で専門教育をするとともに、高齢化・情報化・国際化・地方の時代といわれる社会福祉の動向を踏まえ、社会福祉専門職者に関する社会の要請に応え、社会福祉に関する広い知識と深い理解をもって、福祉・医療・行政等の諸領域で活躍する人材を養成することを目的として体系づけられたものである。

2 授業科目は、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に構成される。

3 授業科目は、科目の性格上、「学部専修科目」及び「共通教育科目」の2つの科目群から構成される。

4 学部専修科目は、「基本科目Ⅰ」、「基本科目Ⅱ」、「第一群」、「第二群」及び「第三群」の科目群から構成される。

5 共通教育科目は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「保健体育」及び「キャリア形成科目」から構成される。

(卒業及び履修方法)

第3条 卒業に必要な最低修得単位数は、合計124単位とし、学則第12条に定める本学科科目表のように構成されるが、その内訳は次のとおりとする。

(1) 学部専修科目の基本科目Ⅰからは、基礎科目・必修1単位

(2) 学部専修科目の基本科目Ⅱからは、卒業演習・卒業論文のいずれか4単位

(3) 学部専修科目の第一群「社会福祉系専門科目」からは、28単位以上

(4) 学部専修科目の第二群「社会福祉系教養科目」からは、16単位以上

(5) 上記以外に学部専修科目の中から自由に科目を選択して17単位以上

(6) 共通教育科目の基礎学術科目からは、「人文学」、「社会科学」及び「自然科学」の3つの科目群からそれぞれ4単位以上の、合計12単位以上

(7) 共通教育科目の情報科目からは、基礎科目・必修2単位

(8) 共通教育科目の外国語科目からは、一外国語のⅠA・ⅠB及びⅡA・ⅡB合計4単位以上

(9) 共通教育科目の保健体育からは2単位以上

(10) 上記以外に共通教育科目の中から自由に科目を選択して8単位以上

2 その他、すべての科目群の中から30単位以上を選択して修得しなければならない。

(資格取得と履修方法)

第4条 本学科において、当該所定単位を修得することによって、取得できる資格は次のとおりである。

- ・社会福祉士試験受験資格

- ・スクールソーシャルワーカー（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定課程修了証明）申請資格

- ・社会福祉主事任用資格

- ・レクリエーション・インストラクター

- ・初級パラスポーツ指導員

2 前項に定める資格を取得するための履修科目等については、別に定める。

3 その他、保育士資格試験、社会保険労務士・行政書士試験、家庭裁判所調査官等の試験を受験しやすいように考慮して、科目の設置がなされている。

(履修制限)

第5条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて49単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

(1) 「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程に関する科目」及び「海外フィールドワーク」の単位は、この履修制限の枠外とする。

(2) 第6条及び第7条において履修を認められた科目の単位は各学年で定める履修制限内に含むものとする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

2 同一授業時に2科目以上を重複して履修することはできない。

3 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第12条に定める場合を除き履修することはできない。

4 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。

5 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第12条に定め

る場合は、その限りではない。

6 既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む）の再履修はできない。

7 年度内において、春学期・秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。

8 春学期だけ、又は秋学期だけ週2回開講されている科目を履修する場合は、週2回それぞれ履修し、かつ受講しなければならない。

9 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

（他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第6条 本学科に在学する学生が、他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第7条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第6条及び第7条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を修得したものとみなすことができる。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第9条 第6条及び第7条の履修の許可と、第6条、第7条及び第8条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第10条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の一般学生の場合と同様とする。

（編入学・転入学者の単位等の認定）

第10条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は62単位を上限とする。
- (2) A群科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (3) B・C群等科目のB群科目、C群科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (4) (2)～(3)において認定した単位の合計が62単位に満たない場合、自由選択科目として45単位を上限に一括認定する。

第10条の3 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。
- (2) 学部専修科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (3) 共通教育科目の基礎学術科目、総合科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (4) (2)～(3)において認定した単位の合計が31単位に満たない場合、自由選択科目として22単位を上限に一括認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

第10条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

（特別受講）

第11条 本学科及び第一部社会福祉学科に開設されている科目に限り、（演習・実習・介護福祉士資格取得者のみに限定して開設している科目を除く）、卒業までに32単位を限度として、第一部社会福祉学科で履修することができる。

この場合、試験は第一部社会福祉学科において受けなければならない。

2 第一部社会福祉学科での履修をする学生は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

（他学部・他学科受講制度）

第12条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

2 受講できる科目は、別に定める。

3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。

5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

第13条 削除

(履修届)

第14条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

- 2 履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。
- 3 履修届を提出していない科目については、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。
- 4 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。
- 5 第5条第9項の規定に基づき、学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6(1994)年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成6(1994)年8月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成8(1996)年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成10(1998)年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条の適用は、なお従前の例による。
- 6 第4条第1項第2号及び第5条第1項第1号の規定については、平成7(1995)年度以降の入学者から適用する。
- 7 この改正は、平成11(1999)年4月1日から施行する。
- 8 第5条第1項第2号の規定については、現に第2年次以上に在学する者についても適用する。
- 9 この改正は、平成12(2000)年4月1日から施行する。
- 10 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条第3項、第3条第1項第1号第2号第3号第2項、第4条第1項及び第2項の規定の適用は、なお従前の例による。
- 11 この改正は、平成13(2001)年4月1日から施行する。
- 12 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第4条、第6条、第7条及び第8条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 13 第10条の2の規定については、平成13(2001)年度の編入学者から適用する。
- 14 第11条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 15 この改正は、平成14(2002)年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成15(2003)年4月1日から施行する。
- 17 第13条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 18 第10条の2の規定については、平成15(2003)年度の転入学者から適用する。
- 19 この改正は、平成16(2004)年4月1日から施行する。
- 20 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 21 この改正は、平成17(2005)年4月1日から施行する。
- 22 第6条、第10条及び第12条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 23 この改正は、平成18(2006)年4月1日から施行する。
- 24 第10条の3の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。
- 25 この改正は、平成19(2007)年4月1日から施行する。
- 26 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 27 この改正は、平成21(2009)年4月1日から施行する。
- 28 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 29 この改正は、平成23(2011)年4月1日から施行する。
- 30 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 31 第10条の2の規定については、平成20(2008)年度の編入学・転入学者から適用する。
- 32 この改正は、平成25(2013)年4月1日から施行する。
- 33 この改正は、平成26(2014)年4月1日から施行する。
- 34 この改正は、平成26(2014)年4月1日から施行する。
- 35 この改正は、平成27(2015)年4月1日から施行する。
- 36 この改正は、平成28(2016)年4月1日から施行する。
- 37 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第4条及び第5条の規定の適

用は、なお従前の例による。

38 この改正は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

39 この改正は、平成31（2019）年4月1日から施行する。

40 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。

41 この改正は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

42 この改正は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

43 この改正は、令和6（2020）年4月1日から施行する。

44 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。

45 この改正は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

46 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条及び第3条の規定の適用は、なお従前の例による。

社会福祉学部子ども家庭福祉学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 子ども家庭福祉学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

(授業科目の構成)

第2条 本学科における授業科目は、子ども家庭福祉学という枠組みの中で専門教育を行うとともに、少子高齢化・情報化・国際化・地方の時代といわれる社会福祉の動向を踏まえ、子ども家庭福祉に関する広い知識と深い理解をもって、保育・幼児教育・児童福祉等の諸領域で活躍する人材を養成することを目的として体系づけられたものである。

2 授業科目は、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に構成される。

3 授業科目は、科目の性格上、「学部専修科目」及び「共通教育科目」の2つの科目群から構成される。

4 学部専修科目は、「基本科目Ⅰ」、「基本科目Ⅱ」、「第一群」、「第二群」及び「第三群」の科目群から構成される。

5 共通教育科目は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「保健体育」及び「キャリア形成科目」から構成される。

(卒業及び履修方法)

第3条 卒業に必要な最低修得単位数は、合計124単位とし、学則第12条に定める本学科科目表のように構成されるが、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 学部専修科目の基本科目Ⅰからは、基礎科目・必修3単位、発展科目・必修2単位、応用科目・必修2単位の合計7単位
- (2) 学部専修科目の基本科目Ⅱからは、専門ゼミナールⅡ・専門ゼミナールⅢ合わせて4単位、あるいは卒業論文4単位のいずれか4単位
- (3) 学部専修科目の第一群「保育系科目」の中から52単位以上、第二群「幼児教育系科目」の中から4単位以上、第三群の「福祉系科目」の中から4単位以上、第三群の「福祉系科目」以外の科目の中から4単位以上の計64単位以上
- (4) 上記以外に学部専修科目の中から自由に科目を選択して15単位以上
- (5) 共通教育科目の情報科目からは、基礎科目・必修2単位
- (6) 共通教育科目の基礎学術科目からは、「人文学」、「社会科学」及び「自然科学」の3つの科目群からそれぞれ4単位以上の合計12単位以上
- (7) 共通教育科目の外国語科目からは、一外国語のⅠA・ⅠB及びⅡA・ⅡB合計4単位以上
- (8) 共通教育科目の保健体育からは2単位以上
- (9) 上記以外に共通教育科目の中から自由に科目を選択して2単位以上
- 2 その他、すべての科目群の中から12単位以上を選択して修得しなければならない。

(免許及び資格取得と履修方法)

第4条 本学科において、当該所定単位を修得することによって取得できる免許及び資格は次のとおりである。

- (1) 免許
 - ・幼稚園教諭一種免許状
- (2) 資格
 - ・保育士資格
 - ・社会福祉士試験受験資格
 - ・スクールソーシャルワーカー(一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定課程修了証明)申請資格
 - ・社会福祉主事任用資格
 - ・司書
 - ・レクリエーション・インストラクター
 - ・初級パラスポーツ指導員
- 2 前項に定める免許及び資格を取得するための履修科目等については、別に定める。

(履修制限)

第5条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて49単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

- (1) 「司書に関する科目」、「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程に関する科目」及び「海外フィールドワーク」の単位は、この履修制限の枠外とする。
- (2) 「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「保育実習ⅠA」、「保育実習ⅠB」、「保育実習Ⅱ」及び「保育実習Ⅲ」の単位は、この履修制限の枠外とする。
- (3) 第6条及び第7条において履修を認められた科目の単位は各学年で定める履修制限内に含むものとする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

- 2 同一授業時限に2科目以上を重複して履修することはできない。
- 3 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第13条に定める場合を除き履修することはできない。
- 4 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。
- 5 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第13条に定める場合は、その限りではない。
- 6 既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む）の再履修はできない。
- 7 年度内において、春学期・秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。

8 春学期だけ、又は秋学期だけ週2回開講されている科目を履修する場合は、週2回それぞれ履修し、かつ受講しなければならない。

9 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

（他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第6条 本学科に在学する学生が、他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第7条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第6条及び第7条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を修得したものとみなすことができる。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第9条 第6条及び第7条の履修の許可と、第6条、第7条及び第8条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第10条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の一般学生の場合と同様とする。

（編入学・転入学者の単位等の認定）

第10条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は62単位を上限とする。
- (2) 入門演習は修得したものと認定する。
- (3) A群科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (4) B・C群等科目のB群科目、C群科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (5) (2)～(4)において認定した単位の合計が62単位に満たない場合、自由選択科目として14単位を上限に一括認定する。

第10条の3 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

- (1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。
- (2) 入門演習は修得したものと認定する。
- (3) 学部専修科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (4) 共通教育科目の基礎学術科目、総合科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。
- (5) (2)～(4)において認定した単位の合計が31単位に満たない場合、自由選択科目として7単位を上限に一括認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

第10条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

（外国人留学生の履修方法）

第11条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。ただし、母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」を履修し、修得した単位は共通教育科目の人文系の科目の単位として、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」を履修し、修得した単位は共通教育科目の社会科学の科目の単位として、「日

本事情Ⅲ A」、「日本事情Ⅲ B」を履修し、修得した単位は共通教育科目の自然科学の科目の単位として、それぞれ振替えることができる。

3 第1項の外国人留学生在が「日本文化演習Ⅰ A」、「日本文化演習Ⅰ B」、「日本文化演習Ⅱ A」、「日本文化演習Ⅱ B」を履修し、修得した単位は共通教育科目の総合科目の単位とする。

4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。
(特別受講)

第12条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上重複するため、本学科で必要な科目を履修することができない場合には(演習を除く)、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。

この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。
(他学部・他学科受講制度)

第13条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

2 受講できる科目は、別に定める。

3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。

5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。

6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。
(履修届)

第14条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

2 履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。

3 履修届を提出していない科目については、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

4 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

5 第5条第9項の規定に基づき、学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成18(2006)年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成21(2009)年4月1日から施行する。

3 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条の規定の適用は、なお従前の例による。

4 この改正は、平成22(2010)年4月1日から施行する。

5 第11条の規定については、現に第2年次以上に在学中の者についても適用する。

6 この改正は、平成25(2013)年4月1日から施行する。

7 この改正は、平成26(2014)年4月1日から施行する。

8 この改正は、平成27(2015)年4月1日から施行する。

9 この改正は、平成28(2016)年4月1日から施行する。

10 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。

11 この改正は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

12 この改正は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

13 この改正は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

14 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条の規定の適用は、なお従前の例による。

15 この改正は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

16 この改正は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

17 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第5条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。

18 この改正は、令和7(2025)年4月1日から施行する。

19 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条及び第3条の規定の適用は、なお従前の例による。

社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科授業科目履修規程

(総則)

第1条 ライフ・ウェルネス学科(以下「本学科」という。)の授業科目の履修に関しては、熊本学園大学学則(以下「学則」という。)第11条から第30条までの規定及び本規程の定めるところによる。

(授業科目の構成)

第2条 本学科における授業科目は、ライフ・ウェルネスという枠組みの中で専門教育をするとともに、少子高齢化・情報化・国際化・地方の時代といわれる社会福祉の動向を踏まえ、社会の変化に対応して健康を保持増進する社会的要請に応え、ライフ・ウェルネスに関する広い知識と深い理解をもって、福祉・健康・スポーツ等の諸領域で活躍する人材を養成することを目的として体系づけられたものである。

2 授業科目は、第1年次「基礎科目」、第2年次「発展科目」、第3・4年次「応用科目」の順に構成される。

3 授業科目は、科目の性格上、「学部専修科目」及び「共通教育科目」の2つの科目群から構成される。

4 学部専修科目は、「基本科目Ⅰ」、「基本科目Ⅱ」、「第一群」、「第二群」及び「第三群」の科目群から構成される。

5 共通教育科目は、「情報科目」、「基礎学術科目」、「総合科目」、「外国語科目」、「保健体育」及び「キャリア形成科目」から構成される。

(卒業及び履修方法)

第3条 卒業に必要な最低修得単位数は、合計124単位とし、学則第12条に定める本学科科目表のように構成されるが、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 学部専修科目の基本科目Ⅰからは、基礎科目・必修4単位、発展科目・必修4単位、応用科目・必修6単位の合計14単位
- (2) 学部専修科目の基本科目Ⅱからは、ライフ・ウェルネス演習Ⅱ・ライフ・ウェルネス演習Ⅲ合わせて4単位、あるいは卒業論文4単位のいずれか4単位
- (3) 学部専修科目の第一群「ライフ・ウェルネス専門科目」からは、24単位以上
- (4) 学部専修科目の第二群からは、「ソーシャル・ウェルフェア系科目」の中から14単位以上、「ウェルネス・プラクティス系科目」の中から7単位以上
- (5) 共通教育科目の情報科目からは、基礎科目・必修2単位
- (6) 共通教育科目の基礎学術科目からは、「人文学」、「社会科学」及び「自然科学」の3つの科目群からそれぞれ4単位以上の合計12単位以上
- (7) 共通教育科目の外国語科目からは、一外国語のⅠA・ⅠB及びⅡA・ⅡBの合計4単位以上
- (8) 共通教育科目の保健体育からは2単位以上
- (9) 上記以外に共通教育科目の中から自由に科目を選択して8単位以上
- 2 その他、すべての科目群の中から33単位以上を選択して修得しなければならない。

(免許及び資格取得と履修方法)

第4条 本学科において、当該所定単位を修得することによって取得できる免許及び資格は次のとおりである。

- (1) 免許
 - ・高等学校教諭一種免許状「保健体育」
 - ・中学校教諭一種免許状「保健体育」
- (2) 資格
 - ・社会福祉士試験受験資格
 - ・スクールソーシャルワーカー(一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定課程修了証明)申請資格
 - ・健康運動指導士認定試験受験資格
 - ・健康運動実践指導者認定試験受験資格
 - ・社会福祉主事任用資格
 - ・司書
 - ・司書教諭
 - ・レクリエーション・インストラクター
 - ・初級バラスポーツ指導員

2 前項に定める免許及び資格を取得するための履修科目等については、別に定める。

(履修制限)

第5条 1年間に履修できる単位数は、各学年いずれも春学期・秋学期合わせて、49単位までとする。ただし、学期毎の上限は各学年いずれも30単位とする。

(1) 「教職に関する科目」、「司書及び司書教諭に関する科目」、「レクリエーション・インストラクター及び初級バラスポーツ指導員養成課程に関する科目」のうち「レクリエーション実習」、及び「海外フィールドワーク」の単位は、この履修

制限の枠外とする。

(2) 「健康産業施設等現場実習」の単位は、この履修制限の枠外とする。

(3) 第6条及び第7条において履修を認められた科目の単位は各学年で定める履修制限内に含むものとする。ただし、派遣留学生に関する規程に基づき換算認定した単位は、履修制限の枠外とする。

2 同一授業時に2科目以上を重複して履修することはできない。

3 他学部、他学科に開設されている科目は、次項及び第13条に定める場合を除き履修することはできない。

4 本学科に在学する学生が、外国語学部の日本語教員養成課程の履修を許可された場合は、日本語教員養成課程の必修科目のうち、本学科に開設されていない科目を英米学科で履修することができる。ただし、各学年で定める履修制限の枠外とし、修得した科目単位は卒業要件に算入しない。

5 下学年次に開設されている科目は履修できるが、上学年次に開設されている科目は履修できない。ただし、第13条に定める場合は、その限りではない。

6 既に単位を修得した科目（編入学等の時に単位の認定をした科目を含む）の再履修はできない。

7 年度内において、春学期・秋学期ともに同一授業科目が開設されている場合、特別に指定した科目以外は、秋学期の再履修を認めない。

8 春学期だけ、又は秋学期だけ週2回開講されている科目を履修する場合は、週2回それぞれ履修し、かつ受講しなければならない。

9 学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。その場合、履修を取り消した科目の単位は各学年で定める履修制限内に含めるものとする。

（他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度における授業科目の履修等）

第6条 本学科に在学する学生が、他の大学又は短期大学及び他学部・他学科受講制度において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第7条 本学科に在学する学生が、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、前条により本学科において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を履修したものと認める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第8条 本学科に在学する学生が、本学科に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について、教育上有益と認めるときは、第6条及び第7条により本学科において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として本学科における授業科目を修得したものとみなすことができる。

（本学以外での履修の許可及び単位の換算）

第9条 第6条及び第7条の履修の許可と、第6条、第7条及び第8条の単位認定は、教授会の議を経て、学長の許可を必要とする。

（転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学及び復学者の履修方法）

第10条 転学部・転学科・転部、編入学、転入学、再入学した者及び復学者の履修方法は、特に定めのない限り、在学する学年の一般学生の場合と同様とする。

（編入学・転入学者の単位等の認定）

第10条の2 第3年次に編入学・転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

(1) 認定できる単位数は62単位を上限とする。

(2) A群科目について、読み替えにより個別に認定する。

(3) B・C群等科目のB・C群科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。

(4) (2)～(3)において認定した単位の合計が62単位に満たない場合、自由選択科目として35単位を上限に一括認定する。

第10条の3 第2年次に転入学した者の単位等の認定は、次のとおりとする。

(1) 認定できる単位数は31単位を上限とする。

(2) 学部専修科目について、読み替えにより個別に認定する。

(3) 共通教育科目の基礎学術科目、総合科目、外国語科目、保健体育科目について、読み替えにより個別に認定する。

(4) (2)～(3)において認定した単位の合計が31単位に満たない場合、自由選択科目として17単位を上限に一括認定する。

（転学部・転学科・転部者の単位認定）

第10条の4 転学部・転学科・転部した者の科目単位については、読み替えにより個別に認定する。ただし、本学科の科目に読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

（外国人留学生の履修方法）

第11条 学則第56条によって本学科に入学を許可された外国人留学生が、「日本語」を履修し、修得した単位は「外国語」の単位として振替えることができる。

ただし、外国人留学生は母国語である「外国語」の科目の履修はできない。

- 2 第1項の外国人留学生が「日本事情ⅠA」、「日本事情ⅠB」、「日本事情ⅡA」、「日本事情ⅡB」、「日本事情ⅢA」、「日本事情ⅢB」を履修し、修得した単位は共通教育科目の基礎学術科目に開設されている科目の単位として、それぞれ振替えることができる。
- 3 第1項の外国人留学生が「日本文化演習ⅠA」、「日本文化演習ⅠB」、「日本文化演習ⅡA」、「日本文化演習ⅡB」を履修し、修得した単位は共通教育科目の総合科目の単位とする。
- 4 前3項の規定は、学則第57条によって本学科に入学を許可された中国引揚者等子女についても準用する。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、「留学」の在留資格を有する外国人留学生についても準用する。

(特別受講)

第12条 第2年次以上の学生で、履修しようとする科目が授業時間割上重複するため、本学科で必要な科目を履修することができない場合には(演習を除く)、第二部社会福祉学科の授業を受講することを認める。

この場合、試験は第二部社会福祉学科において受けなければならない。

- 2 前項の特別受講をする場合は、所定の期間内に「特別受講許可願」を教務課に提出しなければならない。

(他学部・他学科受講制度)

第13条 本学科に開設されていない科目を他学部又は他学科において受講することを他学部・他学科受講という。

- 2 受講できる科目は、別に定める。
- 3 第1項により履修を希望する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科受講許可願」を教務課に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、受講者数を制限することがある。
- 5 修得できる単位は、在学期間を通じて12単位を超えない範囲とする。
- 6 修得した単位は、その科目区分を「自由選択科目」として卒業要件単位に算入する。

(履修届)

第14条 授業科目を履修する学生は、履修する科目を選定し、所定の「授業科目履修届」(以下「履修届」という。)を所定の期間内に教務課に提出しなければならない。

- 2 履修届を所定の期間内に提出しない者は、修学の意志がないものとみなし、除籍する。
- 3 履修届を提出していない科目については、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。
- 4 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。
- 5 第5条第9項の規定に基づき、学期の初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられた所定の期間に履修を取り消すことができる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21(2009)年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成25(2013)年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 4 この改正は、平成26(2014)年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成26(2014)年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程の施行に際し、現に第3年次以上に在学中の者については、第2条及び第3条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 7 この改正は、平成27(2015)年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成28(2016)年4月1日から施行する。
- 9 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条及び第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 10 この改正は、平成29(2017)年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成30(2018)年4月1日から施行する。
- 12 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 13 この改正は、令和2(2020)年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、令和3(2021)年4月1日から施行する。
- 15 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 16 この改正は、令和5(2023)年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

- 18 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第3条、第5条及び第11条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 19 この改正は、令和7（2025）年4月1日から施行する。
- 20 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条及び第3条の規定の適用は、なお従前の例による。

教職課程履修に関する規程

(教職課程の設置)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）に、教育職員免許法に基づく教職課程を置く。

(教職免許状)

第2条 本学教職課程の履修によって取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

学部学科		免許状の種類	免許教科
商学部	商学科	高等学校教諭一種免許状	商業
	経営学科		商業、情報
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	リーガルエコノミクス学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
外国語学部	英米学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	
	東アジア学科	中学校教諭一種免許状	中国語、韓国語
		高等学校教諭一種免許状	
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
	福祉環境学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	ライフ・ウェルネス学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	

(※商学部経営学科は平成30年度より募集停止)

(※社会福祉学部第一部福祉環境学科は令和6年度より募集停止)

第3条 教育職員免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法並びに同法施行規則、本学学則、本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

(共通基礎科目)

第4条 教育職員免許状を取得するためには、「教育職員免許法施行規則第66条の6」により、次の科目を修得しなければならない。

商学部	経済学部	外国語学部	社会福祉学部
「日本国憲法」(2)	「日本国憲法」(2)	「日本国憲法」(2)	「日本国憲法」(2)
「英語ⅡA」(1) 「英語ⅡB」(1)	「英語ⅡA」(1) 「英語ⅡB」(1)	「スピーキングⅠ」(1) 「スピーキングⅡ」(1) 注	「英語ⅡA」(1) 「英語ⅡB」(1)
「情報処理基礎」(2) 「情報処理」(2) } どちらか1科目	「情報リテラシー」(2)	「情報処理入門」(2)	「情報処理入門」(2)
「健康科学A(講義)」(2) 及び 「健康科学BⅠ(実技)」(1) 「健康科学BⅡ(実技)」(1) } どちらか1科目			

注 東アジア学科は「スピーキングⅠ（英語）」(1) 及び「スピーキングⅡ（英語）」(1)

(教職課程の履修方法)

第5条 教職課程の授業科目を「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」に分け、別表（1）、（2）及び（3）に示すとおりに修得しなければならない。

2 前項の「教育の基礎的理解に関する科目等」とは、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」とする。

(教職に関する科目及び単位数)

第5条の2 学則第11条及び第13条に定める「教職に関する科目」とは、教育職員免許法並びに同法施行規則の定める「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」とする。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」については「教科に関する専門的事項」を除く。単位数については、本規程第5条に定める別表（1）、

(2) 及び (3) に示すとおり。

(教育実習の履修資格)

第6条 教育実習を履修しようとする学生は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 教育実習を希望する年度において卒業見込みであること。
- (2) 「教職論」を修得していること。
- (3) 「教育原論A」、「教育原論B」及び「教育心理学」のうち2科目以上を修得していること。
- (4) 「教育実習指導」を履修中であること。
- (5) 学校種並びに実習教科に応じて、次の「教科教育法」を修得していること。
 - ① (高校・商業)「商業科教育法A」及び「商業科教育法B」
 - ② (中学・社会)「社会科教育法A」及び「社会科教育法C (地理歴史分野)」,又は「社会科教育法A」及び「社会科教育法D (公民分野)」
 - ③ (高校・地歴)「社会科教育法C (地理歴史分野)」及び「地理歴史科教育法」
 - ④ (高校・公民)「社会科教育法D (公民分野)」及び「公民科教育法」
 - ⑤ (中高・英語)「英語科教育法A」及び「英語科教育法C」
 - ⑥ (高校・中国語)「中国語科教育法A」
 - ⑦ (高校・韓国語)「韓国語科教育法A」
 - ⑧ (高校・福祉)「福祉科教育法A」及び「福祉科教育法B」
 - ⑨ (中高・保健体育)「保健体育科教育法A」及び「保健体育科教育法C」
- (6) 外国語学部の学生は、次の要件も満たしていること。

「中高・英語」の場合は、実用英語技能検定試験の2級以上に合格していること。又は、TOEIC®520点以上もしくはTOEFL®470点以上を取得していること。

2 大学・学部による派遣留学生等 (以下「派遣留学生」という。)のうち、第3年次春学期に留学していた学生は、同条第1項第5号に規定する科目については、第3年次春学期開講科目を第4年次春学期に履修し、第4年次春学期開講の「教育実習指導」及び「教育実習」を履修することができる。

(教育実習の取り消し)

第7条 教育実習の履修者であっても、本人の性行、学力その他の点から教育職員として不適格と認められた場合には、学長は教授会の議を経て教育実習の単位を与えない。

(教職実践演習 (中・高)の履修資格)

第8条 「教職実践演習 (中・高)」を履修しようとする学生は、「教育実習」を履修中もしくは修得していなければならない。

(教職に関する科目の履修願)

第9条 第2年次以降に開設される教職に関する科目の履修希望者は、希望する学年の年度初めに設ける期間に「教職に関する科目履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 派遣留学生のうち、第2年次以降各学年の秋学期から留学する学生については、留学期間終了後すみやかに「教職に関する科目履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(教育実習の履修願及び履修許可)

第10条 教職に関する科目のうち本学が計画実施する教育実習を履修する学生は、教育実習を履修する前年度の学年初めに設ける期間に「教育実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。ただし、翌年度に転部を希望する場合は、その旨を明記するものとする。

2 前項の教育実習履修願提出者については、第6条の条件を満たしている者について資格判定の結果を学長が許可し、教育実習実施年度初めに教職・実習課より発表する。

3 派遣留学生のうち、第2年次以降各学年の秋学期から留学する学生については、留学期間終了後すみやかに「教育実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(納入金)

第11条 第2年次以降に開設される教職に関する科目の履修希望者は、希望する学年の年度初めに設ける期間に教職課程履修費を、教育実習を履修する場合は第10条の資格判定結果発表後に設ける期間に教育実習費を、それぞれ授業料その他納入金に関する規程別表2に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(教育職員免許状の申請手続)

第12条 教育職員免許状は、免許状取得に必要な科目と単位を修得した学生が、県教育委員会に申請して認められた場合に授与される。申請手続については、卒業年度の秋学期に教職・実習課より説明を行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学教職課程履修に関する規程は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、平成6年度において第2年次に在学する者には、平成5年4月1日施行の規程を適用し、第3年次以上に在学する者には、平成5年2月26日施行の規程を適用する。
- 4 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この改正規程施行の際、平成7年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 7 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 8 この改正規程施行の際、第5条第1項第2号ただし書き及び第3号については、平成7年度入学者についても適用する。
- 9 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 10 この改正規程施行の際、平成9年度において第2年次・第3年次に在学する者についても適用する。
ただし、第6条第2項については、外国語学部及び社会福祉学部の学生で、平成9年度において第4年次に在学する者についても適用する。
- 11 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 12 この改正規程施行の際、平成10年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 13 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 14 この改正規程施行の際、平成11年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 15 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 16 この改正規程施行の際、平成12年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 17 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 18 この改正規程施行の際、平成13年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 19 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 20 この改正規程施行の際、平成14年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 21 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 22 この改正規程施行の際、平成16年度において第2年次以上に在学する者については、なお従前の例による。
- 23 現に第3年次以上に在学中の者で、「教職論」「教育原論A」「教育原論B」「教育心理学」の4科目をすべて履修したが、第6条の要件を満たせず、第3年次以降の教職課程の履修を許可されなかった学生のうち、再度履修を希望する者は、第6条の規定にかかわらず教職課程の履修を平成16年度秋学期より認める。ただし、当該科目のうち「教育原論A」「教育原論B」の評定がA・B・C・Dのいずれかであること。なお、この特別措置は平成16年度に限るものとする。
- 24 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 25 この改正規程は、現に第2年次以上に在学する者についても適用する。ただし、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 26 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 27 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第4条及び別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 28 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 29 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第4条及び別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 30 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 31 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 32 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 33 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第6条、第8条及び別表（第5条関係）（1）教職に関する科目の適用は、なお従前の例による。ただし、平成24年度末までに「教職総合演習」を修得できなかった者については、平成25年度以降はこの改正規程を適用するものとする。
- 34 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第4条及び別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 35 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 36 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 37 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

- 38 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第6条、別表（第5条関係）（1）教職に関する科目及び（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 39 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 40 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 41 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 42 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第4条及び別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 43 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 44 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 45 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 46 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 47 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 48 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第6条、別表（第5条関係）（1）教職に関する科目及び（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 49 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 50 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第4条及び別表（第5条関係）（2）教科に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 51 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 52 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第2条、第5条、第5条の2、第6条及び別表（第5条関係）（1）教育の基礎的理解に関する科目等、（2）教科及び教科の指導法に関する科目及び（3）大学が独自に設定する科目の適用は、なお従前の例による。
- 53 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 54 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第2条、第4条、第6条及び別表（第5条関係）（2）教科及び教科の指導法に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 55 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 56 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科及び教科の指導法に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 57 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 58 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、別表（第5条関係）（2）教科及び教科の指導法に関する科目の適用は、なお従前の例による。
- 59 この改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 60 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 61 この改正規程施行に当たり、現に第2年次以上に在学する者については、第2条、第4条、第6条、及び別表（第5条関係）（2）教科及び教科の指導法に関する科目の適用は、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等（注①）

	科 目 名	免許状校種		開設年次
		高校免許	中学免許	
必修科目	教 職 論	2		1
	教育原論A	2		1
	教育原論B	2		1
	教育心理学	2		1
	特別支援教育論	1		2
	教育課程論	2		2
	特別活動の理論と方法	2		2
	教育方法論	2		2
	生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2		3
	教育相談の理論と方法	2		3
	総合的な学習の時間の指導法	1		3
	情報通信技術活用の理論と方法	1		3
	道徳教育の理論と方法		2	3
	教育実習指導	1		4
	教職実践演習（中・高）	2		4
	教育実習	2	4	4
	合 計 単 位 数	26	30	
選択科目	教職研究Ⅰ	2		3
	人権・同和教育	2		4

注① 教育の基礎的理解に関する科目等は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

高校一種「商業」の場合

[illegible]

– 101 –

高校一種「地理歴史」の場合

(経済学部経済学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位				
必修科目		科目		必修	選択	
日本史	日本史学Ⅰ	2	10			
	日本史学Ⅱ	2				
	日本経済史Ⅰ					
	日本経済史Ⅱ					
外国史	東洋史学Ⅰ	2				
	東洋史学Ⅱ	2				
	西洋史学Ⅰ	2				
	西洋史学Ⅱ	2				
	西洋経済史Ⅰ					
	西洋経済史Ⅱ					
	西洋思想史Ⅰ					
	西洋思想史Ⅱ					
人文地理学・自然地理学	人文地理学Ⅰ	2				
	人文地理学Ⅱ	2				
	自然地理学Ⅰ	2				
	自然地理学Ⅱ	2				
	経済地理学Ⅰ					
	経済地理学Ⅱ					
	経済論Ⅰ					
	経済論Ⅱ					
	地域経済学Ⅰ					
	地域経済学Ⅱ					
地誌	地誌Ⅰ	2				
	地誌Ⅱ	2				
教科に関する専門的事項最低修得単位数				24+10		
				34単位以上		
教科の指導法 注①		社会科教育法C（地理歴史分野） 地理歴史科教育法		2 2		
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数				38単位以上		

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

高校一種「公民」の場合

(経済学部経済学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		
必修科目	科目	必修	選択
「法律学（国際法を含む）、 政治学（国際政治を含む）」	法律学（国際法を含む）	2	8
	国際政治学Ⅰ	2	
	国際政治学Ⅱ	2	
	憲法Ⅰ（人権）		
「社会学、経済学 （国際経済を含む。）」	憲法Ⅱ（統治）		
	国際経済論Ⅰ	2	
	国際経済論Ⅱ	2	
	マクロ経済学入門Ⅰ	2	
	マクロ経済学入門Ⅱ	2	
	ミクロ経済学入門Ⅰ	2	
	ミクロ経済学入門Ⅱ	2	
	経済数学		
	マクロ経済学Ⅰ		
	ミクロ経済学Ⅰ		
	計量経済学Ⅰ		
	計量経済学Ⅱ		
	経済政策Ⅰ		
	経済政策Ⅱ		
	日本経済学Ⅰ		
	公共経済学Ⅰ		
	公共経済学Ⅱ		
	農業政策Ⅰ		
	農業政策Ⅱ		
	財政学Ⅰ		
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	地方財政論Ⅰ		
	地方財政論Ⅱ		
	基礎統計Ⅰ		
	基礎統計Ⅱ		
哲学	労働経済論Ⅰ		
	労働経済論Ⅱ		
	哲学Ⅰ	2	
	哲学Ⅱ	2	
倫理学	倫理学Ⅰ	2	
	倫理学Ⅱ	2	
	宗教学		
	心理学		
教科に関する専門的事項最低修得単位数		26+8	
		34単位以上	
教科の指導法 注①	社会科教育法D（公民分野）	2	
	公民科教育法	2	
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数		38単位以上	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

中学一種「社会」の場合

(経済学部経済学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位			
必修科目	科目	必修	選択	
日本史・外国史	日本史 I	2		
	日本史 II	2		
	東洋史 I	2		
	東洋史 II	2		
	西洋史 I	2		
	西洋史 II	2		
	日本経済史 I			
	日本経済史 II			
	西洋経済史 I			
	西洋経済史 II			
地理学（地誌を含む。）	人文地理学 I	2		
	人文地理学 II	2		
	自然地理学 I	2		
	自然地理学 II	2		
	地誌 I	2		
	地誌 II	2		
「法学、政治学」	経済地理学 I			
	経済地理学 II			
	国際法（人権） I			
「社会学、経済学」	法律学（国際法を含む）	2		
	憲法 I（人権）			
	憲法 II（人権）			
	国際政治学 I			
	国際政治学 II			
	国際経済学 I	2		
	国際経済学 II	2		
	マクロ経済学 I			
	マクロ経済学 II			
	ミクロ経済学 I			
	ミクロ経済学 II			
	ミクロ経済学 III			
	ミクロ経済学 IV			
	ミクロ経済学 V			
	ミクロ経済学 VI			
	ミクロ経済学 VII			
	ミクロ経済学 VIII			
	ミクロ経済学 IX			
	ミクロ経済学 X			
	ミクロ経済学 XI			
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学 I	4		
	哲学 II			
	倫理学 I			
	倫理学 II			
教科に関する専門的事項最低修得単位数		34	34単位以上	
教科の指導法 注①	社会科教育法 A	2		
	社会科教育法 B	2		
	社会科教育法 C（地理歴史分野）	2		
	社会科教育法 D（公民分野）	2		
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数		42単位以上		

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

高校一種「公民」の場合

(経済学部リーガルエコノミクス学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		
必修科目	科目	必修	選択
「法律学（国際法を含む）、 政治学（国際政治を含む）」	法律学（国際法を含む）	2	8
	国際政治学Ⅰ	2	
	国際政治学Ⅱ	2	
	憲法Ⅰ（人権）		
	憲法Ⅱ（統治）		
	国際経済法		
	民法Ⅰ（総則）		
	民法Ⅱ（物権）		
	民法Ⅲ（債権総論）		
	民法Ⅳ（契約法・不法行為）		
	行政法Ⅰ		
	行政法Ⅱ		
	租税法		
	経済法Ⅰ		
	会社法Ⅰ		
	会社法Ⅱ		
	労働法		
	刑法		
	商法総則・商行為		
	商手続		
民事訴訟法			
地方自治法			
「社会学、経済学 （国際経済を含む）」	国際経済論Ⅰ	2	
	国際経済論Ⅱ	2	
	マクロ経済学入門Ⅰ	2	
	マクロ経済学入門Ⅱ	2	
	ミクロ経済学入門Ⅰ	2	
	ミクロ経済学入門Ⅱ	2	
	マクロ経済学		
	ミクロ経済学		
	経済政策論Ⅰ		
	日本経済政策Ⅰ		
	農業政策Ⅱ		
	財政学Ⅰ		
	地方財政Ⅱ		
	基礎統計Ⅰ		
	労働経済論Ⅰ		
	労働経済論Ⅱ		
	金融論		
	公共政策論		
	行政組織論		
環境経済学			
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	哲学Ⅰ	2	
	哲学Ⅱ	2	
	倫理学Ⅰ	2	
	倫理学Ⅱ	2	
教科に関する専門的事項最低修得単位数		26+8	
		34単位以上	
教科の指導法 注①	社会科教育法D（公民分野）	2	
	公民科教育法	2	
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数		38単位以上	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

中学一種「社会」の場合

(経済学部リーガルエコノミクス学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		
必修科目	科目	必修	選択
日本史・外国史	日本史	2	
	東洋史	2	
	西洋史	2	
	世界史	2	
	現代史	2	
地理学（地誌を含む。）	人文地理学	2	
	自然地理学	2	
	地誌学	2	
	地理学	2	
	地誌学	2	
「法学、政治学」	法学（憲法・民法・刑法・行政法・労働法・国際法・商法・社会法・環境法）	2	
	政治学（憲法・行政法・総論・分論）		
	国際法（憲法・行政法・総論・分論）		
	民法（憲法・行政法・総論・分論）		
	刑法（憲法・行政法・総論・分論）		
「社会学、経済学」	社会学（社会学・社会心理学・社会人類学・社会文化学・社会政策学）	2	
	経済学（経済学・経済学入門・経済学概論・経済学発展論）	2	
	社会学（社会学・社会心理学・社会人類学・社会文化学・社会政策学）		
	経済学（経済学・経済学入門・経済学概論・経済学発展論）		
	社会学（社会学・社会心理学・社会人類学・社会文化学・社会政策学）		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学（哲学・哲学入門・哲学概論・哲学発展論）	4	
	倫理学（倫理学・倫理学入門・倫理学概論・倫理学発展論）		
	宗教学（宗教学・宗教学入門・宗教学概論・宗教学発展論）		
	哲学（哲学・哲学入門・哲学概論・哲学発展論）		
	倫理学（倫理学・倫理学入門・倫理学概論・倫理学発展論）		
教科に関する専門的事項最低修得単位数		34	34単位以上
教科の指導法 注①	社会科学教育法 A	2	
	社会科学教育法 B	2	
	社会科学教育法 C（地理歴史分野）	2	
	社会科学教育法 D（公民分野）	2	
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数		42単位以上	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

高校一種及び中学一種「英語」の場合

(外国語学部英米学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位			
必修科目		科目		必修	選択
英語学	英語学概論Ⅰ			2	
	英語学概論Ⅱ			2	
英語文学	英語文学Ⅰ			2	
	英語文学Ⅱ			2	
英語コミュニケーション	リスニングⅠ			1	
	リスニングⅡ			1	
	リーディングⅠ			1	
	リーディングⅡ			1	
	ライティングⅠ			1	
	ライティングⅡ			1	
	パブリックスピーキングⅠ			2	
	パブリックスピーキングⅡ			2	
	英語ディスカッションⅠ			2	
	英語ディスカッションⅡ			2	
異文化理解	異文化コミュニケーション論Ⅰ			2	
	異文化コミュニケーション論Ⅱ			2	
教科に関する専門的事項 最低修得単位数				26	
				26単位以上	
教科の指導法 注①	英語科 教育法 A			2	
	英語科 教育法 B			2	
	英語科 教育法 C			2	
	英語科 教育法 D			2	
教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数				34単位以上	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

高校一種及び中学一種「中国語」の場合

(外国語学部東アジア学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		
必修科目	科目	必修	選択
中国語学	中国語学概論 I	2	4 (中学) 12 (高校)
	中国語学概論 II	2	
	中国語学研究 I		
	中国語学研究 II		
中国文学	中国文学概論 I	2	
	中国文学概論 II	2	
	中国文学講読 I		
	中国文学講読 II		
中国語コミュニケーション	基礎中国語 I A	1	
	基礎中国語 I B	1	
	基礎中国語 II A	1	
	基礎中国語 II B	1	
	基礎中国語 III A	1	
	基礎中国語 III B	1	
	中国語作文 I	1	
	中国語作文 II	1	
	中国語会話 I	1	
	中国語会話 II	1	
	中国語読解 I		
	中国語読解 II		
	中国語会話 III		
	中国語作文 III		
	中国語作文 IV		
	中国語聞き取り III		
異文化理解	中国語聞き取り IV		
	中国語読解 III		
	中国語読解 IV		
	中国異文化理解 I	2	
	中国異文化理解 II	2	
	中国メディア文化概論 I		
	中国メディア文化概論 II		
	海外研修 I (中国語)		
教科に関する専門的事項 最低修得単位数		22+4 (中学)	
		22+12 (高校)	
		26単位以上 (中学)	
		34単位以上 (高校)	
教科の指導法 注①	中国語科教育法 A	2	注②
	中国語科教育法 B	2	
	中国語科教育法 C	2	
	中国語科教育法 D	2	
教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数		34単位以上 (中学)	
		38単位以上 (高校)	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

注② 中学校『中国語』の免許を取得する場合は、「中国語科教育法A」、「中国語科教育法B」、「中国語科教育法C」及び「中国語科教育法D」を修得しなければならない。又、高校『中国語』の免許を取得する場合は、「中国語科教育法A」及び「中国語科教育法C」を修得しなければならない。

高校一種及び中学一種「韓国語」の場合

(外国語学部東アジア学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位	
必修科目	科目	必修	選択
韓国語学	韓国語学概論 I	2	4 (中学) 12 (高校)
	韓国語学概論 II	2	
	韓国語学研究 (音声・形態)		
	韓国語文法 I		
	韓国語文法 II		
	韓国語史 I		
	韓国語史 II		
	韓国語学研究 (統語・意味)		
韓国文学	韓国文学概論 I	2	
	韓国文学概論 II	2	
韓国語コミュニケーション	基礎韓国語 I A	1	
	基礎韓国語 I B	1	
	基礎韓国語 II A	1	
	基礎韓国語 II B	1	
	基礎韓国語 III A	1	
	基礎韓国語 III B	1	
	韓国語作文 I	1	
	韓国語作文 II	1	
	韓国語会話 I	1	
	韓国語会話 II	1	
	韓国語読解 I		
	韓国語読解 II		
	韓国語会話 III		
	韓国語作文 III		
	韓国語作文 IV		
	韓国語聞き取り III		
	韓国語聞き取り IV		
	韓国語読解 III		
	韓国語読解 IV		
異文化理解	韓国異文化理解 I	2	
	韓国異文化理解 II	2	
	海外研修 I (韓国語) グローバルスタディーズ概論 I グローバルスタディーズ概論 II		
教科に関する専門的事項 最低修得単位数		22+4 (中学) 22+12 (高校)	
		26単位以上 (中学) 34単位以上 (高校)	
教科の指導法 注①	韓国語科教育法 A	2	注②
	韓国語科教育法 B	2	
	韓国語科教育法 C	2	
	韓国語科教育法 D	2	
教科及び教科の指導法に関する科目 最低修得単位数		34単位以上 (中学) 38単位以上 (高校)	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

注② 中学校『韓国語』の免許を取得する場合は、「韓国語科教育法A」、「韓国語科教育法B」、「韓国語科教育法C」及び「韓国語科教育法D」を修得しなければならない。又、高校『韓国語』の免許を取得する場合は、「韓国語科教育法A」及び「韓国語科教育法C」を修得しなければならない。

高校一種「福祉」の場合

(社会福祉学部第一部社会福祉学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		
必修科目	科目	必修	選択
社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉原論Ⅰ	2	5
	社会福祉原論Ⅱ	2	
	社会福祉入門	2	
	社会福祉保障論Ⅰ	2	
	社会福祉発達史Ⅰ		
	社会福祉発達史Ⅱ		
	社会福祉法制Ⅰ		
	社会福祉法制Ⅱ		
	社会福祉保障論Ⅱ		
	地域福祉論Ⅰ		
地域福祉論Ⅱ			
高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	子ども家庭福祉論Ⅰ	2	
	障害児・者福祉論	2	
	高齢者福祉論	2	
社会福祉援助技術	子ども家庭福祉論Ⅱ		
	ソーシャルワーク論	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ		
	ソーシャルワーク方法論Ⅱ		
	社会福祉調査論		
介護理論・介護技術	ボランティア論		
	ケアワーク論	2	
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	介護基礎	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1	
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	ソーシャルワーク実習Ⅱ	2	
	生活行動論	2	
加齢に関する理解・障害に関する理解	加齢と障害の理解	2	
教科に関する専門的事項最低修得単位数		30+5	
		35単位以上	
教科の指導法注①	福祉科教育法A	2	
	福祉科教育法B	2	
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数		39単位以上	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

高校一種及び中学一種「保健体育」の場合

(社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科学生対象)

免許法の規定による修得すべき科目	本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		
必修科目	科目	必修	選択
体育実技	スポーツ指導法実習（器械運動）	1	8（高校）
	スポーツ指導法実習（陸上競技）Ⅰ	1	
	スポーツ指導法実習（水泳）	1	
	スポーツ指導法実習（ネット型）	1	
	スポーツ指導法実習（ゴール型）	1	
	スポーツ指導法実習（ベースボール型）	1	
	武道指導法実習（柔道）Ⅰ	1	
	スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅰ	1	
	スポーツ指導法実習（陸上競技）Ⅱ		
	武道指導法実習（柔道）Ⅱ		
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	スポーツ心理学	2	
	スポーツ・ウェルネス論	2	
生理学（運動生理学を含む。）	運動学（運動方法学を含む。）	2	
	測定評価	2	
	生理学（運動生理学を含む。）	2	
	健康体力づくり論	2	
衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	解剖学		
	運動処方学		
	栄養学		
	衛生学（公衆衛生学を含む）	2	
	学校保健	2	
	精神保健学Ⅰ		
	精神保健学Ⅱ		
教科に関する専門的事項最低修得単位数		22（中学）	
		22+8（高校）	
		22単位以上（中学）	
		30単位以上（高校）	
教科の指導法 注①	保健体育科教育法 A	2	
	保健体育科教育法 B	2	
	保健体育科教育法 C	2	
	保健体育科教育法 D	2	
教科及び教科の指導法に関する科目最低修得単位数		30単位以上（中学）	
		38単位以上（高校）	

注① 教科の指導法に関する科目は、卒業要件単位とはならないので注意すること。

(3) 大学が独自に設定する科目

免許法の規定による修得すべき科目および最低単位		本学開設科目による免許取得に必要な科目および単位		備考
科目区分	単位	科目	単位	
大学が独自に設定する科目	中学校 4 高校 12	教 職 研 究 II	2	注①

注① 「大学が独自に設定する科目」の選択科目（教職研究Ⅱ）又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」について、併せて中学校一種免許4単位以上、高等学校一種免許12単位以上修得しなければならない。

司書及び司書教諭課程の履修に関する規程

(司書及び司書教諭課程の設置)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）に図書館法施行規則並びに学校図書館司書教諭講習規程に基づく司書及び司書教諭課程を置く。

(資格)

第2条 司書及び司書教諭課程の履修によって取得できる資格は、次のとおりである。

- (1) 司書
- (2) 司書教諭

(履修方法)

第3条 前条の資格を取得しようとする者は、図書館法施行規則並びに学校図書館司書教諭講習規程、本学学則及び本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

- 2 司書の資格を取得するためには、卒業に必要な単位のほかに、図書館法施行規則による別表1に示す科目と単位数（必修科目13科目26単位と選択科目2科目2単位以上、合計15科目28単位以上）を修得しなければならない。
- 3 司書教諭の資格を取得するためには、卒業に必要な単位のほか、教育職員免許状の取得者で、学校図書館司書教諭講習規程による別表2に示す科目と単位数（8科目16単位）を修得しなければならない。ただし、在学中に教育職員免許状と司書教諭資格の両方に必要な科目及び単位を併行して履修することができる。
- 4 法令等の改正にともなう経過措置に係る科目の単位認定については、別に示す。

(証明書等)

第4条 第3条第2項に定める科目と単位を修得した者には、本学から「図書館に関する科目の単位修得証明書」を交付する。

- 2 第3条第3項に定める科目と単位を修得した者には、文部科学省から「司書教諭の修了証書」が交付される。

(履修願及び納入金)

第5条 司書及び司書教諭課程の履修希望者は、第2年次の年度初めに設ける期間に「司書及び司書教諭履修願」を教職・実習課に提出するとともに「授業料その他納入金等に関する規程」別表2に示された司書及び司書教諭課程の履修費を経理課に納入しなければならない。

- 2 第3年次編入学者、転入学者及び再入学者で司書及び司書教諭課程の履修希望者は、編入学、転入学及び再入学年次の年度初めに設ける期間に「司書及び司書教諭履修願」を教職・実習課に提出するとともに「授業料その他納入金等に関する規程」別表2に示された司書及び司書教諭課程の履修費を経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この改正規程の施行に当り、「司書及び司書教諭資格取得に関する授業科目履修方法細則」は廃止する。
- 8 この改正規程の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、第3条第1項、第2項及び第3項の規定の適用は、なお従前の例による。ただし、平成24年度以降の編入学者、転入学者及び再入学者を除く。
- 9 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、令和4年7月1日から施行する。

別表1（司書の資格を取得するための科目と単位数）

区分（群）	図書館法施行規則で定める 図書館に関する科目	単位数	本学における科目	単位数
必修科目 （甲群）	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
	図書館概論	2	図書館概論	2
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	2	情報サービス論	2
	児童サービス論	2	読書と豊かな人間性	2
	情報サービス演習	2	情報サービス演習（情報検索）	2
			情報サービス演習（レファレンスサービス）	2
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習 A	2
			情報資源組織演習 B	2
選択科目 （乙群）	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論	1
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論	1
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	1
	図書館施設論	1	図書館施設論	1
	図書館実習	1	図書館実習	2

別表2（司書教諭の資格を取得するための科目と単位数）

区 分	学校図書館司書教諭講習規程 による科目	単位数	本学における科目	単位数
必修科目	学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
	学校図書館メディアの構成	2	図書館情報資源概論	2
			情報資源組織論	2
			情報資源組織演習 A	2
			情報資源組織演習 B	2
	学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
	読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
	情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程

(設置)

第1条 熊本学園大学に、レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員の養成課程（以下「養成課程」という。）を置く。

(資格取得)

第2条 養成課程の履修により取得できる資格は、次のとおりである。

(1) レクリエーション・インストラクター

(2) 初級パラスポーツ指導員

(委員会)

第3条 養成課程の円滑な運営に関する重要事項を協議するため、レクリエーション、インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する詳細は、別に定める。

(履修方法)

第4条 第2条の資格を取得しようとする者は、この規程に従って所定の単位を修得しなければならない。

2 履修方法は、別表1に定めるところによる。ただし、ライフ・ウェルネス学科においては別表2に定めるところによる。

(履修願)

第5条 養成課程の履修希望者は、年度初めに設ける期間に「レクリエーション・インストラクター等養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(納入金)

第6条 養成課程の履修を希望する者は、履修願提出時に履修費を授業料その他納入金等に関する規程に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

2 実習費については、必要に応じて実費を徴収する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 11 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

ライフ・ウェルネス学科以外の全学科

開設 年次	科目名（単位）	資格	レクリエーション・ インストラクター	初級パラスポーツ 指導員
1	レクリエーション概論（2）		2	
	障害者スポーツ特講（2）			2
	レクリエーション実技A（1）		1	
	レクリエーション実技B（1）		1	
	野外活動Ⅰ（1）	}	いずれか1	
	野外活動Ⅱ（1）			
	ダンス（2）			
	障害者スポーツ実技（1）			1
3	レクリエーション実習（1）		1	
必要単位数合計			6単位以上	3単位以上

（注）レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員に関する科目は卒業要件単位とはならないので注意すること。

別表2（第4条関係）

ライフ・ウェルネス学科

開設 年次	科目名（単位）	資格	レクリエーション・ インストラクター	初級パラスポーツ 指導員
1	レクリエーション概論（2）		2	
	アダプティッド・スポーツ論（2）			2
2	レクリエーション指導法実習A（1）		1	
	レクリエーション指導法実習B（1）		1	
1	スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅰ（1）	}	いずれか1	
	スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅱ（1）			
	アダプティッド・スポーツ実技（1）			1
2	スポーツ指導法実習（スキー）（1）			
3	野外活動指導法実習（キャンプ）（1）			
	レクリエーション実習（1）		1	
必要単位数合計			6単位以上	3単位以上

（注）レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員に関する科目のうち、「レクリエーション実習」は卒業要件単位とはならないので注意すること。

外国語学部日本語教員養成課程履修に関する規程

(日本語教員養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学外国語学部、日本語教員養成課程を置く。

(履修方法)

第2条 日本語教員養成課程に関する科目及び単位を別表に示すとおりに修得しなければならない。

2 「日本語教育演習（実習含む）」を履修する場合は、次の条件を満たしていなければならない。

(1) 「日本語教育Ⅰ」「日本語教育Ⅱ」「日本語音声学」「日本語文法論」を修得していること。

(2) 「日本語教授法Ⅰ」を履修中あるいは修得していること。

3 他学部の学生が日本語教員養成課程の履修を許可された場合、所属学科に開設されていない科目は、外国語学部において受講できるものとする。

(修了証書)

第3条 日本語教員養成課程を修了したものに対して、卒業時に修了証書を授与する。

(履修願)

第4条 日本語教員養成課程の履修を希望する者は、年度初めに設ける期間に所定の「日本語教員養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(納入金)

第5条 「授業料その他納入金等に関する規程」により課程履修費を経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成21（2009）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、所属学科長による履修指導を受けた上で、日本語教員養成課程を履修することができるものとする。

3 この改正は、平成23（2011）年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成27（2015）年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成28（2016）年4月1日から施行する。

7 この改正は、令和4（2022）年4月1日から施行する。

8 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表1の適用は、なお従前の例による。

9 この改正は、令和4年7月1日から施行する。

10 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

11 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表1の適用は、なお従前の例による。

別表1 日本語教員養成課程に関する科目（英米学科）

日本語教員養成において必要とされる教育内容		本学開設科目による修了証書取得に必要な科目及び単位			
領 域		開設授業科目（単位）	配当年次	必 要 単 位	
				必 修	選 択
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	日本文化概論Ⅰ（2）	1	2	8
		日本文化概論Ⅱ（2）	1	2	
		異文化理解論Ⅰ（2）	1		
		異文化理解論Ⅱ（2）	1		
		グローバルスタディーズ概論Ⅰ（2）	2		
		グローバルスタディーズ概論Ⅱ（2）	2		
		文化人類学Ⅰ（2）	1		
		文化人類学Ⅱ（2）	1		
		日本史学Ⅰ（2）	1		
		日本史学Ⅱ（2）	1		
		日本事情特講（2）	3		
		日本古典文学Ⅰ（2）	3		
		日本古典文学Ⅱ（2）	3		
		日本近代文学Ⅰ（2）	3		
		日本近代文学Ⅱ（2）	3		
		日本文学講読Ⅰ（2）	2		
	日本文学講読Ⅱ（2）	2			
	日本文学講読Ⅲ（2）	2			
	日本文学講読Ⅳ（2）	2			
教育に関わる領域	言語と社会	日本語と社会Ⅰ（2）	3	2	
		日本語と社会Ⅱ（2）	3	2	
		異文化コミュニケーション論Ⅰ（2）	2		
		異文化コミュニケーション論Ⅱ（2）	2		
		社会学Ⅰ（2）	1		
	言語と心理	社会学Ⅱ（2）	1		
		心理学Ⅰ（2）	1	2	
	心理学Ⅱ（2）	1	2		
		言語と教育	日本語教育Ⅰ（2）	1	
	日本語教育Ⅱ（2）		1	2	
日本語音声学（2）	2		2		
日本語文法論（2）	2		2		
日本語教授法Ⅰ（2）	3		2		
日本語教授法Ⅱ（2）	3		2		
日本語教育演習（実習含む）（2）	3		2		
言語に関わる領域	言語	日本語文章表現（2）	1		
		教育学Ⅰ（2）	1		
		教育学Ⅱ（2）	1		
		言語学概論Ⅰ（2）	2	2	
言語学概論Ⅱ（2）	2	2			
日本語学概論Ⅰ（2）	2	2			
日本語学概論Ⅱ（2）	2	2			
計				34＋8	
				42単位以上	

別表2 日本語教員養成課程に関する科目（東アジア学科）

日本語教員養成において必要とされる教育内容		本学開設科目による修了証書取得に必要な科目及び単位					
領 域		開設授業科目（単位）	配当年次	必 要 単 位			
				必 修	選 択		
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	日本文化概論Ⅰ（2）	1	2	8		
		日本文化概論Ⅱ（2）	1	2			
		中国異文化理解Ⅰ（2）	2				
		中国異文化理解Ⅱ（2）	2				
		韓国異文化理解Ⅰ（2）	2				
		韓国異文化理解Ⅱ（2）	2				
		グローバルスタディーズ概論Ⅰ（2）	2				
		グローバルスタディーズ概論Ⅱ（2）	2				
		文化人類学Ⅰ（2）	1				
		文化人類学Ⅱ（2）	1				
		日本史学Ⅰ（2）	1				
		日本史学Ⅱ（2）	1				
		日本近代史Ⅰ（2）	2				
		日本近代史Ⅱ（2）	2				
		日本古典文学Ⅰ（2）	3				
		日本古典文学Ⅱ（2）	3				
		日本近代文学Ⅰ（2）	3				
		日本近代文学Ⅱ（2）	3				
		日本文学講読Ⅰ（2）	2				
		日本文学講読Ⅱ（2）	2				
		日本文学講読Ⅲ（2）	2				
		日本文学講読Ⅳ（2）	2				
教育に関わる領域	言語と社会	日本語と社会Ⅰ（2）	3	2			
		日本語と社会Ⅱ（2）	3	2			
		異文化コミュニケーション論Ⅰ（2）	2				
		異文化コミュニケーション論Ⅱ（2）	2				
		社会学Ⅰ（2）	1				
		社会学Ⅱ（2）	1				
	言語と心理	心理学Ⅰ（2）	1	2			
		心理学Ⅱ（2）	1	2			
	言語と教育	日本語教育Ⅰ（2）	1	2			
		日本語教育Ⅱ（2）	1	2			
		日本語音声学（2）	2	2			
		日本語文法論（2）	2	2			
日本語教授法Ⅰ（2）		3	2				
日本語教授法Ⅱ（2）		3	2				
日本語教育演習（実習含む）（2）		3	2				
日本語文章表現Ⅰ（2）		1					
日本語文章表現Ⅱ（2）		1					
教育学Ⅰ（2）		1					
教育学Ⅱ（2）	1						
言語に関わる領域	言語	言語学概論Ⅰ（2）	1	2			
		言語学概論Ⅱ（2）	1	2			
		日本語学概論Ⅰ（2）	2	2			
		日本語学概論Ⅱ（2）	2	2			
		中国語学研究Ⅰ（2）	3				
		中国語学研究Ⅱ（2）	3				
		韓国語文法論Ⅰ（2）	3				
		韓国語文法論Ⅱ（2）	3				
		計				34 + 8	42単位以上

社会福祉士養成課程履修に関する規程

(社会福祉士養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）社会福祉学部第一部の社会福祉学科、福祉環境学科（令和6年度より募集停止）、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科及び社会福祉学部第二部社会福祉学科に、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく社会福祉士養成課程（以下「養成課程」という。）を置く。

(履修定員)

第2条 養成課程の履修定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	履修定員
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	100名
	子ども家庭福祉学科	20名
	ライフ・ウェルネス学科	20名
社会福祉学部第二部	社会福祉学科	20名

(資格取得)

第3条 社会福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法、その他法令等、本学学則及び本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

3 法令等の改正にともなう経過措置に係る指定科目の単位認定については、別に示す。

(履修願)

第4条 養成課程の履修を希望する者は、本学が定める所定の期間に「社会福祉士養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修許可願提出者については、社会福祉士養成課程委員会において選考のうえ結果を教職・実習課より発表する。

3 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「社会福祉士養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第5条 実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に「ソーシャルワーク実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修願提出者については、実習施設を配当のうえ結果を教職・実習課より発表する。

(編入学、転入学及び転部者の履修)

第6条 編入学、転入学及び転部者の養成課程の履修は別に定める。

(納入金)

第7条 養成課程の履修を許可された者は、選考結果発表後に設ける期間に履修費を、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習Ⅲ」の実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に実習費を、授業料その他納入金等に関する規程に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成21年度の入学者から適用する。ただし、第3条第3項の規定については、平成20年度以前の入学者についても適用する。

3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

4 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）及び第7条の規定の適用は、なお従前の例による。ただし、平成23年度以降の編入学者、転入学者及び再入学者を除く。

5 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

7 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

8 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

9 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

10 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

11 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

12 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条、第7条及び別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

- 13 この改正は、令和４年７月１日から施行する。
- 14 この改正は、令和６年４月１日から施行する。
- 15 この改正規程の施行に当り、現に第２年次以上に在学中の者については、第２条の規定の適用は、なお従前の例による。

別表（第3条関係）文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目と本学開講科目対照表

文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目	基礎科目	本学開講科目	単位
科目名		科目名	
医学概論	#	医学一般	2
心理学と心理的支援	#	心理学Ⅰ	2
		心理学（第二部社会福祉学科のみ）	
社会学と社会システム	#	社会学概論Ⅰ	2
社会福祉の原理と政策		社会福祉原論Ⅰ	2
		社会福祉原論Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎	#	社会福祉調査	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	#	ソーシャルワーク論	2
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	#	ソーシャルワークの基盤と専門職	2
ソーシャルワークの理論と方法		ソーシャルワーク方法論Ⅰ	2
		ソーシャルワーク方法論Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2
地域福祉と包括的支援体制		地域福祉論Ⅰ	2
		地域福祉論Ⅱ	2
福祉サービスの組織と経営	#	福祉管理運営論	2
社会保障	#	社会保障論Ⅰ	2
		社会保障論Ⅱ	2
高齢者福祉	#	高齢者福祉論	2
障害者福祉	#	障害児・者福祉論	2
児童・家庭福祉	#	子ども家庭福祉論Ⅰ	2
貧困に対する支援	#	公的扶助論	2
保健医療と福祉	#	保健医療と福祉	2
権利擁護を支える法制度	#	権利擁護と成年後見制度	2
刑事司法と福祉	#	刑事司法と福祉	2
ソーシャルワーク演習		ソーシャルワーク演習	1
ソーシャルワーク演習（専門）		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	1
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	1
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	1
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	1
ソーシャルワーク実習指導		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習		ソーシャルワーク実習Ⅰ	1
		ソーシャルワーク実習Ⅱ	2
		ソーシャルワーク実習Ⅲ	2

（注）表中「基礎科目」（#印）とは、本学を社会福祉士試験の受験資格を取得せずに卒業し、社会福祉士短期養成施設等に入
学する場合、大学で修得していなければならない科目です。

精神保健福祉士養成課程履修に関する規程

(精神保健福祉士養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学(以下「本学」という。) 社会福祉学部第一部の社会福祉学科及び福祉環境学科(令和6年度より募集停止)に、精神保健福祉士法に基づく精神保健福祉士養成課程(以下「養成課程」という。) を置く。

(履修定員)

第2条 養成課程の履修定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	履修定員
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	40名

(資格取得)

第3条 精神保健福祉士試験の受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法、その他法令等、本学学則及び本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

- 2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 法令等の改正にともなう経過措置に係る指定科目の単位認定については、別に示す。

(履修願)

第4条 養成課程の履修を希望する者は、本学が定める所定の期間に「精神保健福祉士養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修許可願提出者については、精神保健福祉士養成課程委員会において選考のうえ結果を教職・実習課より発表する。
- 3 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「精神保健福祉士養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第5条 実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に「精神保健福祉実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

- 2 前項の履修願提出者については、実習施設を配当のうえ結果を教職・実習課より発表する。

(編入学、転入学及び転部者の履修)

第6条 編入学、転入学及び転部者の養成課程の履修は別に定める。

(納入金)

第7条 養成課程の履修を許可された者は、選考結果発表後に設ける期間に履修費を、「精神保健福祉実習」を履修する者は、本学が定める所定の期間に実習費を、授業料その他納入金等に関する規程に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第5条、第7条及び別表(第3条関係)の適用は、なお従前の例による。
- 6 この改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 7 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条の規定の適用は、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

文部科学省令・厚生労働省令で定める精神保健福祉に関する科目と本学開講科目対照表

第一部社会福祉学科、福祉環境学科

指定科目名	基礎 科目	本学開講授業科目	
科目名		本学の科目名	単位
医学概論	＃	医学一般	2
心理学と心理的支援	＃	心理学Ⅰ	2
社会学と社会システム	＃	社会学概論Ⅰ	2
社会福祉の原理と政策	＃	社会福祉原論Ⅰ	2
		社会福祉原論Ⅱ	2
地域福祉と包括的支援体制	＃	地域福祉論Ⅰ	2
		地域福祉論Ⅱ	2
社会保障	＃	社会保障論Ⅰ	2
		社会保障論Ⅱ	2
障害者福祉	＃	障害児・者福祉論	2
権利擁護を支える法制度	＃	権利擁護と成年後見制度	2
刑事司法と福祉	＃	刑事司法と福祉	2
社会福祉調査の基礎	＃	社会福祉調査	2
精神医学と精神医療		精神医学Ⅰ	2
		精神医学Ⅱ	2
現代の精神保健の課題と支援		精神保健学Ⅰ	2
		精神保健学Ⅱ	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	＃	ソーシャルワーク論	2
精神保健福祉の原理		精神保健福祉の原理Ⅰ	2
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法		ソーシャルワーク方法論Ⅰ	2
		ソーシャルワーク方法論Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）		精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2
		精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2
精神障害リハビリテーション論		精神障害リハビリテーション論	2
精神保健福祉制度論		精神保健福祉制度論	2
ソーシャルワーク演習	＃	ソーシャルワーク演習	1
ソーシャルワーク演習（専門）		精神保健福祉演習Ⅰ	1
		精神保健福祉演習Ⅱ	1
		精神保健福祉演習Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習指導		精神保健福祉実習指導Ⅰ	1
		精神保健福祉実習指導Ⅱ	1
		精神保健福祉実習指導Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習		精神保健福祉実習	4

（注）表中「基礎科目」（＃印）とは、本学を精神保健福祉士試験の受験資格を取得せずに卒業し、精神保健福祉士短期養成施設等に入学する場合、大学で修得していなければならない科目です。

健康運動指導士認定試験受験のための科目の読み替え

健康運動指導士認定試験受験のための科目と、本学に設置される授業科目との読み替えは、以下の表のとおりである。
健康運動指導士認定試験の受験手続については、各自行うこととなっている。

健康運動指導士認定試験の受験に必要な科目に対応する本学の開講科目対照表

ライフ・ウェルネス学科

健康運動指導士認定試験の受験に必要な科目			本学開講授業科目		
講座（財団の講習会科目）名	単位数 （授業回数） 1講義90分		本 学 の 科 目 名	学年	単位
	講義	実習			
健康づくり施策概論	3		健康支援概論	1	2
健康管理概論	3				
機能解剖とバイオメカニクス（運動・動作の力源）	6		解剖学	1	2
運動生理学	11		生理学（運動生理学を含む）	1	2
健康づくり運動の実際		21	スポーツ指導法実習（陸上競技）Ⅰ	1	1
			スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅰ	1	1
			スポーツ指導法実習（水泳）	1	1
			健康体力づくり実習	3・4	1
			健康産業施設等現場実習	3・4	1
生活習慣病（NCD）	11		ヘルスアンドウェルネス	2	2
健康づくり運動の理論	8		健康体力づくり論	2	2
体力測定と評価	3	4	測定評価	2	2
運動プログラムの実際	6	4	運動処方	2	2
運動行動変容の理論と実際	2	1	スポーツ心理学	2	2
運動とこころの健康増進	2	1			
運動障害と予防	4		救急処置と運動負荷試験	3・4	2
救急処置	2	2			
運動負荷試験	1	2			
栄養摂取と運動	7		栄養学	3・4	2
			単 位 計		25

健康運動実践指導者認定試験受験のための科目の読み替え

健康運動実践指導者認定試験受験のための科目と、本学に設置される授業科目との読み替えは、以下の表のとおりである。

健康運動実践指導者認定試験の受験に必要な科目に対応する本学の開講科目対照表

ライフ・ウェルネス学科

健康運動実践指導者認定試験の受験に必要な科目			本学開講授業科目		
講座（財団の講習会科目）名	単位数 （授業回数） 1講義90分		本 学 の 科 目 名	学年	単位
	講義	実習			
健康づくり施策概論	2		健康支援概論	1	2
運動生理学	3		生理学（運動生理学を含む）	1	2
健康づくりと運動プログラム	3		健康体力づくり論	2	2
機能解剖とバイオメカニクス	2		解剖学	1	2
栄養摂取と運動	2		栄養学	3・4	2
体力測定と評価	1	2	測定評価	2	2
運動指導の心理学的基礎	1		スポーツ心理学	2	2
健康づくり運動の実際 ウォーキングとジョギング		2	スポーツ指導法実習（陸上競技）Ⅰ	1	1
健康づくり運動の実際 エアロビックダンス		3	スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅰ	1	1
健康づくり運動の実際 水泳・水中運動		3	スポーツ指導法実習（水泳）	1	1
健康づくり運動の実際 レジスタンスエクササイズ		3	レジスタンストレーニング	3・4	1
健康づくり運動の実際 ストレッチング		1			
健康づくり運動の実際 ウォームアップとクールダウン		1			
運動障害と予防・救急処置	2	2	救急処置と運動負荷試験	3・4	2
			単 位 計		20

スクールソーシャルワーカー養成課程履修に関する規程

(スクールソーシャルワーカー養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学(以下「本学」という。)社会福祉学部第一部の社会福祉学科、福祉環境学科(令和6年度より募集停止)、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科及び社会福祉学部第二部社会福祉学科に、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に基づくスクールソーシャルワーカー養成課程(以下「養成課程」という。)を置く。

(履修定員)

第2条 養成課程の履修定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	履修定員
社会福祉学部第一部	社会福祉学科	20名
	子ども家庭福祉学科	
	ライフ・ウェルネス学科	
社会福祉学部第二部	社会福祉学科	

(資格取得)

第3条 スクールソーシャルワーカーの申請資格を取得しようとする者は、本学学則及び本規程に従い所定の単位を修得しなければならない。

2 授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

3 養成課程を修了し、社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた者については、申請することにより「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクールソーシャルワーク教育課程修了証」の交付を受けることができる。

(履修願)

第4条 養成課程の履修を希望する者は、本学が定める所定の期間に「スクールソーシャルワーカー養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修許可願提出者については、「社会福祉士養成課程履修に関する規程」又は「精神保健福祉士養成課程履修に関する規程」に基づく履修許可者でなければならない。

3 前々項の履修許可願提出者については、社会福祉士養成課程委員会において選考のうえ結果を教職・実習課より発表する。

4 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「スクールソーシャルワーカー養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第5条 実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に「スクールソーシャルワーク実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修願提出者については、実習施設・期間を配当のうえ結果を教職・実習課より発表する。

(編入学、転入学及び転部者の履修)

第6条 編入学、転入学及び転部者の養成課程の履修は別に定める。

(納入金)

第7条 養成課程の履修を許可された者は、選考結果発表後に設ける期間に履修費を、「スクールソーシャルワーク実習」の実習を履修する者は、本学が定める所定の期間に実習費を、授業料その他納入金等に関する規程に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

3 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

4 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表(第3条関係)の適用は、なお従前の例による。

5 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

6 この改正規程の施行に当たり、現に第2年次以上に在学中の者については、別表(第3条関係)の適用は、なお従前の例による。

7 この改正は、令和4年3月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

- 8 この改正は、令和4年7月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 10 この改正規程の施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条の適用は、なお従前の例による。
- 11 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした

スクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程に定める科目と本学開講科目対照表

	指 定 科 目	本 学 開 講 授 業 科 目	単位
スクールソーシャルワーク専門科目群	スクールソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	2
	スクールソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	1
	スクールソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	1
	スクールソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	2
教育関連科目群	「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」と「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を含む科目（1科目以上）	教育原論B ※ 教育学概論Ⅱ（子ども家庭福祉学科のみ） 教育学概論（第二部社会福祉学科のみ）	2
	「教育の基礎的理解に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（一単位以上修得）」を含む科目、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む科目（1科目以上）	教育心理学 ※ 教育心理学（幼）（子ども家庭福祉学科のみ） 学校教育心理学（第二部社会福祉学科のみ）	2
社会福祉士・精神保健福祉士指定科目群	「精神保健の課題と支援」又は「現代の精神保健の課題と支援」	精神保健学Ⅰ	2
	「児童・家庭福祉」	子ども家庭福祉論Ⅰ	2
	「貧困に対する支援」	公的扶助論	2

※「教育原論B」と「教育心理学」は卒業要件単位には含まれない。

保育士養成課程履修に関する規程

(保育士養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）に、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に基づく保育士養成課程（以下「養成課程」という。）を置く。

(履修できる学部学科)

第2条 養成課程を履修できる学部学科は、社会福祉学部第一部子ども家庭福祉学科とする。

(資格取得)

第3条 保育士の資格を取得しようとする者は、本学学則並びに児童福祉法及び児童福祉法施行規則に従い所定の科目（別表に示す。）及び単位を修得しなければならない。

(履修定員)

第4条 養成課程の履修定員は80名とする。

(履修願)

第5条 養成課程の履修を希望する者は、第1年次に設ける期間に所定の「保育士養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修許可願提出者は、選考のうえ結果を教職・実習課より発表する。

3 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「保育士養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

4 養成課程の履修を辞退するものは、所定の「保育士養成課程辞退願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第6条 別表に掲げる科目のうち、本学が計画実施する「保育実習ⅠA」、「保育実習ⅠB」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」を履修する者は、実習を履修する学年の所定の期間に、それぞれ「保育実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修願提出者については、実習施設を教職・実習課より発表する。

(納入金)

第7条 養成課程の履修を希望する者は所定の期間に履修費を、「保育実習ⅠA」、「保育実習ⅠB」、「保育実習Ⅱ」、「保育実習Ⅲ」を履修する者は、別に定める期間に実習費を、それぞれ授業料その他納入金等に関する規程別表2に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

3 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

4 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

7 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

8 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

9 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

10 この改正は、令和4年7月1日から施行する。

11 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

12 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

別表 修得科目対照表

	系列	教 科 目	授業形態	本 学 科 の 科 目		
				科 目 名	単位	授業形態
教 養 科 目		外国語、体育以外の科目		政治学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ 生物学Ⅱ 水俣学 (2) 家族社会学Ⅰ (2) 家族社会学Ⅱ (2) 地域社会学Ⅰ (2) 地域社会学Ⅱ (2) ※いずれか6単位以上必修	6	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義
		外国語	演習	英語ⅡA (1) 英語ⅡB (1)	2	演習 演習
		体育	講義 実技	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1) ※いずれか1単位必修	2 1	講義 実技 実技
		小 計		11 以 上		
必 修 科 目	保育の本 質・目的 に関する 科目	保育原理	講義	保育概論Ⅰ (2)	2	講義
		教育原理	講義	保育概論Ⅱ (2)	2	講義
		子ども家庭福祉	講義	教育学概論Ⅰ (2)	2	講義
		社会福祉	講義	教育学概論Ⅱ (2)	2	講義
		子ども家庭支援論	講義	子ども家庭福祉論Ⅰ (2)	2	講義
		社会的養護Ⅰ	講義	子ども家庭福祉論Ⅱ (2)	2	講義
		保育者論	講義	社会福祉原論Ⅰ (2)	2	講義
	保育の対 象の理解 に関する 科目	保育の心理学	講義	社会福祉原論Ⅱ (2)	2	講義
		子ども家庭支援の心理学	講義	子ども家庭支援論 (2)	2	講義
		子どもの理解と援助	演習	社会的養護Ⅰ (2)	2	講義
修 得 目 的	保育の内容 ・方法 に関する 科目	子どもの保健	講義	現代教師論 (2)	2	講義
		子どもの食と栄養	演習	教育心理学 (2)	2	講義
				子ども家庭支援の心理学 (2)	2	講義
	保育の内容 ・方法 に関する 科目	保育の計画と評価	講義	子どもの理解と援助 (1)	1	演習
		保育内容総論	演習	子ども保健Ⅰ (2)	2	講義
		保育内容演習	演習	子ども保健Ⅱ (2)	2	講義
		保育内容の理解と方法	演習	子どもの食と栄養 (2)	2	演習
		乳児保育Ⅰ	講義	教育課程論 (2)	2	講義
		乳児保育Ⅱ	演習	保育内容総論 (1)	1	演習
		子どもの健康と安全	演習	保育内容指導法A (健康) (1)	1	演習
		障害児保育	演習	保育内容指導法B (人間関係) (1)	1	演習
		社会的養護Ⅱ	演習	保育内容指導法C (環境) (1)	1	演習
		子育て支援	演習	保育内容指導法D (言葉) (1)	1	演習
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	保育内容指導法E (音楽表現) (1)	1	演習
		保育実習指導Ⅰ	演習	保育内容指導法F (造形表現) (1)	1	演習
	総合演習	保育実践演習	演習	音楽Ⅰ (1)	1	演習
				音楽Ⅱ (1)	1	演習
	小 計			造形Ⅰ (1)	1	演習
				造形Ⅱ (1)	1	演習
				体育Ⅰ (1)	1	演習
				体育Ⅱ (1)	1	演習
				乳児保育Ⅰ (2)	2	講義
				乳児保育Ⅱ (1)	1	演習
				子どもの健康と安全 (1)	1	演習
				障害児保育論Ⅰ (1)	1	演習
				障害児保育論Ⅱ (1)	1	演習
				社会的養護Ⅱ (1)	1	演習
				子育て支援 (1)	1	演習
				保育実習ⅠA (2)	2	実習
				保育実習ⅠB (2)	2	実習
				保育実習指導ⅠA (1)	1	演習
				保育実習指導ⅠB (1)	1	演習
				子ども家庭福祉演習Ⅰ (1)	1	演習
				子ども家庭福祉演習Ⅱ (1)	1	演習
	小 計			64		

選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的に関する科目			保育マネジメント論 (2) 子どもの歴史 (2) 子どもの権利 (2) ソーシャルワーク論 (2) ソーシャルワークの基盤と専門職 (2) 地域福祉論Ⅰ (2) 地域福祉論Ⅱ (2) 障害児・者福祉論 (2)	6 ※ 1	講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義 講義
	保育の対象の理解に関する科目			発達心理学 (2) 年齢別保育 A (1) 年齢別保育 B (1) 年齢別保育 C (1)		講義 演習 演習 演習
	保育の内容・方法に関する科目			保育方法論 (1) 臨床心理学 (1) 教育相談の理論と方法 (1) 保育表現実践 (2) 児童ソーシャルワーク特論 (2) 音楽Ⅲ (1) 造形Ⅲ (1) 体育Ⅲ (1)		演習 演習 演習 講義 講義 演習 演習 演習
	保育実習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	保育実習Ⅱ (2) 保育実習Ⅲ (2) 子ども家庭福祉実習 (2)	2 ※ 2	実習 実習 実習
		保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	演習	保育実習指導Ⅱ (1) 保育実習指導Ⅲ (1)	1 ※ 2	演習 演習
	小 計				9 以上	
合 計				84以上		

※1 いずれか6単位以上必修

※2 保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅱまたは保育実習指導Ⅲ・保育実習Ⅲのいずれか3単位以上を必ず修得しなければならない。

幼稚園教員養成課程履修に関する規程

(幼稚園教員養成課程の設置)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）に、教育職員免許法に基づく幼稚園教員養成課程（以下「養成課程」という。）を置く。

(履修できる学部学科)

第2条 養成課程を履修できる学部学科は、社会福祉学部第一部子ども家庭福祉学科とする。

(教職員免許状の取得)

第3条 幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則、本学学則に従い所定の科目（別表に示す。）及び単位を修得しなければならない。

(履修願)

第4条 養成課程の履修を希望する者は、第1年次に設ける期間に所定の「幼稚園教員養成課程履修許可願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修許可願提出者は、選考のうえ結果を教職・実習課より発表する。

3 養成課程の履修を許可された者は、本学が定める所定の期間に「幼稚園教員養成課程履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

4 養成課程の履修を辞退する者は、所定の「幼稚園教員養成課程辞退願」を教職・実習課に提出しなければならない。

(実習履修願及び実習施設)

第5条 別表に掲げる科目のうち、本学が計画実施する「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修する者は、実習を履修する学年の所定の期間に、それぞれ「教育実習履修願」を教職・実習課に提出しなければならない。

2 前項の履修願提出者については、実習施設を教職・実習課より発表する。

(納入金)

第6条 養成課程の履修を希望する者は所定の期間に履修費を、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」を履修する場合は、別に定める期間に実習費を、それぞれ授業料その他納入金等に関する規程別表2に示されたとおり経理課に納入しなければならない。

(申請手続)

第7条 幼稚園教諭免許状は、免許状取得に必要な科目と単位を修得した者が、県教育委員会に申請して認められた場合に授与される。

申請手続については、卒業年次の秋学期に教職・実習課より説明を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成16（2004）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、従前の「幼児教育コースの履修に関する規程」の規定を適用する。

3 この規程の施行により、幼児教育コースの履修に関する規程は、廃止する。

4 この改正は、平成18（2006）年4月1日から施行する。

5 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第2条の規定及び別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

6 この改正は、平成22（2010）年4月1日から施行する。

7 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

8 この改正は、平成23（2011）年4月1日から施行する。

9 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の適用は、なお従前の例による。

10 この改正は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

11 この改正は、平成27（2015）年4月1日から施行する。

12 この改正は、平成31（2019）年4月1日から施行する。

13 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

14 この改正は、令和3（2021）年4月1日から施行する。

15 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、別表（第3条関係）の適用は、なお従前の例による。

よる。

16 この改正は、令和4（2022）年7月1日から施行する。

17 この改正は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

別表 領域及び保育内容の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等

免許法の規定による修得すべき科目および最低単位				本学開設科目による免許取得に必要な科目及び単位		
科目	各科目に含める必要事項		単位	開設授業科目（単位）	必要単位	
					必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	幼児と健康（1）	1	
		人間関係		幼児と人間関係（1）	1	
		環境		幼児と環境（1）	1	
		言葉		幼児と言葉（1）	1	
		表現		幼児と表現（音楽）（1） 幼児と表現（造形）（1）	1 1	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目			保育表現実践（2）	2	
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容指導法 A（健康）（1） 保育内容指導法 B（人間関係）（1） 保育内容指導法 C（環境）（1） 保育内容指導法 D（言葉）（1） 保育内容指導法 E（音楽表現）（1） 保育内容指導法 F（造形表現）（1） 年齢別保育 B（1） 年齢別保育 C（1）	1 1 1 1 1 1 1 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論Ⅰ（2）	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		現代教師論（2）	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育学概論Ⅱ（2）	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学（2）	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論（1）	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（2）	2		
道徳、総合的な学習の時間、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	保育方法論（1）	1		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解（2）	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談の理論と方法（1）	1		
教育実践に関する科目	教育実習	5	幼児教育実習指導Ⅰ（1） 幼児教育実習指導Ⅱ（1） 教育実習Ⅰ（2） 教育実習Ⅱ（2）	1 1 2 2		
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（2）	2		

大学が独自に設定する科目

免許法の規定による修得すべき科目 および最低単位		本学開設科目による免許取得に必要な科目及び単位			
科 目	単位	開設授業科目（単位）	必要単位		履修方法
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	14	音楽Ⅰ（１） 音楽Ⅱ（１） 造形Ⅰ（１） 造形Ⅱ（１） 体育Ⅰ（１） 体育Ⅱ（１） 音楽Ⅲ（１） 造形Ⅲ（１） 体育Ⅲ（１） 保育マネジメント論（２） 発達心理学（２） 年齢別保育Ａ（１） 子どもの歴史（２） 子どもの権利（２） 障害児保育論Ⅰ（１） 障害児保育論Ⅱ（１）	1 1 1 1 1 1	6	「大学が独自に設定する科目」及び最低修得単位を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上修得

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法の規定による修得すべき科目および最低単位		本学開設科目による免許取得に必要な科目及び単位			
科 目	単位	開設授業科目（単位）	必要単位		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法（２）	2		
体育	2	健康科学Ａ（講義）（２）	2		
		健康科学ＢⅠ（実技）（１） 健康科学ＢⅡ（実技）（１） ＊いずれか一方必修	1		
外国語コミュニケーション	2	英語ⅡＡ（１） 英語ⅡＢ（１）	1 1		
情報機器の操作	2	情報処理入門（２）	2		

商 学 科 授 業 科 目 一 覧

令和7（'25）年度入学生

（流通・情報専攻）

〈別表Ⅰ－1〉

商学科授業科目一覧(流通・情報専攻)

令和7(25)年度入学生

<別表I-1>

群(分野)		基礎科目(1年次)	発展科目(2年次)	応用科目(3・4年次)		卒業に必要な単位	
		科目(単位)	科目(単位)	科目(単位)			
学部専修科目	科目基本	必修 基礎簿記Ⅰ(2) 情報倫理(2)				4単位	
	情報・分析	選択必修 情報処理基礎(2) 情報処理(2)				2単位	
		選択 情報処理応用(2) 統計学(2)					
	基本科目Ⅱ	選択必修 基礎演習(4) 流通論入門(2) 金融論入門(2) 会計学入門(2) 経営学入門(2) アントレプレナーシップ入門(2)				8単位	
	専攻選択科目	選択必修	地域と流通(2) 地域とフードビジネス(2) ビジネスと会計(2) 産学連携実践(2) 産学連携実践演習(2)	現代ビジネスと情報(2)		6単位	24単位
	演習	選択必修	発展演習(2)	3年次開設 応用演習Ⅰ(4)	4年次開設 応用演習Ⅱ(8) 総合演習(4) ※1科目選択必修		40単位
	主専攻開設科目	流通系	マーケティング論Ⅰ(2) マーケティング論Ⅱ(2) 流通システム論Ⅰ(2) 流通システム論Ⅱ(2) 商業論Ⅰ(2) 商業論Ⅱ(2) 商業史Ⅰ(2) 商業史Ⅱ(2) 流通論特講Ⅰ(2)	国際マーケティング論Ⅰ(2) 国際マーケティング論Ⅱ(2) 流通政策概論(2) 流通政策特論(2) マーケティング・リサーチ概論(2) マーケティング・リサーチ特論(2) マーケティング・マネジメント概論(2) マーケティング・マネジメント特論(2) 消費者行動概論(2) 消費者行動特論(2) 交通論概説(2) 交通論特論(2) 流通論特講Ⅱ(2)			
		情報系	コンピュータ論(2) 経営統計論(2) 多変量解析(2) 経営科学(2) プログラミング(2) 応用プログラミング(2) アルゴリズム論(2) 人工知能概論(2)	情報メディア論Ⅰ(2) 情報メディア論Ⅱ(2) ネットワーク論(2) 経営データ分析(2) ソフトウェア工学論(2)			
		会計系	基礎簿記Ⅱ(2) 簿記特講(2)	会計制度論(2) 結合会計論(2) 税務会計論(2) 財務諸表分析(2) 会計監査論(2) 管理会計論Ⅰ(2) 管理会計論Ⅱ(2) 原価計算論(2)			
	副専攻開設科目	経営系	経営情報論Ⅰ(2) 経営情報論Ⅱ(2) 経営管理論Ⅰ(2) 経営管理論Ⅱ(2) 企業論Ⅰ(2) 企業論Ⅱ(2) 経営組織論Ⅰ(2) 経営組織論Ⅱ(2) 経営史Ⅰ(2) 経営史Ⅱ(2) 経営学特講Ⅰ(2) 地域とスポーツビジネス(2) ビジネスプラン策定(2)	労務管理論(2) 財務管理論Ⅰ(2) 財務管理論Ⅱ(2) 中小企業論(2) 経営戦略論(2) 経営学特講Ⅱ(2) 承継ベンチャー論(2)			
		金融系	金融論Ⅰ(2) 金融論Ⅱ(2) 金融論特講Ⅰ(2) 地域と金融(2)	銀行論Ⅰ(2) 銀行論Ⅱ(2) 保険論Ⅰ(2) 保険論Ⅱ(2) 証券論Ⅰ(2) 証券論Ⅱ(2) 金融論特講Ⅱ(2) ベンチャー支援実務(2)			
		経済系	日本経済論Ⅰ(2) 日本経済論Ⅱ(2)	財政学(2) 世界経済論(2) 経済学特講(2)			
	共通選択科目	法律系	法思想と歴史(2)	企業取引法総論(2) 経済法(2) 企業取引法各論(2) 税法(2) 労働生活と法Ⅰ(2) 行政法Ⅰ(2) 労働生活と法Ⅱ(2) 行政法Ⅱ(2) 労働紛争と法Ⅰ(2) 法学特講(2) 労働紛争と法Ⅱ(2)			
単位互換科目			〔放送大学〕 〔三大学単位互換科目〕				84単位
自己能力開発科目		文章論(作文、レポート、論文、新聞)(4) 自己表現論(2) ビジネスキャリア概論(2) キャリアデザイン論Ⅰ(2)	時事問題研究(新聞の読み方)(2) キャリアデザイン論Ⅱ(2)	インターンシップ(2) キャリアデザイン論Ⅲ(2)			

基礎学術科目	数理学	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2単位
	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2)				4単位
			哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2)				
			倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2)				
			倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2)				
	社会科学	選択必修	日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2)				4単位
			日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2)				
			西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2)				
			西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2)				
	自然科学	選択必修	東洋史学Ⅰ (2)				4単位
東洋史学Ⅱ (2)							
経済学Ⅰ (2) 社会学Ⅰ (2)							
経済学Ⅱ (2) 社会学Ⅱ (2)							
教養科目	総合科目	選択	法学Ⅰ (2) 心理学Ⅰ (2)				4単位
			法学Ⅱ (2) 心理学Ⅱ (2)				
			政治学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2)				4単位
			政治学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)				
			物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2)				4単位
			物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2)				
			化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2)				4単位
			化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2)				
			生物学Ⅰ (2)				4単位
			生物学Ⅱ (2)				
外国語科目	選択必修	比較文化論Ⅰ (2) 社会情報論Ⅰ (2)				6単位	
		比較文化論Ⅱ (2) 社会情報論Ⅱ (2)					
		人権論Ⅰ (2) 日本国憲法 (2)					
		人権論Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2)					
		部落解放論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2)				6単位	
		部落解放論Ⅱ (2) 総合科目特講Ⅰ (2)					
		総合科目特講Ⅱ (2)					
健康科学科目	選択必修	英語ⅠA (1)				2単位	
		英語ⅠB (1)					
自由選択科目		英語ⅡA (1)				28単位	
		英語ⅡB (1)					
留学生対象科目		※4単位または2単位選択必修				12単位	
		ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1)					
		ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1)				12単位	
		ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1)					
		ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1)				12単位	
		フランス語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1)					
		フランス語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1)				12単位	
		フランス語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1)					
		フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1)				12単位	
		中国語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1)					
		中国語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1)				12単位	
		中国語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1)					
		中国語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1)				12単位	
		※1外国語の4単位または2単位選択必修					
健康科学科目	選択必修	英語ⅢA (1)				2単位	
		英語ⅢB (1)					
自由選択科目		英語ⅣA (1)				28単位	
		英語ⅣB (1)					
留学生対象科目		ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1)				12単位	
		ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1)					
		ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1)				12単位	
		ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1)					
		フランス語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1)				12単位	
		フランス語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1)					
		フランス語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1)				12単位	
		フランス語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1)					
		中国語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1)				12単位	
		中国語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1)					
		中国語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1)				12単位	
		中国語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)					
自由選択科目		健康科学A (講義) (2)				28単位	
		健康科学BⅠ (実技) (1)					
留学生対象科目		健康科学BⅡ (実技) (1)				12単位	
		その他すべての科目の中から					
留学生対象科目		日本語ⅠA (1)				12単位	
		日本語ⅠB (1)					
		日本語ⅡA (1)				12単位	
		日本語ⅡB (1)					
		※1外国語として振り替えることができる。				12単位	
		日本事情ⅠA (2) ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。					
		日本事情ⅠB (2) ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。				12単位	
		日本事情ⅡA (2) ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。					
		日本事情ⅡB (2) ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。				12単位	
		日本事情ⅢA (2) ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。					
		日本事情ⅢB (2) ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。				12単位	
		日本文化演習ⅠA (1)					
		日本文化演習ⅠB (1)				12単位	
		日本文化演習ⅡA (1)					
		日本文化演習ⅡB (1)				12単位	
		※教養科目の総合科目として振り替えることができる。					
合計		学部専修科目 (84 単位) + 教養科目 (28 単位) + 自由選択科目 (12 単位)				124 単位	
教職関係		職業指導 (4)				卒業に必要な124単位には含まれない	

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
	必 修	教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	教 育 課 程 論 ② 商 業 科 教 育 法 A ② 教 育 方 法 論 ② 特 別 活 動 の 理 論 と 方 法 ② 特 別 支 援 教 育 論 ①	商 業 科 教 育 法 B ② 生 徒 指 導 の 理 論 と 方 法 ② (進路指導を含む) 教 育 相 談 の 理 論 と 方 法 ② 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法 ① 情 報 通 信 技 術 活 用 の 理 論 と 方 法 ①	教 育 実 習 指 導 ① 教 職 実 践 演 習 (中・高) ② 教 育 実 習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人 権 ・ 同 和 教 育 ②

司書に関する科目

司書に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲群（必修）	生涯学習概論 (2) 図書館概論 (2) 図書館サービス概論 (2)	情報資源組織論 (2) 情報資源組織演習 A (2) 情報資源組織演習 B (2) 図書館情報資源概論 (2) 情報サービス演習 (情報検索) (2)	図書館制度・経営論 (2) 情報サービス論 (2) 情報サービス演習 （レファレンスサービス） (2) ★読書と豊かな人間性 (2) 図書館情報技術論 (2)			
		6 単位	10単位	10単位	26単位		
	乙群（選択）		図書・図書館史 (1) 図書館サービス特論 (1)	図書館情報資源特論 (1) 図書館施設論 (1)	図書館実習 (2)	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必 修		学 校 経 営 と 学 校 図 書 館 ② ☆情 報 資 源 組 織 論 ② ☆情 報 資 源 組 織 演 習 A ② ☆情 報 資 源 組 織 演 習 B ② ☆図 書 館 情 報 資 源 概 論 ②	情 報 メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学 習 指 導 と 学 校 図 書 館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必 修	レクリエーション概論 ② レクリエーション実技A ① レクリエーション実技B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	6 単位
	選 択 必 修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障 害 者 スポーツ実技 ①			1単位	

初級パラスポーツ指導員に関する科目

指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必 修	障 害 者 スポーツ特講 ② 障 害 者 スポーツ実技 ①			3 単位

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

商 学 科 授 業 科 目 一 覧

令和7（'25）年度入学生

（経営・金融専攻）

〈別表Ⅰ－2〉

商学科授業科目一覧(経営・金融専攻)

令和7('25)年度入学生

<別表Ⅰ-2>

群 (分野)			基礎科目（１年次）	発展科目（２年次）	応用科目（３・４年次）		卒業に必要な 単位	
			科目（単位）	科目（単位）	科目（単位）			
学部専修科目	科目Ⅰ 基本必修	必修	基礎簿記Ⅰ（２） 情報倫理（２）				4 単位	24 単位
	基礎科目 情報・分析	選択必修	情報処理基礎（２） 情報処理（２）				2 単位	
		選択	情報処理応用（２） 統計学（２）					
	基本科目Ⅱ	選択必修	基礎演習（４） 流通論入門（２） 金融論入門（２） 会計学入門（２） 経営学入門（２） アントレプレナーシップ入門（２）				8 単位	
	専攻必修科目	選択必修		地域と金融（２） 地域とスポーツビジネス（２） ビジネスと会計（２） ビジネスプラン策定（２）	承継ベンチャー論（２） ベンチャー支援実務（２）		6 単位	40 単位
	演習	選択必修		発展演習（２）	３年次開設 応用演習Ⅰ（４） ４年次開設 応用演習Ⅱ（８） 総合演習（４） ※１科目選択必修			
	主専攻開設科目	経営系		経営情報論Ⅰ（２） 経営史Ⅰ（２） 経営情報論Ⅱ（２） 経営史Ⅱ（２） 経営管理論Ⅰ（２） 経営学特講Ⅰ（２） 経営管理論Ⅱ（２） 企業論Ⅰ（２） 企業論Ⅱ（２） 経営組織論Ⅰ（２） 経営組織論Ⅱ（２）	労務管理論（２） 財務管理論Ⅰ（２） 財務管理論Ⅱ（２） 中小企業論（２） 経営戦略論（２） 経営学特講Ⅱ（２）			
		金融系		金融論Ⅰ（２） 金融論Ⅱ（２） 金融論特講Ⅰ（２）	銀行論Ⅰ（２） 銀行論Ⅱ（２） 保険論Ⅰ（２） 保険論Ⅱ（２） 証券論Ⅰ（２） 証券論Ⅱ（２） 金融論特講Ⅱ（２）			
		会計系	基礎簿記Ⅱ（２） 簿記特講（２）	工業簿記Ⅰ（２） 工業簿記Ⅱ（２） 発展簿記Ⅰ（２） 発展簿記Ⅱ（２） 財務会計論Ⅰ（２） 財務会計論Ⅱ（２）	会計制度論（２） 結合会計論（２） 税務会計論（２） 財務諸表分析（２） 会計監査論（２） 管理会計論Ⅰ（２） 管理会計論Ⅱ（２） 原価計算論（２）			
	副専攻開設科目	流通系		マーケティング論Ⅰ（２） マーケティング論Ⅱ（２） 流通システム論Ⅰ（２） 流通システム論Ⅱ（２） 商業論Ⅰ（２） 商業論Ⅱ（２） 商業史Ⅰ（２） 商業史Ⅱ（２） 流通論特講Ⅰ（２） 地域と流通（２） 地域とフードビジネス（２） 産学連携実践（２） 産学連携実践演習（２）	国際マーケティング論Ⅰ（２） 国際マーケティング論Ⅱ（２） 流通政策概論（２） 流通政策特論（２） マーケティング・リサーチ概論（２） マーケティング・リサーチ特論（２） マーケティング・マネジメント概論（２） マーケティング・マネジメント特論（２） 消費者行動概論（２） 消費者行動特論（２） 交通論概説（２） 交通論特論（２） 流通論特講Ⅱ（２）			
情報系			コンピュータ論（２） 経営統計論（２） 多変量解析（２） 経営科学（２） プログラミング（２） 応用プログラミング（２） アルゴリズム論（２） 人工知能概論（２）	情報メディア論Ⅰ（２） 情報メディア論Ⅱ（２） ネットワーク論（２） 経営データ分析（２） 現代ビジネスと情報（２） ソフトウェア工学論（２）				
共通選択科目		経済系		日本経済論Ⅰ（２） 日本経済論Ⅱ（２）	財政学（２） 世界経済論（２） 経済学特講（２）			
		法律系	法思想と歴史（２）	会社法総論（２） 株式会社法（２） 民法Ⅰ（総則・物権）（４） 民法Ⅱ（債権）（４） 法と紛争（２） 行政学（４）	企業取引法総論（２） 経済法（２） 企業取引法各論（２） 税法（２） 労働生活と法Ⅰ（２） 行政法Ⅰ（２） 労働生活と法Ⅱ（２） 行政法Ⅱ（２） 労働紛争と法Ⅰ（２） 法学特講（２） 労働紛争と法Ⅱ（２）			
単位互換科目			〔放送大学〕 〔三大学単位互換科目〕					84 単位
自己能力 開発科目			文章論（作文、レポート、論文、新聞）（４） 自己表現論（２） ビジネスキャリア概論（２） キャリアデザイン論Ⅰ（２）	時事問題研究（新聞の読み方）（２） キャリアデザイン論Ⅱ（２）	インターンシップ（２） キャリアデザイン論Ⅲ（２）			

教養科目	基礎学術科目	数理科学	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2単位
		人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2)	地理学Ⅰ (2)			
				哲学Ⅱ (2)	地理学Ⅱ (2)			
				倫理学Ⅰ (2)	文化人類学Ⅰ (2)			
				倫理学Ⅱ (2)	文化人類学Ⅱ (2)			
	社会科学	選択必修	日本史学Ⅰ (2)	日本文学Ⅰ (2)				
			日本史学Ⅱ (2)	日本文学Ⅱ (2)				
			西洋史学Ⅰ (2)	日本語学Ⅰ (2)				
			西洋史学Ⅱ (2)	日本語学Ⅱ (2)				
	自然科学	選択必修	東洋史学Ⅰ (2)					
東洋史学Ⅱ (2)								
経済学Ⅰ (2)			社会学Ⅰ (2)					
経済学Ⅱ (2)			社会学Ⅱ (2)					
社会科学	選択必修	法学Ⅰ (2)	心理学Ⅰ (2)					
		法学Ⅱ (2)	心理学Ⅱ (2)					
		政治学Ⅰ (2)	教育学Ⅰ (2)					
		政治学Ⅱ (2)	教育学Ⅱ (2)					
自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2)	地学Ⅰ (2)					
		物理学Ⅱ (2)	地学Ⅱ (2)					
		化学Ⅰ (2)	数学Ⅰ (2)					
		化学Ⅱ (2)	数学Ⅱ (2)					
自然科学	選択必修	生物学Ⅰ (2)						
		生物学Ⅱ (2)						
総合科目	選択			比較文化論Ⅰ (2) 社会情報論Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 社会情報論Ⅱ (2) 人権論Ⅰ (2) 日本国憲法 (2) 人権論Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2) 部落解放論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 部落解放論Ⅱ (2) 総合科目特講Ⅰ (2) 総合科目特講Ⅱ (2)				
外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ※4単位または2単位選択必修 ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) ※1外国語の4単位または2単位選択必修				6単位		
	選択	英語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)						
健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)				2単位	28単位	
自由選択科目	その他すべての科目の中から							12単位
留学生対象科目	日本語ⅠA (1)	日本語ⅢA (1)						
	日本語ⅠB (1)	日本語ⅢB (1)						
	日本語ⅡA (1)	日本語ⅣA (1)						
	日本語ⅡB (1)	日本語ⅣB (1)						
	※1外国語として振り替えることができる。							
	日本事情ⅠA (2)	※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。						
日本事情ⅠB (2)	※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。							
日本事情ⅡA (2)	※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。							
日本事情ⅡB (2)	※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。							
日本事情ⅢA (2)	※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。							
日本事情ⅢB (2)	※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。							
日本文化演習ⅠA (1)	※教養科目の総合科目として振り替えることができる。							
日本文化演習ⅠB (1)								
日本文化演習ⅡA (1)								
日本文化演習ⅡB (1)								
合計	学部専修科目 (84 単位) + 教養科目 (28 単位) + 自由選択科目 (12 単位)							124 単位
教職関係	職業指導 (4)							卒業に必要な124単位には含まれない

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。

2. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
		教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	教 育 課 程 論 ② 商 業 科 教 育 法 A ② 教 育 方 法 論 ② 特 別 活 動 の 理 論 と 方 法 ② 特 別 支 援 教 育 論 ①	商 業 科 教 育 法 B ② 生 徒 指 導 の 理 論 と 方 法 ② (進路指導を含む) 教 育 相 談 の 理 論 と 方 法 ② 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法 ① 情 報 通 信 技 術 活 用 の 理 論 と 方 法 ①	教 育 実 習 指 導 ① 教 職 実 践 演 習 (中・高) ② 教 育 実 習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人 権 ・ 同 和 教 育 ②

司書に関する科目

		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
司書に関する科目	甲群 (必修)	生涯学習概論(2) 図書館概論(2) 図書館サービス概論(2) 6単位	情報資源組織論(2) 情報資源組織演習A(2) 情報資源組織演習B(2) 図書館情報資源概論(2) 情報サービス演習(情報検索)(2) 10単位	図書館制度・経営論(2) 情報サービス論(2) 情報サービス演習 (レファレンスサービス)(2) ★読書と豊かな人間性(2) 図書館情報技術論(2) 10単位		26単位	
	乙群 (選択)		図書・図書館史(1) 図書館サービス特論(1)	図書館情報資源特論(1) 図書館施設論(1)	図書館実習(2)	2科目 2単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
			学 校 経 営 と 学 校 図 書 館 ② ☆情 報 資 源 組 織 論 ② ☆情 報 資 源 組 織 演 習 A ② ☆情 報 資 源 組 織 演 習 B ② ☆図 書 館 情 報 資 源 概 論 ②	情 報 メ デ ィ ア の 活 用 ② 読 書 と 豊 かな 人 間 性 ② 学 習 指 導 と 学 校 図 書 館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
		レクリエーション概論 ② レクリエーション実技A ① レクリエーション実技B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	
	選 択 必 修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障 害 者 ス ポ ー ツ 実 技 ①			1単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
		障 害 者 ス ポ ー ツ 特 講 ② 障 害 者 ス ポ ー ツ 実 技 ①			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

ホスピタリティ・マネジメント学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

〈別表Ⅱ〉

ホスピタリティ・マネジメント学科授業科目一覧

令和7(25)年度入学生

<別表Ⅱ>

群 (分野)		基礎科目(1年次)		発展科目(2年次)		応用科目(3・4年次)		卒業に必要な単位			
		科目(単位)		科目(単位)		科目(単位)					
学部専修科目	必修						※4年次開設 卒論セミナー (6)		6単位	72 単位	
	基盤科目	選択必修	観光と産業 (2) ビジネスマナー (2) コミュニケーションとホスピタリティ (2) 地域と交通 (2) フードビジネスとホスピタリティ (2) 自己表現とコミュニケーション (2)		アジア文化とホスピタリティ (2) 接客英会話 (2)				12 単位		
	専門基盤科目	セミナー	ホスピタリティ入門セミナー (4)		ホスピタリティ・セミナーⅠ (2)		※3年次開設 ホスピタリティ・セミナーⅡ (2) ホスピタリティ・セミナーⅢ (2)		※4年次開設 ホスピタリティ・セミナーⅣ (2)		44単位
		ホスピタリティ系科目	ビジネス実務総論 (2) ホスピタリティ・イングリッシュ (2) 国際コミュニケーション演習Ⅰ (2)		ホスピタリティ心理学 (2) ビジネス実務演習Ⅰ (2) 国際コミュニケーション演習Ⅱ (2) ツーリズム論 (2) 地域ビジネスとホスピタリティ (2)		ビジネス実務演習Ⅱ (2) 観光資源論 (2) 福祉と会計 (2)				
		マネジメント系科目	基礎簿記Ⅰ (2) 基礎簿記Ⅱ (2) 情報処理基礎 (2) 流通論入門 (2) 会計学入門 (2) 経営学入門 (2) 金融論入門 (2) 情報処理応用 (2)		人工知能概論 (2) 経営管理論 (2) ヒューマンリソース・マネジメント (2) 金融論Ⅰ (2) 金融論Ⅱ (2) リスクマネジメントⅠ (2)		経営史 (2) リスクマネジメントⅡ (2) 中小企業論 (2) マーケティング・リサーチ (2) 交通論概説 (2) 交通論特論 (2) 銀行論Ⅰ (2) 銀行論Ⅱ (2)				
	専門選択科目	選択	ホスピタリティ系科目	サービス実務 (2) ボランティア概論 (2) 手話Ⅰ (2) 手話Ⅱ (2) ホスピタリティ・ワークショップ (2) TOEIC 対策Ⅰ (2) TOEFL 対策 (2) エアライン・ホテル概論 (2) 国内旅行実務Ⅰ (4) 国内旅行実務Ⅱ (2)		ビジネスイングリッシュⅠ (2) TOEIC 対策Ⅱ (2) エアライン特講 (2) プライダグ・マネジメント (2)		福祉経済論 (2) 生活環境論 (2) ビジネスイングリッシュⅡ (2) ホテルマネジメントⅠ (2) ホテルマネジメントⅡ (2) 医療マネジメント (2)			22単位
		選択	マネジメント系科目	地域経済論入門 (2)		発展簿記Ⅰ (2) 発展簿記Ⅱ (2) 財務会計論Ⅰ (2) 財務会計論Ⅱ (2) コンピュータ論基礎 (2) コンピュータ論発展 (2) 人工知能特講 (2)		都市流通とまちづくり (2) 地域研究熊本 (2) 年金論 (2) 情報システム論 (2) ネットワーク論 (2) 情報メディア論Ⅰ (2) 情報メディア論Ⅱ (2) 原価計算論 (2) 管理会計論Ⅰ (2) 管理会計論Ⅱ (2) 企業取引法総論 (2) 企業取引法各論 (2) 労働法Ⅰ (2) 労働法Ⅱ (2)			
単位互換科目				〔放送大学〕 〔三大学単位互換科目〕				22単位			
自己能力開発科目	選択	文章論 (作文、レポート、論文、新聞) (4) キャリアデザイン論Ⅰ (2)		時事問題研究 (新聞の読み方) (2) キャリアデザイン論Ⅱ (2)		キャリアデザイン論Ⅲ (2)			72 単位		
	選択必修			インターンシップ (12)		ホスピタリティと職業 (2)		12単位 あるいは 2単位			
学部専修等 選択必修		自己能力開発科目の選択必修科目のうち、インターンシップ (12単位) を修得しない場合は、学部専修科目、単位互換科目、自己能力開発科目選択科目の中から、10単位を修得しなければならない。						0単位 あるいは 10単位	84 単位		

基礎学術科目	数理学	必修	数理・データサイエンス・A I 入門 (2)			2単位	24単位
	人文学	選択必修	哲学 I (2) 地理学 I (2) 哲学 II (2) 地理学 II (2) 倫理学 I (2) 文化人類学 I (2) 倫理学 II (2) 文化人類学 II (2) 日本史学 I (2) 日本文学 I (2) 日本史学 II (2) 日本文学 II (2) 西洋史学 I (2) 日本語学 I (2) 西洋史学 II (2) 日本語学 II (2) 東洋史学 I (2) 東洋史学 II (2)			4単位	
			経済学 I (2) 社会学 I (2) 経済学 II (2) 社会学 II (2) 法学 I (2) 心理学 I (2) 法学 II (2) 心理学 II (2) 政治学 I (2) 教育学 I (2) 政治学 II (2) 教育学 II (2)			4単位	
			物理学 I (2) 地学 I (2) 物理学 II (2) 地学 II (2) 化学 I (2) 数学 I (2) 化学 II (2) 数学 II (2) 生物学 I (2) 生物学 II (2)			4単位	
	社会科学	選択必修					
	自然科学	選択必修					
	総合科目	選択		社会学 I (2) 社会情報論 I (2) 社会学 II (2) 社会情報論 II (2) 心理学 I (2) 日本国憲法 (2) 心理学 II (2) 環境論 I (2) 教育学 I (2) 環境論 II (2) 教育学 II (2) 総合科目特講 I (2) 総合科目特講 II (2)		2単位	
	外国語科目	選択必修	英語 I A (1) 英語 I B (1) 英語 II A (1) 英語 II B (1) ※ 4 単位または 2 単位選択必修 ドイツ語 I A (1) ロシア語 I A (1) ドイツ語 I B (1) ロシア語 I B (1) ドイツ語 II A (1) ロシア語 II A (1) ドイツ語 II B (1) ロシア語 II B (1) フランス語 I A (1) スペイン語 I A (1) フランス語 I B (1) スペイン語 I B (1) フランス語 II A (1) スペイン語 II A (1) フランス語 II B (1) スペイン語 II B (1) 中国語 I A (1) 韓国語 I A (1) 中国語 I B (1) 韓国語 I B (1) 中国語 II A (1) 韓国語 II A (1) 中国語 II B (1) 韓国語 II B (1) ※ 1 外国語の 4 単位または 2 単位選択必修			6単位	
				英語 III A (1) 英語 III B (1) 英語 IV A (1) 英語 IV B (1) ドイツ語 III A (1) ロシア語 III A (1) ドイツ語 III B (1) ロシア語 III B (1) ドイツ語 IV A (1) ロシア語 IV A (1) ドイツ語 IV B (1) ロシア語 IV B (1) フランス語 III A (1) スペイン語 III A (1) フランス語 III B (1) スペイン語 III B (1) フランス語 IV A (1) スペイン語 IV A (1) フランス語 IV B (1) スペイン語 IV B (1) 中国語 III A (1) 韓国語 III A (1) 中国語 III B (1) 韓国語 III B (1) 中国語 IV A (1) 韓国語 IV A (1) 中国語 IV B (1) 韓国語 IV B (1)			
健康科学科目	選択必修	健康科学 A (講義) (2) 健康科学 BI (実技) (1) 健康科学 BII (実技) (1)				2単位	24単位
自由選択科目		その他すべての科目の中から				16単位	
留学生対象科目	選択	日本語 I A (1) 日本語 II A (1) 日本語 III A (1) 日本語 IV A (1) 日本語 I B (1) 日本語 II B (1) 日本語 III B (1) 日本語 IV B (1) ※ 1 外国語科目として振り替えることができる。					
		日本事情 I A (2) ※ 教養科目の人文学の科目 2 単位として振り替えることができる。 日本事情 I B (2) ※ 教養科目の人文学の科目 2 単位として振り替えることができる。 日本事情 II A (2) ※ 教養科目の社会科学の科目 2 単位として振り替えることができる。 日本事情 II B (2) ※ 教養科目の社会科学の科目 2 単位として振り替えることができる。 日本事情 III A (2) ※ 教養科目の自然科学の科目 2 単位として振り替えることができる。 日本事情 III B (2) ※ 教養科目の自然科学の科目 2 単位として振り替えることができる。					
		日本文化演習 I A (1) 日本文化演習 I B (1) 日本文化演習 II A (1) 日本文化演習 II B (1) ※ 教養科目の総合科目として振り替えることができる。					
合計		学部専修科目 (84 単位) + 教養科目 (24 単位) + 自由選択科目 (16 単位)				124単位	

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

司書に関する科目

司書に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
		生涯学習概論 (2) 図書館概論 (2) 図書館サービス概論 (2) 6 単位	情報資源組織論 (2) 情報資源組織演習 A (2) 情報資源組織演習 B (2) 図書館情報資源概論 (2) 情報サービス演習(情報検索) (2) 10単位	図書館制度・経営論 (2) 情報サービス論 (2) 情報サービス演習 (レファレンスサービス) (2) 読書と豊かな人間性 (2) 図書館情報技術論 (2) 10単位		26単位	28単位
	乙群(選択)		図書・図書館史 (1) 図書館サービス特論 (1)	図書館情報資源特論 (1) 図書館施設論 (1)	図書館実習 (2)	2 科目 2 単位	

レクリエーション・インストラクターに関する科目

インストラクターに関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
		レクリエーション概論 (2) レクリエーション実技 A (1) レクリエーション実技 B (1)		レクリエーション実習 (1)	5単位	6 単位
	選択必修	野外活動Ⅰ (1) 野外活動Ⅱ (1) ダンス (2) 障害者スポーツ実技 (1)			1単位	

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初級パラスポーツ指導員に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
		障害者スポーツ特講 (2) 障害者スポーツ実技 (1)			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

経済学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

（現代経済専攻）

〈別表Ⅲ－1〉

経済学科授業科目一覧(現代経済専攻)

令和7(25)年度入学生

<別表Ⅲ-1>

群 (分野)		必修 選択別	基礎科目 (1年次)	発展科目 (2年次)	応用科目 (3・4年次)	卒業に必要な 単位	
			科目 (単位)	科目 (単位)	科目 (単位)		
専門科目	基本 科目Ⅰ	必修	経済学入門 (2) マクロ経済学入門Ⅰ (2) ミクロ経済学入門Ⅰ (2) 情報リテラシー (2)	マクロ経済学入門Ⅱ (2) ミクロ経済学入門Ⅱ (2)		12	単位
	基本 科目Ⅱ	選択必修	経済専攻入門 (2) 基本統計Ⅰ (2) 情報処理論Ⅰ (2)	基本経済思想 (2) 基本経済史 (2) 経済数学 (2) 経済データ分析 (2) 基本統計Ⅱ (2) ゲーム理論 (2) 財政学Ⅰ (2) 情報処理論Ⅱ (2)		10	単位
	専門 選択必修科目	選択必修		演習Ⅱ (2) マクロ経済学 (2) 日本経済史Ⅰ (2) ミクロ経済学 (2) 日本経済史Ⅱ (2) 金融論 (2) 経済学特講 (2) 財政学Ⅱ (2) 経済政策Ⅰ (2) 経済政策Ⅱ (2) 社会思想史Ⅰ (2) 社会思想史Ⅱ (2) 日本経済論 (2) 統計解析とデータマイニング (2)	※3年次開設 演習Ⅲ (4) ※4年次開設 演習Ⅳ (6) 労働経済論Ⅰ (2) 西洋経済史Ⅰ (2) 労働経済論Ⅱ (2) 西洋経済史Ⅱ (2) 経済成長論 (2) 経済学史Ⅰ (2) 公共経済学Ⅰ (2) 経済学史Ⅱ (2) 公共経済学Ⅱ (2) 情報システム論 (2) 環境経済学 (2) 情報の数理 (2) 産業組織論 (2) 都市経済学 (2) 国際マクロ経済学 (2) 計量経済学Ⅰ (2) 国際貿易論 (2) 計量経済学Ⅱ (2) 情報社会論 (2)	54	単位
	学部 選択科目	選択		地域経済学Ⅰ (2) 地域経済学Ⅱ (2) 地理情報システム (2) 空間情報分析 (2) 経済地理学Ⅰ (2) 経済地理学Ⅱ (2) 情報メディア論 (2) 深層学習入門 (2) 国際経済協力論 (2) 国際関係論Ⅰ (2) 国際関係論Ⅱ (2) 国際経済論Ⅰ (2) 国際経済論Ⅱ (2) International Communication StudiesⅠ (2) International Communication StudiesⅡ (2) 国際研修 (2) 憲法Ⅰ (人権) (2) 国際フィールドワーク (4) 地域経済特講 (講座熊本) (2) フィールドワーク演習 (2) 会計学Ⅰ (2) プログラミングA (2) プログラミングB (2) データベース (2)	農業政策Ⅰ (2) 農業政策Ⅱ (2) 開発経済論Ⅰ (2) 開発経済論Ⅱ (2) 国際経済法 (2) 国際政治学Ⅰ (2) 国際政治学Ⅱ (2) アジア経済論 (2) JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS (2) 行政学 (2) 地方財政論 (2) インターン実習 (2) 憲法Ⅱ (統治) (2) 保険論Ⅰ (2) AIサービス活用の理論と実践 (2) 公共情報システム論Ⅰ (2) 公共情報システム論Ⅱ (2)		
	他学 科開設科目	選択	民法Ⅰ (総則) (2)	民法Ⅱ (物権) (2) 民法Ⅲ (債権総論) (2) 民法Ⅳ (契約法・不法行為) (2) 刑法 (2) 行政法Ⅰ (2) 行政法Ⅱ (2) 公共政策 (2) 会社法Ⅰ (2) 法と経済学Ⅰ (2) 法と経済学Ⅱ (2)	行政組織論 (2) 商法総則・商行為法 (2) 環境法 (2) 手形法 (2) 租税法 (2) 経済法 (2) 地方自治法 (2) 会社法Ⅱ (2) 労働法 (2) 消費者問題と法 (2) 民事訴訟法 (2) 法学特講Ⅰ (2) 法学特講Ⅱ (2)		
	専門 選択科目	選択		法律学 (国際法を含む) (2) 自然地理学Ⅰ (2) 人文地理学Ⅰ (2) 自然地理学Ⅱ (2) 人文地理学Ⅱ (2) 地誌Ⅰ (2) 地誌Ⅱ (2)			
				[放送大学] [三大学単位互換科目]		82	単位

共通教育科目	科目導入	必修	導入演習 (2)			2単位		
	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)			2単位		
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2)			4単位	
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 社会学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 社会学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 心理学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 心理学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)			4単位
			自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2)			4単位
	総合科目	選択	比較文化論Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 社会と人権 (2) 法と社会 (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)					
	外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ※4単位または2単位選択必修 ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) ※1外国語の4単位または2単位選択必修			6単位		
		選択	英語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)					
	健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位		
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)			
自由選択科目					30単位			
12単位								
留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅢA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡB (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1) ※1外国語科目として振り替えることができる。						
		日本事情ⅠA (2) ※共通教育科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅠB (2) ※共通教育科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡA (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡB (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢA (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢB (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) ※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。						
合計		専門科目 (82単位) + 共通教育科目 (30単位) + 自由選択科目 (12単位)			124単位			

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. 専門科目の教職に関わる専門選択科目は、教職課程履修者のみを受講対象とする科目です。
3. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
		教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	社会科教育法 A ② 社会科教育法 B ② 地理歴史科教育法 ② 公民科教育法 ② 教育方法論 ② 特別活動の理論と方法 ② 教育課程論 ② 特別支援教育論 ①	社会科教育法 C ② (地理歴史分野) 社会科教育法 D ② (公民分野) 生徒指導の理論と方法 ② (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ① 道徳教育の理論と方法 ②	教育実習指導 ① 教職実践演習(中・高) ② 教育実習 ④ 教育実習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人権・同和教育 ②

司書に関する科目

司 書 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
		生 涯 学 習 概 論 ② 図 書 館 概 論 ② 図書館サービス概論 ②	情報資源組織論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習(情報検索) ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 (レファレンスサービス) ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②		6 単位	10単位
	乙群(選択)		図 書 ・ 図 書 館 史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図 書 館 施 設 論 ①	図 書 館 実 習 ②	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目	必 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
			学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目	必 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
		レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	
	選 択 必 修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障害者スポーツ実技 ①			1単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目	必 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
		障害者スポーツ特講 ② 障害者スポーツ実技 ①			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

経済学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

（地域・国際経済専攻）

〈別表Ⅲ－2〉

経済学科授業科目一覧(地域・国際経済専攻)

令和7(' 25)年度入学生

<別表Ⅲ－2>

群 (分野)		必修 選択 別	基礎科目 (1 年次)	発展科目 (2 年次)	応用科目 (3・4 年次)	卒業に必要な 単位	
			科目 (単位)	科目 (単位)	科目 (単位)		
専 門 科 目	基本 科目Ⅰ	必修	経済学入門 (2) マクロ経済学入門Ⅰ (2) ミクロ経済学入門Ⅰ (2) 情報リテラシー (2)	マクロ経済学入門Ⅱ (2) ミクロ経済学入門Ⅱ (2)		12 単位	
	基本 科目Ⅱ	選択 必修	経済専攻入門 (2) 基本統計Ⅰ (2) 情報処理論Ⅰ (2)	基本経済思想 (2) 基本経済史 (2) 経済数学 (2) 経済データ分析 (2) 基本統計Ⅱ (2) ゲーム理論 (2) 財政学Ⅰ (2) 情報処理論Ⅱ (2)		10 単位	
	専門 選択 必修 科目	選択 必修		演習Ⅱ (2) 金融論 (2) 地域経済学Ⅰ (2) 日本経済論 (2) 地域経済学Ⅱ (2) 日本経済史Ⅰ (2) 財政学Ⅱ (2) 日本経済史Ⅱ (2) 経済政策Ⅰ (2) 国際関係論Ⅰ (2) 経済政策Ⅱ (2) 国際関係論Ⅱ (2) 経済地理学Ⅰ (2) 国際経済論Ⅰ (2) 経済地理学Ⅱ (2) 国際経済論Ⅱ (2) 地域経済特講(講座熊本) (2) 国際研修 (2) 国際フィールドワーク (4) International Communication StudiesⅠ (2) International Communication StudiesⅡ (2)	※3 年次開設 演習Ⅲ (4) ※4 年次開設 演習Ⅳ (6) 国際マクロ経済学 (2) 労働経済論Ⅰ (2) 国際貿易論 (2) 労働経済論Ⅱ (2) 開発経済論Ⅰ (2) 計量経済学Ⅰ (2) 開発経済論Ⅱ (2) 計量経済学Ⅱ (2) 国際経済法 (2) 行政学 (2) 国際政治学Ⅰ (2) 地方財政論 (2) 国際政治学Ⅱ (2) 公共経済学Ⅰ (2) アジア経済論 (2) 公共経済学Ⅱ (2) 農業政策Ⅰ (2) 環境経済学 (2) 農業政策Ⅱ (2) 都市経済学 (2) インターン実習 (2) JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS (2)	54 単位	
	学部 選択 科目	選択	自 学 科 開 設 科 目	マクロ経済学 (2) ミクロ経済学 (2) 社会思想史Ⅰ (2) 社会思想史Ⅱ (2) 国際経済協力論 (2) 地理情報システム (2) 空間情報分析 (2) 情報メディア論 (2) 深層学習入門 (2) 憲法Ⅰ (人権) (2) 統計解析とデータマイニング (2) フィールドワーク演習 (2) 経済学特講 (2) 会計学Ⅰ (2) プログラミング A (2) プログラミング B (2) データベース (2)	経済学史Ⅰ (2) 経済学史Ⅱ (2) 経済成長論 (2) 産業組織論 (2) 情報システム論 (2) 情報の数理 (2) 西洋経済史Ⅰ (2) 西洋経済史Ⅱ (2) 情報社会論 (2) 憲法Ⅱ (統治) (2) 保険論Ⅰ (2) AI サービス活用の理論と実践 (2) 公共情報システム論Ⅰ (2) 公共情報システム論Ⅱ (2)		
	他 学 科 開 設 科 目	選択	民 法 Ⅰ (総則) (2)	民法Ⅱ (物権) (2) 民法Ⅲ (債権総論) (2) 民法Ⅳ (契約法・不法行為) (2) 刑法 (2) 行政法Ⅰ (2) 行政法Ⅱ (2) 公共政策 (2) 会社法Ⅰ (2) 法と経済学Ⅰ (2) 法と経済学Ⅱ (2)	行政組織論 (2) 商法総則・商行為法 (2) 環境法 (2) 手形法 (2) 租税法 (2) 経済法 (2) 地方自治法 (2) 会社法Ⅱ (2) 労働法 (2) 消費者問題と法 (2) 民事訴訟法 (2) 法学特講Ⅰ (2) 法学特講Ⅱ (2)		
	専 門 選 択 科 目	選択	教 職 に 関 わ る	法律学 (国際法を含む) (2) 自然地理学Ⅰ (2) 人文地理学Ⅰ (2) 自然地理学Ⅱ (2) 人文地理学Ⅱ (2) 地誌Ⅰ (2) 地誌Ⅱ (2)			
				[放送大学] [三大学単位互換科目]		82 単位	

共通教育科目	科目導入		必修	導入演習 (2)			2単位	
	科目情報		必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)			2単位	
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2)			4単位	
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 社会学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 社会学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 心理学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 心理学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)			4単位
				自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2)		
		総合科目	選択			比較文化論Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 社会と人権 (2) 法と社会 (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)		
			外国語科目		選択必修	英語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ※4単位または2単位選択必修 ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) ※1外国語の4単位または2単位選択必修		
				選択	英語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)			
	健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位		
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)			
	自由選択科目	その他すべての科目の中から						30単位
	留学生対象科目		選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡB (1) 日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1) ※1外国語科目として振り替えることができる。				
日本事情ⅠA (2) ※共通教育科目の人文科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅠB (2) ※共通教育科目の人文科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡA (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡB (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢA (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢB (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。								
日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) ※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。								
合計	専門科目 (82単位) + 共通教育科目 (30単位) + 自由選択科目 (12単位)						124単位	

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. 専門科目の教職に関わる専門選択科目は、教職課程履修者のみを受講対象とする科目です。
3. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
		教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	社会科教育法 A ② 社会科教育法 B ② 地理歴史科教育法 ② 公民科教育法 ② 教育方法論 ② 特別活動の理論と方法 ② 教育課程論 ② 特別支援教育論 ①	社会科教育法 C ② (地理歴史分野) 社会科教育法 D ② (公民分野) 生徒指導の理論と方法 ② (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ① 道徳教育の理論と方法 ②	教育実習指導 ① 教職実践演習(中・高) ② 教育実習 ④ 教育実習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人権・同和教育 ②

司書に関する科目

司 書 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
		生涯学習概論 ② 図書館概論 ② 図書館サービス概論 ②	情報資源組織論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習(情報検索) ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 (レファレンスサービス) ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②		10単位	26単位
	乙群(選択)		図書・図書館史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図書館施設論 ①	図 書 館 実 習 ②	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目	必 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
			学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目	必 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
		レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	
	選 択 必 修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障害者スポーツ実技 ①			1単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目	必 修	1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
		障害者スポーツ特講 ② 障害者スポーツ実技 ①			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

経 済 学 科 授 業 科 目 一 覧

令和7（'25）年度入学生

（経済データ分析専攻）

〈別表Ⅲ－3〉

経済学科授業科目一覧(経済データ分析専攻)

令和7(25)年度入学生

<別表Ⅲ-3>

群 (分野)		必修 選択別	基礎科目 (1年次)	発展科目 (2年次)	応用科目 (3・4年次)	卒業に必要な 単位	
			科目 (単位)	科目 (単位)	科目 (単位)		
専門科目	基本科目Ⅰ	必修	経済学入門 (2) マクロ経済学入門Ⅰ (2) ミクロ経済学入門Ⅰ (2) 情報リテラシー (2)	マクロ経済学入門Ⅱ (2) ミクロ経済学入門Ⅱ (2)		12	単位
	基本科目Ⅱ	選択必修	経済専攻入門 (2) 基本統計Ⅰ (2) 情報処理論Ⅰ (2)	基本経済思想 (2) 基本経済史 (2) 経済数学 (2) 経済データ分析 (2) 基本統計Ⅱ (2) ゲーム理論 (2) 財政学Ⅰ (2) 情報処理論Ⅱ (2)		10	単位
	専門選択必修科目	選択必修		演習Ⅱ (2) マクロ経済学 (2) 地理情報システム (2) ミクロ経済学 (2) 空間情報分析 (2) 金融論 (2) 情報メディア論 (2) 財政学Ⅱ (2) 深層学習入門 (2) 経済政策Ⅰ (2) 地域経済学Ⅰ (2) 経済政策Ⅱ (2) 地域経済学Ⅱ (2) 日本経済論 (2) データベース (2) 統計解析とデータマイニング (2)	※3年次開設 演習Ⅲ (4) ※4年次開設 演習Ⅳ (6) 情報システム論 (2) 労働経済論Ⅰ (2) 情報の数理 (2) 労働経済論Ⅱ (2) 都市経済学 (2) 経済成長論 (2) 環境経済学 (2) 公共経済学Ⅰ (2) 計量経済学Ⅰ (2) 公共経済学Ⅱ (2) 計量経済学Ⅱ (2) 国際マクロ経済学 (2) 産業組織論 (2) 国際貿易論 (2) 情報社会論 (2) 公共情報システム論Ⅰ (2) 公共情報システム論Ⅱ (2) AI サービス活用の理論と実践 (2)	54	単位
	学部選択科目	選択		プログラミングA (2) プログラミングB (2) 国際経済協力論 (2) 国際関係論Ⅰ (2) 国際関係論Ⅱ (2) 国際経済論Ⅰ (2) 国際経済論Ⅱ (2) International Communication StudiesⅠ (2) International Communication StudiesⅡ (2) 経済地理学Ⅰ (2) 経済地理学Ⅱ (2) 国際研修 (2) 憲法Ⅰ (人権) (2) 国際フィールドワーク (4) 地域経済特講 (講座熊本) (2) フィールドワーク演習 (2) 経済学特講 (2) 会計学Ⅰ (2) 社会思想史Ⅰ (2) 社会思想史Ⅱ (2) 日本経済史Ⅰ (2) 日本経済史Ⅱ (2)	農業政策Ⅰ (2) 農業政策Ⅱ (2) 開発経済論Ⅰ (2) 開発経済論Ⅱ (2) 国際経済法 (2) 国際政治学Ⅰ (2) 国際政治学Ⅱ (2) アジア経済論 (2) JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS (2) 行政学 (2) 地方財政論 (2) インターン実習 (2) 憲法Ⅱ (統治) (2) 保険論Ⅰ (2) 経済学史Ⅰ (2) 経済学史Ⅱ (2) 西洋経済史Ⅰ (2) 西洋経済史Ⅱ (2)		
	他学科開設科目	選択	民法Ⅰ (総則) (2)	民法Ⅱ (物権) (2) 民法Ⅲ (債権総論) (2) 民法Ⅳ (契約法・不法行為) (2) 刑法 (2) 行政法Ⅰ (2) 行政法Ⅱ (2) 公共政策 (2) 会社法Ⅰ (2) 法と経済学Ⅰ (2) 法と経済学Ⅱ (2)	行政組織論 (2) 商法総則・商行為法 (2) 環境法 (2) 手形法 (2) 租税法 (2) 経済法 (2) 地方自治法 (2) 会社法Ⅱ (2) 労働法 (2) 消費者問題と法 (2) 民事訴訟法 (2) 法学特講Ⅰ (2) 法学特講Ⅱ (2)		
	専門選択科目	選択		法律学 (国際法を含む) (2) 自然地理学Ⅰ (2) 人文地理学Ⅰ (2) 自然地理学Ⅱ (2) 人文地理学Ⅱ (2) 地誌Ⅰ (2) 地誌Ⅱ (2)			
				[放送大学] [三大学単位互換科目]		82	単位

共通教育科目	導入		必修	導入演習 (2)			2単位	
	科目情報		必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)			2単位	
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2)			4単位	
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 社会学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 社会学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 心理学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 心理学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)			4単位
			自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2)			4単位
		総合科目	選択		比較文化論Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 社会と人権 (2) 法と社会 (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)			
		外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ※4単位または2単位選択必修 ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) ※1外国語の4単位または2単位選択必修			6単位	
			選択	英語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)				
	健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位		
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)			
	自由選択科目	その他すべての科目の中から					12単位	
	留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡB (1) 日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1) ※1外国語科目として振り替えることができる。					
日本事情ⅠA (2) ※共通教育科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅠB (2) ※共通教育科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡA (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡB (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢA (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢB (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) ※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。								
合計	専門科目 (82単位) + 共通教育科目 (30単位) + 自由選択科目 (12単位)					124単位		

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. 専門科目の教職に関わる専門選択科目は、教職課程履修者のみを受講対象とする科目です。
3. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
	必修	教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	社会科教育法 A ② 社会科教育法 B ② 地理歴史科教育法 ② 公民科教育法 ② 教育方法論 ② 特別活動の理論と方法 ② 教育課程論 ② 特別支援教育論 ①	社会科教育法 C ② （地理歴史分野） 社会科教育法 D ② （公民分野） 生徒指導の理論と方法 ② （進路指導を含む） 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ① 道徳教育の理論と方法 ②	教育実習指導 ① 教職実践演習（中・高） ② 教育実習 ④ 教育実習 ②
	選択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人権・同和教育 ②

司書に関する科目

司書に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲群（必修）	生涯学習概論 ② 図書館概論 ② 図書館サービス概論 ②	情報資源組織論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習（情報検索） ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習（レファレンスサービス） ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②			
		6 単位	10単位	10単位	26単位		
	乙群（選択）		図書・図書館史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図書館施設論 ①	図書館実習 ②	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修		学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16 単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必修	レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5 単位	6 単位
	選択必修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障害者スポーツ実技 ①			1 単位	

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修	障害者スポーツ特講 ② 障害者スポーツ実技 ①			3 単位

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

リーガルエコノミクス学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

〈別表Ⅳ〉

リーガルエコノミクス学科授業科目一覧

令和7(' 25)年度入学生

<別表Ⅳ>

区分 (分野)		必修 選択別	基礎科目（１年次）		発展科目（２年次）		応用科目（３・４年次）		卒業に必要な 単位		
			科目（単位）		科目（単位）		科目（単位）				
専門科目	基本科目Ⅰ	必修	経済学入門（２） 法学入門（２） マクロ経済学入門Ⅰ（２） ミクロ経済学入門Ⅰ（２） 情報リテラシー（２）		マクロ経済学入門Ⅱ（２） ミクロ経済学入門Ⅱ（２）				14 単位		
	基本科目Ⅱ	選択必修	基本民法（２） 基本憲法（２） 基本刑法（２） 基本統計Ⅰ（２） 民法Ⅰ（総則）（２）		民法Ⅱ（物権）（２） 民法Ⅲ（債権総論）（２） 行政法Ⅰ（２） 法と経済学Ⅰ（２） ゲーム理論（２） 経済数学（２）				12 単位		
	専門選択必修科目	選択必修	情報処理論Ⅰ（２）		演習Ⅱ（２） 情報処理論Ⅱ（２） ◆公共法政分野 憲法Ⅰ（人権）（２） 刑法（２） 行政法Ⅱ（２） 財政学Ⅰ（２） 財政学Ⅱ（２） 公共政策（２） ◆市民・企業法分野 民法Ⅳ（契約法・不法行為）（２） 法と経済学Ⅱ（２） 会社法Ⅰ（２） 経済政策（２） 金融論（２） 日本経済論（２）		※３年次開設 演習Ⅲ（４） ※４年次開設 演習Ⅳ（６） インターン実習（２） 憲法Ⅱ（統治）（２）法学特講Ⅰ（２） 行政組織論（２） 刑事訴訟法（２） 地方財政論（２） 行政学（２） 公共情報システム論Ⅰ（２） 公共情報システム論Ⅱ（２） 環境法（２） 環境経済学（２） 租税法（２） 公共経済学（２） 地方自治法（２） 農業政策Ⅰ（２） 農業政策Ⅱ（２） 会社法Ⅱ（２） 商法総則・商行為法（２） 産業組織論（２） 手形法（２） 労働法（２） 国際経済法（２） 労働経済論Ⅰ（２） 経済法（２） 労働経済論Ⅱ（２） 消費者問題と法（２） 民事訴訟法（２） 法学特講Ⅱ（２）		56 単位		
			学部選択科目	他学科開設科目	選択	マクロ経済学（２） ミクロ経済学（２） 国際経済論Ⅰ（２） 国際経済論Ⅱ（２） フィールドワーク演習（２） 経済学特講（２） 会計学Ⅰ（２）		経済地理学Ⅰ（２） 経済地理学Ⅱ（２） 国際政治学Ⅰ（２） 国際政治学Ⅱ（２） アジア経済論（２） JAPANESE ECONOMY AND BUSINESS（2） 保険論Ⅰ（２）			
						基本統計Ⅱ（２） 地理情報システム（2） 基本経済思想（２） 空間情報分析（２） 基本経済史（２） 情報メディア論（2） 経済政策Ⅱ（２） 深層学習入門（２） 社会思想Ⅰ（２） 統計解析とデータマイニング（2） 社会思想Ⅱ（２） International Communication StudiesⅠ（2） 国際経済協力論（2） International Communication StudiesⅡ（2） 国際関係論Ⅰ（２） 国際関係論Ⅱ（２） 国際研修（２） 日本経済史Ⅰ（２） 国際フィールドワーク（4） 日本経済史Ⅱ（２） 地域経済特講（講座熊本）（2） 地域経済学Ⅰ（２） 経済データ分析（2） 地域経済学Ⅱ（２）		経済成長論（２） 情報社会論（２） 公共経済学Ⅱ（２） 開発経済論Ⅰ（２） 国際マクロ経済学（2） 開発経済論Ⅱ（２） 国際貿易論（２） 情報システム論（2） 情報の数理（２） 都市経済学（２） 西洋経済史Ⅰ（２） 西洋経済史Ⅱ（２） 計量経済学Ⅰ（２） 計量経済学Ⅱ（２） 経済学史Ⅰ（２） 経済学史Ⅱ（２）			
	専門選択科目	教職に関わる 選択			法律学（国際法を含む）（2） 自然地理学Ⅰ（２） 人文地理学Ⅰ（２） 自然地理学Ⅱ（２） 人文地理学Ⅱ（２） 地誌Ⅰ（２） 地誌Ⅱ（２）						
					〔放送大学〕 〔三大学単位互換科目〕				82 単位		

共通教育科目	科目 導入		必修	導入演習 (2)			2単位	
	科目 情報		必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)			2単位	
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2)			4単位	
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 社会学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 社会学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 心理学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 心理学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)			4単位
			自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2)			4単位
		総合科目	選択	比較文化論Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 社会と人権 (2) 法と社会 (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)				
		外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ※4単位または2単位選択必修 ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) ※1外国語の4単位または2単位選択必修			6単位	
			選択	英語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)				
	健康科学科目		選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位	
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)			
自由選択科目	その他すべての科目の中から					12単位		
留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅢA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡB (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1) ※1外国語科目として振り替えることができる。						
		日本事情ⅠA (2) ※共通教育科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅠB (2) ※共通教育科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡA (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡB (2) ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢA (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢB (2) ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) } ※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。						
合計	専門科目 (82単位) + 共通教育科目 (30単位) + 自由選択科目 (12単位)					124単位		

- (注) 1. 上学年に開設されている授業科目の履修はできません。
2. 専門科目の教職に関わる専門選択科目は、教職課程履修者のみを受講対象とする科目です。
3. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
	必修	教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	社会科教育法 A ② 社会科教育法 B ② 公 民 科 教 育 法 ② 教 育 方 法 論 ② 特別活動の理論と方法 ② 教 育 課 程 論 ② 特 別 支 援 教 育 論 ①	社会科教育法 C ② (地理歴史分野) 社会科教育法 D ② (公 民 分 野) 生徒指導の理論と方法 ② (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ① 道徳教育の理論と方法 ②	教育実習指導 ① 教職実践演習(中・高) ② 教 育 実 習 ④ 教 育 実 習 ②
	選択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人 権 ・ 同 和 教 育 ②

司書に関する科目

司書に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲群（必修）	生涯学習概論 ② 図書館概論 ② 図書館サービス概論 ② 6 単位	情報資源組織論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習（情報検索） ② 10単位	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 （レファレンスサービス） ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ② 10単位		26単位	28単位
	乙群（選択）		図書・図書館史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図書館施設論 ①	図書館実習 ②	2 科目 2 単位	

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修		学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必修	レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	
	選択必修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障害者スポーツ実技 ①			1単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修	障害者スポーツ特講 ② 障害者スポーツ実技 ①			3 単位

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

英 米 学 科 授 業 科 目 一 覧

令和7（'25）年度入学生

〈別表V〉

英米学科授業科目一覧

令和7('25)年度入学生

<別表V>

群 (分野)	必修 科目	基礎科目 (1年次)	発展科目 (2年次)	応用科目 (3・4年次)	卒業に必要な 単位	
		科 目 (単位)	科 目 (単位)	科 目 (単位)		
専門科目	導入	基礎ゼミナール (2)			2 単位	2 単位
	必修	リスニングⅠ (1) リスニングⅡ (1) リーディングⅠ (1) リーディングⅡ (1) スピーキングⅠ (1) スピーキングⅡ (1) ライティングⅠ (1) ライティングⅡ (1) コミュニケーション英文法Ⅰ (2) コミュニケーション英文法Ⅱ (2) イギリス研究入門 (2) アメリカ研究入門 (2)	Integrated EnglishⅠ (2) Integrated EnglishⅡ (2) Communicative EnglishⅠ (2) Communicative EnglishⅡ (2)	専門演習 (4)		
	必修				28 単位	
	選択必修①	TOEIC対策Ⅰ (2) 英語発音トレーニング (2) 映画英語 (2) 音楽英語 (2)	TOEIC対策Ⅱ (2) 英語資格対策上級Ⅰ (2) パブリックスピーキングⅠ (2) パブリックスピーキングⅡ (2) Advanced WritingⅠ (2) Advanced WritingⅡ (2) Advanced ReadingⅠ (2) Advanced ReadingⅡ (2) 英語ディスカッションⅠ (2)		14 単位	
	選択必修②			英語資格対策上級Ⅱ (2) Media EnglishⅠ (2) Media EnglishⅡ (2) アカデミックライティング (2) 英語ディスカッションⅡ (2) Integrated EnglishⅢ (2) Integrated EnglishⅣ (2) Communicative EnglishⅢ (2) Communicative EnglishⅣ (2)	4 単位	
	選択必修③		英語学概論Ⅰ (2) 英語学概論Ⅱ (2) 言語学概論Ⅰ (2) 言語学概論Ⅱ (2) 英語音声学 (2) 英文学史Ⅰ (2) 英文学史Ⅱ (2) 米文学史Ⅰ (2) 米文学史Ⅱ (2) 英語文学Ⅰ (2) 英語文学Ⅱ (2) 子ども英語教育入門 (2)	英語史Ⅰ (2) 英語史Ⅱ (2) 英語文法論Ⅰ (2) 英語文法論Ⅱ (2) 英語文学講読Ⅰ (2) 英語文学講読Ⅱ (2) 子ども英語教育演習 (2)	12 単位	58 単位
	選択			※4年次開設 卒論演習 (6)		
	国際理解	西洋哲学史Ⅰ (2) 西洋哲学史Ⅱ (2) 西洋芸術史Ⅰ (2) 西洋芸術史Ⅱ (2) 異文化理解論Ⅰ (2) 異文化理解論Ⅱ (2) 長期海外研修 (事前指導) (2) 短期集中英語研修 (2) キリスト教概論Ⅰ (2) キリスト教概論Ⅱ (2)	異文化コミュニケーション論Ⅰ (2) 異文化コミュニケーション論Ⅱ (2) 英米海外研修 (4) 長期海外研修 (2) 海外インターンシップ (5) グローバルスタディーズ概論Ⅰ (2) グローバルスタディーズ概論Ⅱ (2) 国際法入門Ⅰ (2) 国際法入門Ⅱ (2) 国際機構論Ⅰ (2) 国際機構論Ⅱ (2) 日本経済論Ⅰ (2) 日本経済論Ⅱ (2) 国際経済協力論 (2)	翻訳法 (2) 通訳法 (2) 国際経済論Ⅰ (2) 国際経済論Ⅱ (2) 開発経済論Ⅰ (2) 開発経済論Ⅱ (2)	10 単位	10 単位
	グローバル キャリア	Kumamoto Studies (2) エアライン・ビジネス演習Ⅰ (2) グローバルツーリズム論 (2)	エアライン・ビジネス演習Ⅱ (2) 企業論Ⅰ (2) ▲ 企業論Ⅱ (2) ▲ 民法Ⅰ (総則・物権) (4) ▲ 民法Ⅱ (債権) (4) ▲	ビジネス英語Ⅰ (2) ビジネス英語Ⅱ (2) マーケティング論Ⅰ (2) ▲ マーケティング論Ⅱ (2) ▲ 金融論Ⅰ (2) ▲ 金融論Ⅱ (2) ▲		
	日本研究	日本文化概論Ⅰ (2) 日本文化概論Ⅱ (2) 日本語文章表現 (2) 日本語教育Ⅰ (2) 日本語教育Ⅱ (2)	日本語学概論Ⅰ (2) 日本語学概論Ⅱ (2) 日本近代史Ⅰ (2) 日本近代史Ⅱ (2) 日本文学講読Ⅰ (2) 日本文学講読Ⅱ (2) 日本文学講読Ⅲ (2) 日本文学講読Ⅳ (2)	日本語と社会Ⅰ (2) 日本語と社会Ⅱ (2) 日本近代文学Ⅰ (2) 日本近代文学Ⅱ (2) 日本古典文学Ⅰ (2) 日本古典文学Ⅱ (2)	10 単位	10 単位
	選択		日本語音声学 (2) ○ 日本語文法論 (2) ○	日本語教授法Ⅰ (2) ○ 日本語教授法Ⅱ (2) ○ 日本語教育演習 (実習含む) (2) ○		

教養科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2単位
		選択	情報処理入門 (2)				
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2)			8単位
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 社会学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 社会学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 心理学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 心理学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)		
		自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2)			4単位
			総合科目	選択	人権論Ⅰ (2) 人権論Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)		
	外国語科目	選択必修	ドイツ語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) 中国語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) 中国語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) 中国語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) 中国語ⅡB (1) スペイン語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) スペイン語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) スペイン語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) スペイン語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) ※いずれか1外国語4単位			4単位	
		選択	ドイツ語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) 中国語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) 中国語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) 中国語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) 中国語ⅣB (1) スペイン語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) スペイン語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) スペイン語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) スペイン語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)				
	健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位	
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)		
留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅡB (1) ※外国語科目として振り替えることができる。	日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1)				
		日本事情ⅠA (2) ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅠB (2) ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡA (2) ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅡB (2) ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢA (2) ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 日本事情ⅢB (2) ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。					
		日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1)	※自由選択科目				
		その他すべての科目の中から			16単位		
合計		学部専門科目 (80単位) + 教養科目 (28単位) + 自由選択科目 (16単位)				124単位	

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. ○印の授業科目は、日本語教員養成課程の履修許可者のみを受講対象とする科目です。
3. ▲印を付した科目は、ビジネスプログラム履修者のみを受講対象とする科目です。
4. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
	必修	教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	英 語 科 教 育 法 A ② 英 語 科 教 育 法 B ② 教 育 方 法 論 ② 特 別 活 動 の 理 論 と 方 法 ② 教 育 課 程 論 ② 特 別 支 援 教 育 論 ①	英 語 科 教 育 法 C ② 英 語 科 教 育 法 D ② 生 徒 指 導 の 理 論 と 方 法 ② (進路指導を含む) 教 育 相 談 の 理 論 と 方 法 ② 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法 ① 情 報 通 信 技 術 活 用 の 理 論 と 方 法 ① 道 徳 教 育 の 理 論 と 方 法 ②	教 育 実 習 指 導 ① 教 職 実 践 演 習 (中・高) ② 教 育 実 習 ④ 教 育 実 習 ②
	選択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人 権 ・ 同 和 教 育 ②

司書に関する科目

司書に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲群（必修）	生涯学習概論 ② 図書館概論 ② 図書館サービス概論 ②	情報資源組織論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習（情報検索） ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 （レファレンスサービス） ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②			
		6 単位	10単位	10単位	26単位		
	乙群（選択）		図書・図書館史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図書館施設論 ①	図書館実習 ②	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修		学 校 経 営 と 学 校 図 書 館 ② ☆情 報 資 源 組 織 論 ② ☆情 報 資 源 組 織 演 習 A ② ☆情 報 資 源 組 織 演 習 B ② ☆図 書 館 情 報 資 源 概 論 ②	情 報 メ デ ィ ア の 活 用 ② 読 書 と 豊 か な 人 間 性 ② 学 習 指 導 と 学 校 図 書 館 ②	16 単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イ ン ス ト ラ ク タ ー に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必修	レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5 単位	
	選択必修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障 害 者 ス ポ ー ツ 実 技 ①			1 単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修	障 害 者 ス ポ ー ツ 特 講 ② 障 害 者 ス ポ ー ツ 実 技 ①			3 単位

(注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

東 ア ジ ア 学 科 授 業 科 目 一 覧

令和7（'25）年度入学生

（中国語コース）

〈別表Ⅵ－1〉

東アジア学科授業科目一覧(中国語コース)

令和7(25)年度入学生

<別表Ⅵ-1>

群 (分野)		必修 選択 の別	基礎科目（１年次）		発展科目（２年次）		応用科目（３・４年次）		卒業に必要な 単位						
			科 目（単位）		科 目（単位）		科 目（単位）								
専門 科目	言語と文学	必修	基礎中国語Ⅰ A（１）	中国語作文Ⅰ（１）	中国語作文Ⅲ（１）	30 単位									
			基礎中国語Ⅰ B（１）	中国語作文Ⅱ（１）	中国語作文Ⅳ（１）										
			基礎中国語Ⅱ A（１）	中国語会話Ⅰ（１）	中国語会話Ⅲ（１）										
			基礎中国語Ⅱ B（１）	中国語会話Ⅱ（１）	中国語会話Ⅳ（１）										
			基礎中国語Ⅲ A（１）	中国語読解Ⅰ（１）	中国語読解Ⅲ（１）										
			基礎中国語Ⅲ B（１）	中国語読解Ⅱ（１）	中国語読解Ⅳ（１）										
			基礎韓国語Ⅰ A（１）	中国語聞き取りⅠ（１）	中国語聞き取りⅢ（１）										
			基礎韓国語Ⅰ B（１）	中国語聞き取りⅡ（１）	中国語聞き取りⅣ（１）										
			基礎韓国語Ⅱ A（１）	中国語翻訳Ⅰ（１）◎											
			基礎韓国語Ⅱ B（１）	中国語翻訳Ⅱ（１）◎											
基礎韓国語Ⅲ A（１）															
基礎韓国語Ⅲ B（１）															
12 単位		10 単位	8 単位												
選択必修		言語学概論Ⅰ（２）	韓国語作文Ⅰ（１）	中国語学研究Ⅰ（２） 韓国語作文Ⅲ（１）	8 単位	8 単位	38 単位								
		言語学概論Ⅱ（２）	韓国語作文Ⅱ（１）	中国語学研究Ⅱ（２） 韓国語作文Ⅳ（１）											
			韓国語会話Ⅰ（１）	中国語方言研究Ⅰ（２） 韓国語会話Ⅲ（１）											
			韓国語会話Ⅱ（１）	中国語方言研究Ⅱ（２） 韓国語会話Ⅳ（１）											
			韓国語読解Ⅰ（１）	中国メディア文化概論Ⅰ（２） 韓国語読解Ⅲ（１）											
			韓国語読解Ⅱ（１）	中国メディア文化概論Ⅱ（２） 韓国語読解Ⅳ（１）											
			韓国語聞き取りⅠ（１）	中国文学講読Ⅰ（２）◎ 韓国語聞き取りⅢ（１）											
		韓国語聞き取りⅡ（１）	中国文学講読Ⅱ（２）◎ 韓国語聞き取りⅣ（１）												
		韓国語文法Ⅰ（１）	資格中国語Ⅰ（２）◎ 韓国語史Ⅰ（２）												
		韓国語文法Ⅱ（１）	資格中国語Ⅱ（２）◎ 韓国語史Ⅱ（２）												
		韓国語学概論Ⅰ（２）	中国語ディスカッション演習Ⅰ（２） 韓国語文法論Ⅰ（２）												
		韓国語学概論Ⅱ（２）	中国語ディスカッション演習Ⅱ（２） 韓国語文法論Ⅱ（２）												
		韓国文学概論Ⅰ（２）	中国語翻訳法Ⅰ（２）◎ 韓国語学研究（音声・形態）（２）												
		韓国文学概論Ⅱ（２）	中国語翻訳法Ⅱ（２）◎ 韓国語学研究（統語・意味）（２）												
			中国語通訳法Ⅰ（２）◎ 韓国メディア文化概論Ⅰ（２）												
			中国語通訳法Ⅱ（２）◎ 韓国メディア文化概論Ⅱ（２）												
			ビジネス中国語Ⅰ（２）◎ 韓国文学講読Ⅰ（２）												
			ビジネス中国語Ⅱ（２）◎ 韓国文学講読Ⅱ（２）												
		韓国語翻訳法Ⅰ（２）													
		韓国語翻訳法Ⅱ（２）													
		8 単位	46 単位												
地域 研究	選択	スピーキングⅠ（英語）（１）	リスニングⅠ（英語）（１）	Media EnglishⅠ（２）											
		スピーキングⅡ（英語）（１）	リスニングⅡ（英語）（１）	Media EnglishⅡ（２）											
		リーディングⅠ（英語）（１）	ライティングⅠ（英語）（１）	ビジネス英語Ⅰ（２）											
		リーディングⅡ（英語）（１）	ライティングⅡ（英語）（１）	ビジネス英語Ⅱ（２）											
	必修	韓国概説（２）	グローバルスタディーズ概論Ⅰ（２）	8 単位											
		中国概説（２）	グローバルスタディーズ概論Ⅱ（２）												
		4 単位	4 単位												
			東アジア思想概論Ⅰ（２）							中国社会文化論（２）					
			東アジア思想概論Ⅱ（２）							台湾地域研究（２）					
			中国近現代史（２）							韓国社会文化論（２）					
共通 科目	選択必修		台湾社会概論（２）	韓国地域研究（２）	8 単位	16 単位									
			韓国史（２）	北朝鮮事情（２）											
			中国異文化理解Ⅰ（２）												
			中国異文化理解Ⅱ（２）												
			韓国異文化理解Ⅰ（２）												
			韓国異文化理解Ⅱ（２）												
	必修			専門演習Ⅰ（中国）（４）	※４年次開設 専門演習Ⅱ（中国）（４）	8 単位	8 単位	8 単位							
					8 単位										
		選択			海外研修Ⅱ（中国語）（４）						※４年次開設 卒業論文（中国）（４）				
				海外研修Ⅰ（中国語）（４）◎											
海外研修Ⅰ（韓国語）（４）															
日本 研究	選択必修	日本文化概論Ⅰ（２）	日本語学概論Ⅰ（２）	日本語と社会Ⅰ（２）	8 単位	8 単位									
		日本文化概論Ⅱ（２）	日本語学概論Ⅱ（２）	日本語と社会Ⅱ（２）											
		日本語文章表現Ⅰ（２）	日本近代史Ⅰ（２）	日本近代文学Ⅰ（２）											
		日本語文章表現Ⅱ（２）	日本近代史Ⅱ（２）	日本近代文学Ⅱ（２）											
		日本語教育Ⅰ（２）	日本文学講読Ⅰ（２）	日本古典文学Ⅰ（２）											
		日本語教育Ⅱ（２）	日本文学講読Ⅱ（２）	日本古典文学Ⅱ（２）											
		日本文学講読Ⅲ（２）													
		日本文学講読Ⅳ（２）													
	選択		日本語音声学（２）○	日本語教授法Ⅰ（２）○											
			日本語文法論（２）○	日本語教授法Ⅱ（２）○											
			日本語教育演習（実習含む）（２）○												

教養科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)			2単位
		選択	情報処理入門 (2)			
	基礎学術科目	人文学 選択必修	哲学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 日本史Ⅰ (2) 日本史Ⅱ (2) 西洋史Ⅰ (2) 西洋史Ⅱ (2) 東洋史Ⅰ (2) 東洋史Ⅱ (2) 地理学Ⅰ (2) 地理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅱ (2)			8単位
			経済学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 社会学Ⅰ (2) 社会学Ⅱ (2) 心理学Ⅰ (2) 心理学Ⅱ (2) 教育学Ⅰ (2) 教育学Ⅱ (2)			8単位
			物理学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2) 地学Ⅰ (2) 地学Ⅱ (2) 数学Ⅰ (2) 数学Ⅱ (2)			4単位
	総合科目	選択	人権論Ⅰ (2) 人権論Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)			
	外国語科目	選択		ドイツ語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅠA (1) スペイン語ⅠB (1) スペイン語ⅡA (1) スペイン語ⅡB (1) ロシア語ⅠA (1) ロシア語ⅠB (1) ロシア語ⅡA (1) ロシア語ⅡB (1)		
	健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)	
	留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅡB (1) ※外国語科目として振り替えることができる。 日本事情ⅠA (2) 日本事情ⅠB (2) 日本事情ⅡA (2) 日本事情ⅡB (2) 日本事情ⅢA (2) 日本事情ⅢB (2) 日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) ※自由選択科目	日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1) ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。		24単位
自由選択科目			その他すべての科目の中から			22単位
合計			学部専門科目 (78単位) + 教養科目 (24単位) + 自由選択科目 (22単位)			124単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. ○印の授業科目は、日本語教員養成課程の履修許可者のみを受講対象とする科目です。
3. ◎印を付した科目は、中国語翻訳・通訳プログラム対象科目です。
4. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
	必修	教 職 論 (2) 教 育 原 論 A (2) 教 育 原 論 B (2) 教 育 心 理 学 (2)	教 育 方 法 論 (2) 特別活動の理論と方法 (2) 教 育 課 程 論 (2) 特別支援教育論 (1)	中国語科教育法 A (2) 中国語科教育法 C (2) 生徒指導の理論と方法 (2) (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 (2) 総合的な学習の時間の指導法 (1) 情報通信技術活用の理論と方法 (1)	教 育 実 習 指 導 (1) 教職実践演習(中・高) (2) 教 育 実 習 (2)
	選択			教 職 研 究 I (2)	教 職 研 究 II (2) 人権・同和教育 (2)

司書に関する科目

司 書 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲群(必修)	生 涯 学 習 概 論 (2) 図 書 館 概 論 (2) 図書館サービス概論 (2)	情 報 資 源 組 織 論 (2) 情報資源組織演習 A (2) 情報資源組織演習 B (2) 図書館情報資源概論 (2) 情報サービス演習(情報検索) (2)	図書館制度・経営論 (2) 情報サービス論 (2) 情報サービス演習 (2) (レファレンスサービス) ★読書と豊かな人間性 (2) 図書館情報技術論 (2)		10単位	26単位
	乙群(選択)		図 書 ・ 図 書 館 史 (1) 図書館サービス特論 (1)	図書館情報資源特論 (1) 図 書 館 施 設 論 (1)	図 書 館 実 習 (2)	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修		学校経営と学校図書館 (2) ☆情報資源組織論 (2) ☆情報資源組織演習 A (2) ☆情報資源組織演習 B (2) ☆図書館情報資源概論 (2)	情報メディアの活用 (2) 読書と豊かな人間性 (2) 学習指導と学校図書館 (2)	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク タ ー に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必修	レクリエーション概論 (2) レクリエーション実技 A (1) レクリエーション実技 B (1)		レクリエーション実習 (1)	5単位	
	選択必修	野 外 活 動 I (1) 野 外 活 動 II (1) ダ ン ス (2) 障害者スポーツ実技 (1)			1単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修	障害者スポーツ特講 (2) 障害者スポーツ実技 (1)			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

東 ア ジ ア 学 科 授 業 科 目 一 覧

令和7（'25）年度入学生

（韓国語コース）

〈別表Ⅵ－2〉

東アジア学科授業科目一覧(韓国語コース)

令和7(25)年度入学生

<別表Ⅵ-2>

群 (分野)	必修 選択の別	基礎科目 (1年次)		発展科目 (2年次)		応用科目 (3・4年次)		卒業に必要な 単位		
		科 目 (単位)		科 目 (単位)		科 目 (単位)				
専門科目	言語と文学	必修	基礎韓国語ⅠA(1) 基礎韓国語ⅠB(1) 基礎韓国語ⅡA(1) 基礎韓国語ⅡB(1) 基礎韓国語ⅢA(1) 基礎韓国語ⅢB(1) 基礎中国語ⅠA(1) 基礎中国語ⅠB(1) 基礎中国語ⅡA(1) 基礎中国語ⅡB(1) 基礎中国語ⅢA(1) 基礎中国語ⅢB(1)	12単位	韓国語作文Ⅰ(1) 韓国語作文Ⅱ(1) 韓国語会話Ⅰ(1) 韓国語会話Ⅱ(1) 韓国語読解Ⅰ(1) 韓国語読解Ⅱ(1) 韓国語聞き取りⅠ(1) 韓国語聞き取りⅡ(1) 韓国語文法Ⅰ(1) 韓国語文法Ⅱ(1)	10単位	韓国語作文Ⅲ(1) 韓国語作文Ⅳ(1) 韓国語会話Ⅲ(1) 韓国語会話Ⅳ(1) 韓国語読解Ⅲ(1) 韓国語読解Ⅳ(1) 韓国語聞き取りⅢ(1) 韓国語聞き取りⅣ(1)	8単位	30単位	38単位
				韓国語学概論Ⅰ(2) 韓国語学概論Ⅱ(2) 韓国文学概論Ⅰ(2) 韓国文学概論Ⅱ(2)	8単位			8単位		
			言語学概論Ⅰ(2) 言語学概論Ⅱ(2)	中国語作文Ⅰ(1) 中国語作文Ⅱ(1) 中国語会話Ⅰ(1) 中国語会話Ⅱ(1) 中国語読解Ⅰ(1) 中国語読解Ⅱ(1) 中国語聞き取りⅠ(1) 中国語聞き取りⅡ(1) 中国語翻訳Ⅰ(1)◎ 中国語翻訳Ⅱ(1)◎ 中国語学概論Ⅰ(2) 中国語学概論Ⅱ(2) 中国文学概論Ⅰ(2) 中国文学概論Ⅱ(2)		韓国語Ⅰ(2) 中国語学研究Ⅰ(2) 韓国語Ⅱ(2) 中国語学研究Ⅱ(2) 韓国語文法論Ⅰ(2) 中国語方言研究Ⅰ(2) 韓国語文法論Ⅱ(2) 中国語方言研究Ⅱ(2) 韓国語学研究(音声・形態)Ⅱ 中国メディア文化概論Ⅰ(2) 韓国語学研究(統語・意味)Ⅱ 中国メディア文化概論Ⅱ(2) 韓国メディア文化概論Ⅰ(2) 中国文学講読Ⅰ(2)◎ 韓国メディア文化概論Ⅱ(2) 中国文学講読Ⅱ(2)◎ 韓国文学講読Ⅰ(2) 資格中国語Ⅰ(2)◎ 韓国文学講読Ⅱ(2) 資格中国語Ⅱ(2)◎ 韓国語翻訳法Ⅰ(2) 中国語ディスカッション演習Ⅰ(2) 韓国語翻訳法Ⅱ(2) 中国語ディスカッション演習Ⅱ(2) 中国語作文Ⅲ(1) 中国語翻訳法Ⅰ(2)◎ 中国語作文Ⅳ(1) 中国語翻訳法Ⅱ(2)◎ 中国語会話Ⅲ(1) 中国語通訳法Ⅰ(2)◎ 中国語会話Ⅳ(1) 中国語通訳法Ⅱ(2)◎ 中国語読解Ⅲ(1) ビジネス中国語Ⅰ(2)◎ 中国語読解Ⅳ(1) ビジネス中国語Ⅱ(2)◎ 中国語聞き取りⅢ(1) 中国語聞き取りⅣ(1)		8単位	46単位	
			スピーキングⅠ(英語)(1) スピーキングⅡ(英語)(1) リーディングⅠ(英語)(1) リーディングⅡ(英語)(1)	リスニングⅠ(英語)(1) リスニングⅡ(英語)(1) ライティングⅠ(英語)(1) ライティングⅡ(英語)(1)		Media EnglishⅠ(2) Media EnglishⅡ(2) ビジネス英語Ⅰ(2) ビジネス英語Ⅱ(2)				
		必修	韓国概説(2) 中国概説(2)	4単位	グローバルスタディーズ概論Ⅰ(2) グローバルスタディーズ概論Ⅱ(2)	4単位		8単位		
				東アジア思想概論Ⅰ(2) 東アジア思想概論Ⅱ(2) 中国近現代史(2) 台湾社会概論(2) 韓国史(2) 中国異文化理解Ⅰ(2) 中国異文化理解Ⅱ(2) 韓国異文化理解Ⅰ(2) 韓国異文化理解Ⅱ(2)		中国社会文化論(2) 台湾地域研究(2) 韓国社会文化論(2) 韓国地域研究(2) 北朝鮮事情(2)		8単位	16単位	
	共通科目	必修				専門演習Ⅰ(韓国)(4) ※4年次開設 専門演習Ⅱ(韓国)(4)	8単位	8単位	8単位	
		選択		海外研修Ⅰ(韓国語)(4) 海外研修Ⅰ(中国語)(4)◎		海外研修Ⅱ(韓国語)(4) ※4年次開設 卒業論文(韓国)(4)				
	日本研究	選択必修	日本文化概論Ⅰ(2) 日本文化概論Ⅱ(2) 日本語文章表現Ⅰ(2) 日本語文章表現Ⅱ(2) 日本語教育Ⅰ(2) 日本語教育Ⅱ(2)	日本語学概論Ⅰ(2) 日本語学概論Ⅱ(2) 日本近代史Ⅰ(2) 日本近代史Ⅱ(2) 日本文学講読Ⅰ(2) 日本文学講読Ⅱ(2) 日本文学講読Ⅲ(2) 日本文学講読Ⅳ(2)		日本語と社会Ⅰ(2) 日本語と社会Ⅱ(2) 日本近代文学Ⅰ(2) 日本近代文学Ⅱ(2) 日本古典文学Ⅰ(2) 日本古典文学Ⅱ(2)		8単位	8単位	
		選択		日本語音声学(2)○ 日本語文法論(2)○		日本語教授法Ⅰ(2)○ 日本語教授法Ⅱ(2)○ 日本語教育演習(実習含む)(2)○				

教養科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2単位	
		選択	情報処理入門 (2)					
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2) 地理学Ⅰ (2) 地理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅱ (2)				8単位
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2) 社会学Ⅰ (2) 社会学Ⅱ (2) 心理学Ⅰ (2) 心理学Ⅱ (2) 教育学Ⅰ (2) 教育学Ⅱ (2)			
		自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2) 地学Ⅰ (2) 地学Ⅱ (2) 数学Ⅰ (2) 数学Ⅱ (2)				4単位
			総合科目	選択	人権論Ⅰ (2) 人権論Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2) 環境論Ⅱ (2) 日本国憲法 (2)			
	外国語科目	選択			ドイツ語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) スペイン語ⅠA (1) スペイン語ⅠB (1) スペイン語ⅡA (1) スペイン語ⅡB (1) ロシア語ⅠA (1) ロシア語ⅠB (1) ロシア語ⅡA (1) ロシア語ⅡB (1)			
	健康科学科目	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)				2単位	
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2)		24単位	
	留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅡB (1) ※外国語科目として振り替えることができる。	日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1)				
日本事情ⅠA (2) 日本事情ⅠB (2) 日本事情ⅡA (2) 日本事情ⅡB (2) 日本事情ⅢA (2) 日本事情ⅢB (2)			※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の人文学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※教養科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。					
日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1)			※自由選択科目					
自由選択科目			その他すべての科目の中から					
合計		学部専門科目 (78単位) + 教養科目 (24単位) + 自由選択科目 (22単位)				124単位		

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. ○印の授業科目は、日本語教員養成課程の履修許可者のみを受講対象とする科目です。
3. ◎印を付した科目は、中国語翻訳・通訳プログラム対象科目です。
4. その他履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
		教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	教 育 方 法 論 ② 特別活動の理論と方法 ② 教 育 課 程 論 ② 特別支援教育論 ①	韓国語科教育法 A ② 韓国語科教育法 C ② 生徒指導の理論と方法 ② (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ①	教 育 実 習 指 導 ① 教職実践演習(中・高) ② 教 育 実 習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人権・同和教育 ②

司書に関する科目

司 書 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
		生 涯 学 習 概 論 ② 図 書 館 概 論 ② 図書館サービス概論 ②	情 報 資 源 組 織 論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習(情報検索) ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 (レファレンスサービス) ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②			
	甲 群 (必 修)	6 単位	10単位	10単位	26単位		
	乙 群 (選 択)		図 書 ・ 図 書 館 史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図 書 館 施 設 論 ①	図 書 館 実 習 ②	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
			学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
		レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	
	選 択 必 修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障害者スポーツ実技 ①			1単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
		障害者スポーツ特講 ② 障害者スポーツ実技 ①			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

第一部社会福祉学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

〈別表Ⅶ〉

第一部社会福祉学科授業科目一覧

令和7（25）年度入学生

<別表Ⅶ>

群 (分野)	必修選択別		基礎科目（1年次）	発展科目（2年次）	応用科目（3・4年次）	卒業に必要な 単位
			科 目（単位）	科 目（単位）	科 目（単位）	
学部専修科目	基本科目Ⅰ	必修	入門演習（1） 社会福祉入門（2） 3単位	ウェルビーイング学（2） 憲法Ⅱ（人権論）（2） 4単位		7単位
	基本科目Ⅱ	選択必修		<社会福祉系> 現代社会と福祉（2） <社会共生系> 社会共生演習Ⅰ（災害と社会フィールドワーク）（1） 社会共生演習Ⅱ（水俣学フィールドワーク）（1） 2単位	卒業演習Ⅰ（2）※4年次開設 卒業論文演習A（4）卒業演習Ⅱ（2） 卒業論文演習B（2）卒業演習Ⅲ（2） 卒業論文（4） ※（卒業演習Ⅱと卒業演習Ⅲ）あるいは卒業論文のいずれか4単位	8単位
	第一群	社会福祉系専門科目 選択必修	社会福祉原論Ⅰ（2） 社会福祉原論Ⅱ（2） ソーシャルワーク論（2） ソーシャルワークの基盤と専門職（2） 医学一般（2） 社会学概論Ⅰ（2） 心理学Ⅰ（2） 精神医学Ⅰ（2） 精神保健福祉の原理Ⅰ（2）	公的扶助論（2） 保健医療と福祉（2） 高齢者福祉論（2） 障害児・者福祉論（2） ソーシャルワーク方法論Ⅰ（2） ソーシャルワーク方法論Ⅱ（2） ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（2） 地域福祉論Ⅰ（2） 地域福祉論Ⅱ（2） 子ども家庭福祉論Ⅰ（2） 社会福祉調査（2） 精神医学Ⅱ（2） 精神保健福祉の原理Ⅱ（2） 精神保健福祉制度論（2） スクールソーシャルワーク論（2） 22単位	社会保障論Ⅰ（2） 社会保障論Ⅱ（2） ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（2） 福祉管理運営論（2） 権利擁護と成年後見制度（2） 刑事司法と福祉（2） 精神保健学Ⅰ（2） 精神保健学Ⅱ（2） 精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（2） 精神科ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（2） 精神障害リハビリテーション論（2）	22単位
	第二群	社会福祉系関連科目 選択必修	ボランティア論（2） 社会的養護Ⅰ（2） 社会学概論Ⅱ（2） 心理学Ⅱ（2） 手話Ⅰ（2） 手話Ⅱ（2） 点字Ⅰ（2） 点字Ⅱ（2） 発達心理学（2） 日本国憲法（2） 統計学（2） 情報処理入門（2） <社会共生系> 差別と人権（2） 災害と社会（2） 生活環境論（2）	海外フィールドワーク（1） 社会福祉発達史Ⅰ（2） 社会福祉発達史Ⅱ（2） 子ども家庭福祉論Ⅱ（2） 障害者の生活と法制度（2） 地域づくりとバリアフリー（2） ソーシャルワークと法（2） 社会心理学Ⅰ（2） 社会心理学Ⅱ（2） 憲法Ⅰ（統治論）（2） 民法Ⅰ（2） 民法Ⅱ（2） 家族社会学Ⅰ（2） 家族社会学Ⅱ（2） ケアワーク論（2） 介護基礎（1） 生活行動論（2） <社会共生系> 生活とリスク（2） 生活と地域環境（2） 歴史のなかの福祉（2） ハンセン病講義（2） [放送大学] 8単位	子ども家庭支援論（2）医療と健康（2） 国際福祉論（2）生活と法（2） 障害学（2）家族と法（2） 災害ソーシャルワーク（2）ジェンダーと法（2） 社会福祉法制Ⅰ（2）地域社会学Ⅰ（2） 社会福祉法制Ⅱ（2）地域社会学Ⅱ（2） 外書講読Ⅰ（2）加齢と障害の理解（2） 外書講読Ⅱ（2） 芸術療法入門（2） 臨床心理学（1） 社会政策Ⅰ（2） 社会政策Ⅱ（2） 現代行政論（2） <社会共生系> 水俣学（2） 地域と暮らし（2） 現代の福祉国家（2） 災害ケア・災害看護（2）	8単位
	第三群	資格関連科目 選択		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ△ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（1） ソーシャルワーク実習Ⅰ（1）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ△ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（1） ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（1）△ ソーシャルワーク実習Ⅱ（2） ソーシャルワーク実習Ⅲ△ 精神保健福祉演習Ⅰ（1）▲ 精神保健福祉演習Ⅱ（1）▲ 精神保健福祉演習Ⅲ（1）▲ 精神保健福祉実習指導Ⅰ（1）▲ 精神保健福祉実習指導Ⅱ（1）▲ 精神保健福祉実習指導Ⅲ（1）▲ 精神保健福祉実習（4）▲ スクールソーシャルワーク演習（1）◎ スクールソーシャルワーク実習指導（1）◎ スクールソーシャルワーク実習（2）◎	17単位
	選択		学部専修科目の中から			17単位

共通教育科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2 単位
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2)			4 単位
				哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2)			
				倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2)			
				倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2)			
	社会科学	選択必修	日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2)			4 単位	
			日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2)				
			西洋史学Ⅰ (2) 日本語Ⅰ (2)				
			西洋史学Ⅱ (2) 日本語Ⅱ (2)				
	自然科学	選択必修	東洋史学Ⅰ (2)			4 単位	
			東洋史学Ⅱ (2)				
			物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2)				
物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2)							
総合科目	選択必修	化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2)			4 単位		
		化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2)					
		生物学Ⅰ (2)					
		生物学Ⅱ (2)					
		比較文化論Ⅰ (2) 行政法Ⅰ (2)					
		比較文化論Ⅱ (2) 行政法Ⅱ (2)					
		環境論Ⅰ (2) 刑法 (2)					
		環境論Ⅱ (2) 労働法 (2)					
		財政学Ⅰ (2)					
		財政学Ⅱ (2)					
外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1)			4 単位		
		英語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1)					
		英語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1)					
		英語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1)					
		ドイツ語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1)					
		ドイツ語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1)					
		ドイツ語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1)					
		ドイツ語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1)					
		フランス語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1)					
		フランス語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1)					
フランス語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1)							
フランス語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1)							
中国語ⅠA (1)							
中国語ⅠB (1)							
中国語ⅡA (1)							
中国語ⅡB (1)							
※いずれか1外国語 4単位							
外国語科目	選択	英語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1)					
		英語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1)					
		英語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1)					
		英語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1)					
		ドイツ語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1)					
		ドイツ語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1)					
		ドイツ語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1)					
		ドイツ語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1)					
		フランス語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1)					
		フランス語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1)					
フランス語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1)							
フランス語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1)							
中国語ⅢA (1)							
中国語ⅢB (1)							
中国語ⅣA (1)							
中国語ⅣB (1)							
保健体育	選択必修	健康科学A (講義) (2)			2 単位		
健康科学BⅠ (実技) (1)							
健康科学BⅡ (実技) (1)							
キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2) 福祉キャリア特講Ⅰ (1) 福祉キャリア特講Ⅱ (1)			
選択	共通教育科目の中から				8 単位		
留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1)	日本語ⅢA (1)				
		日本語ⅠB (1)	日本語ⅢB (1)				
		日本語ⅡA (1)	日本語ⅣA (1)				
		日本語ⅡB (1)	日本語ⅣB (1)				
		※外国語科目として振り替えることができる。					
		日本事情ⅠA (2)	※共通教育科目の人文系の科目2単位として振り替えることができる。				
		日本事情ⅠB (2)	※共通教育科目の人文系の科目2単位として振り替えることができる。				
		日本事情ⅡA (2)	※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。				
		日本事情ⅡB (2)	※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。				
		日本事情ⅢA (2)	※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。				
日本事情ⅢB (2)	※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。						
日本文化演習ⅠA (1)	※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。						
日本文化演習ⅠB (1)							
日本文化演習ⅡA (1)							
日本文化演習ⅡB (1)							
自由選択科目	その他すべての科目の中から				34 単位		
合計	学部専修科目 (62単位) + 共通教育科目 (28単位) + 自由選択科目 (34単位)				124 単位		

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. △印の授業科目は、社会福祉士養成課程の履修許可者のみ、▲印の授業科目は、精神保健福祉士養成課程の履修許可者のみ、◎印の授業科目は、スクールソーシャルワーカー養成課程の履修許可者のみを対象とした科目です。
3. その他、履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」「社会福祉士養成課程履修に関する規程」「精神保健福祉士養成課程履修に関する規程」「スクールソーシャルワーカー養成課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
	必 修	教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	福祉科教育法 A ② 教 育 方 法 論 ② 特別活動の理論と方法 ② 教 育 課 程 論 ② 特別支援教育論 ①	福祉科教育法 B ② 生徒指導の理論と方法 ② (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ①	教育実習指導 ① 教職実践演習(中・高) ② 教 育 実 習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人権・同和教育 ②

司書に関する科目

司 書 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲 群 (必 修)	生涯学習概論 ② 図 書 館 概 論 ② 図書館サービス概論 ②	情報資源組織論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習(情報検索) ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 (レファレンスサービス) ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②		10単位	26単位
	乙 群 (選 択)	6 単位	10単位	図書館情報資源特論 ① 図 書 館 施 設 論 ①	図 書 館 実 習 ②	2 科目 2 単位	28単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必 修		学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必 修	レクリエーション概論 ② レクリエーション実技 A ① レクリエーション実技 B ①		レクリエーション実習 ①	5単位	6 単位
	選 択 必 修	野 外 活 動 I ① 野 外 活 動 II ① ダ ン ス ② 障害者スポーツ実技 ①			1単位	

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必 修	障害者スポーツ特講 ② 障害者スポーツ実技 ①			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

第二部社会福祉学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

〈別表Ⅷ〉

第二部社会福祉学科授業科目一覧

令和7(' 25)年度入学生

<別表Ⅷ>

群 (分野)	必修選択別		基礎科目（１年次）	発展科目（２年次）	応用科目（３・４年次）		卒業に必要な 単位		
			科　目（単位）	科　目（単位）	科　目（単位）				
学部専修科目	基 本 科 目 Ⅰ	必 修	入門演習（１） 1 単位				1 単位		
	基 本 科 目 Ⅱ	選 択 必 修				※４年次開設 卒業演習（４） 卒業論文（４）	4 単位		
	第 一 群	社 会 福 祉 系 専 門 科 目 選 択 必 修	社会福祉原論Ⅰ（２） 社会福祉原論Ⅱ（２） ソーシャルワーク論（２） ソーシャルワークの基盤と専門職（２） 医学一般（２） 社会学概論Ⅰ（２） 心理学（２）	公的扶助論（２） 保健医療と福祉（２） 高齢者福祉論（２） 障害児・者福祉論（２） ソーシャルワーク方法論Ⅰ（２） ソーシャルワーク方法論Ⅱ（２） ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（２） 地域福祉論Ⅰ（２） 地域福祉論Ⅱ（２） 子ども家庭福祉論Ⅰ（２） 社会福祉調査（２）	社会保障論Ⅰ（２） 社会保障論Ⅱ（２） ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（２） 福祉管理運営論（２） 権利擁護と成年後見制度（２） 刑事司法と福祉（２）		28 単位		
			28 単位						
			第 二 群	社 会 福 祉 系 教 養 科 目 選 択 必 修	社会福祉入門（２） 社会学概論Ⅱ（２） 発達心理学（２） 手話Ⅰ（２） 手話Ⅱ（２） 点字Ⅰ（２） 点字Ⅱ（２） 日本国憲法（２） 差別と人権（２） 情報処理入門（２）	スクールソーシャルワーク論（２） 社会福祉発達史（２） 生活行動論（２） 民法Ⅰ（２） 民法Ⅱ（２） ハンセン病講義（２）☆ 災害と社会（２）☆ 海外フィールドワーク（１）☆ 〔放送大学〕		社会福祉法制（２） 地域社会学（２） 家族社会学（２） 精神保健学Ⅰ（２） 教育学概論（２）◎ 学校教育心理学（２）◎ 災害ソーシャルワーク（２）☆ 水俣学（２）☆	
16 単位									
第 三 群	実 技 系 科 目 選 択				ソーシャルワーク演習（１）△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ（１）△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ（１）△ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（１） ソーシャルワーク実習Ⅰ（１）△	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ（１）△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ（１）△ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（１）△ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（１）△ ソーシャルワーク実習Ⅱ（２）△ ソーシャルワーク実習Ⅲ（２）△ スクールソーシャルワーク演習（１）◎ スクールソーシャルワーク実習指導（１）◎ スクールソーシャルワーク実習（２）◎		17 単位	
		17 単位							
		選択	学部専修科目の中から						17 単位

共通教育科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門(2)				2単位
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ(2) 地理学Ⅰ(2) 哲学Ⅱ(2) 地理学Ⅱ(2) 日本史学Ⅰ(2) 日本語学Ⅰ(2) 日本史学Ⅱ(2) 日本語学Ⅱ(2) 西洋史学Ⅰ(2) 西洋史学Ⅱ(2)			4単位
				経済学Ⅰ(2) 部落解放論Ⅰ(2) 経済学Ⅱ(2) 部落解放論Ⅱ(2) 法学Ⅰ(2) 法学Ⅱ(2) 政治学Ⅰ(2) 政治学Ⅱ(2)			4単位
		自然科学	選択必修	物理学Ⅰ(2) 物理学Ⅱ(2) 化学Ⅰ(2) 化学Ⅱ(2) 生物学Ⅰ(2) 生物学Ⅱ(2)			4単位
	科目総合	選択			環境論Ⅰ(2) 環境論Ⅱ(2)		
	外国語科目	選択必修	英語ⅠA(1) ロシア語ⅠA(1)☆ 英語ⅠB(1) ロシア語ⅠB(1)☆ 英語ⅡA(1) ロシア語ⅡA(1)☆ 英語ⅡB(1) ロシア語ⅡB(1)☆ ドイツ語ⅠA(1)☆ スペイン語ⅠA(1)☆ ドイツ語ⅠB(1)☆ スペイン語ⅠB(1)☆ ドイツ語ⅡA(1)☆ スペイン語ⅡA(1)☆ ドイツ語ⅡB(1)☆ スペイン語ⅡB(1)☆ フランス語ⅠA(1)☆ 韓国語ⅠA(1) フランス語ⅠB(1)☆ 韓国語ⅠB(1) フランス語ⅡA(1)☆ 韓国語ⅡA(1) フランス語ⅡB(1)☆ 韓国語ⅡB(1) 中国語ⅠA(1)☆ 中国語ⅠB(1)☆ 中国語ⅡA(1)☆ 中国語ⅡB(1)☆ ※いずれか1外国語 4単位				4単位
			選択	英語ⅢA(1) ロシア語ⅢA(1) 英語ⅢB(1) ロシア語ⅢB(1) 英語ⅣA(1) ロシア語ⅣA(1) 英語ⅣB(1) ロシア語ⅣB(1) ドイツ語ⅢA(1) スペイン語ⅢA(1) ドイツ語ⅢB(1) スペイン語ⅢB(1) ドイツ語ⅣA(1) スペイン語ⅣA(1) ドイツ語ⅣB(1) スペイン語ⅣB(1) フランス語ⅢA(1) 韓国語ⅢA(1) フランス語ⅢB(1) 韓国語ⅢB(1) フランス語ⅣA(1) 韓国語ⅣA(1) フランス語ⅣB(1) 韓国語ⅣB(1) 中国語ⅢA(1) 中国語ⅢB(1) 中国語ⅣA(1) 中国語ⅣB(1)			
	保健体育	選択必修		健康科学A(講義)(2) 健康科学BⅠ(実技)(1) 健康科学BⅡ(実技)(1)☆			
	キャリア形成科目	選択			福祉キャリア特講Ⅰ(1)☆ 福祉キャリア特講Ⅱ(1)☆		
選択		共通教育科目の中から				8単位	
自由選択科目		その他すべての科目の中から				30単位	
合計		学部専修科目(66単位)＋共通教育科目(28単位)＋自由選択科目(30単位)				124単位	

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. △印の授業科目は、社会福祉士養成課程の履修許可者のみ、◎印の授業科目は、スクールソーシャルワーカー養成課程の履修許可者のみを対象とした科目です。
3. その他、履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」「社会福祉士養成課程履修に関する規程」「スクールソーシャルワーカー養成課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。
4. ☆は二部では開講せず、一部で開講予定の科目です。

レクリエーション・インストラクターに関する科目

インストラクターに関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必修	レクリエーション概論 (2) レクリエーション実技A (1) レクリエーション実技B (1)		レクリエーション実習 (1)	5単位	6 単位
	選択必修	野 外 活 動 I (1) 野 外 活 動 II (1) ダ ン ス (2) 障害者スポーツ実技 (1)			1単位	

初級バラスポーツ指導員に関する科目

初級バラスポーツ指導員に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修	障害者スポーツ特講 (2) 障害者スポーツ実技 (1)			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級バラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

子ども家庭福祉学科授業科目一覧
令和7（'25）年度入学生

〈別表X〉

子ども家庭福祉学科授業科目一覧

令和7(' 25)年度入学生

<別表X>

群 (分野)	必修選択 別		基礎科目 (1年次)	発展科目 (2年次)	応用科目 (3・4年次)	卒業に必要な 単位
			科 目 (単位)	科 目 (単位)	科 目 (単位)	
学部専修科目	基本科目Ⅰ	必修	子ども家庭福祉入門Ⅰ (1) 子ども家庭福祉入門Ⅱ (2) 3 単位	子ども家庭福祉特論 (2) 2 単位	専門ゼミナールⅠ (2) 2 単位	7 単位
	基本科目Ⅱ	選択必修			※ 4 年次開設 専門ゼミナールⅡ (2) 専門ゼミナールⅢ (2) 卒業論文 (4) ※ (専門ゼミナールⅡと専門ゼミナールⅢ) あるいは卒業論文のいずれか 4 単位	4 単位
	第一群	保育系科目 選択必修	社会福祉原論Ⅰ (2) 社会福祉原論Ⅱ (2) 教育学概論Ⅰ (2) 教育学概論Ⅱ (2) 子どもの理解と援助 (1) 保育概論Ⅰ (2) 保育概論Ⅱ (2) 教育課程論 (2) 社会的養護Ⅰ (2) 子ども保健Ⅰ (2) 子ども保健Ⅱ (2) 発達心理学 (2) ☆ 子ども家庭支援の心理学 (2)	子ども家庭福祉論Ⅰ (2) 子ども家庭福祉論Ⅱ (2) 子育て支援 (1) 現代教師論 (2) 教育心理学 (2) 保育内容総論 (1) 保育内容指導法 A (健康) (1) 保育内容指導法 B (人間関係) (1) 保育内容指導法 C (環境) (1) 保育内容指導法 D (言葉) (1) 保育内容指導法 E (音楽表現) (1) 保育内容指導法 F (造形表現) (1) 音楽Ⅰ (1) 音楽Ⅱ (1) 造形Ⅰ (1) 造形Ⅱ (1) 体育Ⅰ (1) 体育Ⅱ (1) 幼児理解 (2) 乳児保育Ⅰ (2) 乳児保育Ⅱ (1) 子どもの食と栄養 (2) 子どもの健康と安全 (1) 子ども家庭福祉演習Ⅰ (1) 保育実習指導Ⅰ A (1) ▽ 保育実習Ⅰ A (2) ▽ 子ども家庭福祉実践基礎 (2) 52 単位	保育マネジメント論 (2) ※ 4 年次開設 教育相談の理論と方法 (1) 子ども家庭福祉実践応用演習 (1) 臨床心理学 (1) 保育方法論 (1) 特別支援教育論 (1) 障害児保育論Ⅰ (1) 障害児保育論Ⅱ (1) 社会的養護Ⅱ (1) 子ども家庭支援論 (2) 年齢別保育 A (1) 年齢別保育 B (1) 年齢別保育 C (1) 音楽Ⅲ (1) 造形Ⅲ (1) 体育Ⅲ (1) 子ども家庭福祉演習Ⅱ (1) 保育実習Ⅰ B (2) ▽ 保育実習指導Ⅰ B (1) ▽ 保育実習指導Ⅱ (1) ▽ 保育実習指導Ⅲ (1) ▽ 保育実習Ⅱ (2) ▽ 保育実習Ⅲ (2) ▽	52 単位
	第二群	幼児教育系科目 選択必修	日本国憲法 (2) 情報処理入門 (2) 幼児と健康 (1) 幼児と人間関係 (1) 幼児と環境 (1) 幼児と言葉 (1) 幼児と表現 (音楽) (1) 幼児と表現 (造形) (1)	幼児教育実習指導Ⅰ (1) □ 教育実習Ⅰ (2) □	保育表現実践 (2) ※ 4 年次開設 幼児教育実習指導Ⅱ (1) □ 教育実習Ⅱ (2) □ 保育・教職実践演習 (2)	4 単位
	第三群	福祉系科目 選択必修	心理学Ⅰ (2) 心理学Ⅱ (2) 社会学概論Ⅰ (2) 社会学概論Ⅱ (2) 医学一般 (2) ソーシャルワーク論 (2) ソーシャルワークの基盤と専門職 (2)	公的扶助論 (2) 保健医療と福祉 (2) 高齢者福祉論 (2) 障害児・者福祉論 (2) ソーシャルワーク方法論Ⅰ (2) ソーシャルワーク方法論Ⅱ (2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ (2) 地域福祉論Ⅰ (2) 地域福祉論Ⅱ (2) 社会福祉調査 (2) ソーシャルワーク演習 (1) △ ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅰ (1) △ ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅱ (1) △ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ (1) ソーシャルワーク実習Ⅰ (1) △ 4 単位	社会保障論Ⅰ (2) 社会保障論Ⅱ (2) ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ (2) 福祉管理運営論 (2) 権利擁護と成年後見制度 (2) 刑事司法と福祉 (2) ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅲ (1) △ ソーシャルワーク演習 (専門)Ⅳ (1) △ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ (1) △ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ (1) △ ソーシャルワーク実習Ⅱ (2) △ ソーシャルワーク実習Ⅲ (2) △ 4 単位	4 単位
	選択		ボランティア論 (2) 手話Ⅰ (2) 手話Ⅱ (2) 子どもの歴史 (2)	児童ソーシャルワーク特論 (2) 民法Ⅰ (2) 民法Ⅱ (2) 外書講読Ⅰ (2) 外書講読Ⅱ (2) 海外フィールドワーク (1) スクールソーシャルワーク論 (2) 社会心理学Ⅰ (2) 社会心理学Ⅱ (2) 家族社会学Ⅰ (2) 家族社会学Ⅱ (2) 4 単位	子どもの権利 (2) ※ 4 年次開設 家族と法 (2) 子ども家庭福祉実習 (2) 障害学 (2) 精神保健学Ⅰ (2) ◎ スクールソーシャルワーク演習 (1) ◎ スクールソーシャルワーク実習指導 (1) ◎ スクールソーシャルワーク実習 (2) ◎ 水俣学 (2) 地域社会学Ⅰ (2) 地域社会学Ⅱ (2) 社会政策Ⅰ (2) 社会政策Ⅱ (2) ジェンダーと法 (2)	4 単位
			学部専修科目の中から			15 単位

共通教育科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2単位		
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2)					
				哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2)					
				倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2)					
				倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2)					
				日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2)					
				日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2)					
				西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2)					
				西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2)					
				東洋史学Ⅰ (2)					
				東洋史学Ⅱ (2)					
		社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2)			4単位		
	経済学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2)								
法学Ⅰ (2) 部落解放論Ⅰ (2)									
法学Ⅱ (2) 部落解放論Ⅱ (2)									
			政治学Ⅰ (2)			4単位			
			政治学Ⅱ (2)						
自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2)							
		物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2)							
		化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2)							
		化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2)							
			生物学Ⅰ (2)			4単位			
			生物学Ⅱ (2)						
	総合科目	選択			比較文化論Ⅰ (2) 行政法Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 行政法Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2) 刑法 (2) 環境論Ⅱ (2) 労働法 (2) 財政学Ⅰ (2) 財政学Ⅱ (2)				
外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) ドイツ語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) ※いずれか1外国語 4単位				4単位			
		選択	英語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1)						
			保健体育	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)				2単位
			キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)		キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2) 福祉キャリア特講Ⅰ (1) 福祉キャリア特講Ⅱ (1)	
	選択		共通教育科目の中から					2単位	
留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅡB (1) ※外国語科目として振り替えることができる。		日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1)					
		日本事情ⅠA (2) 日本事情ⅠB (2) 日本事情ⅡA (2) 日本事情ⅡB (2) 日本事情ⅢA (2) 日本事情ⅢB (2) 日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) ※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。		※共通教育科目の人文系の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の人文系の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。					
自由選択科目		その他すべての科目の中から					12単位		
合計		学部専修群科目 (90単位) + 共通教育科目 (22単位) + 自由選択科目 (12単位)					124単位		

- (注)1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. △印の授業科目は、社会福祉士養成課程の履修許可者のみ、◎印の授業科目は、スクールソーシャルワーカー養成課程の履修許可者のみ、▽印の授業科目は保育士養成課程履修の履修許可者のみ、□印の授業科目は幼稚園教員養成課程の履修者許可者のみを対象とした科目です。
3. その他、「授業科目履修規程」「保育士養成課程履修に関する規程」「幼稚園教員養成課程履修に関する規程」「社会福祉士養成課程履修に関する規程」「スクールソーシャルワーカー養成課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

司書に関する科目

司書に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
	甲群 (必修)	生涯学習概論 (2) 図書館概論 (2) 図書館サービス概論 (2) 6 単位	情報資源組織論 (2) 情報資源組織演習 A (2) 情報資源組織演習 B (2) 図書館情報資源概論 (2) 情報サービス演習(情報検索) (2) 10単位	図書館制度・経営論 (2) 情報サービス論 (2) 情報サービス演習 (レファレンスサービス) (2) 読書と豊かな人間性 (2) 図書館情報技術論 (2) 10単位		26単位	28単位
	乙群 (選択)		図書・図書館史 (1) 図書館サービス特論 (1)	図書館情報資源特論 (1) 図書館施設論 (1)	図書館実習 (2)	2 科目 2 単位	

レクリエーション・インストラクターに関する科目

インストラクターに関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必修	レクリエーション概論 (2) レクリエーション実技 A (1) レクリエーション実技 B (1)		レクリエーション実習 (1)	5単位	6 単位
	選択必修	野外活動 I (1) 野外活動 II (1) ダンス (2) 障害者スポーツ実技 (1)			1単位	

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初級パラスポーツ指導員に関する科目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必修	障害者スポーツ特講 (2) 障害者スポーツ実技 (1)			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

ライフ・ウェルネス学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

〈別表Ⅺ〉

ライフ・ウェルネス学科授業科目一覧

令和7（'25）年度入学生

<別表Ⅺ>

群 (分野)	必修選択別		基礎科目（1年次）	発展科目（2年次）	応用科目（3・4年次）	卒業に必要な 単位
			科 目（単位）	科 目（単位）	科 目（単位）	
学部専修科目	基本 科目Ⅰ	必修	基礎演習（2） ライフ・ウェルネス入門（2） 4 単位	発展演習（2） スポーツ・ウェルネス論（2） 4 単位	ライフ・ウェルネス演習Ⅰ（2） ウェルネス・プロモーション論Ⅰ（2） ウェルネス・プロモーション論Ⅱ（2） 6 単位	14 単位
	基本 科目Ⅱ	選択 必修			※4年次開設 卒業論文（4） ライフ・ウェルネス演習Ⅱ（2） ライフ・ウェルネス演習Ⅲ（2） ※（ライフ・ウェルネス演習Ⅱとライフ・ウェル ネス演習Ⅲ）あるいは卒業論文のいずれか4単位	4 単位
	第一 群	ライ フ・ ウ ェ ル ネ ス 専 門 科 目	アダプティッド・スポーツ論（2） 倫理とライフ・ウェルネス（2） コーチング論（2） 生理学（運動生理学を含む）（2） 衛生学（公衆衛生学を含む）（2） 解剖学（2） 健康支援概論（2） スポーツと地域政策（2） 社会福祉原論Ⅰ（2） 社会福祉原論Ⅱ（2） ソーシャルワーク論（2） ソーシャルワークの基盤と専門職（2） 医学一般（2） 社会学概論Ⅰ（2） 心理学Ⅰ（2）	スポーツ統計学（2） ヘルスアンドウェルネス（2） 地域スポーツとビジネス（2） 健康体力づくり論（2） 運動学（運動方法学を含む）（2） スポーツ心理学（2） 運動処方（2） 測定評価（2） 公的扶助論（2） 保健医療と福祉（2） 高齢者福祉論（2） 障害児・者福祉論（2） ソーシャルワーク方法論Ⅰ（2） ソーシャルワーク方法論Ⅱ（2） ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（2） 地域福祉論Ⅰ（2） 地域福祉論Ⅱ（2） 子ども家庭福祉論Ⅰ（2） 社会福祉調査（2） スクールソーシャルワーク論（2） 24 単位	救急処置と運動負荷試験（2） 栄養学（2） 学校保健（2） スポーツマネジメント（2） 社会保障論Ⅰ（2） 社会保障論Ⅱ（2） ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ（2） 福祉管理運営論（2） 権利擁護と成年後見制度（2） 刑事司法と福祉（2） 精神保健学Ⅰ（2） 精神保健学Ⅱ（2）	24 単位
	第二 群	ソ ー シ ャ ル ・ ウ ェ ル フ エ ア 系 科 目	レクリエーション概論（2） ボランティア論（2） 社会学概論Ⅱ（2） 心理学Ⅱ（2） 手話Ⅰ（2） 手話Ⅱ（2） 点字Ⅰ（2） 点字Ⅱ（2） 発達心理学（2） 日本国憲法（2） 統計学（2） 情報処理入門（2） 生活環境論（2） 文章論（作文、レポート、論文、新聞）（4）	経済原論Ⅰ（2） 経済原論Ⅱ（2） 海外フィールドワーク（1） 社会福祉発達史Ⅰ（2） 社会福祉発達史Ⅱ（2） 子ども家庭福祉論Ⅱ（2） 障害者の生活と法制度（2） 社会心理学Ⅰ（2） 社会心理学Ⅱ（2） 憲法Ⅰ（統治論）（2） 憲法Ⅱ（人権論）（2） 民法Ⅰ（2） 民法Ⅱ（2） 芸術療法入門（2） ハンセン病講義（2） 〔放送大学〕 14 単位	子ども家庭支援論（2）情報メディア論Ⅰ（2） 国際福祉論（2）情報メディア論Ⅱ（2） 社会福祉法制Ⅰ（2） 社会福祉法制Ⅱ（2） 外書講読Ⅰ（2） 外書講読Ⅱ（2） 社会政策Ⅰ（2） 社会政策Ⅱ（2） 現代行政論（2） 家族と法（2） ジェンダーと法（2） 家族社会学Ⅰ（2） 家族社会学Ⅱ（2） 地域づくりとバリアフリー（2） 水俣学（2） 現代の福祉国家（2） 地域社会学Ⅰ（2） 地域社会学Ⅱ（2） リハビリテーション論（2）	14 単位
学部専修科目	ウ ェ ル ネ ス ・ プ ラ ク テ ィ ス 系 科 目	選 択 必 修	スポーツ指導法実習（水泳）（1） 武道指導法実習（柔道）Ⅰ（1） 武道指導法実習（柔道）Ⅱ（1） スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅰ（1） スポーツ指導法実習（ダンス）Ⅱ（1） スポーツ指導法実習（器械運動）（1） スポーツ指導法実習（陸上競技）Ⅰ（1） スポーツ指導法実習（陸上競技）Ⅱ（1） アダプティッド・スポーツ実技（1）	スポーツ指導法実習（ネット型）（1） スポーツ指導法実習（ゴール型）（1） スポーツ指導法実習（ベースボール型）（1） スポーツ指導法実習（スキー）（1） レクリエーション指導法実習A（1） レクリエーション指導法実習B（1） 7 単位	野外活動指導法実習（キャンプ）（1） 地域スポーツ指導法実習Ⅰ（1） 地域スポーツ指導法実習Ⅱ（1） レジスタントトレーニング（1） 健康体力づくり実習（1） 健康産業施設等現場実習（1）	7 単位
	第三 群	資 格 関 連 科 目		ソーシャルワーク演習（1）△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ（1）△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ（1）△ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（1）△ ソーシャルワーク実習Ⅰ（1）△	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ（1）△ ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ（1）△ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（1）△ ソーシャルワーク実習指導Ⅲ（1）△ ソーシャルワーク実習Ⅱ（2）△ ソーシャルワーク実習Ⅲ（2）△ スクールソーシャルワーク演習（1）◎ スクールソーシャルワーク実習指導（1）◎ スクールソーシャルワーク実習（2）◎	

共通教育科目	科目情報	必修	数理・データサイエンス・AⅠ入門 (2)				2単位	
	基礎学術科目	人文学	選択必修	哲学Ⅰ (2) 地理学Ⅰ (2) 哲学Ⅱ (2) 地理学Ⅱ (2) 倫理学Ⅰ (2) 文化人類学Ⅰ (2) 倫理学Ⅱ (2) 文化人類学Ⅱ (2) 日本史学Ⅰ (2) 日本文学Ⅰ (2) 日本史学Ⅱ (2) 日本文学Ⅱ (2) 西洋史学Ⅰ (2) 日本語学Ⅰ (2) 西洋史学Ⅱ (2) 日本語学Ⅱ (2) 東洋史学Ⅰ (2) 東洋史学Ⅱ (2)			4単位	
			社会科学	選択必修	経済学Ⅰ (2) 教育学Ⅰ (2) 経済学Ⅱ (2) 教育学Ⅱ (2) 法学Ⅰ (2) 部落解放論Ⅰ (2) 法学Ⅱ (2) 部落解放論Ⅱ (2) 政治学Ⅰ (2) 政治学Ⅱ (2)			4単位
			自然科学	選択必修	物理学Ⅰ (2) 地学Ⅰ (2) 物理学Ⅱ (2) 地学Ⅱ (2) 化学Ⅰ (2) 数学Ⅰ (2) 化学Ⅱ (2) 数学Ⅱ (2) 生物学Ⅰ (2) 生物学Ⅱ (2)			4単位
			総合科目	選択	比較文化論Ⅰ (2) 行政法Ⅰ (2) 比較文化論Ⅱ (2) 行政法Ⅱ (2) 環境論Ⅰ (2) 刑法 (2) 環境論Ⅱ (2) 労働法 (2) 財政学Ⅰ (2) 財政学Ⅱ (2)			
	外国語科目	選択必修	英語ⅠA (1) ロシア語ⅠA (1) 英語ⅠB (1) ロシア語ⅠB (1) 英語ⅡA (1) ロシア語ⅡA (1) 英語ⅡB (1) ロシア語ⅡB (1) ドイツ語ⅠA (1) スペイン語ⅠA (1) ドイツ語ⅠB (1) スペイン語ⅠB (1) ドイツ語ⅡA (1) スペイン語ⅡA (1) ドイツ語ⅡB (1) スペイン語ⅡB (1) フランス語ⅠA (1) 韓国語ⅠA (1) フランス語ⅠB (1) 韓国語ⅠB (1) フランス語ⅡA (1) 韓国語ⅡA (1) フランス語ⅡB (1) 韓国語ⅡB (1) 中国語ⅠA (1) 中国語ⅠB (1) 中国語ⅡA (1) 中国語ⅡB (1) ※いずれか1外国語 4単位			4単位		
		選択	英語ⅢA (1) ロシア語ⅢA (1) 英語ⅢB (1) ロシア語ⅢB (1) 英語ⅣA (1) ロシア語ⅣA (1) 英語ⅣB (1) ロシア語ⅣB (1) ドイツ語ⅢA (1) スペイン語ⅢA (1) ドイツ語ⅢB (1) スペイン語ⅢB (1) ドイツ語ⅣA (1) スペイン語ⅣA (1) ドイツ語ⅣB (1) スペイン語ⅣB (1) フランス語ⅢA (1) 韓国語ⅢA (1) フランス語ⅢB (1) 韓国語ⅢB (1) フランス語ⅣA (1) 韓国語ⅣA (1) フランス語ⅣB (1) 韓国語ⅣB (1) 中国語ⅢA (1) 中国語ⅢB (1) 中国語ⅣA (1) 中国語ⅣB (1)					
	保健体育	選択必修	健康科学A (講義) (2) 健康科学BⅠ (実技) (1) 健康科学BⅡ (実技) (1)			2単位		
	キャリア形成科目	選択	キャリアデザイン論Ⅰ (2)	キャリアデザイン論Ⅱ (2)	キャリアデザイン論Ⅲ (2) 福祉キャリア特講Ⅰ (1) 福祉キャリア特講Ⅱ (1)			
	選択	共通教育科目の中から					8単位	
	留学生対象科目	選択	日本語ⅠA (1) 日本語ⅠB (1) 日本語ⅡA (1) 日本語ⅡB (1) ※外国語科目として振り替えることができる。	日本語ⅢA (1) 日本語ⅢB (1) 日本語ⅣA (1) 日本語ⅣB (1)				
			日本事情ⅠA (2) 日本事情ⅠB (2) 日本事情ⅡA (2) 日本事情ⅡB (2) 日本事情ⅢA (2) 日本事情ⅢB (2) 日本文化演習ⅠA (1) 日本文化演習ⅠB (1) 日本文化演習ⅡA (1) 日本文化演習ⅡB (1) ※共通教育科目の総合科目として振り替えることができる。	※共通教育科目の人文系の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の人文系の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の社会科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。 ※共通教育科目の自然科学の科目2単位として振り替えることができる。				
自由選択科目	その他すべての科目の中から					33単位		
合計	学部専修科目 (63単位) + 共通教育科目 (28単位) + 自由選択科目 (33単位)					124単位		

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. △印の授業科目は、社会福祉士養成課程の履修許可者のみ、◎印の授業科目は、スクールソーシャルワーカー養成課程の履修許可者のみを対象とした科目です。
3. その他、履修方法の詳細については、「授業科目履修規程」「教職課程履修に関する規程」「社会福祉士養成課程履修に関する規程」「スクールソーシャルワーカー養成課程履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

教職に関する科目

教 職 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次
		教 職 論 ② 教 育 原 論 A ② 教 育 原 論 B ② 教 育 心 理 学 ②	教 育 課 程 論 ② 保健体育科教育法 A ② 保健体育科教育法 B ② 教 育 方 法 論 ② 特別活動の理論と方法 ② 特別支援教育論 ①	保健体育科教育法 C ② 保健体育科教育法 D ② 生徒指導の理論と方法 ② (進路指導を含む) 教育相談の理論と方法 ② 総合的な学習の時間の指導法 ① 情報通信技術活用の理論と方法 ① 道徳教育の理論と方法 ②	教 育 実 習 指 導 ① 教職実践演習(中・高) ② 教 育 実 習 ④ 教 育 実 習 ②
	選 択			教 職 研 究 I ②	教 職 研 究 II ② 人権・同和教育 ②

司書に関する科目

司 書 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次		
		生 涯 学 習 概 論 ② 図 書 館 概 論 ② 図書館サービス概論 ②	情 報 資 源 組 織 論 ② 情報資源組織演習 A ② 情報資源組織演習 B ② 図書館情報資源概論 ② 情報サービス演習(情報検索) ②	図書館制度・経営論 ② 情報サービス論 ② 情報サービス演習 (レファレンスサービス) ② ★読書と豊かな人間性 ② 図書館情報技術論 ②			
	甲 群 (必 修)	6 単位	10 単位	10 単位	26 単位		
	乙 群 (選 択)		図 書 ・ 図 書 館 史 ① 図書館サービス特論 ①	図書館情報資源特論 ① 図 書 館 施 設 論 ①	図 書 館 実 習 ②	2 科目 2 単位	28 単位

★印の科目は、「司書教諭に関する科目」

司書教諭に関する科目

司 書 教 諭 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必 修		学校経営と学校図書館 ② ☆情報資源組織論 ② ☆情報資源組織演習 A ② ☆情報資源組織演習 B ② ☆図書館情報資源概論 ②	情報メディアの活用 ② 読書と豊かな人間性 ② 学習指導と学校図書館 ②	16 単位

☆印の科目は、「司書に関する科目」

レクリエーション・インストラクターに関する科目

イン ス ト ラ ク ター に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次		
	必 修	レクリエーション概論 ②	レクリエーション指導法実習 A ① レクリエーション指導法実習 B ①	レクリエーション実習 ①	5 単位	
	選 択 必 修	スポーツ指導法実習(ダンス) I ① スポーツ指導法実習(ダンス) II ① アダプティッド・スポーツ実技 ①	スポーツ指導法実習(スキー) ①	野外活動指導法実習(キャンプ) ①	1 単位	6 単位

初級パラスポーツ指導員に関する科目

初 級 パ ラ ス ポ ー ツ 指 導 員 に 関 す る 科 目		1 年 次	2 年 次	3 年 次・4 年 次	
	必 修	アダプティッド・スポーツ論 ② アダプティッド・スポーツ実技 ①			3 単位

- (注) 1. 上学年次に開設されている授業科目の履修はできません。
2. その他履修方法の詳細については、「教職課程履修に関する規程」「司書及び司書教諭課程の履修に関する規程」「レクリエーション・インストラクター及び初級パラスポーツ指導員養成課程の履修に関する規程」等を熟読のうえ、間違いのないように履修してください。

熊本学園大学学位規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに熊本学園大学学則、熊本学園大学大学院学則及び熊本学園大学専門職大学院学則により定めるよう規定されている事項、その他熊本学園大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

学部・学科及び研究科・専攻		学位名称及び専攻
商学部	商学科	学士（商学）
	ホスピタリティ・マネジメント学科	学士（経営学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	リーガルエコノミクス学科	学士（経済学）
外国語学部	英米学科	学士（文学）
	東アジア学科	学士（文学）
社会福祉学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	福祉環境学科	学士（福祉環境学）
	子ども家庭福祉学科	学士（社会福祉学）
	ライフ・ウェルネス学科	学士（社会福祉学）
商学研究科	商学専攻	修士（商学）
		博士（商学）
商学・経済学研究科	商学・経済学専攻	修士（商学）
		修士（経済学）
		博士（商学）
		博士（経済学）
国際文化研究科	国際文化専攻	修士（文学）
		博士（文学）
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
		博士（社会福祉学）
	福祉環境学専攻	修士（福祉環境学）
会計専門職研究科	アカウンティング専攻	会計修士（専門職）

(学士の学位)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、広く専門学術の理論を研究し、専門性を要する職業等に必要の高い知的応用能力を有する者に授与する。

(修士の学位)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。

(博士の学位)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(専門職学位)

第6条 専門職学位は、本学専門職大学院学則の定めるところにより、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

第2章 学士の学位

(学位授与の要件)

第7条 学士の学位は、本学に4年以上在学し、本学学則第17条に定める授業科目及び単位を修得して、卒業が認定された者に授与する。

(卒業の判定)

第8条 学部教授会は、前条の要件を満たしているか否かを審議する。

(学部長の報告)

第9条 学部長は、前条の審議の結果を学長に文書をもって報告する。

(学位記の授与)

第10条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与する。

第3章 修士の学位

(学位授与の要件)

第11条 修士の学位は、修士課程に2年以上在学し、本学大学院学則第16条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に授与する。

2 本学大学院学則第15条の3の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（本学大学院学則第22条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位論文の提出)

第12条 修士課程の学位論文は、在学期間中に提出しなければならない。

2 修士課程の学位論文を提出しようとする者は、課程修了予定の1年前の学年末までに、大学院学則第13条に定める授業科目について、20単位以上を修得しなければならない。ただし、第11条第2項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

3 修士課程の学位論文の提出に関しては、本学大学院研究科規則において定める。

(学位論文の審査)

第13条 修士課程の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会から選出された教員3名以上よりなる審査委員会がこれを行う。

2 審査委員は、指導教員を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。

(最終試験)

第14条 修士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者について行う。

2 前項の最終試験は、提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口述試問により行う。

(学位論文の審査期間)

第15条 修士課程の学位論文の審査並びに最終試験は、原則として、在学期間中にこれを終了する。

(審査の報告)

第16条 修士課程の学位論文の審査並びに最終試験の結果につき、審査委員会は直ちに研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議・判定)

第17条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の要件を満たしているか否かを判定する。

2 前項の判定は、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の賛成を必要とする。

(研究科長の報告)

第18条 当該研究科長は、前条の審議の結果を学長に文書をもって報告する。

(学位記の授与)

第19条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与する。

第4章 博士の学位

(学位授与の要件)

第20条 博士の学位は、博士後期課程に3年以上在学し、本学大学院学則第16条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する博士の学位は、本学大学院の課程を経ない者であっても、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、専攻学術及び外国語に関し、本学大学院の課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有すると認められた場合に限り、その者に対しこれを授与することができる。

(学位論文の提出)

第21条 前条第1項により学位論文を提出しようとする者は、本学大学院研究科規則第4条第2項に定める指導教員の承認を得るものとし、別記様式による論文審査願とともに学位論文及び指定された書類を在学期間中に研究科長に提出しなければならない。

2 博士後期課程の学位論文の提出に関しては、本学大学院研究科規則において定める。

- 第22条** 第20条第2項により学位論文を提出しようとする者は、別記様式による学位申請書とともに学位論文及び指定された書類を学長に提出しなければならない。
- (学位論文の受理)
- 第23条** 前条による学位論文の提出があったときは、学長は当該学位論文を審査すべき研究科委員会に付託してこれを受理すべきか否かを諮るものとする。
- 2 学長は、前項の規定により当該学位論文を付託された研究科委員会が受理すべきものと判定した学位論文に限り、これを受理する。
- 3 学長は、前項の規定により学位論文を受理したときは、すみやかに当該学位論文を受理すべきことを判定した研究科委員会の審査に付する。
- (審査委員会)
- 第24条** 当該研究科委員会は、当該学位論文が第20条第1項又は第2項のいずれにより提出されたかを問わず、学位論文の審査及び学識の認定を行うため、審査委員会を設ける。
- 2 前項の審査委員会は、研究科委員会から選出された当該学位論文に関連のある授業科目を担当する教員3名以上で構成するものとし、主査1名、副査2名以上とする。
- 3 第20条第1項により提出された学位論文の審査については、指導教員がその主査となる。
- 4 審査のため研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、本学及び他大学の大学院又は研究所等の教員を副査とすることができる。
- (最終試験)
- 第25条** 第20条第1項に定める最終試験は、提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について口述試問により行う。
- (学識の認定)
- 第26条** 第20条第2項に定める学識の認定は、専攻学術及び外国語について口答または筆答による試問の方法により行い、本学大学院博士後期課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。
- (学位請求の却下)
- 第27条** 学位論文を受理した場合であっても、審査委員会が学位請求者について前条に規定する学識がないことを確認したときは、当該研究科委員会の判定により、学位論文の審査を省略し、学長は直ちに学位授与の請求を却下することができる。
- (学位論文の審査期間)
- 第28条** 学位論文の審査並びに最終試験は、原則として学位論文を受理した後、1年以内に終了する。
- (審査委員会の審査報告)
- 第29条** 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨をすみやかに文書をもって、当該研究科委員会に報告しなければならない。
- (研究科委員会の審議・判定)
- 第30条** 学位論文の審査を付託された研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の要件を満たしているか否かを判定する。
- 2 前項の判定は、当該研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (研究科長の報告)
- 第31条** 当該研究科委員会が前条に規定する判定をしたときは、当該研究科長は学位論文に添えて学位請求者の氏名、論文の内容、論文審査要旨、最終試験の成績及び審議の結果を文書をもって学長に報告する。
- (学位記の授与)
- 第32条** 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- (学位論文要旨の公表)
- 第33条** 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。
- (学位論文の公表)
- 第34条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を受けた日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表する。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表しているときはこの限りではない。
- 2 博士の学位を授与された者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合に限り、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 学位論文を公表する場合には、熊本学園大学において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第35条 本大学は、この規則の定めるところにより博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

第5章 専門職学位

(学位授与の要件及び決定)

第36条 専門職学位は、専門職学位課程に2年以上在学し、本学専門職大学院学則第15条に定める単位を修得した者に授与する。ただし、会計専門職研究科アカウンティング専攻において「論文指導」を履修して学位を取得する者は、必要な研究指導を受け、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位論文の提出)

第37条 会計修士の学位論文は、在学期間中に提出しなければならない。

2 学位論文の提出に関しては、授業科目履修規程において定める。

(学位論文の審査)

第38条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会から選出された教員3名以上よりなる審査委員会がこれを行う。

2 審査委員は、指導教員を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、研究科委員会が特に必要と認めたときは、大学院委員会の議を経て、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。

(審査の方法)

第39条 審査委員会は論文の審査並びに最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口述試問により行う。

3 審査並びに最終試験は、原則として、在学期間に終了しなければならない。

(審査の報告)

第40条 審査委員会は、学位論文の審査並びに最終試験の結果を、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議・判定)

第41条 研究科委員会は、課程修了を審議・判定して、学長に報告する。

(学位記の授与)

第42条 学長は、研究科委員会の報告に基づき、学位を授与すべき者を決定し、別記様式の学位記を授与する。

第6章 学位の取消し、その他

(学位の取消し)

第43条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会又は研究科委員会の判定に基づき、学長はその授与した学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の榮譽を汚辱する行為があったとき。

2 前項の判定を行うには、それぞれ、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位の名称)

第44条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、熊本学園大学と付記するものとする。

(学位記の授与日)

第45条 学位記は、3月と9月に授与する。

(学位記・学位申請関係書類の様式)

第46条 学位記及び博士の学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位論文の保存)

第47条 この規則の定めるところにより、修士及び博士の学位を授与した学位論文の原本は、本学図書館において保存する。

(規則の改廃)

第48条 この規則の改廃は、学士の学位に関する条項については各学部教授会の議を経て学長が行い、修士及び博士の学位に関する条項については各研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成2年4月1日から施行する。

3 この改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条における経済学研究科及び第11条別記様式(2)については、平成4年度入学者から適用する。

4 この改正は、平成5年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成10年4月1日から施行する。

7 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

- 8 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 15 この改正規則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者については、第2条の規則の適用は、なお従前の例による。
- 16 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 17 この改正規則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。
- 18 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 20 第33条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 21 第34条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。
- 22 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 23 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 24 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 25 この改正規則の施行に当たり、現に2年次以上に在学中の者、又は研究指導の単位を修得し退学した者については、なお従前の例による。
- 26 この改正は、令和元年5月1日から施行する。
- 27 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 28 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

(1) 学士（商学）の学位記

第 学 号	年 月 日	熊本学園大学長 氏名 印	を認め、学士（商学）の学位を授与すること を認め、学士（商学）の学位を授与すること	年 月 日	熊本学園大学商学部長 氏名 印	第 学 位 記	氏名 生年月日	を認め、 本学商学部商学科所定の課程を修めたことを認める
-------------	-------------	--------------------	--	-------------	-----------------------	------------------	------------	---------------------------------

(2) 学士（経営学）の学位記

第 学 号	年 月 日	熊本学園大学長 氏名 印	を認め、学士（経営学）の学位を授与すること を認め、学士（経営学）の学位を授与すること	年 月 日	熊本学園大学商学部長 氏名 印	第 学 位 記	氏名 生年月日	を認め、 本学商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 所定の課程を修めたことを認める
-------------	-------------	--------------------	--	-------------	-----------------------	------------------	------------	--

(3) 学士（経済学）の学位記

第 学 号	年 月 日	熊本学園大学長 氏名 印	を認め、学士（経済学）の学位を授与すること を認め、学士（経済学）の学位を授与すること	年 月 日	熊本学園大学経済学部長 氏名 印	第 学 位 記	氏名 生年月日	を認め、 本学経済学部経済学科所定の課程を修めたことを認める
-------------	-------------	--------------------	--	-------------	------------------------	------------------	------------	-----------------------------------

(4) 学士（経済学）の学位記

第 学 号	年 月 日	熊本学園大学長 氏名 印	を認め、学士（経済学）の学位を授与すること を認め、学士（経済学）の学位を授与すること	年 月 日	熊本学園大学経済学部長 氏名 印	第 学 位 記	氏名 生年月日	を認め、 本学経済学部リーガルエコノミクス学科所定の 課程を修めたことを認める
-------------	-------------	--------------------	--	-------------	------------------------	------------------	------------	---

(5)学士（文学）の学位記

第 学 号	氏 名	生 年 月 日	学位記
年 月 日	熊本学園大学外国語学部長 氏名	熊本学園大学外国語学部長 氏名	本学外国語学部英米学科所定の課程を修めたことを認める 熊本学園大学外国語学部長 氏名 本学外国語学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士（文学）の学位を授与する 熊本学園大学長 氏名

(6)学士（文学）の学位記

第 学 号	氏 名	生 年 月 日	学位記
年 月 日	熊本学園大学外国語学部長 氏名	熊本学園大学外国語学部長 氏名	本学外国語学部東アジア学科所定の課程を修めたことを認める 熊本学園大学外国語学部長 氏名 本学外国語学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士（文学）の学位を授与する 熊本学園大学長 氏名

(7)学士（社会福祉学）の学位記

第 学 号	氏 名	生 年 月 日	学位記
年 月 日	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	本学社会福祉学部社会福祉学科所定の課程を修めたことを認める 熊本学園大学社会福祉学部長 氏名 本学社会福祉学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士（社会福祉学）の学位を授与する 熊本学園大学長 氏名

(8)学士（福祉環境学）の学位記

第 学 号	氏 名	生 年 月 日	学位記
年 月 日	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	本学社会福祉学部福祉環境学科所定の課程を修めたことを認める 熊本学園大学社会福祉学部長 氏名 本学社会福祉学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士（福祉環境学）の学位を授与する 熊本学園大学長 氏名

(9)学士（社会福祉学）の学位記

第 学 号	氏 名	生 年 月 日	学位記
年 月 日	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	本学社会福祉学部子ども家庭福祉学科所定の課程を修めたことを認める 熊本学園大学社会福祉学部長 氏名 本学社会福祉学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士（社会福祉学）の学位を授与する 熊本学園大学長 氏名

(10)学士（社会福祉学）の学位記

第 学 号	氏 名	生 年 月 日	学位記
年 月 日	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	熊本学園大学社会福祉学部長 氏名	本学社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科所定の課程を修めたことを認める 熊本学園大学社会福祉学部長 氏名 本学社会福祉学部長の認定により本学を卒業したことを認め、学士（社会福祉学）の学位を授与する 熊本学園大学長 氏名

転学部・転学科・転部に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学学則第41条の規定に基づく転学部・転学科・転部（以下「転学部等」という。）に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(転学部等の時期)

第2条 転学部等の時期は、学年の初めとする。

(条件)

第3条 転学部等は、受入れ学科の収容定員に余裕がある場合に限り、選考のうえ、許可することができる。

2 一度転学部等をした学生は、再度の転学部等は認めない。

(許可年次及び出願資格)

第3条の2 各学部における転学部等の受入れを許可する年次及び出願資格は、別に定める。

(在学期間)

第3条の3 転学部等をした学生の在学期間は、本学入学後、原則として8年を超えることはできない。

(許可願)

第4条 転学部等を希望する者は、所定の期日までに「転学部・転学科・転部許可願」、成績証明書及びその他志望学部で必要と認める書類を教務課に提出しなければならない。

(選考及び決定)

第5条 転学部等の可否は、教授会において選考し、学長が決定する。

2 選考の方法は、別に定める。

(転学部等の手続)

第6条 転学部等を許可された者は、所定の期日までに別に定める転学部等の手続を行わなければならない。

(単位の認定)

第6条の2 転学部等を許可された者の既修得単位については、新所属学部教授会の議を経て、新所属学部・学科の卒業に必要な単位として認めることができる。

(納入金)

第7条 転学部等後の諸納入金は、新所属学部・学科・部・年次に在学する他の一般学生の場合と同額とする。

2 第二部から第一部への転部の場合は、入学金及び施設費の差額を入学（再入学）時にさかのぼって追加納入しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学転学部・転学科・転部に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成7年1月1日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成6年度の第1年次から適用し、現に第2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。
- 6 この改正規程は、平成13年1月1日から施行する。
- 7 この改正規程は、平成12年度の第1年次から適用し、現に第2年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。
- 8 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

編入学に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第42条の規定に基づく編入学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(編入学の時期)

第2条 編入学の時期は、学年の初めとする。

(編入学の学部等)

第3条 本学への編入学を志願できる学部・部・学科・年次は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 商学部商学科 | 第3年次 |
| (2) 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 | 第3年次 |
| (3) 経済学部経済学科 | 第3年次 |
| (4) 経済学部リーガルエコノミクス学科 | 第3年次 |
| (5) 外国語学部英米学科 | 第3年次 |
| (6) 外国語学部東アジア学科 | 第3年次 |
| (7) 社会福祉学部第一部社会福祉学科 | 第3年次 |
| (8) 社会福祉学部第二部社会福祉学科 | 第3年次 |
| (9) 社会福祉学部子ども家庭福祉学科 | 第3年次 |
| (10) 社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科 | 第3年次 |

(編入学志願者の資格)

第4条 本学への編入学を志願することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 短期大学卒業（見込み）の者
- (2) 高等専門学校卒業（見込み）の者
- (3) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了（見込み）の者。ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。

なお、社会福祉学部第一部社会福祉学科では、医療・保健・福祉系の専修学校の専門課程を修了し、国家資格（保育士を含む）を有する者に限る。

専修学校の専門課程について文部科学大臣が定める基準とは、専門課程の修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間が1700時間以上のことをいう。

(編入学志願の手続き)

第5条 編入学を志願する者は、所定の編入学願書・その他の書類に受験料を添えて、別に定める期日までに入試課へ提出しなければならない。

(編入学試験)

第6条 編入学志願者には、試験を実施する。

(編入学の決定)

第7条 編入学の可否は、志願する学部・部・学科・年次の収容人員に余裕がある場合に教授会において選考のうえ、学長が決定する。

2 前項の選考は、次の各号によって行う。

- (1) 編入学試験の成績
- (2) 在学中の学業成績

(編入学前の科目等の認定)

第8条 編入学前の短大等において修得した科目及び単位は、本学の学則に従って換算し、本学において修得したものとして、教授会の議を経て、学長の決定により認定することができる。

2 編入学の単位認定については、各学科の授業科目履修規程の定めるところとする。

(単位換算の細則)

第9条 単位換算（読み替え）についての細則は、別に定める。

(編入学許可後の手続き)

第10条 編入学を許可された者は、別に定める期日までに編入学書類を入試課に提出するとともに、編入学金、授業料及びその他の納入金を経理課に納入しなければならない。

(諸納入金の額)

第11条 編入学後の諸納入金は、編入学した学部・部・学科・年次に在学する他の一般学生の場合と同額とする。

(事務)

第12条 編入学試験に関する事務は入試課が行い、単位認定に関する事務は教務課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学編入学に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 11 この改正規程の施行にあたり、平成20年度第二部商学科の編入学者については、別表の適用は、なお従前の例による。
- 12 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 15 この改正規程の施行にあたり、平成24年度以前の第二部社会福祉学科の編入学者については、別表の適用は、なお従前の例による。
- 16 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、令和2年1月8日から施行する。
- 19 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

転入学に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第43条の規定に基づく転入学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(転入学志願の時期)

第2条 転入学の時期は、学年の初めとする。

(転入学の学部等)

第3条 本学への転入学を志願できる学部・部・学科・年次は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 商学部商学科 | 第2年次・第3年次 |
| (2) 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 | 第2年次・第3年次 |
| (3) 経済学部経済学科 | 第2年次・第3年次 |
| (4) 経済学部リーガルエコノミクス学科 | 第2年次・第3年次 |
| (5) 外国語学部英米学科 | 第2年次・第3年次 |
| (6) 外国語学部東アジア学科 | 第2年次・第3年次 |
| (7) 社会福祉学部第一部社会福祉学科 | 第2年次・第3年次 |
| (8) 社会福祉学部第二部社会福祉学科 | 第2年次・第3年次 |
| (9) 社会福祉学部子ども家庭福祉学科 | 第2年次・第3年次 |
| (10) 社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科 | 第2年次・第3年次 |

(転入学志願者の資格)

第4条 転入学を志願できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 学士号を有する者
- (2) 大学（四年制）に2年以上在学した者で、転入学前の大学で62単位以上修得している者（修得見込みの者を含む。）
- (3) 大学（四年制）に1年以上在学した者で、転入学前の大学で20単位以上修得している者（修得見込みの者を含む。）

2 前項各号の規定にかかわらず、学長が特別に認めた場合は、第2年次への転入学を志願できる。

(転入学志願の手続き)

第5条 転入学を志願する者は、所定の転入学願書・その他の書類に受験料を添えて、別に定める期日までに入試課へ提出しなければならない。

(転入学試験)

第6条 転入学志願者には、試験を実施する。

(転入学の決定)

第7条 転入学の可否は、志願する学部・部・学科・年次の収容人員に余裕がある場合に教授会において選考のうえ、学長が決定する。

2 前項の選考は、次の各号によって行う。

- (1) 転入学試験の成績
- (2) 在学中の学業成績

(転入学許可後の手続き)

第8条 転入学を許可された者は、別に定める期日までに転入学書類を入試課に提出するとともに転入学金、授業料及びその他の納入金を経理課に納入しなければならない。

(転入学前の科目等の認定)

第9条 転入学前の大学等において修得した科目及び単位は、本学の学則に従って換算し、本学において修得したものとして、教授会の議を経て、学長の決定により認定することができる。

2 転入学の単位認定については、各学科の授業科目履修規程の定めるところとする。

(単位換算の細則)

第10条 単位換算（読み替え）についての細則は、別に定める。

(諸納入金)

第11条 転入学後の諸納入金は、転入学した学部・部・学科・年次に在学する他の一般学生の場合と同額とする。

(事務)

第12条 転入学試験に関する事務は入試課が行い、単位認定に関する事務は教務課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学転入学に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 11 この改正規程の施行にあたり、平成20年度第二部商学科の転入学者については、別表の適用は、なお従前の例による。
- 12 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 15 この改正規程の施行にあたり、平成24年度以前の第二部社会福祉学科の転入学者については、別表の適用は、なお従前の例による。
- 16 平成27年度に限り、別に定める要項に則り、第2年次・第3年次・第4年次について受け入れることができるものとする。
- 17 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、令和2年1月8日から施行する。
- 20 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 22 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

再入学に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第44条の規定に基づく再入学に関する詳細については、この規定の定めるところによる。

(再入学の時期)

第2条 再入学の時期は、学年の初めとする。

(再入学の学部等)

第3条 本学への再入学を志願できる学部・部・学科・年次は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 商学部商学科 | 第2、3、4年次 |
| (2) 商学部経営学科 | 第2、3、4年次 |
| (3) 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科 | 第2、3、4年次 |
| (4) 経済学部経済学科 | 第2、3、4年次 |
| (5) 経済学部リーガルエコノミクス学科 | 第2、3、4年次 |
| (6) 外国語学部英米学科 | 第2、3、4年次 |
| (7) 外国語学部東アジア学科 | 第2、3、4年次 |
| (8) 社会福祉学部第一部社会福祉学科 | 第2、3、4年次 |
| (9) 社会福祉学部第二部社会福祉学科 | 第2、3、4年次 |
| (10) 社会福祉学部福祉環境学科 | 第2、3、4年次 |
| (11) 社会福祉学部子ども家庭福祉学科 | 第2、3、4年次 |
| (12) 社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科 | 第2、3、4年次 |

(再入学志願者の資格)

第4条 再入学を志願することができる者は、志願する学部・部・学科に1か年以上在学した者で、志願する学科所要の単位として認定できる科目及び単位を別表のとおり修得している者とする。

(再入学志願の手続)

第5条 再入学を志願する者は、所定の再入学願書・その他の書類に受験料を添えて、別に定める期日までに入試課へ提出しなければならない。

(再入学試験)

第6条 再入学志願者には、再入学試験を実施する。

(再入学の決定)

第7条 再入学の可否は、志願する学部・部・学科・年次の収容人員に余裕がある場合に教授会において選考のうえ、学長が決定する。

(再入学許可後の手続)

第8条 再入学を許可された者は、別に定める期日までに再入学に要する書類を入試課に提出するとともに、再入学金、授業料及びその他の納入金を経理課に納入しなければならない。

(諸納入金)

第9条 再入学後の諸納入金は、再入学した学部・部・学科・年次に在学する学生の場合と同額とする。

(事務)

第10条 再入学試験に関する事務は入試課が行い、単位認定に関する事務は教務課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学再入学に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

10 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

11 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表

志 望 学 部 ・ 部 ・ 学 科	学 年	所要認定単位
商 学 部 商 学 科 商 学 部 経 営 学 科 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科	2 年 次	24単位
	3 年 次	50単位
	4 年 次	84単位
経 済 学 部 経 済 学 科 経済学部リーガルエコノミクス学科	2 年 次	24単位
	3 年 次	50単位
	4 年 次	84単位
外 国 語 学 部 英 米 学 科 外 国 語 学 部 東 ア ジ ア 学 科	2 年 次	24単位（必修4単位を含む。）
	3 年 次	50単位（必修10単位を含む。）
	4 年 次	84単位（必修16単位を含む。）
社会福祉学部第一部社会福祉学科 社会福祉学部第二部社会福祉学科 社会福祉学部福祉環境学科 社会福祉学部子ども家庭福祉学科 社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科	2 年 次	24単位
	3 年 次	50単位
	4 年 次	84単位

外国人留学生の入学に関する規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第56条の規定に基づく外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(留学生の種類)

第2条 本学における留学生の種類は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部留学生
- (2) 学部研究留学生

第2章 学部留学生

(定義)

第3条 学部留学生とは、所定の課程を履修し、本学を卒業する目的をもって入学を許可された者をいう。

(入学の時期)

第4条 学部留学生の入学の時期は、学年の初めとする。

(出願資格)

第5条 外国人で本学に入学を志願できる者は、日本における12年の学校教育に相当する教育課程を修了した者（修了見込みの者を含む。）であって、そのうち8年以上を外国の学校において修了した者とする。

(出願)

第6条 外国人で本学に入学を志願する者は、入学試験要項に定める書類に受験料を添えて、別に定める期日までに入試課へ提出しなければならない。

(選考方法)

第7条 外国人で本学に入学を志願する者の選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 書類選考
- (2) 筆記試験

日本留学試験の「日本語」と「総合科目」の2教科。ただし、「総合科目」の出題言語は日本語とし、外国語学部英米学科については英語とする。

- (3) 面接

(入学の許可)

第8条 入学の可否は、教授会において選考のうえ、学長がこれを決定する。

(入学の手続)

第9条 入学を許可された者は、別に定める期日までに入学に要する書類を入試課に提出するとともに入学金、授業料及びその他の納入金を経理課に納入しなければならない。

第3章 学部研究留学生

(定義)

第10条 学部研究留学生とは、ある特定の研究テーマについて1か年指導教授の下で研究を行う目的をもって入学を許可された者をいう。

(入学の時期)

第11条 学部研究留学生の入学時期は、学期の初めとする。

(修学年限)

第12条 学部研究留学生の修学年限は1か年とする。ただし、特別の事情ある場合は審査の上、更に1年を限度として修学を認めることがある。

(出願資格)

第13条 学部研究留学生に出願できる者は、原則として外国において日本における16年の学校教育に相当する教育課程を修了した者（修了見込み者を含む。）であって、日本語能力を相当程度有する者でなければならない。

(入学要項)

第14条 学部研究留学生に出願する者は、学部研究留学生入学要項に定める書類に入学検定料を添えて期日までに教務課へ提出しなければならない。ただし、入学検定料は、本学において学位を取得した者については免除する。

(入学の許可)

第15条 教授会は、学部研究留学生の学力・人物・健康について選考のうえ、指導教授を決定し、学長が入学を許可する。

(事務)

第16条 学部留学生の入学に関する事務は入試課が行い、学部研究留学生の入学に関する事務は教務課が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(入学の手続)

第18条 入学を許可された者は、別に定める期日までに入学金、授業料及びその他の納入金を納めなければならない。ただし、入学金は、本学において学位を取得した者については免除する。

(研究生証)

第19条 前条の手続きを完了した学部研究留学生に対して、研究生証を交付する。

2 学部研究留学生は登学の際、研究生証を携帯していなければならない。

(指導教授の演習参加等)

第20条 学部研究留学生は、指導教授の演習に参加するほか、指導教授の指示する授業科目を受講することができる。

(論文の提出)

第21条 春学期に入学した学部研究留学生は2月中旬まで、秋学期に入学した学部研究留学生は7月中旬までに論文を提出しなければならない。

2 論文は、指導教授に2部提出する。1部は指導教授を経て、所属の学科長に提出し、学科会議で承認を得るものとする。

3 論文は、日本語で8,000字以上とする。

(修学証明書)

第22条 研究の成果をおさめた者には、教授会に諮り修学証明書を交付する。

(学部研究留学生の辞退)

第23条 本人の都合により学部研究留学生を辞退する場合は、その旨を速やかに教務課に届け出なければならない。

(資格の取消し)

第24条 学部研究留学生であって次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことがある。

(1) 研究態度不良であって修学の見込みのない者

(2) 本学学生に悪影響を及ぼすと認められる者

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、熊本商科大学外国人留学生の入学に関する規程は、廃止する。

3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。

4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成17年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

帰国子女のための入学に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）の学則第56条の2の規定に基づく帰国子女の入学に関する詳細については、この規程に定めるところによる。

(帰国子女の定義)

第2条 この規程で帰国子女とは日本国籍を有し、保護者の海外在留というやむを得ない事情で外国の学校に学んだ者をいう。
(入学の時期)

第3条 帰国子女の入学の時期は、学年の初めとする。

(募集学部・学科)

第4条 本学の帰国子女のための入試を志願できる学部・学科は次のとおりとする。

- (1) 商学部商学科
- (2) 商学部ホスピタリティ・マネジメント学科
- (3) 経済学部経済学科
- (4) 経済学部リーガルエコノミクス学科
- (5) 外国語学部英米学科
- (6) 外国語学部東アジア学科
- (7) 社会福祉学部第一部社会福祉学科
- (8) 社会福祉学部第二部社会福祉学科
- (9) 社会福祉学部子ども家庭福祉学科

(出願資格)

第5条 帰国子女のための入試を出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国の正規の学校教育における12年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間含む。）を修了した者及び修了見込みの者。ただし、外国において最終学年を含めて2年以上継続して学校教育を受けている者に限る。
- (2) 通算6年間以上または4年以上継続して外国の学校教育を受け、帰国後、日本の高等学校の第2、第3学年に編入学し卒業見込みの者。
- (3) 外国においてスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレアの資格証明書を授与された者で18歳に達する者。
- (4) 文部科学大臣が高校課程相当と指定または認定した在外教育施設の当該課程を卒業見込みの者。

(出願)

第6条 帰国子女のための入試を出願する者は、所定の入学願書・その他の書類に受験料を添えて、別に定める期日までに入試課に提出しなければならない。

(選考方法)

第7条 帰国子女のための入試の出願者の選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 書類選考
- (2) 筆記試験（小論文、外国語）
- (3) 面接

(入学の許可)

第8条 帰国子女のための入試受験者の入学の可否は、教授会において選考のうえ、学長がこれを決定する。

(入学の手続)

第9条 入学を許可された者は、別に定める期日までに入学に要する書類を入試課へ提出するとともに入学金、授業料及びその他の納入金を経理課に納入しなければならない。

(事務)

第10条 この入学に関する事務は入試課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

- 7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

外国からの交換留学生に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第58条の規定に基づく交換留学生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で交換留学生とは、外国の姉妹大学等との交流協定に基づき正規の課程を履修する交換留学生として入学を許可された者をいう。

2 自治体の友好事業の一環として、本学に派遣される留学生については、交換留学生に準じることができる。

(入学時期)

第3条 交換留学生の入学時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(在籍期間)

第4条 交換留学生の在籍期間は、原則として1年とする。

(交換留学生の許可)

第5条 交換留学生の許可は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

2 交換留学生の在籍学部・学科は、教授会で協議のうえ決定する。

(履修等の指導)

第6条 交換留学生の履修等については、教学部の指導を受けなければならない。

(他学部・学科の科目履修)

第7条 交換留学生は、他学部・学科の科目を履修することができる。ただし、その単位数は在籍する学部・学科で履修する単位数を超えないものとする。

(履修届)

第8条 交換留学生は履修する授業科目を選定し、所定の「授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期間に教務課に提出しなければならない。

2 履修届を提出していない科目は、たとえ受講し、かつ試験を受けても無効とする。

3 いったん提出した履修届については、原則として、科目の変更又は科目の追加を認めない。

(履修の特例)

第9条 交換留学生については、本学における通年の同一科目を秋学期から次年度春学期にわたって履修することができる。

(試験及び成績評定)

第10条 交換留学生の試験及び成績評定は、本学学則に規定する「試験及び成績評定に関する細則」に定めるところによる。ただし、在籍期間や定期試験時間割等、特別の事情により、定期試験を受験できない場合は、定期試験に代えて他の方法で成績を評定することができる。

2 他学部・学科で履修した科目についても前項の規定を準用する。

(成績証明)

第11条 修得した単位については単位修得証明書並びに成績証明書を交付することができる。

(学則の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、交換留学生に関し必要な事項は、本学学則及びその他本学諸規程を準用する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学外国からの交換留学生に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成10年6月3日から施行する。
- 5 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

派遣留学生に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第45条の規定に基づく外国の大学に留学する学生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

2 この規程の適用をうけて留学する学生については、休学扱いとはしない。ただし、学生が在学中に休学を認められ、外国の大学で学修することはさしつかえない。この場合、第10条を除き、この規程は適用しない。

(定義及び種類)

第2条 この規程で留学とは、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 本学と交流協定（姉妹関係を含む。）を結んだ外国の大学において、学長の許可を得て、授業科目を履修することを目的としたもの

(2) 本学の交流協定校（姉妹校を含む。）以外の外国の大学において、学長の許可を得て、授業科目を履修することを目的としたもの

(3) 本学と交流協定（姉妹関係を含む。）を結んだ外国の大学において、学長の許可を得て、長期休業期間中に授業科目を履修することを目的としたもの

2 前項第1号により留学する学生を交換留学生、第2号により留学する学生を認定留学生、第3号により留学する学生を短期派遣留学生という。ただし、自治体の友好事業の一環として、本学から派遣される学生については、第1号に準じて交換留学生という。

(応募資格)

第3条 派遣時に本学に1年以上在学している者で、かつ、帰国時に本学学則第5条に定める在学年数を超えない者とする。ただし、短期派遣留学生については、1年次においても派遣可能とする。

(出願手続)

第4条 留学を志願する者は、所定の様式により、国際教育課を通じて学長に願い出なければならない。

(留学の許可)

第5条 留学の許可は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可された学生は、留学先大学の入学許可書を受け取ったのち速やかにその写しを国際教育課に提出しなければならない。ただし、短期派遣留学生の場合はこの限りでない。

(留学期間)

第6条 留学期間は原則として1年とする。ただし、短期派遣留学生の場合はこの限りでない。

(留学の指導)

第7条 留学先大学での履修等については、国際教育課を通じて教学部の指導を受けなければならない。

(単位換算の手続)

第8条 交換留学生、認定留学生及び短期派遣留学生は、留学期間終了後速やかに、所定の留学報告書に成績証明書その他本学が指示する書類を添付し、国際教育課を通じて学長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱い)

第9条 留学先大学で修得した単位は、学則第26条の規定に基づき60単位までこれを本学の単位に換算認定することができる。換算認定については教授会の議を経て、学長が行う。

(履修継続)

第10条 留学する学生については、本学における通年の同一科目を連続2か年にわたって履修することができる。ただし、短期派遣留学生の場合はこの限りでない。

2 留学する学生に対する春学期の追試験は、別途実施することができる。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の留学に関して必要な事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、熊本商科大学留学する学生に関する規程は、廃止する。

3 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成10年6月3日から施行する。

5 この改正は、平成12年4月1日から施行する。

- 6 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 7 この改正規程施行に当り、現に第2年次以上に在学中の者については、第9条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 8 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、和令4年4月1日から施行する。

休学及び復学に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第39条の規定に基づく休学及び復学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 休学願は、やむを得ない理由（病気、経済問題、転勤等）によって3か月以上学業継続が困難な場合に提出する。

(休学願)

第3条 休学しようとする者は、保証人連署の休学願に学級主任の認印を受け、学生証を添えて教務課に提出しなければならない。ただし、病気のため休学する場合には、診断書を添付するものとする。

(休学期間)

第4条 休学期間は、2か年以内とし、2回を超えることはできない。

2 休学した期間は、本学学則第5条に規定する修業年限及び在学年数に算入しない。

(復学願)

第5条 休学者が復学しようとするときは、春学期から復学する場合は前年度の3月、秋学期から復学する場合は7月のそれぞれ指定する日までに保証人連署の復学願を教務課に提出しなければならない。ただし、病気のため休学した者が復学する場合には、診断書を添付するものとする。

2 復学の時期は、学期の初めとする。

(復学の手続)

第6条 復学を許可された者は、所定の期日までに納入金を納入するとともに、別に定める復学に必要な書類を提出しなければならない。

(除籍)

第7条 休学許可後、第4条に定める休学期間内に復学の手続きをしない場合は、除籍する。

(休学の時期)

第8条 休学許可月日は、休学願の提出日とする。

2 前項の規定にかかわらず、6月22日から9月21日まで、及び1月1日から3月31日までに休学願を提出した者の休学許可月日は別表のとおりとする。ただし、別表に該当しない者の場合は、前項を適用する。

(復学時の学年)

第9条 休学者が復学する時の学年は、次のとおりとする。

(1) 休学許可日が9月21日以降の休学者が春学期に復学する場合は、休学許可時の学年より1学年進級するものとする。

(2) 上記以外の休学者の復学時の学年は、休学許可時の学年とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- この規程の施行により、熊本商科大学休学及び復学に関する規程は、廃止する。
- この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 第8条及び第9条の規定については、平成19年度の復学者から適用する。
- この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- この改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表

休学願提出日	当該年度の授業料その他納入金等	休学許可月日
6月22日から9月21日まで	第一部で第一期分まで納入の者	9月21日
	第二部で第二期分まで納入の者	
1月1日から3月31日まで	第一部で第二期分まで納入の者	3月31日
	第二部で第四期分まで納入の者	

退学に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学学則第40条の規定に基づく退学に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 退学願は、学業継続の意思がない場合に提出する。

(退学願)

第3条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学級主任の認印を受け、学生証を添えて教務課に提出しなければならない。

(退学の時期)

第4条 退学許可月日は、退学願の提出日とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学退学に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

除籍に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学学則、休学及び復学に関する規程、各学部学科の授業科目履修規程、授業料その他納入金等に関する規程、学生健康診断規程、並びに試験及び成績評定に関する細則に基づく除籍の詳細については、この規程の定めるところによる。

(除籍の条件)

第2条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 在学年数8年を超える者
- (2) 授業料等(授業料、施設費及び諸納金をいう。)を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (3) 休学許可者で、休学期間満了時までに復学しない者
- (4) 授業科目履修届未提出者
- (5) 学業不振で成業の見込みがなく、退学を勧告しても応じない者
- (6) 健康診断書を提出せず、退学を勧告しても応じない者
- (7) 試験において不正行為を行い、退学を勧告しても応じない者
- (8) 死亡の届け出があった者

(復籍の不許可)

第3条 除籍した者の復籍は、これを認めない。ただし、授業料等滞納による除籍者の復籍に関する規程によって復籍を許可された場合、この限りでない。

(除籍日)

第4条 除籍日は、次のとおりとする。

事項	除籍日
在学年数8年を超える者	各学期末
授業料等を滞納し、督促を受けても納入しない者	別表のとおり
休学許可者で、休学期間満了時までに復学しない者	期間満了の各学期末
授業科目履修届未提出者	5月1日
学業不振で成業の見込みなく、退学を勧告しても応じない者	3月31日
健康診断書を提出せず、退学を勧告しても応じない者	9月30日
試験において不正行為を行い、退学を勧告しても応じない者	不正行為日
死亡の届け出があった者	死亡日

- 2 健康診断書を提出せず、退学を勧告しても応じない者のうち、授業料等滞納者については、別表の除籍日が9月30日以前に該当する場合は、前項の規定にかかわらず別表に定める除籍日とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学除籍に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（第一部）

納入期	除籍日
第1期分滞納者	5月1日
第2期分滞納者	10月15日

（第二部）

納入期	除籍日
第1期分滞納者	5月1日
第2期分滞納者	7月31日
第3期分滞納者	10月15日
第4期分滞納者	1月31日

熊本学園大学試験及び成績評定に関する細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 熊本学園大学学則第24条及び第25条の規定に基づく試験及び成績評定に関する詳細については、この規定の定めるところによる。

第2章 試験

(試験の種類)

第2条 試験を分けて、定期試験、追試験及び再試験の3種とする。

(定期試験の定義)

第3条 「定期試験」とは、春学期、秋学期の授業期間終了後に時期を定めて行う試験をいう。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

(追試験の定義)

第7条 「追試験」とは、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

2 前項に規定する「その他やむを得ない理由」には、次の理由が含まれる。

- (1) 就職試験
- (2) 本学が定める免許・資格取得に必要な実習
- (3) 3親等内の親族の忌引
- (4) 不慮の災害
- (5) 交通機関の途絶及び延着
- (6) 交通事故
- (7) 2親等内の親族の危篤
- (8) 勤務の都合（第二部学生に限る）
- (9) その他特に認められた場合

(追試験の時期)

第8条 追試験の時期の発表は、定期試験時間割発表時に行う。

(追試験の受験手続き)

第9条 追試験の受験を希望する者は、定期試験を受験できなかった理由を証明する医師の診断書又は公の証明書を添付した所定の「追試験受験許可願」を教務課に提示してその検印を受け、納入金表別表2に示された追試験料を添えて経理課に提出しなければならない。

2 前項の追試験受験許可願の提出期限は、定期試験の当該科目試験終了後の1週間（試験当日を含めて7日間）以内とする。

(再試験の定義)

第10条 「再試験」とは、卒業予定年次在学者で、当該年度の定期試験又は追試験（春学期終了科目）の成績が不合格のため、卒業に必要な単位が不足した者のほか、教育職員免許・司書資格・司書教諭資格・介護福祉士試験受験資格・社会福祉士試験受験資格・精神保健福祉士試験受験資格・スクールソーシャルワーカー認定課程修了証明申請資格・保育士資格・日本語教員・健康運動指導士・健康運動実践指導者認定試験受験資格の取得に必要な単位が不足した者に対して卒業判定結果の発表後に再度行う試験をいう。

(再試験の時期及び科目の範囲)

第11条 再試験は通常3月に実施する。

- 2 卒業に必要なものについての再試験は、不足科目が4科目以内の場合に限り受験することができる。
- 3 前条の免許・資格の取得に必要なものについての再試験は、不足科目が1科目以内の場合に限り受験することができる。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の科目については再試験を実施しない。

- (1) 実技、実習の科目
- (2) 演習
- (3) 秋学期の追試験科目
- (4) その他再試験が実施できないと思われる科目

(再試験の受験手続き)

第12条 再試験の受験を希望する者は、各自受験科目を確認し、所定の「再試験受験許可願」を教務課に提示してその検印を受け、納入金表別表2に示された再試験料を添えて経理課へ提出しなければならない。

2 前項の再試験受験許可願の提出期限は、卒業判定結果の発表日から2日以内とする。

(試験の受験を認めない者)

第13条 次の各号の一に該当する者は、試験の受験を認めない。

- (1) 受験しようとする科目について履修届をしていない者
- (2) 追試験又は再試験において所定の受験許可願を提出していない者
- (3) 所定の学生証(仮学生証を含む)を所持していない者
- (4) 試験開始後25分を超えて遅刻した者

(仮学生証の手続き)

第14条 試験に際して、学生証を忘れた者に対しては、仮学生証を発行する。ただし、当日のみ有効とする。

(不正行為に対する処置)

第15条 試験において不正行為を行った者は、当該科目と既に当試験期間中に受験した科目を順次遡り2科目まで、及び当試験期間中に受験予定の後続2科目合計5科目につき単位を与えない。ただし、該当する科目が5科目に達しない場合は次のように取り扱うものとする。

- ① 既に受験した科目数が2に達しない場合は、2よりその科目数を減じた数を受験予定の科目数に加算する。
- ② 受験予定の科目数が2に達しない場合は、2よりその科目数を減じた数を既に受験した科目数に加算する。
- ③ ①と②にも拘わらず該当科目が5科目に達しない場合は、該当する5科目未満を対象とする。

2 在学中に再度不正行為を行った者には、前項の規定を適用したうえに退学を勧告し、勧告に応じない者は除籍する。

第3章 成績評定

(成績の評定方法)

第16条 履修科目の成績は、定期試験、追試験又は再試験の試験成績を主とし、出席状況、平常の学習状況及び論文の成績を加味して各科目担当者が評定する。

2 実験、実習及び実技の科目については、前項の規定によらないことができる。

(成績の区分)

第17条 成績評定の結果は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)に分け、S、A、B、Cを合格とし所定の単位を与える。

(通年開設科目の学年成績の評定方法)

第18条 通年開設科目の学年成績の評定方法は、原則として春学期と秋学期の両方の成績を平均して行い、その平均成績がC以上の場合に所定の単位を与える。ただし、平均成績が欠点であっても、秋学期において相当の向上が認められ、かつ出席状況が良好な場合には、学年成績として合格最低成績(C)を与えることができる。

2 春学期の定期試験は受験し、秋学期の定期試験は受験しなかった者に対しては、学年成績の評定はしない。ただし、その者が秋学期の追試験を受験した場合は、前項の方法により学年成績の評定を行う。

3 春学期の定期試験は受験し、病気その他真にやむを得ない理由によって秋学期の定期試験及び追試験の両方とも受験できない者には出席状況並びに平常の学習状況が良好な場合に限り、春学期の成績の8割で学年成績の評定することができる。

4 病気その他真にやむを得ない理由によって、春学期の定期試験及び追試験の両方とも受験できなかった者で、秋学期の定期試験又は追試験を受験した者には、出席状況並びに平常の学習状況が良好な場合に限り、秋学期の成績の8割で学年成績の評定することができる。

(再試験成績の評定基準)

第19条 再試験の成績は、最高成績を合格最低成績(C)として評定する。

(答案を提出しなかった場合の取扱い)

第20条 試験を受験し答案を提出しなかった場合は、当該年度は成績の評定をしない。

2 前項の該当者は、翌年度の当該科目の再履修を認めないことがある。

(受験しなかった科目の取扱い)

第21条 定期試験及び追試験の未受験の場合は成績の評定にかえて／で表示する。定期試験に代わるレポートを提出しなかった場合は、成績の評定にかえて／で表示することができる。ただし、通年開設科目の場合で第18条第3項及び第4項の規定に該当する場合は除く。

2 第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、学年成績が／で表示された科目については、再試験の受験を認めない。

3 再試験を受験しなかった場合は、当該科目の成績を不合格のままとする。

(外国語の成績評定)

第22条 外国語の成績評定には、次を加える。

- (1) 原則として、授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。
- (2) 無届けで連続3回以上欠席した場合は、履修を辞退したものと見なす。

(3) 正当な理由がなく遅刻した場合は、遅刻 2 回をもって欠席 1 回に換算する。

(演習の成績評定)

第23条 演習の成績評定には、次を加える。

- (1) 原則として、授業時間数の 3 分の 2 以上出席していなければならない。
- (2) 無届けで連続 3 回以上欠席した場合は、履修を辞退したものと見なす。
- (3) 演習終了後は、指定された期日までに報告書を提出しなければならない。期日までに提出しない場合は成績の評定をしない。

(出席不良により成績評定不能の場合の取扱い)

第24条 科目担当者が出席不良により成績の評定ができないと判断した場合には、成績の評定にかえて×印で表示することができる。

2 第11条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、学年成績が×印で表示された科目については、再試験の受験を認めない。

(単位の授与)

第25条 履修科目の所定の単位は、春学期・秋学期又は通年で授与する。

(休学者、退学者の単位授与)

第26条 休学者又は退学者で、次の各号の一に該当する場合には、前条までの規定により成績の評定を行い、合格者には所定の単位を授与する。

- (1) 春学期開設科目で、休学又は退学の許可月日が 9 月 21 日以後の場合。ただし、第一部学生は第一期分の授業料その他納入金等を納入していなければならない。第二部学生は、第二期分までの授業料その他納入金等を納入していなければならない。
- (2) 秋学期開設科目及び通年開設科目で休学又は退学の許可月日が 3 月 31 日の場合。ただし、当該年度の授業料その他納入金等を完納していなければならない。
- (3) 集中開設科目で、休学又は退学の許可月日以前に授業及び試験（実習を含む）が終了している場合。ただし、授業料その他納入金等については前第 1 号・第 2 号を準用する。

(事務)

第27条 この細則に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第28条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行により、熊本商科大学試験及び成績評定に関する細則は、廃止する。
- 3 第15条については、平成10年度中に見直すものとする。
- 4 この改正は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 5 この改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正は、平成10年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は、平成14年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この改正は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この改正は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この改正は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この改正は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

グレードポイントアベレージ（GPA）制度に関する規程

（目的）

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）は、学生の学修意欲を高めるとともに、学部・学科において、厳格な成績評価と学生支援に活用することを目的として、グレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）制度を設ける。

（成績評価（点）・GP・合否）

第2条 本学学則第24条及び第25条に定める成績評価の結果に対するグレードポイント（以下「GP」という。）は、以下の表の通りとする。

成績評価（点）	GP	合否
S（100～90）	4.0	合 格
A（89～80）	3.0	
B（79～70）	2.0	
C（69～60）	1.0	
D（59以下）	0	
／（定期試験未受験）	0	不 合 格
X（出席不良）	0	

（GPAの種類及び計算方法）

第3条 GPAは、学期ごとのGPA（以下「学期GPA」という。）と通算のGPA（以下、「通算GPA」という。）に区別し、その計算方法は別表の通りとする。GPA計算方法を用い算出した数値は、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位までの数値で明示する。

（対象授業科目）

第4条 第3条に規定する計算方法において算出されたGPAの対象授業科目は、各学部において卒業要件に算入できる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業科目については、GPAの計算から除くものとする。

- (1) 成績を「P（合格）」で評価する科目
- (2) 編入学または転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 派遣留学などにより修得した認定科目
- (5) 他大学（三大学単位互換・沖縄国際大学）との単位互換等で修得した科目
- (6) 卒業要件外の免許・資格取得のための科目（教職科目・司書科目など）
- (7) 学部ごとに特に指定した科目

（履修取消）

第5条 第4条に規定する学期初めに履修登録を行った授業科目について、途中で履修を中止したい場合、学期ごとに設けられた所定の期間に履修を取消することができる。

2 前項で取消した科目について、GPAの計算方法の分母から除外するものとする。ただし、履修取消しをおこなった科目の単位数は、各学科の履修規定に定める年間履修制限の単位数に含むものとする。

（GPAの通知）

第6条 学期GPA及び通算GPAの学生への通知は学期ごとに行う。

（GPAの活用範囲）

第7条 第3条及び第4条において算出されたGPAは、熊本学園大学個人情報の取扱いに関する規程に基づき、次の各号に掲げる内容に活用できる。

- (1) 学生の履修指導に関すること
- (2) 学生の学修支援に関すること
- (3) 学生の学生生活の支援（各種奨学金等を含む）に関すること
- (4) 学生の成績状況の把握に関すること
- (5) 各種判定に関すること
- (6) その他学部長が必要と認めること
- (7) その他学部長が必要と認めること

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、GPA制度の利用に関し必要な事項は、別に定めることとする。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

GPAの種類	計算方法
学期GPA	$\frac{(Sの単位数 \times 4) + (Aの単位数 \times 3) + (Bの単位数 \times 2) + (Cの単位数 \times 1)}{\text{当該学期に履修登録した科目の単位数合計（不合格科目の単位数を含む）}}$
通算GPA	$\frac{(Sの単位数 \times 4) + (Aの単位数 \times 3) + (Bの単位数 \times 2) + (Cの単位数 \times 1)}{\text{これまでに履修登録した科目の単位数合計（不合格科目の単位数を含む）}}$

定期試験の受験心得

- 1 受験に当っては、学生としての本分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為があってはならない。
- 2 受験に当って、次のイ～リ不正行為を行った者は、当該科目と既に当試験期間中に受験した科目を順次遡り2科目まで、及び当試験期間中に受験予定の後続2科目合計5科目につき単位を与えない。ただし、該当する科目が5科目に達しない場合は、次のように取り扱うものとする。
 - ① 既に受験した科目数が2に達しない場合は、2よりその科目数を減じた数を受験予定の科目数に加算する。
例：受験した科目1＋当該科目＋受験予定の科目3＝計5科目
 - ② 受験予定の科目数が2に達しない場合は、2よりその科目数を減じた数を既に受験した科目数に加算する。
例：受験予定の科目0＋当該科目＋受験した科目4＝計5科目
 - ③ ①と②にも拘らず該当科目が5科目に達しない場合は、該当する5科目未満を対象とする。
- イ. カンニングペーパー及びこれに類するものを所持並びに使用すること。
- ロ. 身代わり受験をすること。
- ハ. 机上等への書き込みをし、かつ見ること。
- ニ. 他人の答案をのぞき見すること、及び故意に見せること。
- ホ. 他人の学生証で受験すること。
- ヘ. 資料等を貸し借りすること。
- ト. 指定された書籍以外のものを使用すること。
- チ. 通信機器類を使用すること、及び机上に置くこと。
- リ. その他不正行為とみなされる行為をすること。
- 3 在学中に再度不正行為を行った者には退学を勧告し、勧告に応じない者は、除籍する。
- 4 受験できる科目は、授業科目履修届によりあらかじめ履修を届け出て、当該科目の授業に出席して授業を受けたものに限る。
- 5 受験の時期までに納入しなければならない授業料その他の納入金は、必ず納入すること。
- 6 試験場は、学科・年・組別にそれぞれ指定してあるので、試験時間割で指定された教室で受験すること。
- 7 特別受講者は、特別受講している部の試験時間割により受験しなければならない。
- 8 受験の際は、必ず学生証（当日の仮学生証）を机の右側または通路側の上端に写真の面を提示しておかねばならない。学生証を持参していない場合は、受験できない。
- 9 答案の学科、年、組、番号（学籍番号の下2けた）及び氏名は、ペン又はボールペンで明記すること。無記名の答案は無効とすることがある。
- 10 答案は上部をとじるので、解答が裏面におよぶ場合は、上下を逆にして書くこと。答案は、なるべく裏面におよばないように要領よく解答すること。
- 11 答案用紙は、必ず提出しなければならない。
- 12 試験開始後25分を超えた遅刻者は、試験の受験を認めない。
- 13 試験開始後30分以内に試験場を退場することはできない。
- 14 受験に際しては、筆記具その他特に許可されたノート、参考書類以外の身辺の所持品は、すべて完全に始末しておくこと。
- 15 追試験については、別項の「試験及び成績評定に関する細則」の第7条から第9条までの規定を参照し、受験手続きその他間違いがないようにすること。
- 16 学生証を忘れた場合は定期試験を受験できない。ただし、学生証を忘れた場合は「仮学生証」を教務課で所定の手続きをして受け取り受験することができる。「仮学生証」は当日のみ有効とする。受験後は、当日中に速やかに教務課へ返却すること。
- 17 再試験については、「試験及び成績評定に関する細則」第10条から第12条までの規定を参照すること。
- 18 その他試験の受験に当っては、あらかじめ別項の「試験及び成績評定に関する細則」を熟読しておくこと。

科目等履修生に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第61条の規定に基づく科目等履修生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(履修資格)

第2条 学科の授業科目を履修する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力がある者
- (2) 社会的経験により前号と同等以上の能力があると認められた者
- 2 教職課程の授業科目を履修する者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 大学（短期大学を除く。）卒業者
 - (2) 高等学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状をもっている現職教員
 - (3) 高等学校助教諭免許状（実習教科を除く。）又は中学校教諭二種免許状取得後5年以上の教職勤務年数を有し、将来高等学校教諭一種免許状又は中学校教諭一種免許状を取得しようとする現職教員

(科目等履修生の種類)

第3条 科目等履修生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 科目登録制による履修生
- (2) コース登録制による履修生

(履修できる授業科目)

第4条 科目等履修生は、希望により本学に開設する各科目を履修することができる。

(履修許可願)

第5条 履修を希望する者は、学年又は学期の開始前に設ける期間に所定の履修許可願に必要書類を添えて教務課に提出しなければならない。

- 2 提出期間、提出書類については、別に定める。

(履修の許可)

第6条 履修は、本学学生の収容に余力のある場合に限り教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修料)

第7条 履修を許可された者は、許可された日から1週間以内に所定の履修料を本学経理課に納入しなければならない。

- 2 既納の履修料は、事情のいかんにかかわらず返還しない。
- 3 履修料は、その金額により2期に分納することができる。

(科目等履修生証)

第8条 履修料を納入した者には、科目等履修生証を交付する。

- 2 科目等履修生は登学の際、科目等履修生証を携帯していなければならない。

(定期試験・論文審査)

第9条 科目等履修生は、本学学生に対して実施する定期試験又は論文審査を受けることができる。

- 2 試験又は論文審査に合格した者には、授業科目所定の単位を認定する。

(成績証明書)

第10条 合格した授業科目についての成績証明書並びに単位修得証明書を必要とする者には、これを交付する。

(履修の辞退)

第11条 履修を辞退する場合は、その旨を速やかに教務課へ届け出なければならない。

(資格の取消し)

第12条 次のいずれかに該当するときは、科目等履修生の資格を取り消されることがある。

- (1) 出席状況不良にして修学の見込みのない者
- (2) 履修料を滞納した者
- (3) 本学学生に悪影響を及ぼすと認められた者

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学科目等履修生に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。

- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

熊本学園大学履修証明プログラムに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学が持つ知的資産を活かして、より積極的に社会貢献を促進するために、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条に基づき、熊本学園大学（以下「本学」という。）の特別の課程における履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修証明プログラムの編成等)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等本学の学生以外の者を対象とした体系的な知識、技術等の習得を目指す課程として編成するものとする。

2 履修証明プログラムは、学部が開設することができる。また、複数の学部若しくは研究所等との共同若しくは連携により編成することもできる。

3 履修証明プログラムを本学において開講する授業科目で編成する場合は、その履修生を科目等履修生として位置付けて、単位を授与することができるものとする。

(編成の要件)

第3条 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、60時間以上とする。

3 履修証明プログラムにおける講習又は授業の方法は、大学設置基準の定めるところによる。

(開設の決定及び公表)

第4条 履修証明プログラムの名称、目的、修了に要する総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無、実施体制その他必要と認める事項については、履修証明プログラムを開設しようとする学部（以下「開設学部」という。）の教授会の議を経て、学長が決定する。

2 開設学部は、前項に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。

3 履修証明プログラムの内容等に変更が生じた場合は、前2項の規定を準用する。

(履修資格)

第5条 履修証明プログラムの履修資格は、本学学則第36条各号に定める入学資格のいずれかに該当するものとする。

2 開設学部は、前項に規定する資格のほか、当該履修証明プログラムの内容に応じて、必要とする資格等を定めることができる。

(履修許可願)

第6条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、所定の履修許可願に必要書類を添えて、別に定める期日までに教務課に提出しなければならない。

(履修の許可)

第7条 前条の履修許可願を提出した者の履修は、開設学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修料)

第8条 履修を許可された者は、所定の期日までに、履修証明プログラムの履修料を経理課に納入しなければならない。

2 既納の履修料は、事情の如何にかかわらず返還しない。

(履修生証)

第9条 履修料を納入した者には、履修証明プログラムの履修生証を交付する。

2 履修証明プログラムの履修生は登学の際、履修証明プログラムの履修生証を携帯していなければならない。

(履修生に関する記録の作成・管理)

第10条 開設学部は、履修証明プログラムの履修生の記録その他の教務に関する記録を作成し、管理しなければならない。

(履修の辞退)

第11条 履修証明プログラムの履修を辞退する場合は、その旨を速やかに教務課へ届け出なければならない。

2 届け出の際に、履修証明プログラムの履修生証を返却しなければならない。

(許可の取り消し)

第12条 次のいずれかに該当するときは、開設学部の教授会の議を経て、学長が履修の許可を取り消すことができる。

(1) 出席状況不良にして修学の見込みがない

(2) 大学の秩序を乱す

(施設等の利用)

第13条 履修証明プログラムの履修生には、履修に必要な施設及び情報サービスの利用を認めることができる。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第14条 学長は、開設学部教授会の議を経て、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に対し、修了の認定を行い、履修証明書を交付するものとする。

2 履修証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(実施体制の整備)

第15条 開設学部は、履修証明プログラムの編成及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うための体制を整備しなければならない。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附則

1 この規程は、令和5年11月8日から施行する。

単位互換制度について

本学では、下記の大学との単位互換制度による授業科目の履修を実施している。(次項の「派遣聴講生に関する規程」参照)

1 放送大学との単位互換

放送大学は、今日の生涯学習の時代に応えて、テレビ・ラジオ放送を効果的に活用した新しい学習システムを用いて大学教育を行うことにより、レベルの高い学習の機会を広く国民に提供するとともに、大学教育のための放送の普及発展を図ることを目的として、国の出資によって設立された教育機関である。

本学では、放送大学との単位互換協定を結んでおり、放送大学の授業科目を履修し、授業を受講し修得した単位は、大学の卒業要件として取り扱われる。

2 三大学単位互換制度(本学、熊本大学、熊本県立大学)

本学では、熊本大学、熊本県立大学との三大学間で単位互換に関する協定を結んで平成7年4月から実施している。

熊本学園大学商学部・経済学部、熊本大学法学部、熊本県立大学総合管理学部との間で、それぞれの大学にない専門学部の相互交流により、専門科目を互いに補完しあって教育内容を充実するとともに、いろいろな分野から自分に合った授業科目を選択することによって、学習意欲を高め、視野を広げることにより、一つの専門分野に偏らない幅広い知識や教養を身につけることを目的としている。

熊本大学法学部、あるいは熊本県立大学総合管理学部で受けた授業科目を本学の履修単位として認めるものである。

3 沖縄国際大学との単位互換派遣留学について

平成13年10月に沖縄国際大学との単位互換協定を締結し、平成14年度より実施する。

沖縄国際大学に派遣聴講生として、1年間もしくは半年間在籍し、授業科目の履修および単位の修得ができる制度である。また、修得した単位は、所属学部の単位として認定される。

沖縄国際大学には、法学部法律学科・地域行政学科、経済学部経済学科・地域環境政策学科、産業情報学部企業システム学科・産業情報学科、総合文化学部日本文化学科・英米言語文化学科・社会文化学科・人間福祉学科(社会福祉専攻、心理カウンセリング専攻)がある。本学では、初の国内留学制度で、学生の幅広い学習機会を提供すると共に、有意義な学生生活を送るひとつのチャンスである。

派遣聴講生に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第60条の規定に基づく派遣聴講生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(派遣聴講生の定義)

第2条 学則第29条に基づき、本学と単位互換に関する協定がある大学または短期大学（以下「協定大学」という。）における授業科目の履修を許可された者を派遣聴講生という。

(派遣聴講生の種類)

第3条 派遣聴講生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放送大学への派遣聴講生
- (2) 熊本大学及び熊本県立大学への派遣聴講生
- (3) 沖縄国際大学への派遣聴講生

(選考及び決定)

第4条 派遣聴講生は、学則第29条に基づく教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 沖縄国際大学への派遣聴講生の選考は、教学部会議が行い、教授会の議を経て、学長が決定する。

(定員)

第5条 派遣聴講生の定員は、次のとおりとする。

- (1) 熊本大学及び熊本県立大学への派遣聴講生の定員は、協定大学ごとに商学部10名、経済学部10名とする。ただし、これを超えて履修希望者がある場合には、協定大学の許可がある場合に限り有料で許可することができる。
- (2) 沖縄国際大学への派遣聴講生の定員は、10名とする。

(履修期間)

第6条 派遣聴講生の履修期間は、1年間又は半年間とする。

(単位の認定)

第7条 派遣聴講生が協定大学で修得した単位については、学則第26条に基づき、本学の卒業に必要な単位として認定を受けることができる。

- 2 沖縄国際大学で修得した科目単位については、所属学科の科目として読み替える。読み替えられない科目については、自由選択科目とする。

(派遣資格)

第8条 本学に1年以上在学し、30単位以上修得した者とする。

- 2 熊本大学及び熊本県立大学への派遣聴講生は、商学部及び経済学部の学生に限る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、沖縄国際大学への派遣聴講生は、派遣時に次の基準を満たしているものとする。
 - (1) 2年次に派遣される者は1年次終了時に30単位以上、3年次に派遣される者は2年次終了時まで60単位以上、4年次以上で派遣される者は3年次終了時まで90単位以上を修得していること。
 - (2) 修得科目の成績について、GPA値が1.6以上であること。

(出願)

第9条 派遣聴講を出願する者は、次の期間に所定の願書その他必要書類を教務課に提出しなければならない。

- (1) 放送大学での聴講を希望する場合には、4月又は12月の指定する期間。
- (2) 熊本大学及び熊本県立大学での聴講を希望する場合には、3月の指定する期間。
- (3) 沖縄国際大学での聴講を希望する場合には、10月の指定する期間。
- 2 卒業年次生が、放送大学、熊本大学及び熊本県立大学での聴講を希望する場合には、協定大学の第1学期科目又は前期科目に限る。

(派遣聴講生の義務)

第10条 派遣聴講生は、協定大学の学則を遵守しなければならない。

(学費等)

第11条 派遣聴講生は、派遣期間中本学の学費を全額納入するものとする。

- 2 放送大学への派遣聴講生の聴講料は、派遣聴講生が本学に納入し、本学から放送大学に納入する。
- 3 熊本大学及び熊本県立大学への派遣聴講生の聴講料は無料とする。ただし、定員を超えて有料を条件に許可された場合には、派遣聴講生が協定大学に納入する。
- 4 沖縄国際大学への派遣聴講生の聴講料は無料とする。

(奨学金)

第12条 派遣聴講生には、次の奨学金を給付する。

- (1) 放送大学への派遣聴講生が単位を修得した場合には、当該単位数に対応する聴講料の額を、奨学金として給付する。
 - (2) 有料を条件に許可された派遣聴講生が熊本大学及び熊本県立大学において単位を修得した場合には、別に定める奨学金を給付する。
 - (3) 沖縄国際大学への派遣聴講生には、別に定める奨学金を給付する。
- (規程に定める以外の事項)

第13条 この規程に定める以外の事項については、協定大学との協議に基づいて別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学派遣聴講生に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成7年1月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成13年8月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 12 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第8条の規定の適用は、なお従前の例による。

特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第60条第2項の規定に基づく特別聴講学生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第2条 本学と単位互換に関する協定がある大学または短期大学（以下「協定大学」という。）に在籍しながら、本学の授業科目の聴講を許可された者を特別聴講学生という。

(特別聴講学生の決定)

第3条 特別聴講学生は、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(特別聴講料)

第4条 特別聴講学生の聴講料は、協定大学との覚書の金額を特別聴講料として特別聴講学生から受納する。

(特別聴講学生証)

第5条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。

(受講できる授業科目)

第6条 特別聴講学生の受講できる授業科目は、教授会において定める。

2 特別聴講学生が1年間に履修できる授業科目の単位数は、協定大学との協定に基づくものとする。

(単位の証明)

第7条 特別聴講学生の修得した単位の証明は、原則として協定大学に対して行うものとする。

(施設・設備の利用)

第8条 本学は、特別聴講学生が履修上必要な施設、設備の利用については、便宜を供与する。

(聴講の取消し)

第9条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、学長は聴講の許可を取り消すことができる。

- (1) 協定大学の学生の身分を失った場合
- (2) 正当な理由がなく特別聴講料を滞納し、督促を受けても納入しない場合
- (3) 学則その他本学の定める諸規程を遵守しない場合

(規程に定める以外の事項)

第10条 この規程に定める以外の事項については、協定大学との協議に基づいて定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学特別聴講学生規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年1月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

単位換算認定基準

- 1 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第42条及び第43条により入学した学生、学則第30条による学生の単位換算認定については次のとおりとする。
 - (1) 単位を換算認定される科目は、本学の設置する科目に相当するものでなければならない。ただし、単位互換に関する協定があるものは、この限りでない。
 - (2) 既に単位を修得した科目については、認定しない。ただし、派遣留学生（交換留学生、認定留学生及び短期派遣留学生）が留学先大学において修得した科目については、既に修得した科目であっても12単位を限度に自由選択科目として一括認定することができる。
 - (3) 既修得の2科目以上を併合して1科目とすることができる。また、既修得の1科目を分割して科目名の異なる2科目以上とすることができる。
 - (4) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修については、科目名の異なる2科目以上に相当させることができる。
 - (5) 派遣留学生が留学先大学において修得した科目については、授業制度の違いや派遣留学生の学修意欲等を勘案し、1科目3単位を本学における1科目4単位として換算認定することができる。ただし、留学先大学において30時間の学修をもって1単位とする場合とする。
 - (6) 交流協定を結んだ外国の大学等に短期で派遣されて修得した科目については、認定することができる。
 - (7) 認定できる単位数は次のとおりとする。
 - イ 学則第30条による場合は、学則第26条及び学則第27条並びに学則第28条によるものを全て加えて60単位を上限とする。
 - ロ 学則第42条及び第43条による場合は、62単位を上限とする。
 - (8) 単位を認定された科目については、原則として従前の成績をそのまま認定する。ただし、放送大学で修得した単位の成績は、次のとおりとする。

本 学	放送大学
S : 100～90	④ : 100～90
A : 89～80	A : 89～80
B : 79～70	B : 79～70
C : 69～60	C : 69～60
D : 59～ 0	D : 59～50 E : 49～ 0

- 2科目以上を併合して1科目とした場合は、S = 95、A = 85、B = 75、C = 65として平均を算定し成績とする。
- (9) 入学前に他大学において修得した科目について、大学で定める1単位あたりの時間数が異なる場合は、本学学則に定める1単位あたりの授業時間を満たす場合に限り、本学学則で定める単位数に換算認定することができる。
- 2 単位換算認定については提出された既修得単位の証明書又はその他証明書により教学部会議において行い、教授会の議を経て、学長が認定する。

ただし、文部科学大臣が別に定める学修のうち文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修及びTOEFL、TOEICにおける成果に係る学修については、単位認定申請書に検定試験合格証明書又はスコア認定書を添えて、当該学部長に願ひ出るものとする。当該学部長は、換算単位及び成績評価について関係科目の担当者と協議するものとする。なお、実用フランス語技能検定、スペイン語技能検定、中国語検定、漢語水平考試、韓国語能力試験、ハングル能力検定試験、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICについては、別表の通りとする。
 - 3 この基準の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 現に第3年次以上に在学中のものに対するこの改正基準1－(3)の適用については、なお従前の例による。
- 3 この基準の施行により、熊本商科大学単位換算認定基準は、廃止する。
- 4 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

- 10 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

〔申し合わせ事項〕

- 1 編入学試験・転入学試験は、できるだけ門戸を広げる方向でいく。
- 2 時間的事情で、教授会の議が事後になるのはやむをえない。

(別表)

技能審査の名称		科 目 名
実用フランス語技能検定3級以上		フランス語ⅡA・フランス語ⅡB
実用フランス語技能検定2級以上		フランス語ⅣA・フランス語ⅣB
スペイン語技能検定5級以上		スペイン語ⅡA・スペイン語ⅡB
スペイン語技能検定3級以上		スペイン語ⅣA・スペイン語ⅣB
中国語検定4級 漢語水平考試2級		中国語ⅠA・中国語ⅠB・中国語ⅡA・ 中国語ⅡB
韓国語能力試験2級 ハングル能力検定試験5級		韓国語ⅠA・韓国語ⅠB・韓国語ⅡA・ 韓国語ⅡB
実用英語技能検定準1級		英語ⅠA・英語ⅠB・英語ⅡA・英語ⅡB・ 英文法Ⅰ・英文法Ⅱ
実用英語技能検定1級		英語ⅠA・英語ⅠB・英語ⅡA・英語ⅡB・ 英語ⅢA・英語ⅢB・英語ⅣA・英語ⅣB・ 英文法Ⅰ・英文法Ⅱ
TOEFL (トフル)	500点以上	英語ⅠA・英語ⅠB・英語ⅡA・英語ⅡB・ 英文法Ⅰ・英文法Ⅱ
	560点以上	英語ⅠA・英語ⅠB・英語ⅡA・英語ⅡB・ 英語ⅢA・英語ⅢB・英語ⅣA・英語ⅣB・ 英文法Ⅰ・英文法Ⅱ
TOEIC (トイーック)	625点以上	英語ⅠA・英語ⅠB・英語ⅡA・英語ⅡB・ 英文法Ⅰ・英文法Ⅱ
	775点以上	英語ⅠA・英語ⅠB・英語ⅡA・英語ⅡB・ 英語ⅢA・英語ⅢB・英語ⅣA・英語ⅣB・ 英文法Ⅰ・英文法Ⅱ

研究生規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第62条の規定に基づく研究生に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 研究生に出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 他の四年制大学を卒業した者
- (3) その他大学において四年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(修学年限)

第3条 研究生の修学年限は、1か年とする。

(入学時期)

第4条 研究生の入学時期は、学年の初めとする。

(出願手続)

第5条 研究生に出願する者は、研究題目を明記し、かつ指導を希望する教授の承認印をうけた所定の研究生願書に必要書類と入学検定料を添えて教務課に提出しなければならない。ただし、入学検定料は、本学において学位を取得した者については免除する。

2 提出期間、提出書類については、別に定める。

(入学の許可)

第6条 学長は、教授会の議を経て、指導教授を決定し、入学を許可する。

(入学の手続)

第7条 入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に別に定める入学金・授業料その他の納入金を納めなければならない。ただし、入学金は、本学において学位を取得した者については免除する。

(研究生証)

第8条 前条の手続きを完了した研究生に対しては、研究生証を交付する。

2 研究生は登学の際、研究生証を携帯していなければならない。

(指導教授の演習参加等)

第9条 研究生は、指導教授の演習に参加するほか、指導教授の指示する授業科目を受講することができる。

(論文の提出)

第10条 研究生は、論文を2月中旬までに提出しなければならない。

2 論文は、指導教授に2部提出する。1部は指導教授を経て、所属の学科長に提出し学科会議で協議するものとする。

3 論文は、日本語8,000字（外国語による場合はそれ相当分）以上とする。

(修学証明書)

第11条 研究の成果をおさめた者には、教授会の議を経て、学長が修学証明書を交付する。

(研究生の辞退)

第12条 本人の都合により研究生を辞退する場合は、その旨を速やかに教務課に届け出なければならない。

(資格の取消し)

第13条 研究生であって次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことがある。

- (1) 研究態度不良であって修学の見込みのない者
- (2) 本学学生に悪影響を及ぼすと認められる者

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学研究生規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

3. 授業料その他 納入金

授業料その他納入金等に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学則第49条、第50条及び第51条、第52条、第53条、第54条に規定する授業料その他納入金等についての詳細は、この規程の定めるところによる。

(授業料その他納入金等の区分)

第2条 本学の授業料その他納入金等を分けて、次のとおりとする。

- (1) 一般納入金
- (2) 特別納入金
- (3) 研究生納入金、科目等履修生の履修料
- (4) 派遣聴講学生の聴講料
- (5) 手数料
- (6) 入学検定料

(授業料その他納入金等の返還)

第3条 既に納入した授業料その他納入金等は、如何なる事由があっても一切返還しない。ただし、新入学生（編入・転入・再入学者を含む）が、入学手続時に納入した納入金（以下、「入学手続金」という。）に関しては、入学手続終了後、入学手続金納付期限が属する年度の末日までに入学辞退を届け出た場合に限り、入学金を除いた額を返還することができる。

(授業料その他納入金等の額の変更)

第4条 授業料その他納入金等は、物価の変動その他の事情によりその額を変更することがある。その場合には、新たに定められた額によって納入しなければならない。

第2章 一般納入金

(一般納入金)

第5条 この規程で、一般納入金とは、授業料、施設費、入学金をいう。

2 一般納入金の納入金額、納期別金額及び納入期限は、別表1のとおりとする。

(編入学者・転入学者又は再入学者の一般納入金)

第6条 編入学者・転入学者又は再入学者の一般納入金は、編入学・転入学又は再入学を許可された学部・学科・部・年次の別表1に定める金額とする。なお、編入学金、転入学金又は再入学金として、当該年度の入学金の半額を納入しなければならない。

(転学部者、転学科者及び転部者の一般納入金)

第7条 転学部者、転学科者及び転部者の一般納入金は、許可された学部・学科・部・年次の別表1に定める金額とする。

2 第二部から第一部への転部の場合には、入学金及び施設費の差額を、入学（編入学）時にさかのぼって追加納入しなければならない。

(卒業延期者の一般納入金)

第8条 卒業延期者の一般納入金は、第一部の学生については、所属学部、学科の当該年度4年次の一般納入金から施設費を除いた授業料とする。第二部学生については、履修する科目数に応じ別表1のとおりとする。

(休学、退学、復学及び停学の場合の一般納入金)

第9条 休学又は退学する場合、その一般納入金は、納入を免除する。

2 復学を許可された場合、その一般納入金は、復学した学期の納期分から納入しなければならない。

3 停学の処分を受けた場合、その一般納入金は、停学期間中の分も納入しなければならない。

(一般納入金の減免)

第10条 次の各号の一に該当し所定の手続を終えた者は、一般納入金のうち授業料の半額を減免する。減免に関する詳細は、別に定める。

- (1) 本学園専任職員及びその扶養する子女
- (2) 私費外国人留学生

(一般納入金の納入延期)

第11条 第二部の学生で次の各号の一に該当する者は、学長に願い出て一般納入金の納入延期の許可を受けることができる。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により納入期限内に納入することができない場合
- (2) 経済的理由または家庭の都合等により納入期限内に納入することができない場合

2 前項により納入延期の許可を受けようとする場合には、その都度所定の「一般納入金延期願」を作成し、学級主任の認印を受け、納入期限内に経理課窓口に提出しなければならない。この場合、納入延期の許可期間は、納入期限の翌日から60日

以内とする。

- 3 納入延期の許可を受けた者で、特別な理由により許可された期間内に納入することができない場合には、改めて「一般納入金再延期願」を作成し、学級主任の認印を受け、その許可期間内に経理課窓口に提出しなければならない。この場合、納入延期の期間を更に30日以内に限り許可することができる。ただし、第二部の第2期分および第4期分については、原則として再延期を認めない。

(一般納入金の分納)

第12条 第一部の学生で次の各号の一に該当する者は、学長に願い出て一般納入金の分納の許可を受けることができる。

- (1) 天災地変その他不慮の災害により納入期限内に納入することができない場合
(2) 経済的理由または家庭の都合等により納入期限内に納入することができない場合
- 2 前項により分納の許可を受けようとする場合には、「一般納入金分納願」を作成し、所定の期日までに経理課窓口に出すなければならない。この場合、分納の回数は第1期については2回、第2期については2回、1回の納入額は各期の半額とし、納入期限日は次のとおりとする。

期 別	分納回数	納入期限日
第1期	1回目	4月28日
	2回目	6月28日
第2期	1回目	9月28日
	2回目	11月28日

- 3 復学した学期の一般納入金は分納できないものとする。

(一般納入金滞納者に対する処置)

第13条 一般納入金を滞納し、督促しても指定の期日までに納入しない者は、学則の定めるところにより除籍する。

第3章 特別納入金

(特別納入金)

第14条 この規程で、特別納入金とは、教職課程を始めとする各種養成課程の履修費、教育実習を始めとする各種の実習費、追試験料、再試験料及び復籍料等をいう。

- 2 特別納入金の種別、納入金額、納入期限については、別表2のとおりとする。

第4章 研究生の納入金、科目等履修生の履修料等

(研究生の納入金)

第15条 研究生として入学を許可された者は、許可された日から1週間以内に、別表2に定める入学金、授業料を納入しなければならない。入学検定料については、願書提出時に納入しなければならない。ただし、入学検定料及び入学金については、本学の卒業生の場合、これを免除する。

(科目等履修生の履修料)

第16条 履修を許可された者は、許可された日から1週間以内に、別表2に定める履修料を納入しなければならない。

(派遣聴講学生の聴講料)

第17条 派遣聴講学生は、別途指示された期間内に、別表2に定める聴講料を納入しなければならない。

第5章 手数料

(手数料)

第18条 この規程で、手数料とは、学生証再発行手数料及び仮学生証発行手数料をいう。

- 2 前項に定める手数料の金額並びに納入期限は、別表2のとおりとする。

第6章 入学検定料

(入学検定料)

第19条 この規程で、入学検定料とは、一般入学受験料、編入学受験料、転入学受験料及び再入学受験料をいう。

- 2 一般入学受験料、編入学受験料、転入学受験料及び再入学受験料は、別表2のとおりとする。

第7章 改廃

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学授業料その他納入金等に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成11年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 22 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 23 この改正規程は平成26年度以降の入学者から適用する。
- 24 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 25 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 26 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 27 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 28 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 29 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 30 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 31 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 32 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 33 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 34 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

令和7（2025）年度一般納入金表

（含 委託徴収金）

別表 1
（第一部用）

熊本学園大学
（単位 円）

種別		一般納入金			委託徴収金					合計	納入期限
		入学金	授業料	施設費	計	同窓会費	自治会費	学会費	アルバム代	互助会費	
学年・期別	第1年次 令和7(2025)年度 入学										
		200,000			200,000						入学手続
			347,500	90,000	437,500		7,000	2,000		2,000	指定日時
			347,500	90,000	437,500	10,000				10,000	9月28日
	合計	200,000	695,000	180,000	1,075,000	10,000	7,000	2,000		2,000	
第2年次 令和6(2024)年度 入学	1期		317,000	85,000	402,000	10,000	5,500	2,000			4月28日
			317,000	85,000	402,000						9月28日
			634,000	170,000	804,000	10,000	5,500	2,000		17,500	
第3年次 令和5(2023)年度 入学	1期		317,000	85,000	402,000		5,500	2,000			4月28日
			317,000	85,000	402,000						9月28日
			634,000	170,000	804,000		5,500	2,000		7,500	
第4年次 令和4(2022)年度 入学	1期		317,000	85,000	402,000		5,500	2,000	2,500		4月28日
			317,000	85,000	402,000						9月28日
			634,000	170,000	804,000		5,500	2,000	2,500	10,000	
第5年次以上 令和3(2021)年度 以前の入学者	1期		317,000		317,000		2,750	1,000		500	4月28日
			317,000		317,000		2,750	1,000		3,750	9月28日
			634,000		634,000		5,500	2,000		500	

〔注〕 1. 卒業延期生の一般納入金は第5年次以上の欄の額とする。ただし、卒業延期生（第5年次）で在学年数が4年に満たない場合、一般納入金の第1期分は第4年次の第1期分の額とする。（春学期卒業予定者の納入金は第1期分のみとする。）
2. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日又は翌々日とする。

〈備考〉 この表は令和7（2025）年度に限り有効。

令和7（2025）年度一般納入金表 (含 委託徴収金)

別表1
(第二部用)

熊本学園大学
(単位 円)

種別		一般納入金		委託徴収金		合計	納入期限
学年・期別	入学金	授業料	施設費	同窓会費	互助会費		
第1年次 令和7(2025)年度 入学	160,000					160,000	入学手続 指定日時
		100,750	28,000		2,000	130,750	6月28日
		100,750	28,000	10,000		138,750	9月28日
		100,750	28,000			128,750	11月28日
		100,750	28,000			128,750	
合計	160,000	403,000	112,000	10,000	2,000	687,000	
第2年次 令和6(2024)年度 入学		92,000	25,500			117,500	4月28日
		92,000	25,500	10,000		127,500	6月28日
		92,000	25,500			117,500	9月28日
		92,000	25,500			117,500	11月28日
		368,000	102,000	10,000		480,000	
第3年次 令和5(2023)年度 入学		92,000	25,500			117,500	4月28日
		92,000	25,500			117,500	6月28日
		92,000	25,500			117,500	9月28日
		92,000	25,500			117,500	11月28日
		368,000	102,000			470,000	
第4年次 令和4(2022)年度 入学		92,000	25,500			117,500	4月28日
		92,000	25,500			117,500	6月28日
		92,000	25,500			117,500	9月28日
		92,000	25,500			117,500	11月28日
		368,000	102,000			470,000	

[注] 1. 第二部卒業延期生の一般納入金は、1科目30,000円（講義・演習4単位、語学2単位、健康科学B2単位）とする。
ただし、第二部卒業延期生（第5年次）で在学年数が4年に満たない場合、一般納入金の第1期分及び第2期分は第4年次の第1期分及び第2期分の額とする。
2. 第二部卒業延期生の委託徴収金は、互助会費500円とする。
3. 納入期限が休日あるいは土曜日の場合は、その翌日又は翌々日とする。

〈備考〉 この表は令和7（2025）年度に限り有効。

令和7（2025）年度特別納入金表

熊本学園大学
(単位 円)

別表2-1

区 分		金 額	納 入 期 限	付	記
履 修 費	教 職 課 程	※ 全 学 部	19,000	履修願提出時	2 年次以上
	レクリエーション・インストラクター等養成課程	全 学 部	8,000	〃	初級パラスポーツ指導員を含む。
	日本語教員養成課程	全 学 部	10,000	〃	2 年次以上
	司 書 課 程	第 一 部	17,000	〃	2 年次
	社会福祉士養成課程	社会福祉学部	40,000	〃	2 年次以上
スクーラーソーシャルワーク養成課程	15,000		〃	3 年次	
特 別 納 入 金	精神保健福祉士養成課程	第一部社会福祉学科及び福祉環境学科	20,000	〃	3 年次
	保育士養成課程	子ども家庭福祉学科	10,000	〃	2 年次
	幼稚園教員養成課程		10,000	〃	
	教 育 実 習	※ 全 学 部	10,000	履修願提出時	4 年次以上 教職免許 (実習 2 週間)
			15,000	〃	4 年次以上 教職免許 (実習 3 週間)
実 習 費	ソーシャルワーク実習Ⅰ	社会福祉学部	10,000	〃	実習履修年次(社会福祉士) 令和2年度入学生まで
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		14,800	〃	実習履修年次(〃) 令和3年度入学生より
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		10,000	〃	実習履修年次(〃) 令和2年度入学生まで
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		12,000	〃	実習履修年次(〃) 令和3年度入学生より
	ソーシャルワーク実習Ⅲ		12,000	〃	実習履修年次(〃) 令和3年度入学生より
	スクーラーワーク実習		10,000	〃	4 年次 (スクーラーソーシャルワーカー)
	精神科ソーシャルワーク実習	第一部社会福祉学科及び福祉環境学科	27,000	〃	4 年次 (精神保健福祉士) 令和2年度入学生まで
	精神保健福祉実習		27,000	〃	4 年次 (〃) 令和3年度入学生より
	教 育 実 習Ⅰ		10,000	〃	2 年次 (幼稚園教諭)
	教 育 実 習Ⅱ		10,000	〃	4 年次 (〃)
費	保 育 実 習Ⅰ A	子ども家庭福祉学科	10,000	〃	2 年次 (保育士)
	保 育 実 習Ⅰ B		10,000	〃	3 年次 (〃)
	保 育 実 習Ⅱ		10,000	〃	3 年次 (〃)
	保 育 実 習Ⅲ		10,000	〃	3 年次 (〃)
	子ども家庭福祉実習		10,000	〃	4 年次
	健康産業施設等現場実習		ライフ・ウェルネス学科	10,000	〃

※ 特別納入金の区分で教職課程・教育実習の欄で全学部の表示には、ホスピタリティ・マネジメント学科、子ども家庭福祉学科は含まない。

〈備考〉 この表は令和7（2025）年度に限り有効。

令和7（2025）年度特別納入金表

熊本学園大学
(単位 円)

別表2-2

区 分			金 額	納 入 期 限	付	記
特別 納入 金	追 試 験 料	1 科 目	2,000	追試験受験許可願提出時		
	再 試 験 料	1 科 目	5,000	再試験受験許可願提出時		
	復 籍 料		5,000	復籍願提出時		
研 究 生	入 学 検 定 料		20,000	願書提出時		本学卒業生は免除
	入 学 金	研 究 生	55,000	許可後1週間以内		本学卒業生は免除
	授 業 料		165,000	〃		
科 目 等 履 修 生 の 履 修 料		1 単 位	8,000	〃		本学卒業生は6,000円
履修証明プログラムの履修料		1 単 位	8,000	〃		〃
派遣聴講学生の聴講料		1 科 目	12,000	〃		放送大学履修生（2単位）
手 数 料	学 生 証 再 発 行 手 数 料		2,000	その都度		
	仮 学 生 証 発 行 手 数 料		500	〃		
入 学	一 般 入 学 受 験 料	従 来 型	30,000	入学願書提出時		
		共通テスト	15,000	〃		
検 定 料	編 入 学 受 験 料		30,000	〃		
	転 入 学 受 験 料		30,000	〃		
	再 入 学 受 験 料		30,000	〃		

※上記の設定に係らず本学の大学院在学学生が教職科目を科目等履修する場合の履修費は1単位3千円（ただし、実習科目は5千円）とする。

〈備考〉この表は令和7（2025）年度に限り有効。

私費外国人留学生授業料減免規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、勉学に専念するために、正規課程の学生の授業料の半額を免除する。

2 前項の対象となる者は、本学に在籍することにより私費外国人留学生としての在留資格を取得し、本人が授業料を負担する場合に限る。

(資格)

第2条 授業料の減免を受けることのできる留学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 経済的に修学が困難な状況であると認められる者

(2) 勉学意欲が旺盛で減免するにふさわしいと認められる者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格を有しない。

(1) 学業継続の意思が認められない者

(2) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者

(3) その他資格を有すると認めることが不適當であると認められる者

(授業料減免の決定)

第3条 授業料の減免は、毎学年の初めに国際交流委員会にて選考のうえ、学長が決定する。ただし、秋学期復学者については、秋学期の初めに決定する。

2 授業料減免の期限は当該年度とする。

(私費外国人留学生授業料減免願)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、毎年所定の期日までに私費外国人留学生授業料減免願を国際教育課を経て学長に提出しなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、熊本商科大学私費外国人留学生授業料減免規程は、廃止する。

3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。

4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成19年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

7 この改正は、平成28年6月21日から施行する。

8 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

授業料等滞納による除籍者の復籍に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学学則第54条第3項の規定に基づく授業料等滞納による除籍者の復籍に関する詳細については、この規程の定めるところによる。

(復籍願)

第2条 授業料等滞納により除籍された者で復籍を希望する者は、除籍通知書発送の日から2週間以内に次に掲げる書類により教務課へ願い出るものとする。

(1) 保証人連署の復籍願 (様式1)

(2) 保証人連署の誓約書 (様式2)

(滞納授業料等の納入)

第3条 復籍を願い出る者は、願い出の際に滞納している授業料等の全額と所定の復籍料を経理課へ納入しなければならない。

(復籍の許可)

第4条 前条により復籍を願い出た者については、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

(復籍許可者の復籍年月日)

第5条 復籍を許可された者の復籍年月日は、除籍年月日の翌日とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教学部会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- この規程の施行により、熊本商科大学授業料等滞納による除籍者の復籍に関する規程は、廃止する。
- この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- この改正は、令和2年4月1日から施行する。

(様式1)

(備考)
用紙はB5(縦二五・七センチ、横一八・二センチ)程度の洋白紙または洋野紙にペン書きとする

復 籍 願				
年 月 日				
熊本学園大学長 殿				
除籍時の学籍番号				
学部	学科	年	組	
氏 名	フリガナ			㊞
現 住 所				
様方(〒		TEL	)	
保証人氏名				㊞
保証人現住所				
様方(〒		TEL	)	
私はこのたび授業料等滞納により除籍されましたが、今後二度と繰り返しませんので、今回に限り復籍の許可をくださいますよう誓約書を添えてお願い申し上げます。				

(様式2)

(備考)
用紙は、復籍願に準ずる

誓 約 書	
年 月 日	
熊本学園大学長 殿	
本人氏名	㊞
保証人氏名	㊞
復籍を許可されましたら、次の事項を遵守することを誓約いたします。	
次回以後の授業料等については、所定の期日までに納入し、今回のようなことは二度と繰り返しません。	

4. 獎學制度 表彰制度

特待生に関する規程

(目的)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）は、成績が優れた者に対し、学業を奨励し、大学生活を支援するとともに、地域社会を担い、地域に貢献する人材の育成を目的として、特待生制度（以下「本制度」という。）を設ける。

(種類)

第2条 本制度における特待生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新入生特待生
 - (2) 在学生特待生
- (選考人数及び種別)

第3条 各学部の選考人数及び種別は、別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 新入生特待生については、授業料相当額に対し、種別に応じて減免する。
- 3 在学生特待生については、授業料相当額に対し、種別に応じて給付する。
- 4 特待生の期間は、新入生特待生は4年間、在学生特待生は当該年度の1年間とする。ただし、新入生特待生は、第7条に規定する中間審査又は第8条に規定する特別審査の結果、審査基準に満たなかった場合は、継続できない。

(特待生委員会)

第4条 本制度の運用を円滑に行うため、特待生委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、学長、各学部長、教務部長、学生部長、各学科長及び大学事務局長によって構成する。
- 3 委員会の委員長は学長とし、副委員長は教務部長とする。
- 4 委員会は、次の事項について協議する。
 - (1) 学部運営委員会による特待生の学科配分及び選考案に基づく調整並びに原案作成
 - (2) 本制度及び委員会の円滑な運用に関する事項
- 5 委員長は、前項に掲げる事項の他、必要と認めた場合に委員会を招集することができる。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 7 委員会は、審議の必要により関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(選考)

第5条 第2条に基づく特待生の選考は、第2項以下の基準に従い、委員会の議を経て教授会で行う。

- 2 新入生特待生については、「一般選抜前期日程」及び「大学入学共通テスト利用型選抜A日程」それぞれについて、各学部での成績上位者から選考する。なお、専願制の入学試験合格者の中で当該学部の特待生を受けることを希望する者は、一般選抜前期日程の選考に含める。
- 3 在学生特待生は、学年始めの進級時に、前年度の学業成果について、次の基準をすべて満たす者の中から総合的に判断して選考する。ただし、学則第17条に該当する科目を対象とする。
 - (1) 修得単位数については、1年間の履修制限単位の80%以上を修得した者。ただし、第二部社会福祉学科については、1年間の履修制限単位の70%以上を修得した者とする。
 - (2) 成績評価については、GPA数値の上位者
- 4 前項の規定にかかわらず、第4年次は、第3年次までの学業成果について、修得単位数は110単位以上を原則とし、GPA数値の上位者から総合的に判断して選考する。ただし、第二部社会福祉学科については、100単位以上を原則とする。
- 5 在学期間中、第11条第1項に該当する者は、いかなる場合も選考から除外する。

(決定)

第6条 特待生の決定は、前条の教授会の議を経て学長が行う。

(新入生特待生の中間審査)

第7条 委員会は、新入生特待生について、第3年次進級時において次の基準に従って、成績評価により継続に係る中間審査を行う。

- (1) 2年間70単位以上の修得
 - (2) GPA数値が2.700以上
- 2 第2年次に交換留学生として本学と交流協定を結んでいる外国の大学へ派遣された者に対しては、中間審査を免除し、第8条に定める特別審査を行う。
 - 3 修得単位については、学則第17条に該当する科目とする。
 - 4 その他中間審査に関する事項については、委員会で協議する。

(新入生特待生の特別審査)

第8条 特別審査は、第4年次進級時において次の基準に従って、成績評価により行う。

- (1) 3年間100単位以上の修得
- (2) GPA数値が2.700以上

(新入生特待生の継続)

第9条 新入生特待生の継続については、中間審査又は特別審査の結果を受けて委員会が案を作成し、教授会の議を経て学長が決定する。

(責務)

第10条 特待生は、学業に励み学生としての品位を保たねばならない。

(取消)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、特待生を取り消すことができる。

(1) 学籍を失った場合

(2) 学則違反があった場合

(3) その他本学学生として相応しくない行為があった場合

2 前項の取消に関わる案は委員会が作成し、教授会の議を経て学長が決定する。

3 第1項第2号及び第3号を審議するにあたり、必要があると認めた場合は、本人の申し出があれば本人の意見を聴取しなければならない。

(併用)

第12条 本制度は、他の奨学金が併用を禁止していない限り併用することができる。

(事務)

第13条 特待生に関する事務は、入試課、教務課及び学生課で扱う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は平成23年11月2日から施行する。

2 この規程の施行に際し、「在学生特待生に関する規程」は廃止する。

3 この規程の施行に際し、平成23年度以前に従前の「特待生に関する規程（以下「旧規程」という。）」の適用を受けて特待生として入学した者については、旧規程を適用する。

4 旧規程は平成26年度末をもって廃止する。

5 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

7 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

8 この改正規程の施行に際し、現に第2年次以上に在学中の者については、第4条の規定の適用は、なお従前の例による。

9 この改正は、平成28年9月1日から施行する。

10 この改正の施行前に選考された特待生については、なお従前の例による。

11 この改正は、平成31年2月1日から施行する。

12 この改正は、令和2年6月3日から施行する。

13 この改正は、令和3年7月7日から施行する。

14 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（新入生特待生）

種 別	学 部	入 試 種 別	選考人数
半額減免 (4年間)	第一部全学部	一般選抜前期日程	40名
		大学入学共通テスト利用型選抜A日程	10名
半額減免 ※専願制入学 試験対象	商学部	一般選抜前期日程	* 3 名
	経済学部		* 3 名
	外国語学部		* 1 名
	社会福祉学部第一部		* 3 名
合 計			60名

* 入学試験得点率が70%以上に限る。

別表2（在学生特待生）

種 別	学 部	選 考 人 数
全額給付	商学部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内
	経済学部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内
	外国語学部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内
	社会福祉学部第一部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内
	社会福祉学部第二部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内
半額給付	商学部	各学年（2～4年）2名以内 計6名以内
	経済学部	各学年（2～4年）2名以内 計6名以内
	外国語学部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内
	社会福祉学部第一部	各学年（2～4年）2名以内 計6名以内
	社会福祉学部第二部	各学年（2～4年）1名以内 計3名以内

(注) 社会福祉学部第二部では令和7年度入学生より半額給付については選考しない。

給費生に関する規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学に、奨学のため給費生制度を設ける。

(定義)

第2条 給費生とは、経済困窮により給付金の給付を受ける者をいい、成績良好かつ学業を継続する強い意志及び能力を持ち、次の各号の一に該当する者を対象とする。

- (1) 災害遭遇又は家庭の経済状況急変により修学困難な者（以下「1号給費生」という。）
- (2) 経済困窮のなかで生活努力をしているにもかかわらず家計状況が徐々に悪化し、現在の学生生活に支障を来し学費の納入が困難な状況にある者（以下「2号給費生」という。）
- (3) 前号に比し状況が極めて困難な状態にあると認められた者（以下「3号給費生」という。）

(採用数)

第3条 給費生の採用数は、若干名とする。

(給付金額)

第4条 給付金額は、授業料相当額とする。

(給付の方法)

第5条 第2条に定める給費生への給付は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1号給費生には、授業料相当年額を12か月で除した額を毎月給付する。
- (2) 2号給費生には、春学期又は秋学期いずれかの学費納入期に合わせて授業料相当分を給付する。
- (3) 3号給費生には、春学期及び秋学期の学費納入期に合わせて授業料相当年額を給付する。

(給費生申込)

第6条 給費生を希望する者は、給費生申込書その他必要書類を取り揃え、学生課に申し込まなければならない。ただし、本学独自の奨学金を受給している者及び外国人留学生は申し込むことができない。

(給費生の選考)

第7条 給費生の選考は、主たる家計支持者の年間収入金額が下表の家計基準を満たす者を対象とし、申込者の家庭の経済状況、人物及び成績状況について審議の上これを行う。

給与所得者	給与所得者以外
841万円以下	355万円以下

(選考委員会)

第8条 選考委員会は、学生部長、学生部委員、学生部事務部長及び学生課長をもって構成する。ただし、必要に応じて、学級主任又はその他の関係者の意見を聴くことができる。

2 選考委員会の委員長は、学生部長がこれに当たる。

(決定)

第9条 給費生は、第7条による選考に基づき、学長がこれを決定する。

(給付期間)

第10条 給付金の給付期間は、採用の月から当該年度の3月までとする。ただし、選考委員会において必要と認めた場合は、採用の月から1か年を限度とし、年度を越えて給付することができる。

(給付日)

第11条 1号給費生への給付金は、毎月5日（当日が休日の場合は、翌日とする。）経理課を通じて本人に給付する。ただし、長期休暇中は、長期休暇が始まる月にまとめて給付することができる。

2 2号給費生及び3号給費生への給付金は、春学期及び秋学期の学費納入期に充当して給付する。

(無償給付)

第12条 給費生の給付金は、返還を要しない。

(給費生の取り消し)

第13条 給費生としてふさわしくない事態が生じた場合は、その処遇を取り消す。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、学生課が担当する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、常任理事会がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行により、熊本商科大学給費生に関する規程及び熊本短期大学給費生に関する規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

高橋賞規程

(趣旨)

第1条 高橋守雄初代学長の功績を記念し、建学の趣旨を具現する一助として高橋賞を設ける。

(授与対象者)

第2条 高橋賞は、熊本学園大学の管轄する各学校（中学校及び幼稚園を除く。）の卒業生のうち、人物・学力ともに優秀な者に対して授与する。

(選考)

第3条 受賞者の選考は、熊本学園大学にあっては教授会、熊本学園大学付属高等学校にあっては職員会議で行う。

2 受賞者は、熊本学園大学で商学部1名、経済学部1名、外国語学部1名、社会福祉学部1名の計4名、熊本学園大学付属高等学校で1名とする。

(授賞)

第4条 授賞は、各学校ごとに学位記授与式（卒業式）の席において、学（校）長がこれを行う。

(賞の内容)

第5条 高橋賞は、賞状及び記念品とする。

(変更)

第6条 この規程の変更は、常任理事会の承認を要する。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年2月16日から施行し、昭和41年3月の卒業生から適用する。
- 2 この改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

丸山賞規程

(趣旨)

第1条 故丸山学学長御遺族寄贈による基金をもとにして、丸山賞を設ける。

(目的)

第2条 丸山賞は、課外活動で優れた実績をあげた個人又は団体（以下「学生」という。）を表彰し、その活動をより一層奨励することを目的とする。

(種類)

第3条 丸山賞は、個人賞と団体賞を設ける。

2 個人賞を受賞した学生で、その実績が特に優れていると認められる場合は、選考のうえ丸山賞特別賞を卒業年度に授与する。

(選考会)

第4条 受賞者は、選考会の選考に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。

(構成)

第5条 前条の選考会は、学生部長・学生部委員・学生部事務部長・学生課長をもって構成する。ただし、必要に応じてその他の関係者の参加を求めることができる。

(期間)

第6条 丸山賞の選考対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(授与)

第7条 丸山賞の個人賞及び団体賞の授与は、2月に行う。

2 丸山賞特別賞の授与は、学位記授与式・卒業証書授与式の席において、学長がこれを行う。

(賞の内容)

第8条 丸山賞は、賞状及び記念品とする。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学生課が担当する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学丸山賞規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

スポーツ奨励金に関する規程

(目的)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）は、スポーツ活動の高度化・活性化を促進し、学生の優れたスポーツの才能を育成し、その競技力の向上と学業の両立を促すことを目的として、スポーツ奨励金制度を設ける。

(資格)

第2条 スポーツ奨励金の種類は、甲種、乙種の2種類とし、スポーツ奨励金を希望するものは、次の各号のいずれかの条件を満たし、かつ学業成績が奨励金支給の主旨に沿うものでなければならない。

(1) 甲種

ア 在學生は、本学学生自治会第一部体育常任委員会所属サークルに在籍する個人あるいは団体で、その当該種目において全国大会（新人戦を除く。）3位以内の実績を挙げたもの

イ 在學生は、本学学生自治会第一部体育常任委員会所属サークルに在籍する個人あるいは団体で、その当該種目において西日本大会（新人戦を除く。）3位以内の実績を挙げたもの

ウ 在學生は、本学学生自治会第一部体育常任委員会所属サークルに在籍する個人あるいは団体で、その当該種目において九州大会（九州大会は全国大会へつながる大会を対象とする。新人戦を除く。）3位以内の実績を挙げたもの

エ その他、顕著な実績を残し、上記ア～ウに相当すると認められるもの

(2) 乙種

ア 日本代表に選出されたもの

イ 各競技団体（協会）の推薦により日本代表選考会へ参加したもの

ウ 上記ア～イに相当すると認められるもの

(金額)

第3条 スポーツ奨励金は、次の金額を支給する。ただし、大会規模を考慮して金額を変更する場合がある。

(1) 甲種

活 動 実 績	金 額	
	【個 人】	【団 体】
全 国 大 会 1 位	600,000円	1,000,000円
全 国 大 会 2 位	300,000円	500,000円
全 国 大 会 3 位	150,000円	250,000円
西 日 本 大 会 1 位	120,000円	200,000円
西 日 本 大 会 2 位	80,000円	150,000円
西 日 本 大 会 3 位	60,000円	120,000円
九 州 大 会 1 位	60,000円	120,000円
九 州 大 会 2 位	30,000円	60,000円
九 州 大 会 3 位	20,000円	40,000円

(2) 乙種

活 動 実 績	金 額
日本代表に選出されたもの	100,000円
	実費（参加費、旅費、宿泊費）
各競技団体（協会）の推薦により日本代表選考会へ参加したもの	実費（参加費、旅費、宿泊費）

2 在學生で団体種目の場合はその所属サークルへ支給する。

(出願)

第4条 スポーツ奨励金を希望するものは、所定の出願書類をスポーツ振興センターに提出しなければならない。

2 スポーツ奨励金を希望するものは、第2条の条件を満たした場合、その都度出願することができる。ただし、甲種の奨励金の支給は当該年度の上限を、個人あるいは団体それぞれにおいて第3条の最高額とする。

(選考委員会)

第5条 スポーツ奨励金支給の選考及びスポーツ奨励金に関する諸事項を審議するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長、担当副学長、担当理事、教務部長、学生部長、スポーツ振興センター長、事務局長、学生部事務部長、スポー

ツ振興センター事務室長、及び委員長が必要と認めた者をもって構成する。

3 委員会の委員長は学長とし、委員の任命は学長が行う。

(決定)

第6条 スポーツ奨励金支給は、第5条による委員会の選考に基づき、学長がこれを決定する。

(奨励の取止め等)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、スポーツ奨励金支給の選考対象としない。

(1) 学則により、懲戒処分を受けたもの

(2) その他、スポーツ奨励金支給の対象としてふさわしくないと認められたもの

2 支給後、前項に該当することが判明した場合、スポーツ奨励金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(事務)

第8条 この規程に定める事務は、スポーツ振興センター事務室で扱う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

3 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

5 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

6 この改正は、令和2年8月1日から施行する。

7 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

8 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

学部長賞規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）学生で人物・学力ともに優れた者を表彰することにより、本人の榮譽を称えらるとともに、本学学生の学業を奨励するために学部長賞を設ける。

(授与対象者)

第2条 学部長賞は、本学卒業者のうち、特に優秀な成績を修めた者に対して授与する。

(選考)

第3条 受賞者の選考は、商学部、経済学部、外国語学部及び社会福祉学部各教授会で行う。

2 受賞者は、商学部、経済学部、外国語学部及び社会福祉学部各若干名とする。

(授賞)

第4条 授賞は、学位記授与式の日に行う。

(賞の内容)

第5条 学部長賞は、賞状及び記念品とする。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、総務課が担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成16年2月20日から施行し、平成16年3月卒業生から適用する。

2 この改正は、令和2年1月8日から施行する。

(覚え書)

1 この学部長賞は、高橋賞選考と併行して行う。

商学部長賞（資格取得学生表彰制度）規程

（趣旨）

第1条 この商学部長賞（資格取得学生表彰制度）は、熊本学園大学（以下「本学」という。）在学期間中に商学部が指定する難易度の高い国家資格および検定試験等を受験し、その成果を修めた学生を表彰し、一層の勉学を奨励することを目的とする。

（表彰の対象者）

第2条 表彰の対象者は商学部学生とする。ただし、休学期間中は除くものとする。

（表彰の対象資格及び種類）

第3条 表彰の対象資格は別に定め、その種類は次のとおりとする。

- (1) 最優秀賞は賞状及び副賞10万円
- (2) 優秀賞は賞状及び副賞5万円
- (3) 努力賞は賞状のみ

（表彰の時期）

第4条 表彰は取得した年度末に行うものとする。

（表彰の制限）

第5条 複数の資格を取得したときの副賞は、1つのみを対象とする。異なる賞の場合は、上位の成果を修めた方を対象とする。ただし、賞状はこのかぎりではない。

2 同じ資格の表彰は1回限りとする。ただし、上位の賞の成果を修めた場合はこのかぎりではない。

3 在学期間中副賞の上限は1人につき40万円とする。

（表彰の申請手続等）

第6条 自己申請を基本とし、資格取得したことを証明できる書類のコピーを提出しなければならない。

（周知方法）

第7条 この賞に関する周知は掲示板等で知らせる。

（決定）

第8条 表彰の審査は運営委員会で行い、教授会で決定する。

2 指定された表彰対象資格以外の申請の取り扱いについては、教授会で決定する。

（事務）

第9条 この賞に関する事務は、秘書室が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成30年12月5日から施行する。
- 6 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

表彰対象資格一覧

群	対象資格	最優秀賞	優秀賞	努力賞
語学	TOEIC®	910点以上	830点以上	650点以上
	TOEFL®	ITP600点以上 iBT100点以上	ITP550点以上 iBT79点以上	ITP450点以上 iBT46点以上
	実用英語技能検定試験	1級	準1級	2級
	中国語検定試験	準1級以上	2級	
	HSK（漢語水平考試）※筆記試験	6級	5級	
	韓国語能力試験	6級	5級	
	ハングル能力検定試験	2級	準2級	
	日本語検定試験			2級
経営・経 理・経済	公認会計士	○		
	税理士（財務諸表論・簿記論など）	○ （2科目）	○ （1科目）	
	日商簿記検定1級		○	
	中小企業診断士		○	
金融証券	ファイナンシャル・プランナー（2級FP技能士）		○	
ホスピタ リティ	秘書技能検定試験		1級	準1級
	サービス接客検定		1級	準1級
情報	情報技術者試験（基本・応用）	○（応用）	○（基本）	
	情報セキュリティマネジメント試験			○
不動産	宅地建物取引士		○	
	不動産鑑定士	○		
旅行	総合旅行業務取扱管理者		○	
	国内旅行業務取扱管理者			○
労務	社会保険労務士	○		
販売	小売商（販売士）検定		○（1級）	○（2級）

経済学部長賞（資格取得学生表彰制度）規程

（趣旨）

第1条 この経済学部長賞（資格取得学生表彰制度）は、熊本学園大学在学期間中に経済学部が指定する難易度の高い国家資格および検定試験等を受験し、その成果を取めた学生を表彰し、一層の勉学意欲を喚起することを目的とする。

（表彰の対象者）

第2条 表彰の対象者は経済学部学生とする。ただし、休学期間中は除くものとする。

（表彰の対象資格及び種類）

第3条 表彰の対象資格は別に定め、その種類は次のとおりとする。

- （1）最優秀賞は賞状及び副賞10万円
- （2）優秀賞は賞状及び副賞5万円
- （3）努力賞は賞状及び副賞1万円

（表彰の時期）

第4条 表彰は取得した年度末に行うものとする。

（表彰の制限）

第5条 複数の資格を取得したときの副賞は、1つのみを対象とする。異なる賞の場合は、上位の成果を取めた方を対象とする。ただし、賞状はこの限りではない。

2 同じ資格の表彰は1回限りとする。ただし、上位の賞の成果を取めた場合はこの限りではない。

3 在学期間中の副賞の上限は1人につき40万円とする。

（表彰の申請手続等）

第6条 自己申請を基本とし、資格取得したことを証明できる書類のコピーを提出しなければならない。

（周知方法）

第7条 この賞に関する周知は掲示板等で行う。

（決定）

第8条 表彰の審査は運営委員会で行い、教授会で決定する。

2 指定された表彰対象資格以外の申請の取り扱いについては、教授会で決定する。

（事務）

第9条 この賞に関する事務は、秘書室が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和4年4月1日から施行する。

表彰対象資格一覧

群	対象資格	最優秀賞	優秀賞	努力賞
語学	TOEIC®	910点以上	830点以上	650点以上
	TOEFL®	ITP600点以上 iBT100点以上	ITP550点以上 iBT79点以上	ITP450点以上 iBT46点以上
	実用英語技能検定試験	1級	準1級	2級
	中国語検定試験	準1級以上	2級	
	HSK（漢語水平考試）※筆記試験	6級	5級	
	韓国語能力試験	6級	5級	
	ハングル能力検定試験	2級	準2級	
経営・経 理・経済	公認会計士	○		
	税理士（財務諸表論・簿記論など）	○ （2科目）	○ （1科目）	
金融証券	ファイナンシャル・プランナー（2級FP技能士）		○	
情報	情報技術者試験（基本・応用）	○（応用）	○（基本）	
不動産	不動産鑑定士	○		
	宅地建物取引士		○	
法律	司法書士	○		
	行政書士		○	
	ビジネス実務法務検定		2級	
	法学検定		スタンダード	
経済学	経済学検定試験（ERE）		S	A+

外国語学部長賞（検定試験等合格者表彰制度）規程

（趣旨）

第1条 外国語学部長賞（検定試験等合格者表彰制度）は、熊本学園大学（以下「本学」という。）在学期間中に外国語学部が指定する検定試験等を受験し優れた成果を修めた学生を表彰し、一層の勉学を奨励することを目的とする。

（表彰の対象者）

第2条 表彰の対象者は外国語学部学生とする。ただし、休学期間中は除くものとする。

（表彰対象の検定試験及び種類）

第3条 表彰の対象となる検定試験は別に定め、その種類は次のとおりとする。

- （1）最優秀賞は賞状及び副賞10万円
- （2）優秀賞は賞状及び副賞5万円

（表彰の時期）

第4条 表彰は取得した年度末に行うものとする。

（表彰の制限）

第5条 複数の検定試験に成果を修めた場合の副賞は、1つのみを対象とする。異なる賞の場合は、上位の成果を取めた方を対象とする。ただし、賞状はこのかぎりではない。

2 同じ検定試験の表彰は1回限りとする。ただし、上位の賞の成果を修めた場合はこのかぎりではない。

3 在学期間中副賞の上限は1人につき40万円とする。

（表彰の申請手続等）

第6条 自己申請を基本とし、基準に達したことや合格したことを証明できる書類のコピーを提出しなければならない。

（周知方法）

第7条 この賞に関する周知は掲示板等で行う。

（決定）

第8条 表彰の審査は運営委員会で行い、教授会で決定する。

（事務）

第9条 この賞に関する事務は、秘書室が行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、教授会が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

表彰対象検定試験一覧

検定試験	最優秀賞基準	優秀賞基準
TOEIC®	910点以上	830点以上
TOEFL®	PBT600点以上 ITP600点以上 iBT100点以上	PBT550点以上 ITP550点以上 iBT79点以上
実用英語技能検定試験	1 級	準 1 級
中国語検定試験	準 1 級以上	2 級
漢語水平考試（HSK）	6 級 (筆記総合点180点以上)	5 級 (筆記総合点210点以上)
韓国語能力試験（TOPIK）	6 級	5 級
「ハングル」能力検定試験	2 級以上	準 2 級
日本語教育能力検定試験		合格者

学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本学園大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関し、熊本学園大学学則第65条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

(懲戒処分の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒処分の対象とする者は、本学の学部学生、大学院生、研究生、科目等履修生および聴講生である（以下「学生」という。）。交換留学生および特別聴講学生を除く。

(懲戒処分に関する基本的な考え方)

第3条 懲戒処分は、学生の事件または事故に係る原因行為の悪質性および結果の重大性を総合的に勘案して決定するものとする。

2 懲戒処分に関する指針は、別に定める。

3 他の規程による処分を妨げない。

(懲戒処分の対象)

第4条 懲戒処分は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 法令に違反した者
- (2) 本学の諸規程に違反した者
- (3) 本学の秩序を乱した者
- (4) その他、学生としての本分にもとる行為をした者

(懲戒処分の種類)

第5条 熊本学園大学学則第65条に定める懲戒処分の種類および内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定の期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。
- (3) 訓告は、懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起するものとする。

(停学の期間)

第6条 停学の期間は、無期または6ヶ月以下の有期とする。

(無期停学の解除)

第7条 学長は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から起算して6ヶ月を経過した後、無期停学の解除が適当であると認めたときは、所属学部の教授会または所属研究科の研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、停学を解除することができる。

(厳重注意)

第8条 学生部長は、学生が懲戒処分に至らないと思われる程度の行為を行った場合は、学生の本分についての反省を促すため、学生に厳重注意を行うことができる。ただし、第5条の懲戒処分を妨げない。

(事実関係の調査)

第9条 懲戒処分の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学生部長は、遅滞なく当該学生および関係者に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 学生部委員会が懲戒処分対象行為に関する事情聴取等を行うに当たっては、事前に当該学生に被疑事実の要旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生がやむを得ない事由により、口頭による弁明ができない場合には、文書等をもって代えることができる。

3 前項本文の定めにかかわらず、特段の事情がある場合は、この限りではない。

(懲戒処分手続)

第10条 学生部長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒手続を開始する。

2 懲戒処分は、学生部委員会で懲戒の原案を作成し、教授会等の議を経て、学長が決定する。

(懲戒処分の通告および告示)

第11条 学長は、学生に対し懲戒処分の内容を文書により通告する。

2 懲戒処分があった事実について学長名にて告示する。

(懲戒処分決定前の学生の取扱い)

第12条 学生部長は、懲戒処分が決定するまでの間、必要に応じて当該学生に自宅待機を命ずることができる。

(懲戒処分を受けた学生による不服申立て)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の通知を受けた日から30日以内に学長に対して不服申立てを行うことができる。

2 前項にかかわらず、重大な事実誤認、その他の正当な理由がある場合は、30日を超えても学長に対して不服申立てを行うことができる。

3 学長は、懲戒処分に対する不服申立てがあったときは、遅滞なく次条に規定する不服申立審査委員会に諮問し、再審査を行うものとする。

4 学長は、教授会等の議を経て、懲戒処分を決定する。

(不服申立審査委員会)

第14条 不服申立審査委員会は、学生部委員のほかに学長指名による当該学生の所属学部または研究科以外の教員3名で構成し、不服についての審査の上、学長に答申するものとする。

2 前項の委員には、必要に応じて弁護士等専門家を加えることができる。

(懲戒処分対象者の退学申し出の取扱い)

第15条 学長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学の申し出がある場合、懲戒処分が決定するまでこの申し出を受理しない。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、学生部学生課が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会等の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学生懲戒処分の方針

(趣旨)

第1条 この方針は、学生に対して行う懲戒処分の基準、種類、内容を決定することについて必要な事項を定める。

(懲戒処分の要否の決定)

第2条 懲戒処分の対象となる行為の存否ならびに懲戒処分の種類および内容は、学生の事件事故に係る原因行為の悪質性および結果の重大性を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で決定するものとする。

(懲戒処分の基準)

第3条 学生が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- (1) 事件または事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合 退学
 - (2) 事件または事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 退学または停学
 - (3) 事件または事故の原因行為は悪質ではないが、その結果に重大性が認められる場合 停学または訓告
 - (4) 事件または事故の原因行為は悪質ではなく、その結果にも重大性が認められない場合 訓告
- 2 原因行為の悪質性の有無は、事件または事故を起こした学生の行為の性質および故意、過失等を勘案して判断する。
- 3 結果の重大性の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度およびその行為が社会的に与えた影響等を勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その重大性について考慮するものとする。
- 4 懲戒処分の目安としての標準例は、別表のとおりとする。

(過去に懲戒処分等を受けた者に対する懲戒)

第4条 過去に懲戒処分等を受けた学生が、再び懲戒処分に相当する行為をした場合は、より悪質性が高いものとみなし、これを考慮して、懲戒処分の種類、内容を決定することができる。

附 則

- 1 この方針は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

懲戒処分 の 標準例

区分	懲戒処分対象行為の種類	懲戒処分の標準例
社会的秩序に対する 侵犯行為(犯罪行為)	殺人、強盗、不同意性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝または詐欺	退学または停学
	麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持または使用）	退学または停学
	賭博	退学または停学
	痴漢行為（盗撮行為等を含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう。）またはストーカー行為	退学または停学
重大な交通法規 違反行為	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法規違反により相手を死亡させ、又は高度後遺障害等を負わせる人身事故を起こした場合	退学
	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等悪質な交通法規違反により人身事故（前項に規定する事故を除く。）を起こした場合	退学または停学
	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転等の交通法規違反	退学、停学または訓告
	公共交通機関等の不正乗車（定期券の不正使用等）	停学または訓告
ハラスメント 行為	セクシュアル・ハラスメント行為、アカデミック・ハラスメント行為、パワー・ハラスメント行為等	退学、停学または訓告
情報倫理に 反する行為	コンピュータ、ネットワーク、情報通信機器（スマートフォン等）の不正使用で悪質な場合	退学または停学
	コンピュータ、ネットワーク、情報通信機器（スマートフォン等）の不正または不適切な使用	停学
	SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の不適切な使用	停学または訓告
その他	他人の答案用紙の氏名書き換え等厳正な試験執行を妨げる行為	退学または停学
	本学の管理する建造物への不法侵入またはその不正使用、不法占拠	退学、停学または訓告
	本学の構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学または訓告
	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学または訓告
	本学が管理する建造物または器物の損壊、汚損、失火（結果が重大なものに限る。）等	停学または訓告
	20歳未満の者に対する飲酒、喫煙を強制または助長する行為	停学または訓告

5. 図書館等施設

付属図書館規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本学園大学学則第66条に基づき、熊本学園大学付属図書館（以下「図書館」という。）に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 図書館は、熊本学園大学（以下「本学」という。）における、教育・研究、学習等に必要な図書及びその他の資料を収集、整理、保存し、本学の学生及び教職員その他の利用に供するとともに、その教育・研究、学習等の発展と充実に寄与することを目的とする。

(図書館長)

第3条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

2 館長選任及び任期については、「熊本学園大学役職員選任規程」に準じる。

(図書館委員会)

第4条 図書館の企画並びに運営に関する重要事項は、図書館委員会の協議による。

2 図書館委員会規程は、別にこれを定める。

(事務組織)

第5条 図書館の事務は、熊本学園大学事務組織及び事務分掌規程に規定する図書情報課が行う。

(図書館資料の種類)

第6条 図書館資料（以下「資料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書
- (3) 貴重図書
- (4) 逐次刊行物
- (5) 電子資料
- (6) その他

(開館時間及び休館日)

第7条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日及び土曜日については、午前8時50分から午後10時までとする。ただし、休暇中は午前8時50分から午後9時までとする。
- (2) 日曜日については、午前9時から午後5時までとする。また、利用できるフロアは1階のみとする。
- 2 休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律に規定された休日
 - (2) 創立記念日（5月30日）
 - (3) 夏期一斉休日
 - (4) 年末・年始の休日
 - (5) 本学における入学試験日

3 その他、開館時間及び休館日について、特別の事情があると認めた場合は、臨時に変更することがある。

(蔵書点検)

第8条 資料の蔵書点検は、毎年1回以上これを行う。

第2章 閲覧及び貸出

(閲覧又は貸出を受けることができる者)

第9条 次のものは、資料を閲覧又は貸出を受けることができる。

- (1) 本学教職員及び非常勤講師
- (2) 本学大学院学生（研究生、科目等履修生を含む。）
- (3) 本学学生（研究生、科目等履修生を含む。）
- (4) 本学卒業生、旧教職員、その他特に館長の許可を受けた者

(閲覧証の交付)

第10条 閲覧者は、あらかじめ図書館から閲覧証の交付を受けなければならない。ただし、本学の学生については「学生証」をもって、教職員については「教職員証」をもって閲覧証に代えるものとする。

(資料の館外貸出)

第11条 利用者は、所定の手続を経て、資料の館外貸出を受けることができる。一時に貸出を受けることができる資料の冊数及び期限は、次のように定める。

- (1) 本学教員 必要冊数2か月以内
- (2) 非常勤講師 必要冊数1か月以内
- (3) 本学職員及び旧教職員 必要冊数1か月以内
- (4) 本学大学院学生 必要冊数1か月以内
- (5) 本学学生 必要冊数2週間以内

ただし、授業課題出題時、定期試験期等は貸出冊数および期間を制限することがある。

- (6) 本学卒業生、その他特に館長の許可を受けた者 5冊以内1週間以内

2 本学学生、本学大学院学生は論文作成、その他特殊の事由のため特に多数または長期間の資料の貸出を受けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、休暇中は期間を延長することがある。

(資料の返却)

第12条 貸出資料は、返却期日までに返却しなければならない。ただし、次のいずれかに該当した場合には、返却期日前であってもただちに返却しなければならない。

- (1) 本学教職員が退職又は転出したとき。
- (2) 本学学生、本学大学院学生が、卒業、修了、退学又は転学したとき。
- (3) 資料の点検その他の理由により、館長が返却を求めたとき。

(貸出期間の延長)

第13条 貸出期間満了後引き続き同一資料の貸出を希望する者は、一旦その資料を返却し、あらためて貸出の手続きをしなければならない。

(督促)

第14条 図書館は、貸出資料を期日までに返却しない利用者に対し、督促を行う。

(貸出の停止)

第15条 貸出資料を期日までに返却しなかった者は、返却後一定期間資料を借りることができない。

(転貸の禁止)

第16条 貸出を受けた資料は、他人に転貸してはならない。

(貸出禁止の資料)

第17条 次に掲げる資料は、館外貸出の対象から除外するものとする。

- (1) 貴重図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 辞書、辞典、書誌目録、年鑑その他の参考図書
- (4) 視聴覚資料（一部語学学習資料を除く）
- (5) 問題集
- (6) その他館長が指定した資料

(貴重図書の閲覧)

第18条 貴重図書の閲覧については、館長の許可を受けなければならない。

2 貴重図書の閲覧方法については別に定める。

(地下書庫への入庫)

第19条 次に掲げる者は、地下書庫へ入庫することができる。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学大学院学生
- (3) 館長が特に許可した者

第3章 規律

(遵守事項)

第20条 利用者は、図書館利用にあたって、次の事項を守らなければならない。

- (1) 資料及び施設等は、本規程に従って正しく利用すること。
- (2) 図書館内で飲食をしてはならない。ただし、水分補給のため、蓋つきの飲み物を決められた場所で行うことのみ可。
- (3) 資料、施設、備品等を損傷し、または落書き等をしないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 図書館利用にあたっては、図書館職員の指示に従うこと。
- (6) 図書館業務の円滑な遂行を妨げる行為をしないこと。

(弁償)

第21条 閲覧又は貸出中の資料をき損、汚染、若しくは紛失したときには、同一の資料をもって、これを弁償しなければならない。ただし、同一資料が入手できない場合には、図書館が指定する代替資料若しくはその相当額を弁償するものとする。

(利用の停止)

第22条 この規程に違反した本学学生、本学大学院生に対しては、一定期間利用の停止等を行うことがある。ただし、悪質な違反に対しては、学則第65条により懲戒することを妨げない。

2 一般利用者に対しては、入館禁止、閲覧証の没収、一定期間利用の停止等を行うことがある。

第4章 図書館資料の管理

(寄贈及び寄託)

第23条 図書館は資料の寄贈を受けることができる。

第24条 図書館は資料の寄託を受けることができる。

(図書館資料の管理)

第25条 この規程に定めるものの他、図書館資料の収集・管理に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 改廃

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学附属図書館規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成7年6月8日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成16年5月12日から施行する。
- 6 この改正は、平成24年6月6日から施行する。
- 7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

LL・視聴覚施設利用規則

(LL教室)

第1条 LL教室の利用は授業を優先する。

第2条 本学の教職員（非常勤講師及び臨時職員を含む。）及び学生は定められた時間内で所定の手続きに従って使用することができる。

第3条 その他特別な場合の使用については運営委員会の承認を要する。

第4条 LL・視聴覚準備室所蔵の教材を利用したい学生は所定の手続きに従って借り出し又は貸出することができる。ただし、貸出を制限している機材についてはこの限りではない。

(視聴覚教室)

第5条 視聴覚教室の利用はLL教室に準ずる。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年5月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

LL・視聴覚施設備品貸出規則

第1条 本学教職員（非常勤講師及び臨時職員を含む。）は、本施設の備品（持ち出し可能な機器類）を貸出するのに際し、次の手続きに従わなければならない。

- (1) LL・視聴覚準備室に備え付けの貸出簿に所要事項を記入し、貸出希望備品を提示する。
- (2) 教職員の貸出は1人3件以内とし、貸出期間は2週間以内とする。
- (3) 貸出期間は、他に貸出希望者がなければ1週間単位で2回を限度に更新することができる。
- (4) 本施設の備品のうち特定のものについては、運営委員会はその貸出を禁止することができる。

第2条 貸出備品は期間内であっても、授業に必要な場合には直ちに返却しなければならない。

第3条 貸出中の備品を破損又は紛失した時は、損害の賠償を請求することがある。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年5月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

学生健康診断規程

(定期健康診断)

第1条 熊本学園大学の学生は、大学の行う定期健康診断を受けなければならない。

(健康診断の提出)

第2条 やむをえない事情のため、前条の健康診断を受けることができなかった者は、健康診断書を保健室に提出しなければならない。この場合の経費は、本人の負担とする。

第3条 第2部の学生であって、職場において既にその年度の健康診断を受けた者は、その写しをもって前条の健康診断書に代えることができる。

(健康診断書)

第4条 本規程に定める健康診断書とは、本学所定用紙に各医療機関で受診し作成したものとする。

(健康診断書未提出者に対する処置)

第5条 定期健康診断を受けなかった者で、第2条に定める健康診断書を提出しない者には学割・通学証明書を発行せず、登学を禁止する。

2 督促してもなお指定された期日までに健康診断書を提出しない者には、退学を勧告し、これに応じない場合には除籍する。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、インクルーシブ学生支援センター事務室管轄とし、学生課と連携して対処する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学学生健康診断規程及び熊本短期大学学生健康診断規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

就職斡旋規程

(目的)

第1条 本学は、職業安定法第33条の2の規定に基づき、その年度に卒業見込みの学生及び卒業生並びに中退者（以下、学生等）に対して就職の斡旋を行う。なお、中退者とは退学した者及び除籍された者をいう。

(心得)

第2条 学生等は、求職活動に際して、信義を重んじ、学校の信用をきずつけあるいは他の学生の就職に迷惑を及ぼすことのないよう、誠実に行動しなければならない。

(卒業予定者カードの提出)

第3条 卒業年次に達した学生は、全員卒業予定者カード（兼求職票）を提出しなければならない。提出しない者は、卒業予定者として取り扱わない。

(学校推薦の申込み)

第4条 学校推薦による求職を希望するものは、所定の「学校推薦申込票」により申し込むものとする。

2 前項の申込は、求人状況により、これを制限することがある。

(学校推薦の決定)

第5条 推薦は、申込者の中から就職委員会の選考基準に基づいて決定する。申込者は、その発表を確認のうえ、必ず推薦説明会に出席し、期日までに必要書類を提出しなければならない。

(届出)

第6条 就職先が内定した場合は「内定届」を就職課へ速やかに提出しなければならない。また、就職先を決めた時点で「就職決定届」を就職課へ提出しなければならない。

(先決優先)

第7条 学校推薦・自由応募受験を問わず、最初に採用決定若しくは内定の通知を受けた求人先に就職しなければならない。ただし、1週間以内に受験済みの他社にも重複決定した場合に限り本人の選択を認める。

2 採用決定の通知を受けた者は、速やかに他社推薦の辞退手続を行い、以後は就職の斡旋は受けられない。

ただし、自由応募受験の決定者で、求人先から就職辞退の文書による了解がとれた場合は、その後において学校推薦を行うことがある。

(公務員等受験の場合)

第8条 公務員・公立学校教員等公務員就職希望者は、採用決定の時期が遅れるため、次の措置を設ける。

(1) 既に採用決定がある者で以後公務員等を第1希望とする者は、あらかじめ就職課にその旨届け出なければならない。

(2) 学校推薦・自由応募受験を問わず、既に採用決定のものが後に公務員等の試験に合格しこれを希望する場合は、本人が直接採用決定先へ出頭のうえ採用辞退の了解を求めなければならない。

(制裁)

第9条 推薦された者が、無届で推薦説明会に欠席し、あるいは必要書類を提出せず、若しくは就職試験に欠席した場合は、以後推薦を中止する。

2 学校推薦による採用決定を辞退した者は、以後当該年度の斡旋を行わない。

(証明書の発行基準)

第10条 前年度末までの修得単位数により卒業見込みの者に対して成績証明書、卒業見込証明書及び推薦書の発行を行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、就職委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、熊本商科大学就職斡旋規程及び熊本短期大学就職斡旋規程は、廃止する。

3 この改正は、平成21年11月1日から施行する。

4 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

就職相談室規程

(設置)

第1条 熊本学園大学学生部に就職相談室を設置する。

(目的)

第2条 就職相談室は、学生の就職相談に応じ、その就職活動が円滑、かつ効率的に進められるよう助言指導し、あわせて差別のない公正な採用選考に向けての適切な就職指導を行うことを目的とする。

(就職相談員)

第3条 就職相談室に、就職相談員を置く。

2 就職相談員は、就職課員の中から学生部事務部長が選任する。

3 就職相談員は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 就職に関する相談に応ずること。

(2) 就職に関する助言指導を行い、必要に応じて就職相談会議に諮る。

(就職相談日等)

第4条 就職相談室の開設期間・曜日・時間等は、就職委員会において決定し公示する。

(就職相談会議)

第5条 就職相談室の円滑な運営をはかるため、就職相談会議を設ける。

2 就職相談会議は、就職委員会の委員及び就職相談員をもって構成する。

3 必要と認められる場合には、就職相談の内容に応じて、その必要な期間、就職委員会の推薦に基づき、学長が委嘱した専任教員を加える。

4 就職相談会議は、学生部事務部長が招集し、その議長となって次の事項を協議する。

(1) 就職相談室の運営に関する事項

(2) 就職相談員の判断を超える就職相談に関する事項

(3) その他就職相談についての必要な事項

5 就職相談会議は、前項の事項を協議するため、必要に応じて調査・研究を行う。

6 就職相談会議は、第4項の協議内容のうち必要と認められる場合は、教授会へ建議する。

(守秘義務)

第6条 就職相談会議の構成員は、就職相談で知り得た求人者及び求職者の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、就職委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学就職相談室規程は、廃止する。

3 この改正は、平成21年11月1日から施行する。

4 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

5 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

6 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

スポーツ振興センター規程

(設置)

第1条 熊本学園大学にスポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 振興センターは、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会（以下「推進委員会」という。）で策定されたスポーツ活動のあり方や方針に従い、一体的かつ一貫した体制のもと本学のスポーツ活動を管理・運営・支援し、全学的な振興を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 振興センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ施設の管理、運営、計画等に関する業務
- (2) スポーツ活動に関わる学生の修学支援に関する業務
- (3) 競技支援に関する業務
- (4) スポーツ活動の広報・地域連携に関する業務
- (5) 学生の健康運動促進に関する業務
- (6) スポーツ振興推進委員会との連絡調整
- (7) その他振興センターの目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 振興センターの構成は、次のとおりとする。

- (1) 振興センター長
- (2) 振興センター事務室長
- (3) 事務職員

(振興センター長)

第5条 振興センター長は、スポーツに関する専門的な知見をもった本学専任教員のうちから学長が任命する。

- 2 振興センター長の任期は、4月1日から2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 振興センター長は、振興センターを代表し、業務を統括する。

(使用細則)

第6条 スポーツ施設の使用細則は、別に定める。

(事務)

第7条 スポーツ振興センターの事務は、スポーツ振興センター事務室の管轄とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、推進委員会及び教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

体育館使用細則

第1条 体育館とは、総合体育館及び第2体育館をいう。

(目的)

第2条 本細則は、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会規程第2条の趣旨により、正課授業及びスポーツ活動のために利用することを目的とする。

(使用)

第3条 体育館は、次の場合に使用する。

- (1) 正課授業
- (2) スポーツ活動
- (3) 大学の主催する式典及び行事
- (4) その他スポーツ振興センター長が認めた場合

(学外貸与)

第4条 スポーツ振興センター長が、使用目的が教育活動に寄与すると認めた場合、学外に貸与することができる。

2 入場料を徴収するもの又は営利宣伝を目的とするものは認めない。

(使用申請)

第5条 体育館の使用については、原則として1ヵ月前までにスポーツ振興センター長のもとに使用申請書を提出し、承認を得なければならない。ただし、休暇中の使用計画書は、別に提出するものとする。

2 スポーツ活動で常時使用するサークルについては、毎月20日までに翌月1ヵ月間の使用計画書を提出しなければならない。変更がある場合は、速やかにスポーツ振興センターに届けなければならない。

(合同使用)

第6条 学外者との合同使用については、使用希望日の10日前までにスポーツ振興センター長に届け出てその承認を得なければならない。

(使用料)

第7条 第4条の学外貸与の場合には、次のとおり使用料を徴収する。

体育館使用料 (単位：円)

(料金は消費税別)

区分	9：00～13：00	13：00～17：00	17：00～21：00	9：00～21：00	延長1時間以内
総合体育館 2階フロアー	20,000	20,000	20,000	60,000	5,000
総合体育館 1階練習場	10,000	10,000	10,000	30,000	2,000
第2体育館	15,000	15,000	15,000	45,000	3,000

(1) 使用料区分で総合体育館1階練習場については、一練習場当たりとする。

(2) 使用料は原則として、使用後3日以内に大学経理課へ納入しなければならない。

2 熊本県内大学の学生連盟等が主催する大会に本学学生が参加する場合や、スポーツ振興センター長が使用を適当と認めた場合は、使用料を免除することができる。

3 前項以外で九州圏内の大学の学生連盟等が主催するアマチュアスポーツ、催物を本学学生が主管となって行う場合、使用料を減額することができる。

(遵守事項)

第8条 体育館使用者は、次の各号を遵守するほか、スポーツ振興センター長・教職員の指示に従わなければならない。

(1) 使用者は、品位と清潔を旨とし、火気・盗難に特に留意しなければならない。

(2) 館内の備品及び用具を無断で移動若しくは使用してはならない。

(3) 屋外で使用した用具類は、館内で使用してはならない。

(4) 館内において所定の場所以外で喫煙又は飲食してはならない。

(5) 体育館の建物・施設・備品などを破損紛失した場合は、必ずスポーツ振興センター長に届け出てその指示に従わなければならない。

(使用条件の変更又は使用許可の取消し)

第9条 スポーツ振興センター長は、本学において緊急に必要が生じた場合は、使用条件を変更、又は、使用の許可を取消すことができる。

(使用中の責任)

第10条 体育館使用中における盗難、紛失及びその他の事故については、原則として大学はその責任を負わない。

(使用時間)

第11条 体育館の使用時間は、9時から21時10分までとする。

2 休暇中・休館日及び時間外の使用時間は次のとおりとする。

区分		曜日	時間
休暇中	第一部	月・水・金	9:00～17:30
		火・木・土	9:00～21:10
	第二部	月・水・金	18:00～21:10
休館日			9:00～21:00 (大会等での使用は、9:00～17:00とする)
時間外	第一部	月～土	6:30～8:50
	第二部		
	第二部	月・水・金	21:10～22:30

(休館)

第12条 体育館の休館日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日・休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日(5月30日)
- (4) その他必要と認めた場合

(使用禁止)

第13条 本細則に違反した場合は、体育館の使用を禁止することがある。

(事務)

第14条 使用に関する事務は、スポーツ振興センターがこれにあたる。

(その他)

第15条 その他使用に際し不都合なことが生じた場合は、スポーツ振興推進委員会又はスポーツ振興センター長の判断によるものとする。

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、スポーツ振興推進委員会において行う。

附 則

- 1 この細則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、学校法人熊本学園総合体育館使用細則及び学校法人熊本学園総合体育館時間外使用細則は、廃止する。
- 3 この改正は、平成9年5月23日から施行する。
- 4 この改正は、平成13年1月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和元年10月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和2年10月28日から施行する。
- 7 この改正は、令和3年5月26日から施行する。
- 8 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和6年6月3日から施行する。

プール使用細則

(名称)

第1条 本施設は、熊本学園大学プール（以下「プール」という。）と称す。

(目的)

第2条 本細則は、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会規程第2条の趣旨により、正課授業及びスポーツ活動のために利用することを目的とする。

(使用)

第3条 プールは、次の場合に使用する。

- (1) 正課授業
- (2) スポーツ活動
- (3) 大学の主催する式典及び行事
- (4) その他スポーツ振興センター長が認めた場合

(使用者)

第4条 プールの使用者については、次のとおりとする。

- (1) 熊本学園大学（以下「大学」という。）学生
- (2) 大学教職員
- (3) その他スポーツ振興センター長が認めた者

(使用申請)

第5条 プールの使用については、原則として1ヵ月前までにスポーツ振興センター長のもとに使用申請書を提出し、承認を得なければならない。ただし、休暇中の使用計画書は、別に提出するものとする。

(使用期間及び時間)

第6条 プールの使用期間及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用期間については、6月1日から9月30日までとする。ただし、大学の水泳部員については、4月1日から9月30日までとする。
- (2) 使用時間は、9時から18時までとし、日曜日・夏期休業中は9時から17時までとする。

(時間外使用)

第7条 時間外使用については、原則として6時から8時50分までと18時から19時30分までとする。

(使用中の責任)

第8条 プール使用中における不慮の事故及び盗難、紛失については、原則として大学はその責任を負わない。

(規律違反行為の禁止)

第9条 使用者は、プール管理者の指示に従い、場内の規律を無視するような行為をしてはならない。悪質な違反者は、プールの使用を禁止する。

(付属諸施設の利用)

第10条 プール付属諸施設（シャワー、便所、控室等）は、プール使用者以外の利用を認めない。

(事務)

第11条 使用に関する事務は、スポーツ振興センターがこれにあたる。

(その他)

第12条 その他使用に際し不都合なことが生じた場合は、スポーツ振興推進委員会又はスポーツ振興センター長の判断によるものとする。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、スポーツ振興推進委員会において行う。

附 則

- 1 この細則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、熊本学園水泳プール使用規程は、廃止する。
- 3 この改正は、令和2年10月28日から施行する。
- 4 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和6年6月3日から施行する。

グラウンド使用細則

(名称)

第1条 グラウンドとは、大江グラウンド、託麻グラウンド、西合志総合グラウンド及びテニスコートをいう。

(目的)

第2条 本細則は、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会規程第2条の趣旨により、正課授業及びスポーツ活動のために利用することを目的とする。

(使用)

第3条 グラウンドは、次の場合に使用する。

- (1) 正課授業
- (2) スポーツ活動
- (3) 大学の主催する行事
- (4) その他スポーツ振興センター長が認めた場合

(学外貸与)

第4条 スポーツ振興センター長が、使用目的が教育活動に寄与すると認めた場合、学外に貸与することができる。

2 入場料を徴収するもの又は営利宣伝を目的とするものは認めない。

(使用申請)

第5条 グラウンドの使用については、原則として1ヵ月前までにスポーツ振興センター長のもとに使用申請書を提出し、承認を得なければならない。ただし、休暇中の使用計画書は、別に提出するものとする。

2 課外活動で常時使用するサークルについては、毎月20日までに翌月1ヵ月間の使用計画書を提出しなければならない。変更がある場合は、速やかにスポーツ振興センター長に届けなければならない。

(使用料)

第6条 第4条の学外貸与の場合は、次のとおり使用料を徴収する。

グラウンド使用料 (単位: 円)

(料金は消費税別)

区分	6:00～9:00	9:00～13:00	13:00～17:00	9:00～17:00	延長1時間以内
大江グラウンド	6,000	6,000	6,000	12,000	1,500
託麻グラウンド	6,000	6,000	6,000	12,000	1,500
西合志総合グラウンド	8,000	10,000	10,000	20,000	2,000
テニスコート (1面)	2,000	2,000	2,000	4,000	500

(1) 使用料の区分は、一球技場(競技場及び広場)とする。

(2) 使用料は原則として、使用後3日以内に大学経理課へ納入しなければならない。

2 熊本県内大学の学生連盟等が主催する大会に本学学生が参加する場合や、スポーツ振興センター長が使用を適当と認めた場合は、使用料を免除することができる。

3 前項以外で九州圏内の大学の学生連盟等が主催するアマチュアスポーツ、催物を本学学生が主管となって行う場合、使用料を減額することができる。

(使用条件の変更又は使用許可の取消し)

第7条 スポーツ振興センター長は、本学において緊急に必要が生じた場合は、使用条件の変更、又は使用許可を取消することができる。

(使用中の責任)

第8条 グラウンド使用中における盗難、紛失及びその他の事故については、原則として大学はその責任を負わない。

(使用時間)

第9条 使用時間は、9時から21時10分までとする。

(時間外使用)

第10条 時間外使用については、原則として6時から9時までとする。

(使用禁止)

第11条 本細則のほか、別に定める使用心得並びに係員の指示に従わなければならない。これらに違反した場合は、グラウンドの使用を禁止することがある。

(事務)

第12条 使用に関する事務は、スポーツ振興センターがこれにあたる。

(その他)

第13条 その他使用に際し不都合なことが生じた場合は、スポーツ振興推進委員会又はスポーツ振興センター長の判断による

ものとする。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、スポーツ振興推進委員会において行う。

附 則

- 1 この細則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成8年10月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成9年5月23日から施行する。
- 4 この改正は、平成13年1月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和元年10月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和2年10月28日から施行する。
- 7 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、令和6年6月3日から施行する。

トレーニング室使用細則

(名称)

第1条 本施設は、熊本学園大学総合体育館トレーニング室（以下「トレーニング室」という。）と称す。

(目的)

第2条 本細則は、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会規程第2条の趣旨により、正課授業及びスポーツ活動のために利用することを目的とする。

(使用)

第3条 トレーニング室は、次の場合に使用する。

- (1) 正課授業
- (2) スポーツ活動
- (3) その他スポーツ振興センター長が認めた場合

(使用者)

第4条 トレーニング室の利用者については、次のとおりとする。

- (1) 熊本学園大学（以下「大学」という。）学生
- (2) 大学教職員
- (3) その他スポーツ振興センター長が認めた者

(使用時間)

第5条 トレーニング室の使用時間は、次のとおりとする。

9時から21時10分までとする。

(使用中の責任)

第6条 トレーニング室使用中における不慮の事故及び盗難、紛失については、原則として大学はその責任を負わない。

(遵守事項)

第7条 トレーニング室利用者は、次の各号を遵守するほか、スポーツ振興センター長・教職員の指示に従わなければならない。

- (1) 利用者は、備え付けの簿冊に記入して利用しなければならない。
- (2) 器具は、丁寧に取り扱い、許可をえずに無断で持ち出ししてはいけない。
- (3) 器具などを破損した場合は、必ずスポーツ振興センター長に届け出てその指示に従わなければならない。
- (4) 室内用シューズを使用する。(土足禁止)

(利用条件の変更又は利用許可の取消し)

第8条 スポーツ振興センター長は、本学において緊急に必要が生じた場合は、利用条件を変更し、又は、利用の許可を取消すことがある。

(休館)

第9条 トレーニング室の休館日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日・休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日（5月30日）
- (4) その他必要と認めた場合

(事務)

第10条 利用に関する事務は、スポーツ振興センターがこれにあたる。

(その他)

第11条 その他利用に際し不都合なことが生じた場合は、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会又はスポーツ振興センター長の判断による。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、熊本学園大学スポーツ振興推進委員会において行う。

附 則

- 1 この細則は、令和2年10月28日から施行する。
- 2 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、令和6年6月3日から施行する。

バス使用規程

(趣旨)

第1条 熊本学園大学が所有するバス（以下「大学バス」という。）使用については、この規程の定めるところによる。

(使用の認可範囲)

第2条 大学バス使用については、次の各号に該当する場合、願い出により使用を認めるものとする。

- (1) 正課の授業
- (2) 課外活動
- (3) その他学長が必要と認めたとき。

(使用の手続き)

第3条 大学バスを使用する場合は、所定の願書を総務課に提出しなければならない。

第4条 前条の大学バス使用願いに当たっては、次の関係課長の承認を得るものとする。

- (1) 正課の授業においては教務課長
- (2) 課外活動においては学生課長
- (3) その他においては総務課長

第5条 願い出に変更が生じたときは、直ちに総務課に届けなければならない。

(細則への委任)

第6条 その他詳細については、熊本学園大学バス使用細則によるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学バス使用規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

バス使用細則

第1条 使用規程第2条において大学バスを使用する場合は、運行を希望する日の10日前までに所定の大学バス使用願書を総務課に提出しなければならない。

第2条 予約は、正課授業に関するものについては運行を希望する日の4カ月前より、課外活動その他に関するものについては3カ月前より可能とする。

第3条 使用規程第2条に定める大学バスの使用許可は、次の場合原則として認めない。なお、使用を許可した後であっても、これらに該当することが明らかとなった場合は、使用許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 観光地への運行（授業の場合を除く）
- (2) 教職員のレクリエーション。ただし、他大学との親善的競技会・地域団体との親睦会等の対外的レクリエーションは除く。
- (3) サークル、同好会のレクリエーション
- (4) ゼミ旅行
- (5) 教職員、学生等の定期的送迎（第4条第1項を除く。）
- (6) 運行に影響する気象の急変が予想される場合
- (7) 凍結路、積雪地、降雪時（タイヤチェーンを装着しての運行を含む。）
- (8) 対価を受ける場合（高速道路利用料金、駐車料金等を含む。）
- (9) その他学長が適当でないと認めた場合

第4条 運行の優先順位は次のとおりとする。ただし、定期運行を優先する。

- (1) 定期運行

順位	区分
1位	正課体育授業
2位	課外活動（サークルの西合志グラウンド及び託麻グラウンド使用に限る。）

- (2) 不定期運行

順位	区分
1位	正課授業
2位	課外活動（サークル）
3位	合宿（学生課でバス使用の許可を受けたものに限る。）
4位	その他

第5条 使用規程第2条に定める大学バスの使用許可は、次の各号を満たさなければならない。

- (1) 乗車人員大型バス10名以上、マイクロバス5名以上、又は道具等の持ち運びが困難なとき。
- (2) 乗員定員（座席定員）を超えないこと。
- (3) 九州（離島を除く）圏内での利用とする。
- (4) 運行経路は、路肩堅牢で十分な有効線形及び有効高があること。
- (5) 運転者に2時間を超えて連続して運転させないこと。

第6条 使用時間は、原則として平日及び土曜日の午前9時から午後5時までとする。ただし、以下については協議の上、これにかかわらず認める場合がある。

- (1) 大学の業務および行事等による運行
- (2) 正課授業での運行
- (3) 課外活動において、日曜日・祝日の運行
- (4) そのほか、必要と認められる場合

第7条 本学の責で起因する事故で損害が生じたときは、保険で補償するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学バス使用細則は、廃止する。
- 3 この改正は、平成8年1月9日から施行する。
- 4 この改正は、平成24年1月10日から施行する。
- 5 この改正は、平成28年2月2日から施行する。

大学生活の充実・発展に関する運営協議会規程

(目的)

第1条 熊本学園大学大学生活の充実・発展に関する運営協議会（以下「本会」という。）は、教職員及び学生の相互信頼に基づく意見交換並びに意志疎通をはかり、大学及び学生生活に密接な関係を有する諸問題について積極的かつ建設的に協議することによって、本学及び学生生活の充実発展に資することを目的とする。

(構成)

第2条 本会は、専任教員7名、専任職員8名、学生10名の委員をもって構成され、学生部長がその委員長をつとめる。

2 教員委員は、次にかかげる者とする。

学生部長・学生部委員・スポーツ振興センター長

3 職員委員は、次にかかげる者とする。

事務局長・総務部長・総務課長・経理課長・管財課長・学生部事務部長・学生課長・スポーツ振興センター事務室長

4 学生委員は、次にかかげる者とする。

第一部学生自治会（執行委員会委員長・執行委員会副委員長・執行委員会書記長・文化常任委員会委員長・体育常任委員会委員長・サークル連合事務局会長・応援団団長・厚生委員会理事長・学生議会議長）、学翔学会会長

5 必要に応じて、その他の関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第3条 本会は、委員長が必要に応じて招集する。また、学生委員の3分の2以上の要請があった場合にも、招集するものとする。

2 本会は、その目的を達成するため、主として次の事項について協議する。

(1) 学生生活に直接関係を有する施設の運営に関する諸問題

(2) 大学の毎年度当初予算報告に関すること

(3) 福利厚生施設の管理運営及び厚生事業については、別に定める福利厚生運営委員会で協議する。

(4) その他本会で必要と認めたこと

(事務)

第4条 本会の事務は、学生課が行う。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、委員総数の3分の2以上が出席した本会で、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学大学生活の充実・発展に関する運営協議会規程は、廃止する。

3 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

4 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

5 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

6 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

7 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

覚 書

文化委員会・体育委員会・サークル連合事務局・厚生委員会・学翔学会・学生議会・応援団の各本部役員は、オブザーバーとして出席を認める。

学生会館規程

(名称)

第1条 本館は、熊本学園大学学生会館（以下「会館」という。）と称する。

(目的)

第2条 会館は主として、広く学生相互間の親睦と交流を促進するとともに、福利厚生の実施及び課外活動の支援を目的とする。

(使用資格)

第3条 会館の使用は、本学学生及び学長が特に許可した者とする。

(運営委員会)

第4条 会館を円滑に運営するため、熊本学園大学学生会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(使用細則)

第5条 使用細則は、別に定める。

(管理運営)

第6条 会館の管理運営は職員が行い、その責任者は学生部長とする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生課が担当する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。

2 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

学生会館管理運営委員会規程

(設置)

第1条 熊本学園大学学生会館（以下「会館」という。）を円滑に運営するため、熊本学園大学学生会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。委員長には学生部長があたる。

- (1) 学生部長
- (2) 学生部事務部長、学生課長
- (3) 総務課長
- (4) 第一部学生自治会（執行委員会委員長・文化常任委員会委員長・体育常任委員会委員長・サークル連合事務局会長・応援団団長・厚生委員会理事長・学生議会議長）、学翔学会会長（以下「学生委員」という。）

2 委員会は必要に応じて、前項以外の関係者の出席を求めることが出来る。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。また、学生委員の3分の2以上の要請があった場合にも招集するものとする。

2 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 年間の運営に関すること
- (2) 会館の福利厚生施設の充実に関すること
- (3) 施設使用計画に関すること
- (4) その他委員会が必要と認めたこと

(事務)

第4条 委員会の事務は、学生課が行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、令和2年10月1日から施行する。
- 8 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

学生会館使用細則

(趣旨)

第1条 熊本学園大学学生会館（以下「会館」という。）の施設・設備の円滑な使用を期するため、この細則を定める。

(開館時間)

第2条 会館の開館時間は、月曜日から金曜日までは午前9時から午後9時までとし、土曜日は午前10時から午後5時まで、祝日授業日は午前9時から午後9時までとする。

2 長期休暇中（夏期、春期）の開館時間は、熊本学園大学学生会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）で協議のうえ別に定める。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 祝祭日（祝日授業日を除く）
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日（5月30日）
- (4) 夏期一斉休業及び冬期（年末・年始）休業日
- (5) その他本学が必要と認めた日

(使用制限)

第4条 会館の使用は、原則として学生会館規程第2条の目的に沿ったものに限る。

2 多目的ホール、練習室及び会議室の使用については、同一団体（サークル）の連続使用を制限することがある。

(使用申請)

第5条 会館の多目的ホール・練習室・会議室の使用については、所定の使用願を会館事務室に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 申請期間は、原則として使用開始日の3か月前から1週間前までとする。
- 3 前項施設の使用申請が重複したときは、合議のうえ調整する。

(休館日の使用)

第6条 休館日の多目的ホール・練習室・会議室の使用については、所定の休日使用願を会館事務室に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

2 申請期間は、使用開始日の2週間前までとする。

(時間外の使用)

第7条 時間外の多目的ホール・練習室・会議室の使用については、所定の時間外使用願を会館事務室に提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

- 2 申請期間は、使用開始日の2週間前までとする。
- 3 時間外の許可限度は、閉館時間後1時間とする。ただし、学生部長が許可をした場合はこの限りではない。

(使用の変更等)

第8条 会館の使用許可を受けた者が、使用についての変更又は取消しをするときは、速やかに願い出なければならない。

(宿泊の禁止)

第9条 会館内における宿泊は、これを禁止する。

(使用の中止及び取消)

第10条 次の各号に掲げる場合、学生部長はその使用を中止させ、又は許可を取消することがある。

- (1) 風紀又は秩序を乱したとき
- (2) 建物又は備品等を汚損、破損したとき
- (3) 会館職員の指示に従わないとき
- (4) その他管理上支障があると認められたとき

(物品の搬入)

第11条 使用者がその活動のために常備品以外の物品を搬入するときは、事前に学生部長の許可を受け、会館職員の指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第12条 会館の使用者は、会館職員の指示に従い、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に清潔、整頓に心掛けること
- (2) 施設、設備を破損、又は落書等をしないこと
- (3) 備品及び用具を無断で移動若しくは使用しないこと
- (4) 下駄又はスパイク等で出入りしないこと

- (5) 掲示物は所定の手続きを経て、指定された掲示板を使用すること
 - (6) 飲酒、喫煙をしないこと
 - (7) 所定の場所以外で飲食をしないこと
 - (8) 火災防止のため、火気は使用しないこと
- (損害賠償)

第13条 使用者が建物若しくは付属施設・備品を破損又は滅失したときは、その程度に応じて損害を弁償させることがある。
(事務)

第14条 この細則に関する事務は、学生課が担当する。
(改廃)

第15条 この細則の改廃は、委員会において行う。

附 則

- 1 この細則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

西合志研修所規程

(設置)

第1条 熊本学園大学（以下「大学」という。）に研修施設として、西合志研修所（以下「研修所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研修所の使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 大学が行う学校行事
- (2) 大学のゼミナール等の授業及び研究会
- (3) 学生が行う学術、文化、体育等の課外活動
- (4) 教職員が行う研究会及び研修会
- (5) その他使用目的にそうものと認められるもの

(使用者)

第3条 研修所を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学の学生及び教職員
- (2) 使用目的にそうものとして学長が特に認めた者

2 研修所は、原則として学外者へ貸与しない。

(委員会)

第4条 研修所の運営を円滑に行うために、研修所運営委員会を置く。

2 研修所運営委員会についての規程は、別に定める。

(使用細則・使用心得)

第5条 研修所の管理と使用を円滑に行うために、研修所使用細則及び研修所使用心得を別に定める。

(管理運営担当者)

第6条 研修所の管理運営の責任者は学生部長とし、研修所長が事務を担当する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、研修所運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学西合志研修所規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

西合志研修所運営委員会規程

(設置)

第1条 熊本学園大学西合志研修所（以下「研修所」という。）の運営を円滑に行うために、西合志研修所運営委員会（以下「研修所委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 研修所委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生部長、学生部委員2名
 - (2) 学生部事務部長、総務課長、管財課長、学生課長、研修所長
 - (3) 第一部学生自治会（執行委員会委員長・文化常任委員会委員長・体育常任委員会委員長・サークル連合事務局会長・応援団団長・厚生委員会理事長・学生議会議長）、学翔学会会長
- 2 研修所委員会には、必要に応じ委員以外の関係者を出席させることができる。
- 3 研修所委員会の委員長には、学生部長をもって当てる。

(協議事項)

第3条 研修所委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 研修所運営の基本的事項
- (2) 研修所の維持・管理及び使用に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(決議)

第4条 研修所委員会の決議は、全委員の過半数が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(事務)

第5条 研修所委員会の事務は、研修所長が担当する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、研修所委員会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学西合志研修所運営委員会規程は、廃止する。
- 3 この改正は、平成6年8月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、令和2年10月1日から施行する。
- 9 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

西合志研修所使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本学園大学西合志研修所（以下「研修所」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 研修所を使用するものは、使用日の2週間前までに所定の使用許可願に研修日程表及び研修参加者名簿を添えて学生課へ提出し、その許可を受けなければならない。

2 同一の利用者が引き続き使用することができる期間は、原則として5日間以内とする。

3 使用願提出以後、研修者等に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(使用許可書)

第3条 学長は、研修所の使用を許可する場合には、使用許可書を当該使用者に交付する。

2 使用者は、入所に際し使用許可書を呈示し、使用についての注意を受けなければならない。

(遵守事項等)

第4条 使用者は、この細則及び別に定める研修所使用心得を遵守しなければならない。

2 使用者（団体又はその構成員）が次の各号の一に該当する行為があったときは、使用の途中であっても当該許可を取り消し、又は使用の中止をさせることがある。

(1) 建物又は備品等を故意に破損する行為

(2) 暴力行為

(3) 秩序を害し、他の利用者に迷惑をかける行為

(4) 研修所長の指示に従わず、管理上支障がある場合

(5) 研修所使用心得に違反する行為

(損害賠償)

第5条 使用者は、故意又は過失により施設及び備品を破損したときは、その原状回復に必要な経費を賠償しなければならない。

(休館日)

第6条 研修所の休館日は、次のとおりとする。

(1) 夏期一斉休業日及び冬期（年末・年始）休業日

(2) 学長が必要と認めた期間

(研修時間帯)

第7条 研修所の研修時間帯は、原則として次のとおりとする。

(午前) 9:00～12:00

(午後) 13:00～16:00

(夜) 18:30～21:00

(事務)

第8条 使用に関する事務は、研修所長が担当する。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、熊本学園大学西合志研修所運営委員会において行う。

附 則

1 この細則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この細則の施行により、熊本商科大学・熊本短期大学西合志研修所使用細則は、廃止する。

3 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

4 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

福利厚生運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本学園大学の福利厚生施設の管理運営及び厚生事業について協議し、その充実発展に寄与する事を目的とする。

(設置)

第2条 大学生生活の充実・発展に関する運営協議会の下部組織として、福利厚生運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。委員長には、学生部長があたる。

- (1) 学生部長
 - (2) 学生部事務部長、学生課長
 - (3) 総務課長
 - (4) 第一部学生自治会（執行委員会委員長・文化常任委員会委員長・体育常任委員会委員長・サークル連合事務局会長・応援団団長・厚生委員会理事長・学生議会議長）、学翔学会会長（以下「学生委員」という。）
 - (5) 委員会は必要に応じて、その他の関係者の出席を求めることができる。
- 2 委員の任期は1年とし、1月1日より12月31日までとする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。また、学生委員の3分の2以上の要請があった場合にも、招集するものとする。

2 本委員会は、主として次の事項について協議する。ただし、学生会館については学生会館管理運営委員会で協議する。

- (1) 福利厚生施設の管理と運営に関する事
- (2) 経営委託業者への意見具申に関する事
- (3) その他本委員会で必要と認めた事

(事務)

第5条 委員会の事務は、学生課が行う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、熊本学園大学大学生生活の充実・発展に関する運営協議会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成8年10月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

8号館（部室棟）使用心得

①（使用）

1 使用時間帯

(1) 平 日

(ア) 第一部 午前7時から 午後9時30分まで

(イ) 第二部 午後5時から 午後11時まで

(土曜日は午後1時から午後11時まで)

(2) 日曜日・祝祭日・休暇中

第一部・第二部とも午前7時から午後9時30分まで

(3) 時間外使用

(ア) 平 日

明確な理由を添付して各委員会・学会本部に届出る。各委員会・学会本部はその理由を吟味・検討の上学生課まで伝達する。その手続は、第一部の場合、当日午後5時まで、第二部の場合、当日午後9時までとする。

(イ) 日曜日・祝祭日

第一部の場合前日の午後5時までに手続をする。第二部の場合前日の午後9時までに手続をする。ただし前日が土曜日の場合、12時並びに午後5時より午後9時までとする。

(ウ) 休暇中

第一部・第二部とも午後5時までに手続をする。委員会・学生本部が不在の時直接サークルが手続をする。ただし土曜日は12時までに手続する。第二部の場合電話による手続でもよい。

2 使用団体

本学学生の団体とする。

3 使用手続

部屋・備品の借用期間は1か年とし、毎年4月1日各サークルの責任者の交替に伴い所属委員会・学会本部に対し、借用届を更新し委員会・学会本部はそれを一括して学生課へ提出する。ただし無所属サークルは直接執行委員会へ提出し執行委員会はそれを学生課へ提出する。

4 使用の停止

「学生管理運営委員会」によって施設・備品などを故意に破損する行為、公共の秩序風紀を乱す行為、及び本使用心得に違反した行為、と見做され「大学生活の充実・発展に関する運営協議会」に提起された場合、その使用停止の是非が審議・検討される。

②（施設の運用・保全）

1 部屋・会議室・合宿所などでの清掃は利用サークル学生が行う。

2 個人的過失・サークル活動による破損は当該個人あるいはサークルが弁償する。

③（注意事項）

1 火災防止のため部室内で火気の使用は一切禁止する。

2 原則として学外者・他サークル学生に部室の一部又は全部を転貸してはならない。

3 館内で営利を目的とする行為を行ってはならない。

4 不適当なはき物（下駄、スパイク）を着用してはならない。

5 宿泊を目的として部室を使用してはならない。

6 共同で利用する施設（合宿所・会議室など）は原状に復して返還する。

（覚書）

1 衛生施設（トイレ・シャワー）の清掃及び地震・台風などの不可抗力による破損の補償は大学側で行う。

水・光熱費は大学の負担とする。

2 サークルが部室を使用なくなり、空部室が生じた場合は、事前に大学側と協議のうえ8号館学生管理運営委員会で審議する。（昭和58年10月15日）

学生見舞互助会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、熊本学園大学学生見舞互助会と称する。(以下本会という。)

(目的)

第2条 本会は、熊本学園大学に在籍する学生が次の各号に該当する場合、互助会見舞金を給付することを目的とする。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会員が病気により入院したとき
- (3) 会員が身体に傷害を被ったとき
- (4) 会員の自宅又は現在居住している家屋を焼失したとき
- (5) その他委員会が適当と認めたとき

2 前項の目的のほかには会員の福利厚生として委員会が適当と認めたとき。

(会員の資格)

第3条 本会の会員は、熊本学園大学の学部 に在籍し、会費を納入した者とする。

2 前項の会員には、休学中の学生を含めるものとする。

第2章 会 費

(会費)

第4条 会費は、在学中の会費とし、入学年次に2,000円を一括納入する。(但し、原則として退学、除籍による途中での返還はないものとする。)

2 編入生、転部生も同額とする。

第3章 見舞金の申請及び給付

(見舞金の申請)

第5条 給付を受けようとする者は、病気、傷害等が完治してから、本会所定の用紙に必要書類(医師の診断書、証明書等)を添えて、次の期間内に第一部学生自治会厚生委員会へ申請する。ただし、同一の事由による見舞金の申請は再度はできない。

- ①会員が病気及び事故等により、入院した時 → → →
退院、通院治療終了後60日以内
- ②会員が病気及び事故等により、傷害を被った時 → → →
通院治療終了後60日以内
- ③会員が病気及び事故等により、後遺障害を被った時 → → →
後遺障害判明後60日以内
- ④会員の自宅又は借家を焼失した時 → → →
事故発生日から60日以内
- ⑤会員が死亡した時 → → → 60日以内

2 やむをえず60日を経過して提出する場合は理由書を添付して申請する。

3 本学入学以前の病気及び事故等による障害が、入学後も継続している場合の申請はこれを認めず、本学入学(4月1日)時点より発生したものを見舞金の対象とする。

4 見舞金の申請は卒業する年の3月31日までにを行うこととする。ただし9月期卒業の学生については、卒業する年の9月21日までに申請を行うこととする。

(見舞金の給付)

第6条 給付は、申請書を本会の規約に基づき委員会が審査し、認定する。但し、60日を経過して申請された場合には理由書に基づき委員会で審議・判断を行う。

2 見舞金は、本会の承認を得た後、原則として14日以内に第一部学生自治会厚生委員会が給付する。

第4章 見舞金の種類および給付額

第7条 見舞金の種類および給付額は、以下に定める。ただし、第2条(5)の場合はこの限りでない。

①	死亡及び植物状態		100万	
②	入 院	91日以上	10万	
		90日以内	8万	
		60日以内	6万	
		30日以内	4万	
		21日以内	3万	
		14日以内	2万	
		3日～7日	1万	
③	通 院	4日以上の通院の場合のみ、日数×1,000円 (上限を30回とする)		
④	ギブス等 装着	入院もしくは通院の条件を満たしている場合にのみ、日数×1,000円 (上限を30回とする)		
⑤	後遺障害	1 級	50万	
		2 級	45万	
		3 級	40万	
		4 級	35万	
		5 級	30万	
		6 級	25万	
		7 級	20万	
		8 級	15万	
		9 級	10万	
		10 級	5万	
		11 級 ～ 14 級		2万
⑥	火 災	自 宅	全 焼	50万
			半 焼	25万
			小 火	5万
	借 家	全 焼	25万	
		半 焼	－	
		小 火	－	

(給付の適用)

第8条 会員が第7条に該当する場合は、それぞれについての見舞金を給付する。

(文書料)

第9条 見舞金給付申請に要した医師の診断書・証明書の経費については、領収書により、その実費を支給する。ただし、その総額の上限を5,000円までとする。

第5章 見舞金を給付しない場合

(見舞金を給付しない場合)

第10条 第4章各条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、原則として見舞金を給付しない。

- (1) 会員の犯罪行為および泥酔による事故
- (2) 交通三悪（無免許運転、飲酒運転、スピード違反）による事故
- (3) 会員の故意による事故および火災
- (4) 天災による自然災害の事故
- (5) 事実と相違する申請を行ったとき

第6章 決 算

(決算)

第11条 決算は、毎年3月31日をもって行う。

(剰余金)

第12条 決算により剰余金が生じたときは、委員会で審議する。

第7章 委員会

(委員会の構成および招集)

第13条 本会は、次の委員をもって委員会を構成する。

- (1) 大学側委員…学生部長、学生部事務部長、学生課長、学生課長補佐
- (2) 学生側委員…第一部学生自治会執行委員会2名、厚生委員会2名、体育常任委員会・文化常任委員会・サークル連合事務局・学翔学会・学生議会・応援団より各1名
- 2 委員長には学生部長をあてる。
- 3 委員会は委員長が招集する。

(会の運営、委員会の業務)

第14条 委員会は、本会の円滑な運営につとめ、次の業務を行う。

- (1) 見舞金額の審査及び認定
- (2) 会費の運用
- (3) 本規約の改廃
- 2 本規約の改廃は、委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和53年4月11日から施行する。
- 2 この改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、昭和61年7月1日から施行する。
- 5 この改正は、昭和62年7月9日から施行する。
- 6 この改正は、平成元年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成2年7月2日から施行する。
- 8 この改正は、平成3年12月20日から施行する。
- 9 この改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 10 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 11 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 12 この改正は、平成12年10月10日から施行する。
- 13 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 14 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 15 この改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定の適用は、なお従前の例による。
- 16 この第4条の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 18 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 19 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 20 この改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 21 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 22 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 23 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 24 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

覚 書

会費の保管は大学が行う。

6. 研究所等案内

研究所等案内

1 産業経営研究所

産業経営研究所は1959（昭和34）年4月、産業・経済およびこれに関連している諸事項の調査研究を行い、地域の産業経営の発展向上に寄与することを目的として設立された。以来、研究所は地域の経済、産業および企業経営に関する調査・研究ならびにその助成を行ってきた。またそのための資料の収集・整備・交換および利用の促進、調査研究の成果を発表する機関誌その他刊行物の発行、研究会、講演会、専門講座の開設など多方面にわたる活動をつづけている。研究所の研究員は、専任教員のなかの希望者によって構成される。

研究所設立以来、各種統計や年鑑、各大学・研究機関の機関誌、産業経営に関する雑誌、会社史などの収集に力を注いできた。近年ではWeb上で利用可能な情報も増えつつあるが、とりわけ九州地方や全国都道府県発行の地方統計や調査資料、民間の地方資料を収集してきた資料室はユニークなライブラリーとなっている。これらの資料は研究員の調査研究のみならず、内外の教育活動に役立てられている。

調査研究の成果は、調査研究報告、所報『産業経営研究』、研究叢書、ディスカッションペーパーとして発表しているが、熊本県を中心として産業、経済、国民生活など全般にわたる多くの分析は、県内各方面、内外の学会、研究機関との学術交流に貢献している。

また、中国・深圳大学、韓国・全南大学校との学術交流も行われている。このような学術機関との交流に加え、2013（平成25）年2月には、熊本県信用保証協会と連携協定を結び、共同研究を実施。また同年4月には中小企業家同友会と業務委託契約を結び、調査業務を行っている。2017（平成29）年には、ミュージックセキュリティーズ㈱と連携協定を結び共同研究を、また熊本市シルバー人材センターと共同調査研究を行っている。2018（平成30）年度からは、熊本県からの委託事業である熊本イノベーションスクール「次代舎」を実施。2021（令和3）年10月には、熊本市都市政策研究所と、2022（令和4）年3月には、九州フィナンシャルグループ傘下の地方経済総合研究所と、2023（令和5）年度にはneuet株式会社および熊本市と連携協定を結び、共同研究を行うなど、地域産業発展のために研究を推進している。

〈所報近刊〉

『産業経営研究』第43号 2024（令和6）年3月発行

The Scotch Whisky産業における国際的寡占体制の形成 ～第2次世界大戦から2000年まで～	中野 元
日本酒市場と蔵元のマーケティング	吉川 勝広
『ディーツ労働者旅行ハイキング案内』（1932年）の意義	幸田 亮一
企業情報の質的水準とアナリスト予想のタイミング —— 私的開示のケース ——	小谷 学
研究所活動	

〈研究叢書近刊〉

岩武一郎著『法人税における収益認識の研究』中央経済社 2021年3月発行

吉川勝広著『地域流通とマーケティング』同文館出版 2022年3月発行

出家健治著『商業論の基礎理論－売買の集中の原理－』白桃書房 2023年3月発行

末永英男著『税務会計論の基本問題』中央経済社 2024年3月発行

〈調査研究報告〉

『アントレプレナーシップ・ケース・レポート』松尾健治著 2022年3月発行

『企業のCSRと社会的企業・社会的資本の理論的研究』出家健治著 2023年3月発行

『中解像度地球観測衛星データLandsat8 OLIから算出したNDVI差分解析による2016年熊本地震における阿蘇立野および烏帽子岳西麓とその周辺地域の斜面崩壊箇所の抽出と検証』新村太郎著 2023年3月発行

2 海外事情研究所

海外事情研究所は、1961（昭和36）年4月、当時、熊本県が国内有数の移民県であったことや、本学の前身である東洋語学専門学校の建学の精神「海外発展に資する」「海外雄飛の人材育成」の方針を具現化するために、中南米事情研究所として創設された。その後、日本経済の発展に伴い、世界に研究対象を広げることの必要性、また、研究者の充実とともに広く海外事情を研究しうる力量を持つようになったことにより、1972（昭和47）年4月、現在の海外事情研究所に名称変更した。

研究対象や地域は多岐にわたっており、年間を通じて国内外の研究者を招聘し、研究会や講演会を開催している。各分野での諸外国の事情が紹介されたり、活発な意見交換が行われるなど、専門分野における研究者交流の場としての一翼をになっている。なかでも中国の深圳大学中国経済特区研究センターとは1987（昭和62）年6月に、韓国・全南大学校経営研究所とは1993（平成5）年7月に学術交流協定を締結しており、研究資料の交換・学術調査訪問、共同研究、講演会、シンポジウムなどの学術交流が進められている。2024（令和6）年10月に中国の深圳大学中国経済特区研究センター、11月には韓国の全南大学校経営研究所を訪問、研究会を開催し、研究成果の発表を行った。

また、各所員の海外でのフィールドワーク等研究活動への支援も活発に行われており、これらの研究活動成果は、所報『海外事情研究』や研究叢書で発表されている。所報執筆は所員のみならず、本学に滞在している交換教員や海外の提携大学の研究所からの寄稿も受け入れ、バラエティに富む誌面構成となっている。

研究環境のベースも充実してきている。海外事情に関する文献や資料は、図書館との連携のもと効率的な収集に努めており、研究所ならではのユニークな蔵書構成、資料を有し、学内だけでなく学外からのリクエストへの対応、学外の専門機関（アジア経済研究所、日本貿易振興機構）からの資料や講演会、研究会等の情報提供を受けている。

〈所報近刊〉

『海外事情研究』第51巻(通巻96号) 2024(令和6)年3月刊行

（論文）

イギリスにおける導入期(1643年～1660年)の消費税 酒井 重喜

韓国における外国人児童生徒のための「多様な」学校づくりの試み
～外国人集住の学校における取組みを中心に～ 金 美 連

（調査研究）

カナダの一時滞在外国人労働者の受け入れ状況と政府の支援(政府・州・自治体)
—ウィンクラー町(マニトバ州)の受け入れ・労働状況と支援サービス— オストマン・ディビッド

美術に政治を読み込むのか？
「新ロシヤ展」(1927)をエレヴァンから振り返る 太田丈太郎

（研究ノート）

日本における社会的連帯経済研究の展望と課題
社会福祉学の立場から 仁科 伸子

〈研究叢書〉

塩入すみ著『ロケーションとしての留学 台湾人留學生の批判的エスノグラフィー』 株式会社 生活書院 2019年3月発行

太田丈太郎著『イリーナさんというひと — ソ連という時間をさがして』 有限会社 成文社 2020年3月発行

塩入すみ著『表象のベトナム、表象の日本 — ベトナム人実習生の生きる空間』 株式会社 生活書院 2021年3月発行

山西裕美著『揺れる子どもの最善の利益 — 東アジアの共同養育』 株式会社 晃洋書房 2022年3月発行

佐藤勇治著『グローバル人材の条件 — 心・知識・技 —』 有限会社一粒書房 2023年3月発行

堀 正広著『日本文化は英訳できるか、禅は西洋に根付くか — 俳句・公案そして佐々木指月の生涯 —』 株式会社 ひつじ書房
2024年3月発行

3 社会福祉研究所

社会福祉研究所は、わが国の社会福祉の科学的研究を通じてその発展をはかり、あわせて地域社会に直接貢献することを目的として1966（昭和41）年5月に熊本短期大学付属社会福祉研究所として設立された。1994（平成6）年4月の熊本短期大学と熊本商科大学の統合にともなう大学名変更、社会福祉学部新設をふまえ、熊本学園大学付属社会福祉研究所に改称。2016（平成28）年には設立50周年を迎えた。社会福祉に関わる学問のあらゆる領域から、社会福祉を対象として多角的に研究しようというのが、本研究所の特色である。研究所スタッフも社会福祉学、社会学、経済学、教育学、保育学、心理学、法律学、保健体育学、医学、地理学など多様な研究領域から成る。研究員は本学専任教員のうち希望するものが兼務するが、必要があれば学外に嘱託研究員を委嘱して研究陣の強化を図っている。

設立以来、社会福祉学および関連諸科学に関する文献、社会福祉関係諸資料を収集・整備してきたが、特に入手困難な行政資料等については地元自治体をはじめ九州各県の資料が定期的に蓄積されてきた。一方、研究活動については、研究会、講習会、専門講座の開催、報告書の発行などそれぞれの分野で活動してきた成果が折々に発表されている。近年は個人やチームで取り組む調査研究にも外部資金が導入され、複数年度にわたり研究助成が行われている。

定期的に発行されている刊行物には、所報『社会福祉研究所報』（年1回発行）や福祉情報誌『くまもとわたしたちの福祉』（年2回発行）、研究叢書の「社会福祉叢書」などがあり、所員の研究活動発表の場として、地域と研究所を結ぶパイプ役として地域の人々とともに福祉を考え、地域発展の道を探っている。

〈所報近刊〉

『社会福祉研究所報』第52号 2024（令和6）年3月発行

（論文）

韓国の保育制度と保育専門職の歴史的展開

— 託児所の始まり（1921年）から婴幼儿保育法制定（1991年）まで —

上原 真幸

聖職者例外の法理と反差別法：宗教学校の宗教的自由と雇用者への差別的な解雇

森口 千弘

児童福祉施設等における保護者への子育て支援についての一考察

— 児童福祉施設等の支援者へのアンケート調査及びインタビュー調査結果分析より —

出川 聖尚子・山西 裕美・岡村 ゆかり

（研究ノート）

交通権と第三セクター

— 交通権40年の熊本市公共交通基本条例の成果と交通福祉の課題 —

坂本 正

（2023年度 公開研究会記録）

第1回研究会 介護を必要とする高齢者の充足されていないニーズに関する研究

— 大田市における低所得高齢者を対象として —

第2回研究会 ソーシャルワークはマイノリティをどう捉えてきたのか — 制度的人種差別とアメリカ社会福祉史 —

第3回研究会 満蒙開拓引揚集落での映画上映会の取り組みと記憶の継承

第4回研究会 コミュニティケアと社会福祉機関の役割 — 日本と韓国の実践経験 —

〈研究叢書近刊〉

橋本公雄・藤塚千秋・府内勇希著

『アクティブな生活をととした幸福を求める生き方—ライフ・ウェルネスの構築を目指して—』

ミライカナイ 2018年3月刊行

仁科伸子著『人口減少社会のコミュニティ・プラクティス—実践から課題解決の方策を探る—』

御茶の水書房 2019年3月刊行

松本勝明著『医療保険における競争—ドイツの連帯的競争秩序—』 旬報社 2021年3月刊行

堀正嗣著『障害学は共生社会をつくれるか—人間解放を求める知的実践—』 明石書店 2021年3月刊行

菱ヶ江恵子著『小児がん経験者の患者会参加プロセスの探究—仲間との出会いへの期待と患者会活動の可能性』

明石書店 2022年3月刊行

高林秀明著『制度から生まれる連帯の力—普遍主義による相互承認—』 大月書店 2024年4月刊行

堀正嗣編著『子どもアドボカシーの基本原則—子ども主導の意見形成・表明・実現のために—』 明石書店 2024年3月刊行

7. 同窓会「志文会」 会則等

志文会会則

第1条 熊本学園大学同窓会志文会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校（第4条第1号のア及びイに定める学校、大学、短期大学部及び大学院をいう。以下同じ。）と密接な連絡をとり、会員並びに母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 同窓会報及び同窓会員名簿の発行
- (2) 同窓会総会及び懇親会
- (3) 卒業生就職の斡旋
- (4) 卒業生を代表する母校理事会の理事及び同評議員の選出
- (5) その他の事業

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 通常会員

ア 東洋語学専門学校、熊本語学専門学校、熊本短期大学、熊本商科大学、熊本学園大学及び熊本学園大学短期大学部の卒業生

イ 熊本商科大学大学院及び熊本学園大学大学院の修了生

- (2) 準会員 在学生

- (3) 賛助会員 中途退学者の内、会員になることの申出を行い、役員会の承認を得た者

- (4) 特別会員 熊本学園大学及び熊本学園大学大学院に現に勤務する職員

2 客員 旧職員（母校に勤務したことのある者をいう。）、又は母校に縁故ある者の中から会長の推薦する者

第5条 本会は、本部を熊本学園大学内に置く。

2 本会会員が居住する地域、所属する職域及び職種により支部を設けることができる。

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|------|-------|-----|-------------|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 12名以内 |
| 常任委員 | 20名以内 | 委 員 | 各卒業年度から1名以上 |
| 監 事 | 2 名 | | |

2 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第7条 会長、副会長及び監事は、通常会員より総会において選出する。

2 常任委員及び委員は会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

3 顧問及び相談役は、四役員会の議を経て会長が委嘱する。

第8条 本会に、総会の承認により名誉会長を置くことができる。

第9条 本会に、事務局長1名・書記若干名を置く。事務局長及び書記は、会長がこれを委嘱する。

第10条 役員の任期は、2か年とする。再任は妨げない。但し、会長の任期は、原則として2期4年以内、副会長・監事の任期は3期6年以内とする。

第11条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、これを代理する。

3 監事は、財務を監査する。

4 常任委員は、役員会及び四役員会に出席して会務を処理する。

5 委員は、当該卒業年度の会員の連絡にあたりとともに、役員会に出席して会務を処理する。

6 顧問及び相談役は、役員会及び四役員会に出席して随時意見を述べることができる。

7 事務局長及び書記は、会長の命を受け、庶務・会計の事務を行う。

第12条 本会の会議は次の通りとし、会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 四役員会
- (4) 正副会長会

第13条 総会は定例総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 定例総会は、原則として毎年1回開催する。

3 臨時総会は、役員会又は四役員会が招集を決議したときその他必要があるときに開催しなければならない。

第14条 役員会は、第6条第1項に定めるすべての役員をもって構成する。

2 四役員会は、第6条第1項に定める会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

3 正副会長会は、第6条第1項に定める会長、副会長をもって構成する。

第15条 会長は、必要に応じ役員会、四役員会及び正副会長会を招集して議長となり、議題を諮問する。

第16条 第4条に定める会員は、任意に会費を支払うものとする。

2 会費の額は、別に定める。

第17条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第18条 本会の運営に要する必要経費は、本学学生が入学時に納入する同窓会入会金及び同窓生の年会費・寄付金をもってこれにあてる。

2 特定の事業を行う為に同窓会入会金及び同窓生の年会費の一部をもって基金を設ける。

3 前項の基金を運営するために「基金運営委員会」を設ける。

4 基金運営委員会に関する内規は、別に定める。

第19条 本会会則は、総会における過半数の決議により変更することができる。

附 則

1 本会則は、昭和28年5月31日から施行する。

2 この改正は、昭和41年11月23日から施行する。

3 この改正は、昭和57年11月23日から施行する。

4 この改正は、昭和62年11月21日から施行する。

5 この改正の施行の際、現に本学学生である者については、第17条の規定の適用はなお従前の例による。

6 この改正は、平成4年5月30日から施行する。

7 この改正は、平成6年4月1日から施行する。

8 この改正は、平成6年11月22日から施行する。

9 この改正は、平成7年11月22日から施行する。

10 この改正は、平成17年11月22日から施行する。

11 この改正は、平成23年11月22日から施行する。

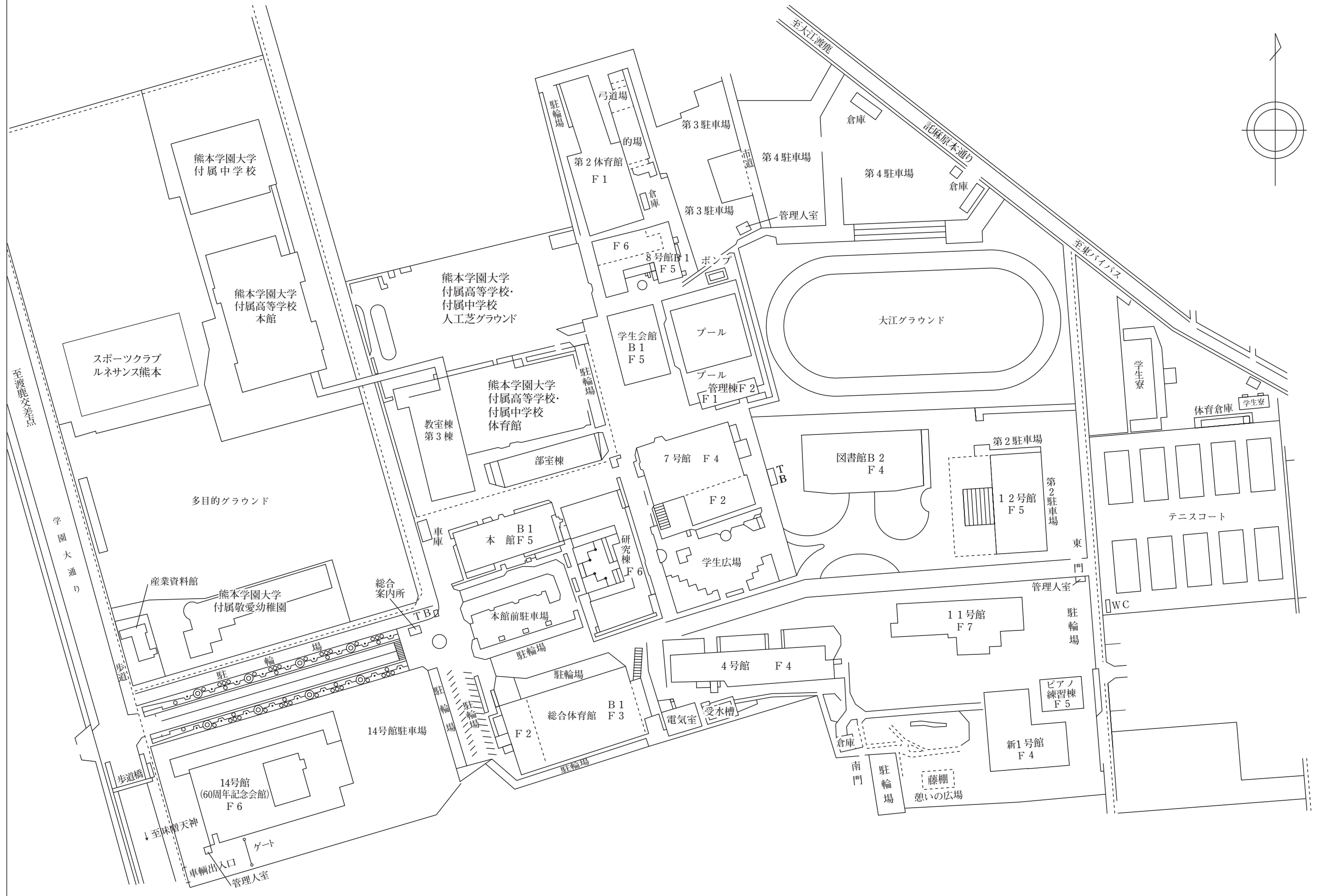
12 この改正は、平成30年11月22日から施行する。

13 この改正は、令和2年11月22日から施行する。

14 この改正は、令和5年11月22日から施行する。

8. 校舎等配置図、 教員名簿

校地・校舎等建物の配置図



本 館

(地階)

男 子 休憩室	男 子 ロッカー室
職 員 図書室	女 子 ロッカー室
女 子 休憩室	企画課 倉 庫
経理課 倉 庫	交換機室
総務課 倉 庫	エレベーター
管財課 倉 庫	シャワー室 男子WC
管財課 倉 庫	シャワー室 女子WC
人事課 倉 庫	機械室2
広報室 倉 庫	機械室1
入試課 倉 庫	

(1階)

人事課	経 理 課
総務課	
玄 関	エレベーター 男子WC 湯沸室 女子WC WC
志文会 事務局	多目的
管財課	応 接 コーナー 学 園 資料室

(2階)

理事長室	理事役員室
事務局長室	理事室
(吹 抜)	エレベーター 男子WC 湯沸室 女子WC
入試課	内部監査室
準備室	応接室
	小会議室

(3階)

倉庫	ホ ー ル	特 別 会議室
企画課		
学長事務室		
社会福祉 学部長室	エレベーター 男子WC 湯沸室 女子WC	
秘書室		
学長室		
外 国 語 学部長室		副学長室
経 済 学部長室		
商 学部長室		広報室

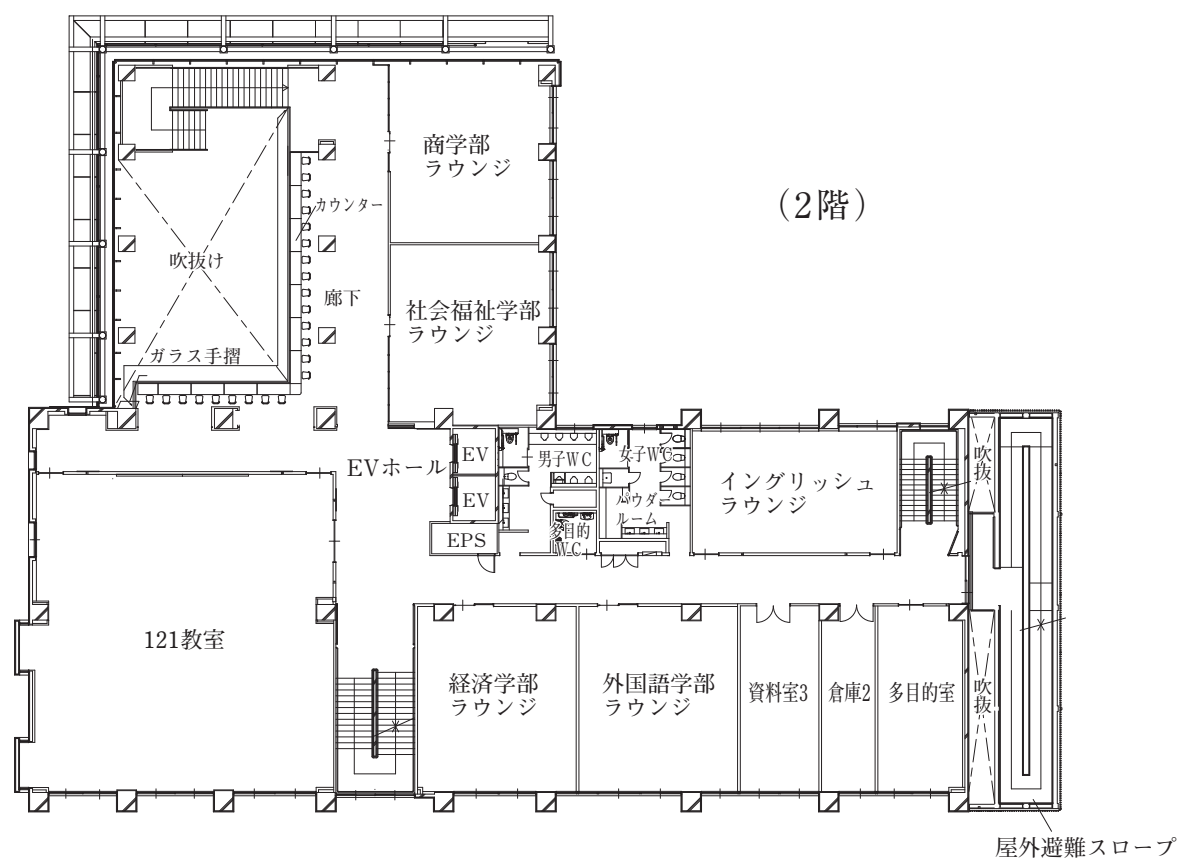
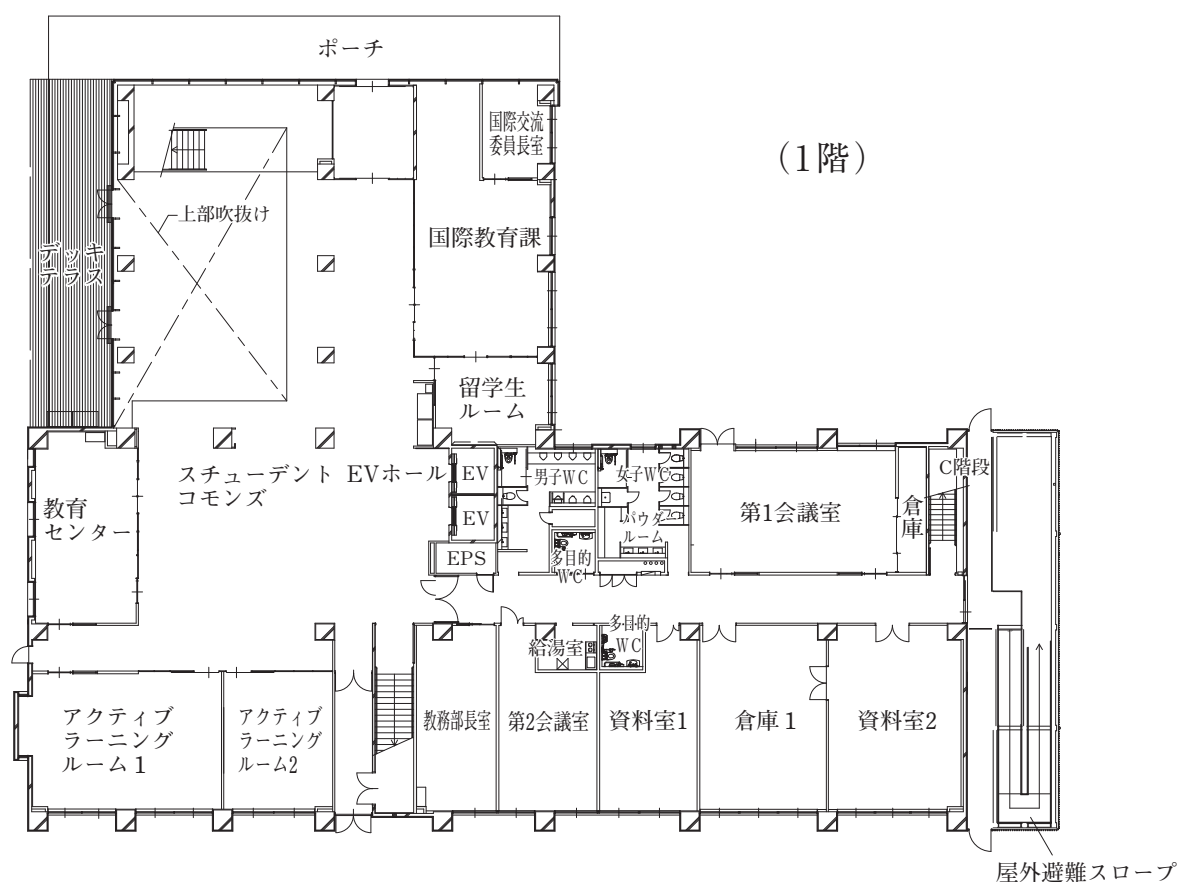
(4階)

グリル	和 室
	配 膳 室
第 2 会議室	エレベーター 男子WC 湯沸室 女子WC
第 1 会議室	第 3 会議室

(5階)

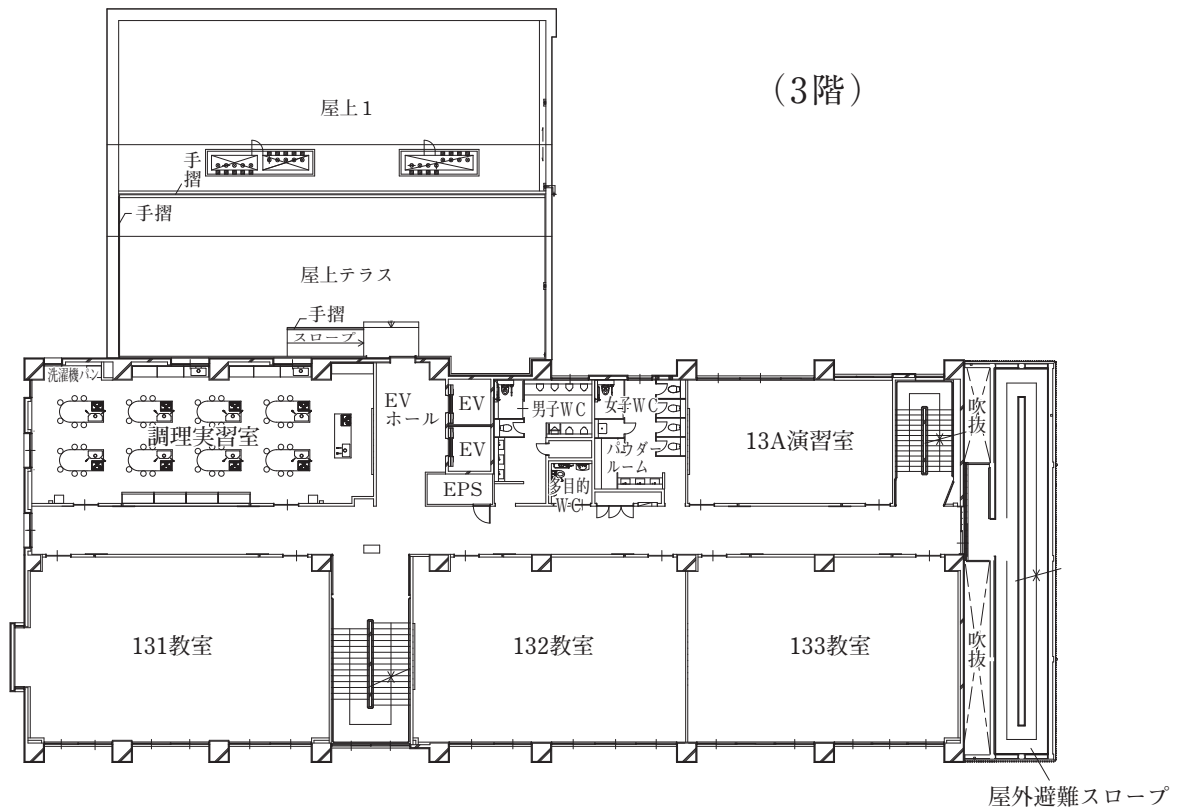
549 大 山	
548	581
547 佐 川	582 名誉教授室
546	
544 佐々木	エレベーター 男子WC 湯沸室 女子WC
572 佐藤(信)	
571 本 吉	
543 藤本(能)	
542 石 貫	
541 工 藤	第 4 会議室
540 松 本	
539	
538 向井(久)	

新 1 号 館

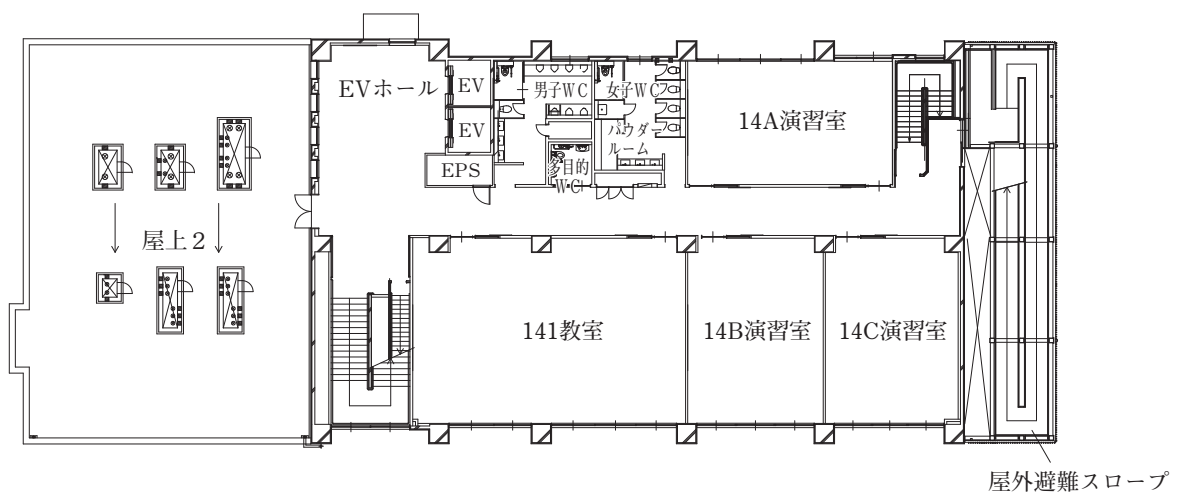


新 1 号 館

(3階)

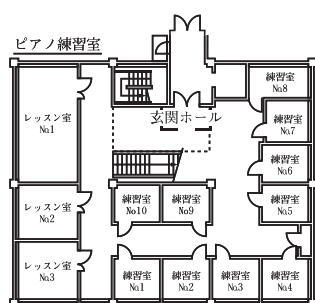


(4階)

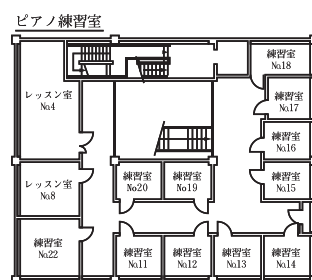


ピアノ練習棟

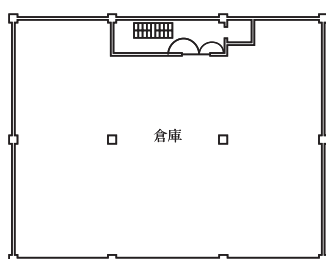
(1 階)



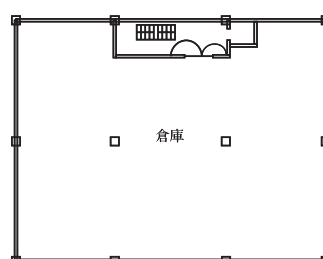
(2 階)



(3 階)

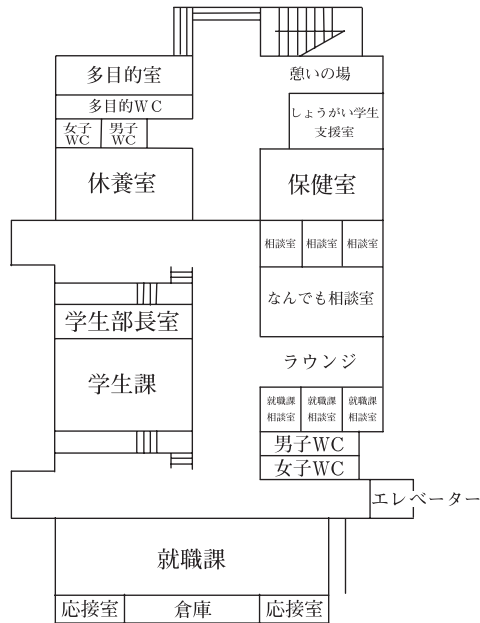


(4 階)

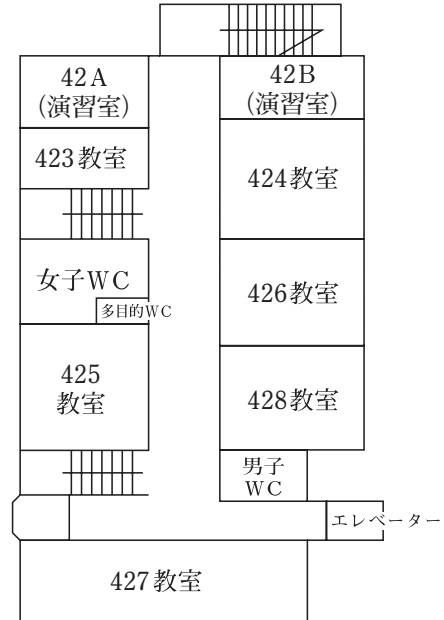


4 号 館

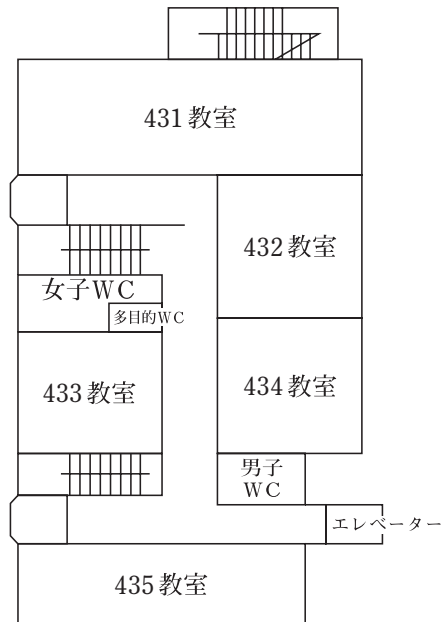
(1 階)



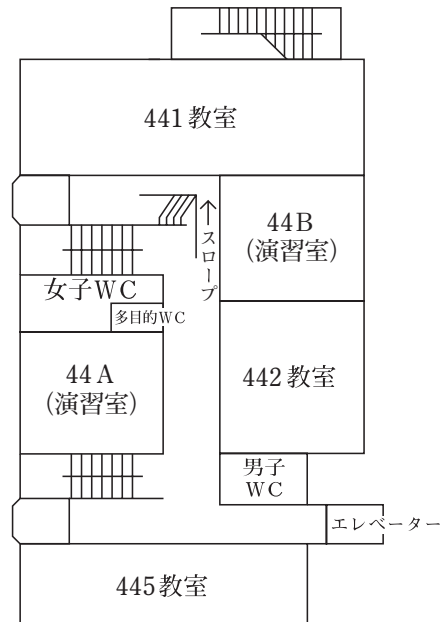
(2 階)



(3 階)

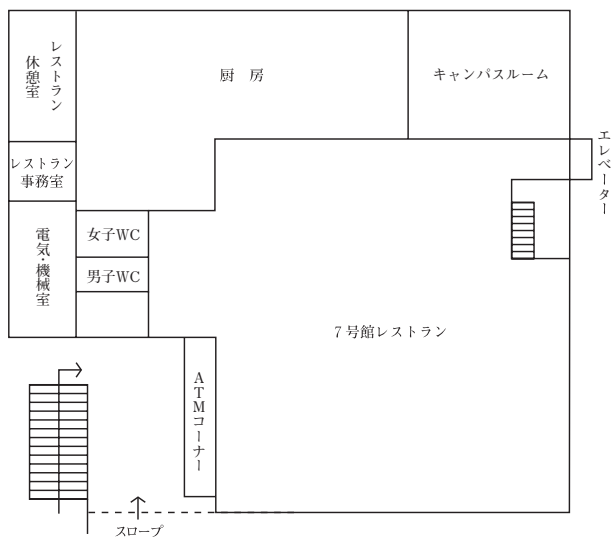


(4 階)

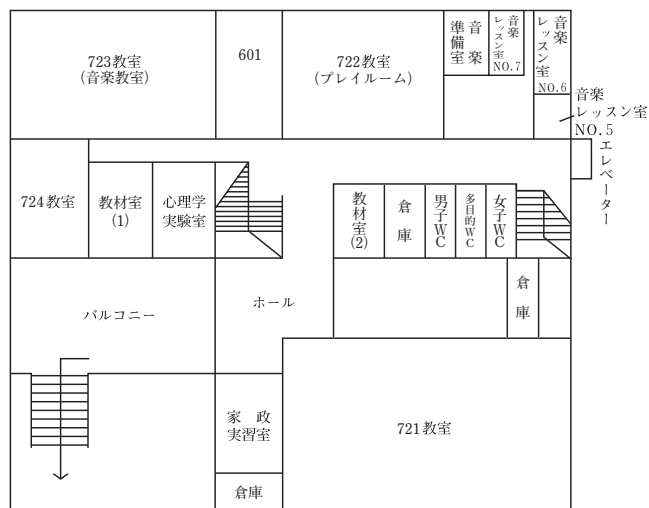


7 号 館

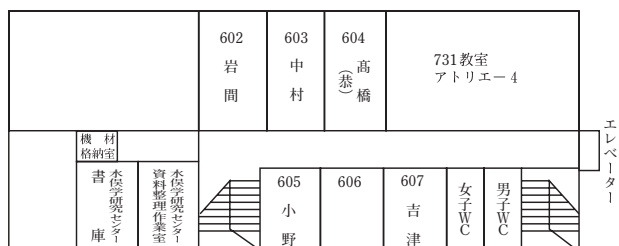
(1 階)



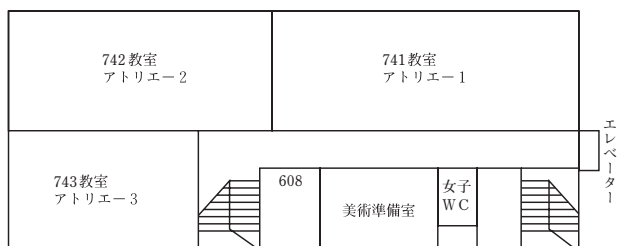
(2 階)



(3 階)

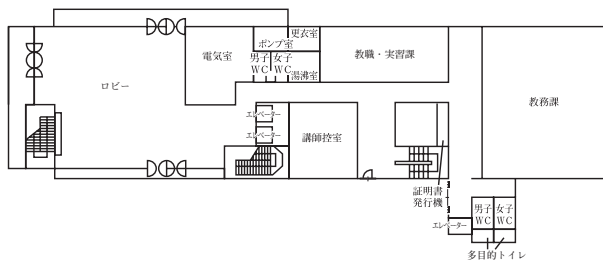


(4 階)

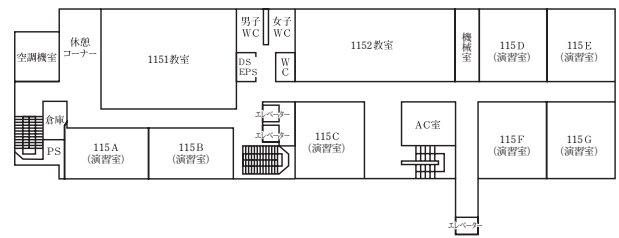


11 号 館

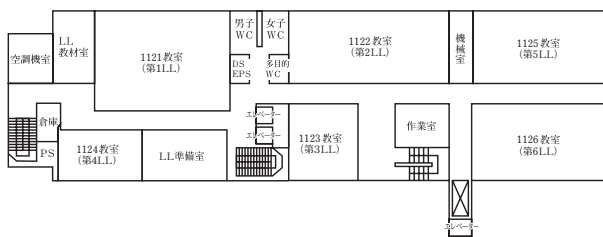
(1階)



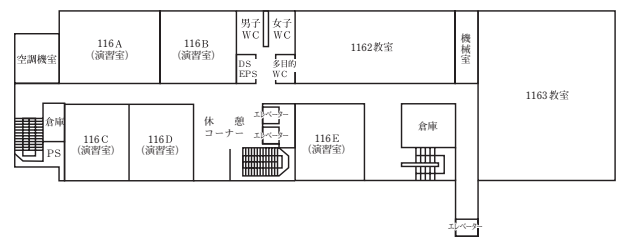
(5階)



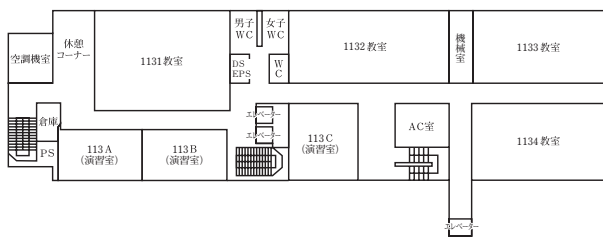
(2階)



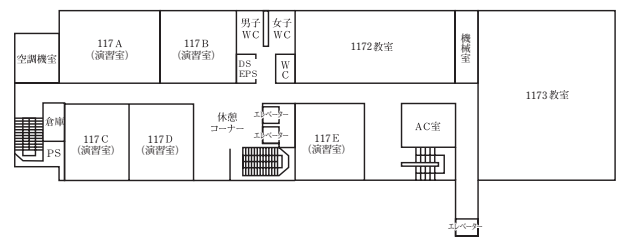
(6階)



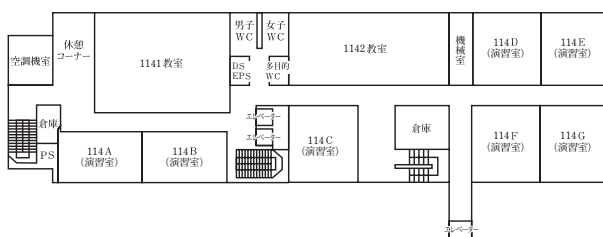
(3階)



(7階)

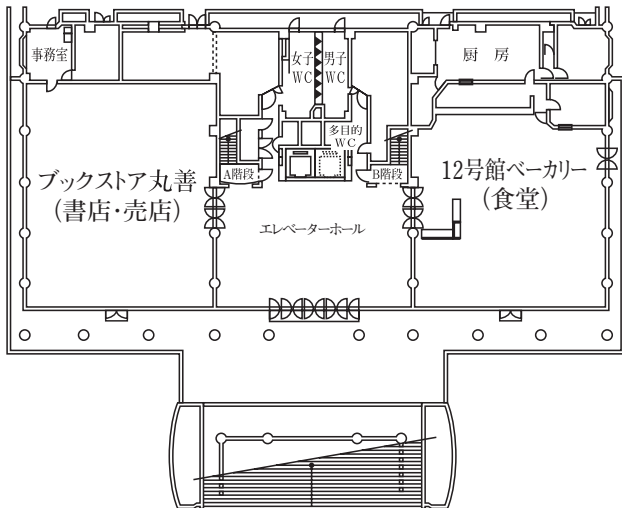


(4階)

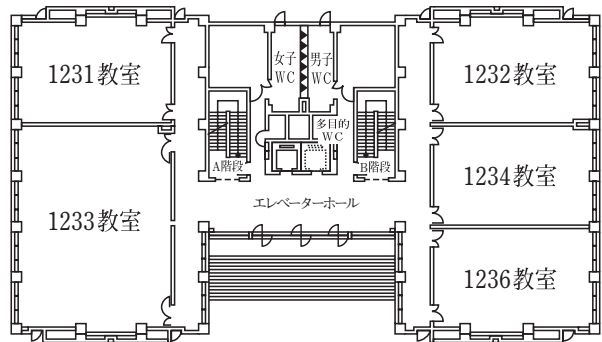


12 号 館

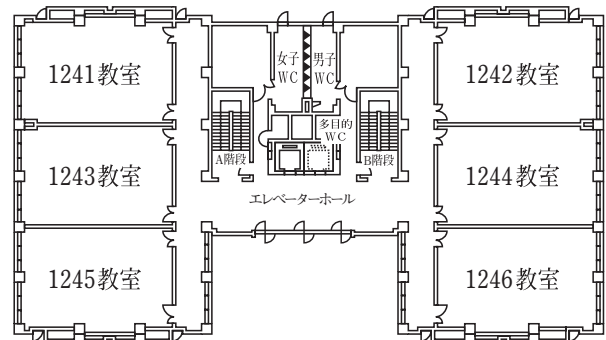
(1 階)



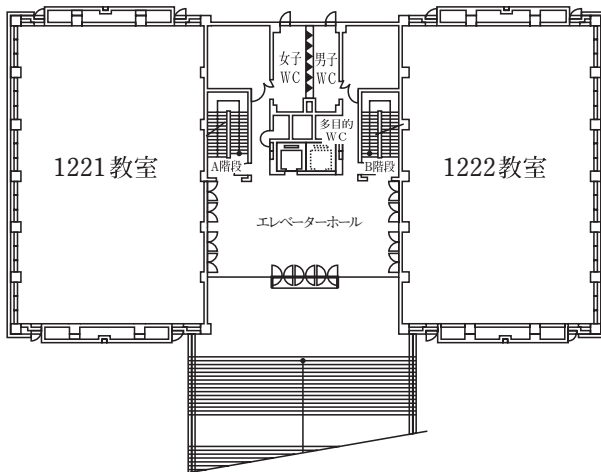
(3 階)



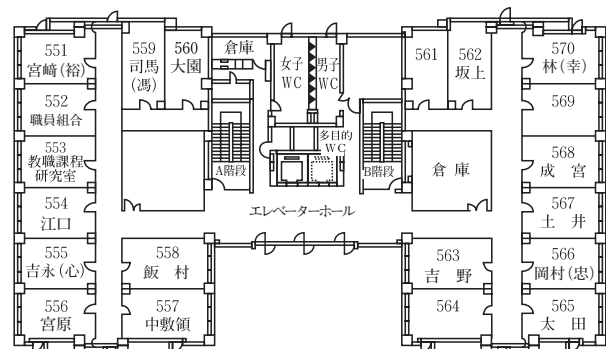
(4 階)



(2 階)

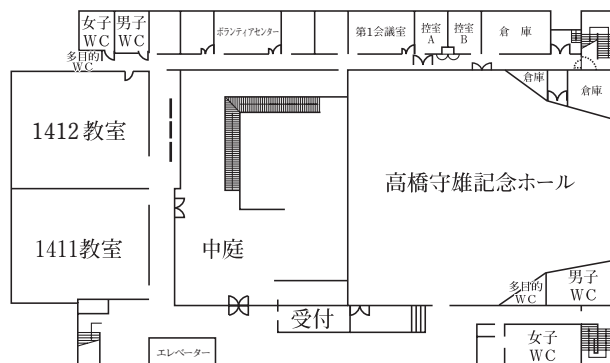


(5 階)

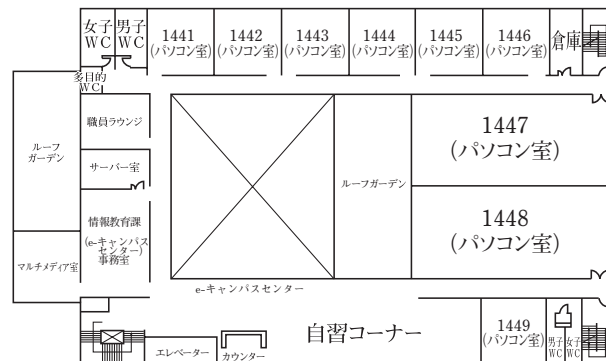


14 号 館

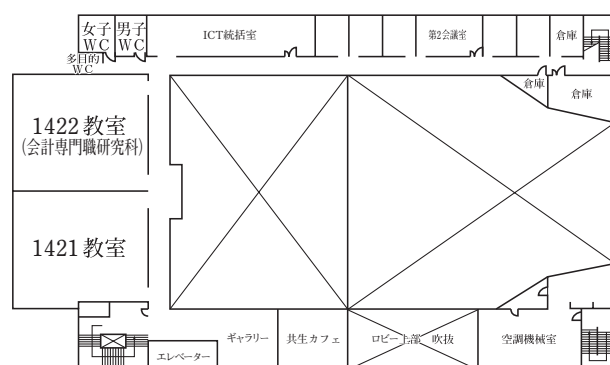
(1階)



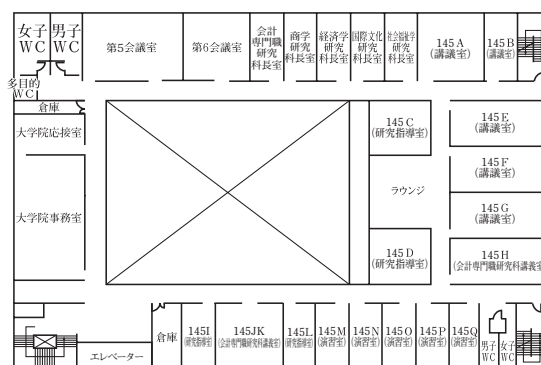
(4階)



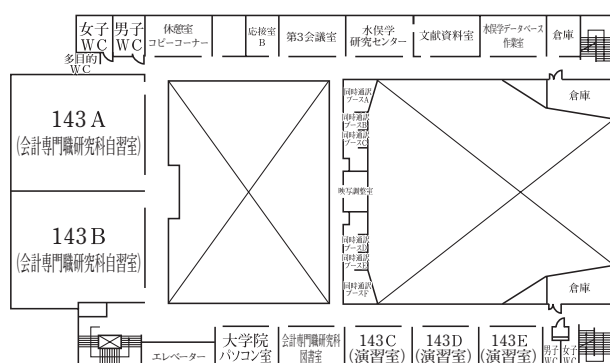
(2階)



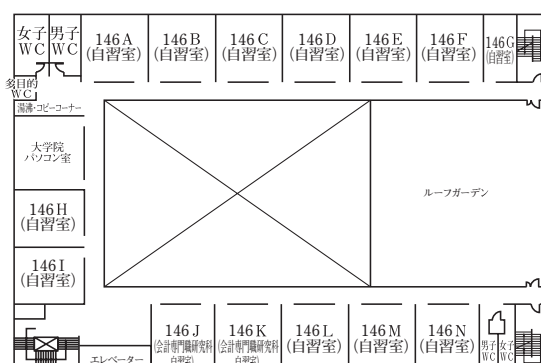
(5階)



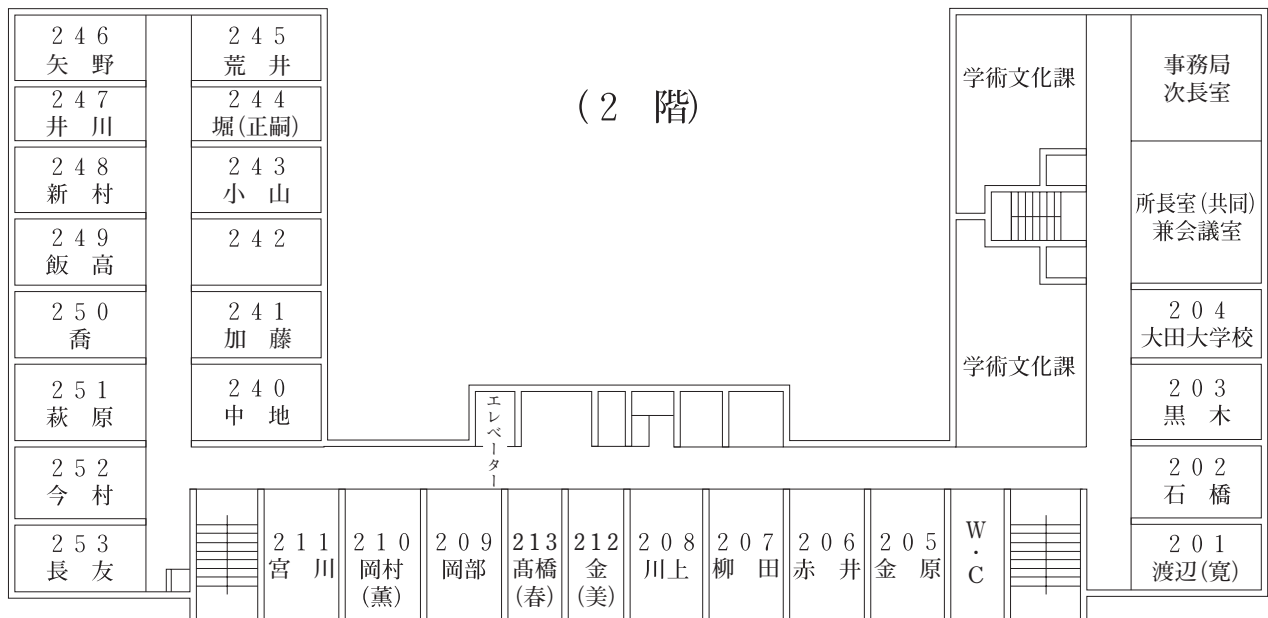
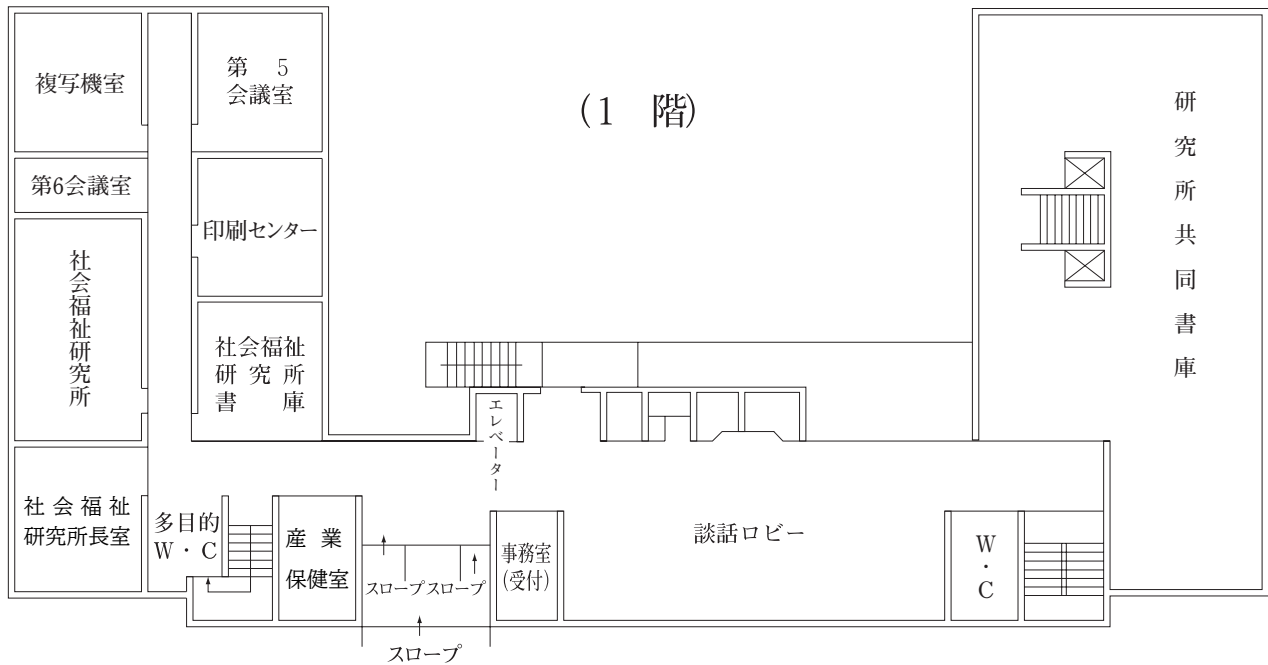
(3階)



(6階)



研 究 棟



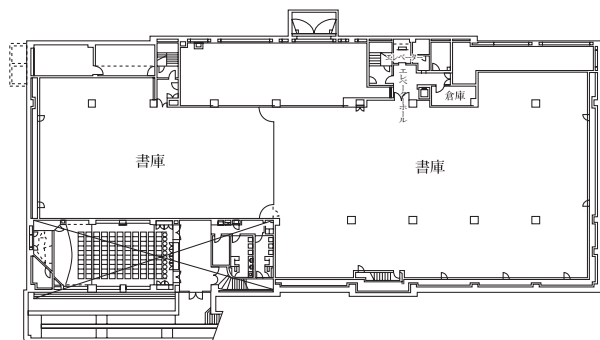
研 究 棟																	
(3 階)																	
3 2 8 矢 富			3 2 7 木 下											3 0 9 藤 塚			3 0 8 金(吾)
3 2 9 経済学部助教室			3 2 6 土 井											3 1 0 小 川			3 0 7 陳
3 3 0 波 積			3 2 5 田 上											3 1 1 米 岡			3 0 6 久 保
3 3 1 塩 入			3 2 4 村 上											3 1 2			3 0 5 上 原
3 3 2 小田切			3 2 3 深圳大学											3 1 3 栗 原			3 0 4 立 木
3 3 3 吉 崎			3 2 2 高 倉											3 1 4 二子石			3 0 3 那 須
3 3 4 小笠原																	3 0 2 林(幸)
3 3 5 伊津野																	3 0 1 山 西

4 2 8 教員組合		4 2 7 岩 橋		(4 階)										4 0 9		4 0 8 マスデン	
4 2 9 出 川		4 2 6 北 島												4 1 0 トウメイ		4 0 7 池 上	
4 3 0 溝 上		4 2 5 野 田												4 1 1 田中(晶)		4 0 6 井 上	
4 3 1		4 2 4 杉 本												4 1 2		4 0 5 馬 場	
4 3 2 金(栄)		4 2 3 宮 崎												4 1 3 渡邊(裕)		4 0 4 佐藤(加)	
4 3 3 熊 谷		4 2 2												4 1 4 米 田		4 0 3 田中(悠)	
4 3 4 小 葉																4 0 2 國 方	
4 3 5 向井(洋)																4 0 1 水 野	

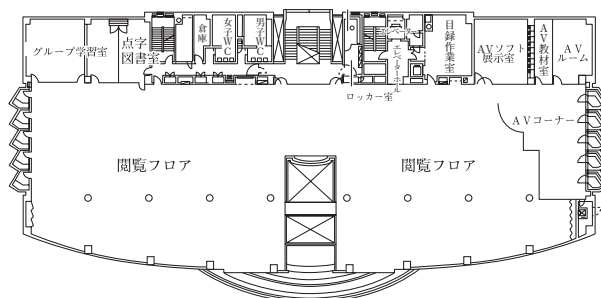
5 2 8 林(裕)		5 2 7 宮 田	(5 階)										5 0 9 仁 科		5 0 8
5 2 9 大 塚		5 2 6 得 重											5 1 0 松 下		5 0 7 西 崎
5 3 0 浪 本		5 2 5 孫											5 1 1 新 改		5 0 6 田中(教)
5 3 1 山 本		5 2 4 日 野											5 1 2		5 0 5 山 田
5 3 2 伊藤(良)		5 2 3 徳 永											5 1 3 須 崎		5 0 4
5 3 3 吉 川		5 2 2 宅 間											5 1 4 小 谷		5 0 3 橋 本
5 3 4 森 口															5 0 2 府 内
5 3 5 畠 山															5 0 1 春 田
		エレベーター													
													W・C		
		5 2 1 金 子	5 2 0 市 原	5 1 9 嶋 田	5 3 7 藤本	5 3 6 足立	5 1 8 幸 田	5 1 7 河 田	5 1 6 小深田	5 1 5 林 田					

図 書 館

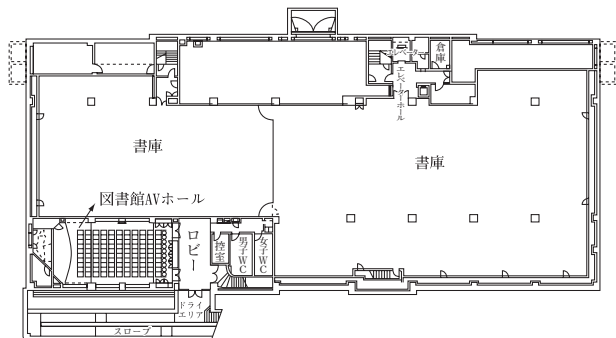
(地下2階)



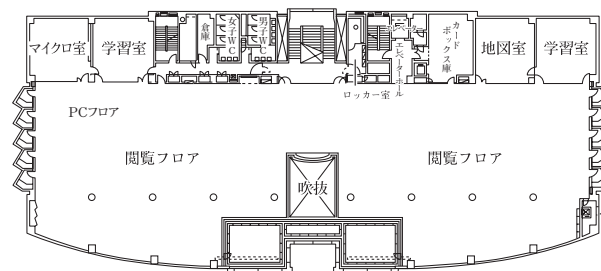
(2階)



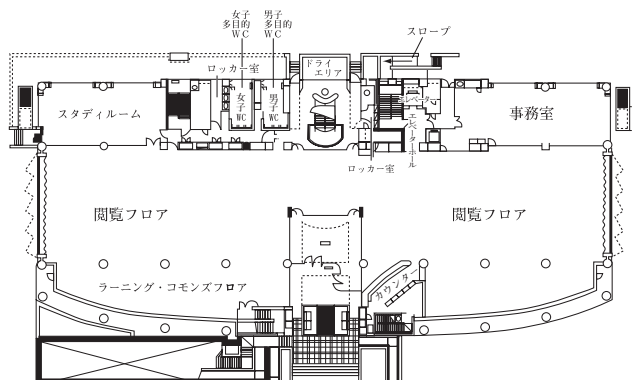
(地下1階)



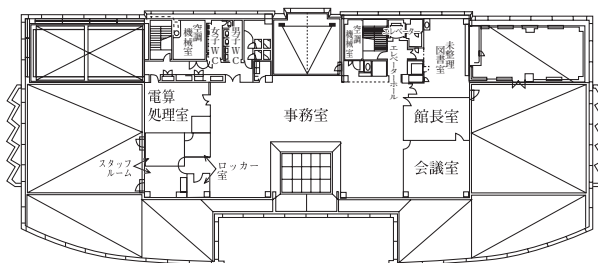
(3階)



(1階)

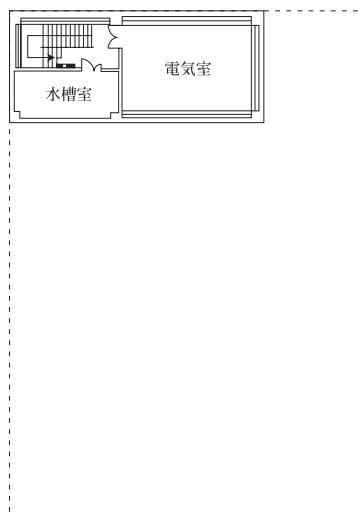


(4階)

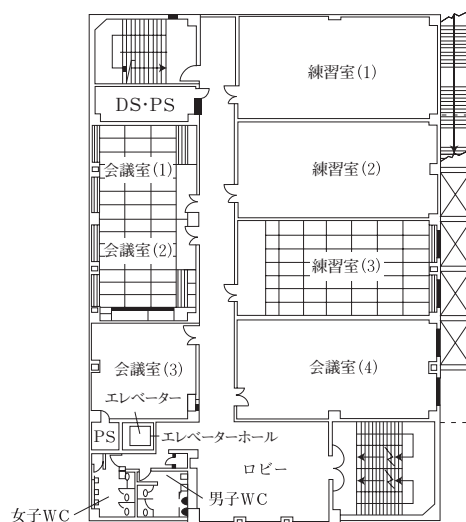


学生会館

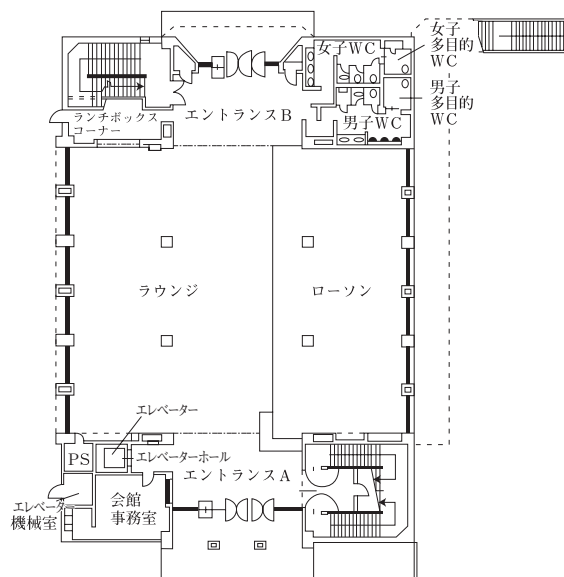
(地階)



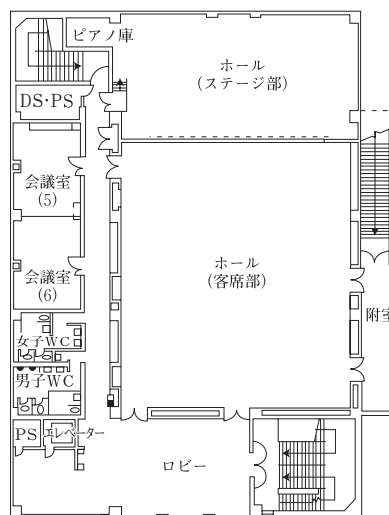
(3階)



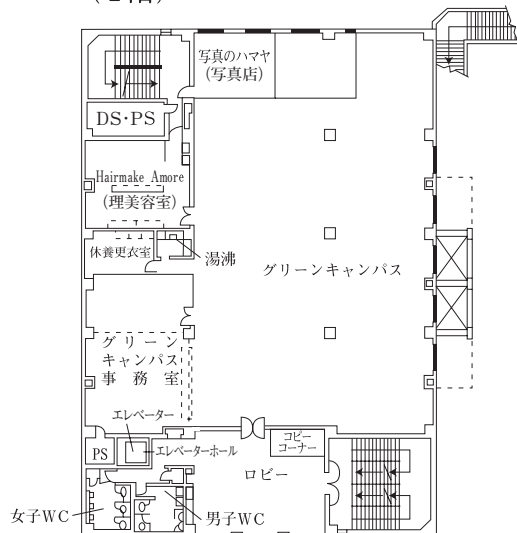
(1階)



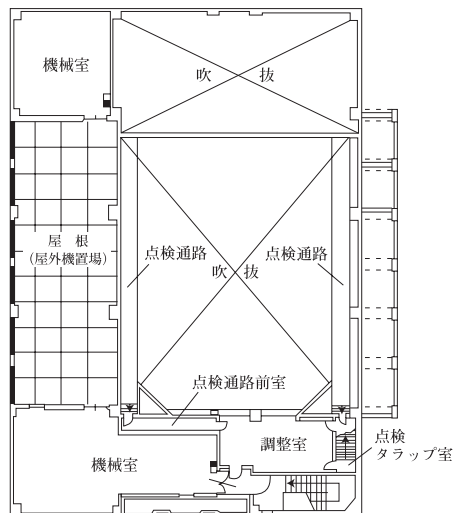
(4階)



(2階)

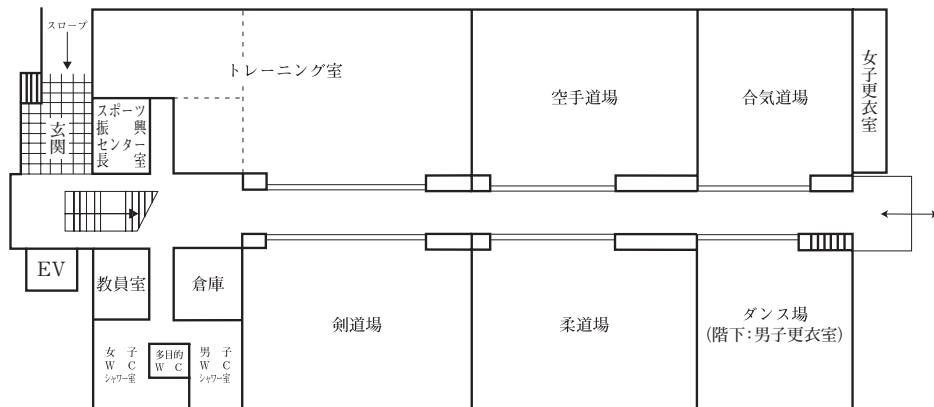


(5階)



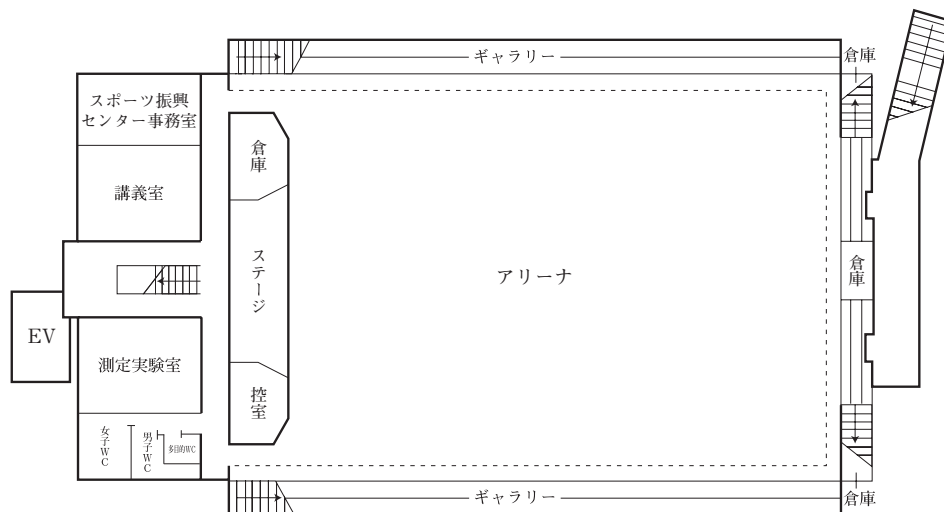
総合体育館

(1階)



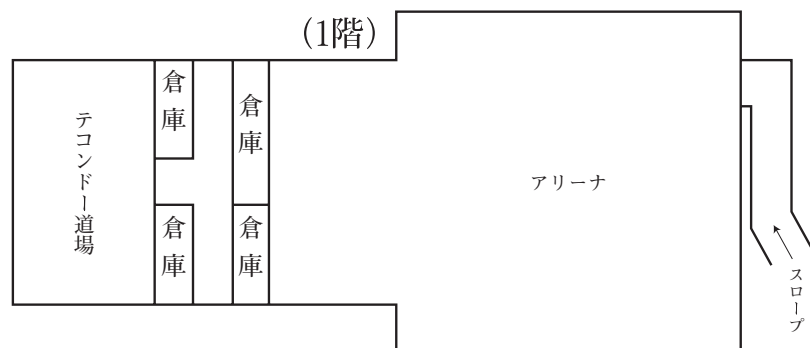
(2階)

(中3階ギャラリーを含む)

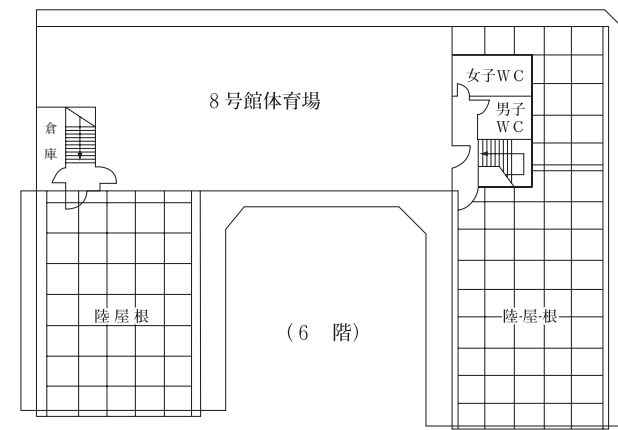
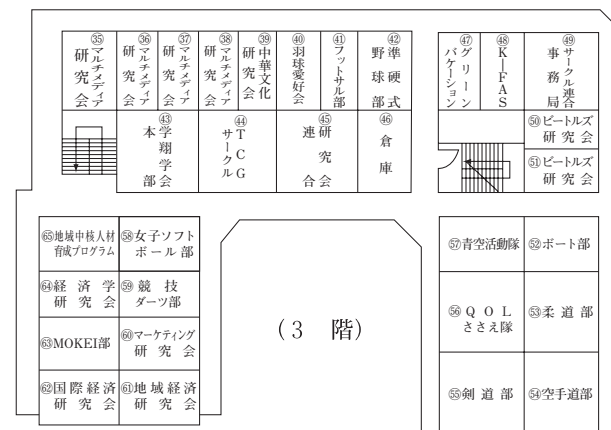
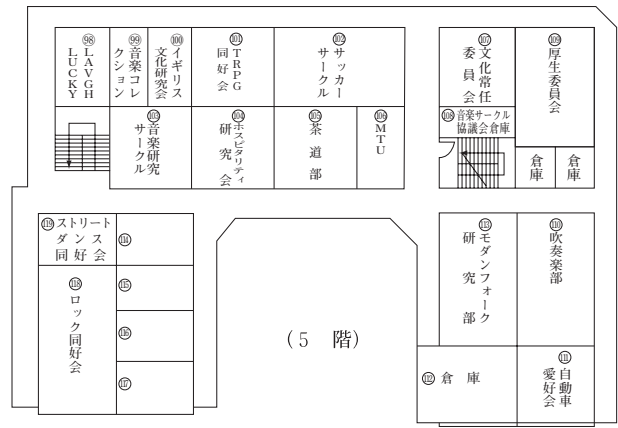
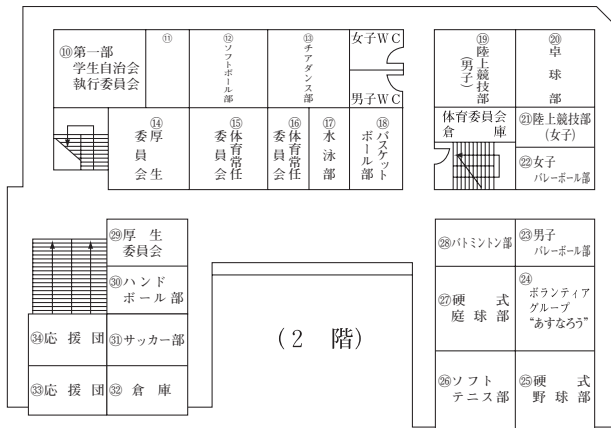
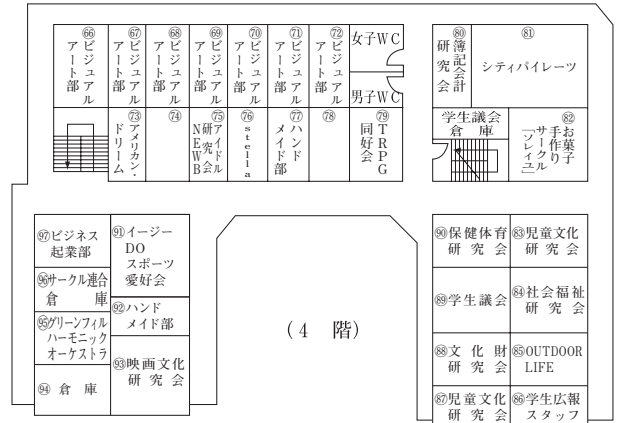
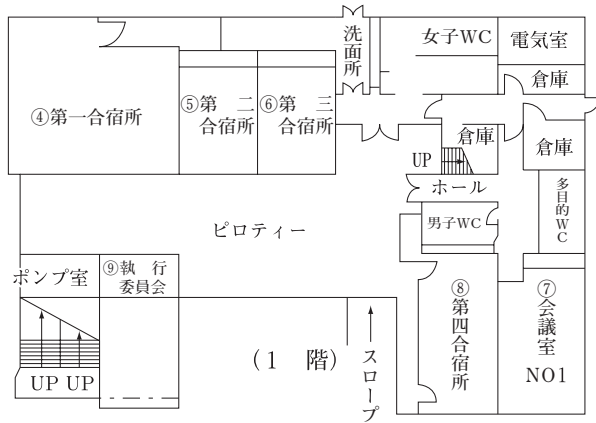
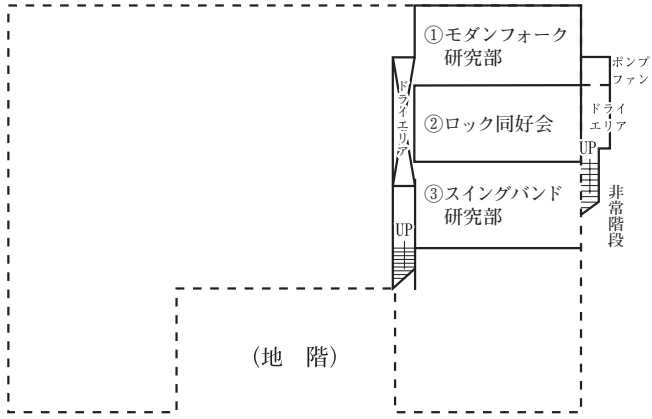


第二體育館

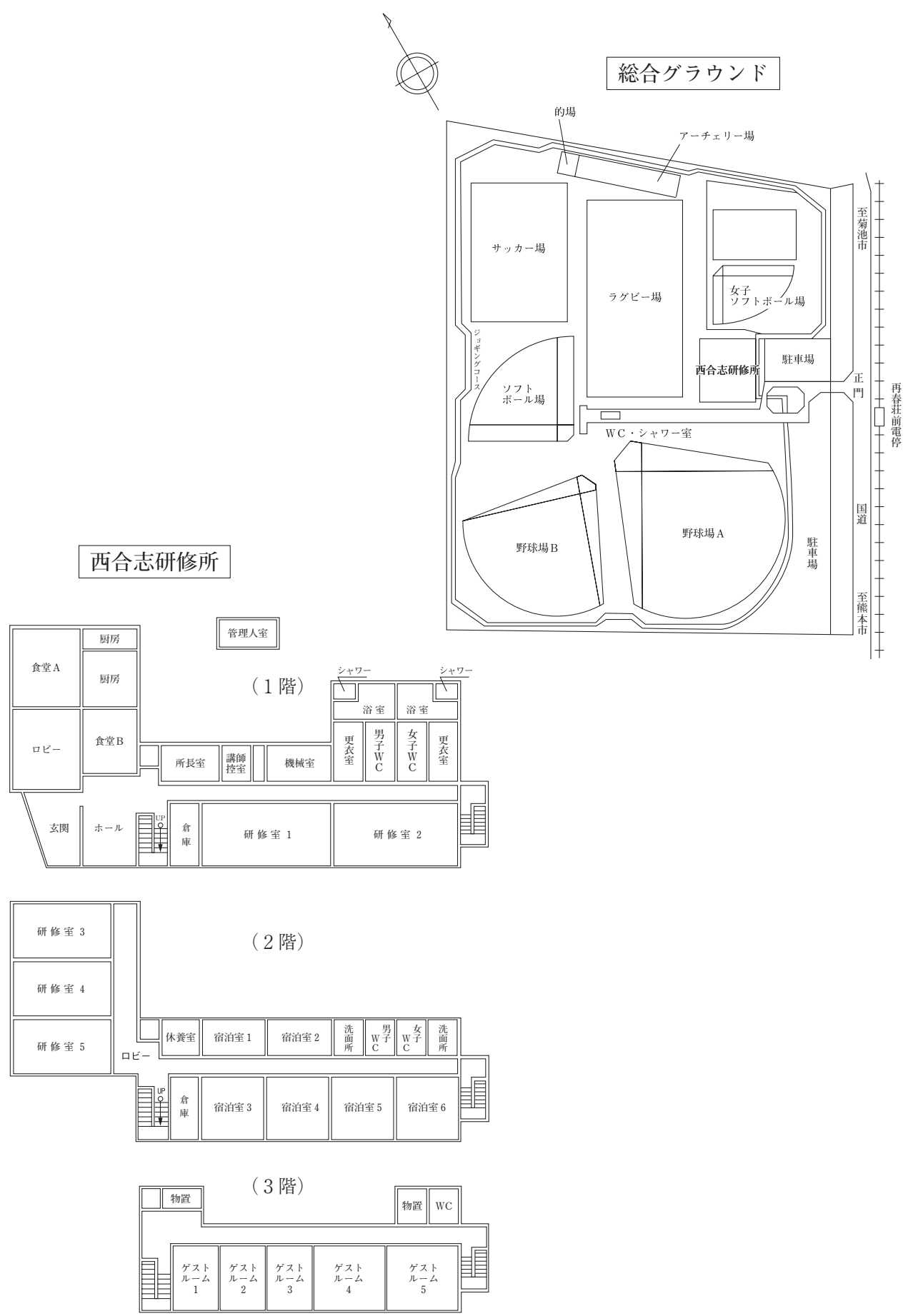
(1階)



8 号 館



西合志研修所及び総合グラウンド



教員名簿

(令和7年4月1日現在)

学 長

林 裕 保険論

名誉教授

市 来 努	社会科教育法	長谷川 正 道	経営情報論
伊 東 浩 一	造形	花 田 昌 宣	社会政策
伊 藤 友 子	教育方法論	林 日出男	英語科教育法
伊 藤 良 高	教育学概論	原 口 行 雄	英語
井 上 勝 子	保育内容研究Ⅰ（こころと健康）	春 口 光 義	美術
岩 永 久 次	教育社会学	平 岡 賢 司	金融機関論
宇 野 史 郎	流通政策概論	堀 正 広	英語学概論
梅 村 勲	管理会計	牧 野 洋 一	人文地理学
遠 藤 隆 久	労働法	宮 北 隆 志	生活環境論
大 野 哲 夫	社会心理学	宮 里 六 郎	保育内容論
岡 村 一	スペイン語	宮 林 達 也	生理学（運動生理学を含む）
尾 崎 勇	日本古典文学	村 松 茂 美	社会思想史
香 川 正 俊	地域と交通	矢 野 謙 一	韓国語音韻学
神 本 忠 光	英語科教育法	山 内 良 一	農業政策
木 下 隆 雄	英語	山 崎 史 郎	発達心理学
清 野 健	国際関係論	吉 田 良 夫	英文学概論
慶 田 收	ミクロ経済学	米 川 清	情報システム論
小 泉 尚 樹	哲学概論		
幸 田 亮 一	経営史		
境 章	情報メディア論		
酒 井 重 喜	西洋経済史		
坂 口 潮	自然科学と人間Ⅱ（化学）		
酒 卷 政 章	財務会計論		
坂 本 正	銀行論		
嵯 峨 一 郎	経営社会学		
笹 山 茂	マクロ経済学		
貞 松 茂	証券論		
佐 藤 勇 治	パブリックスピーキング		
篠 塚 敏 生	西洋史概論		
柴 公 也	韓国語学概論		
寫 啓	経済原論		
庄 村 哲 二	英語		
末 永 英 男	租税法原理		
田 中 利 彦	計量経済学		
田 中 均	造形		
堤 豊	情報処理		
出 家 健 治	商業論		
中 野 裕 治	経営組織論		
永 井 博	統計学		
中 野 元	経済学		
西 紀 昭	中国文学史		
野 尻 秀 之	経営科学		

専任教員

〔商学部商学科〕

足立裕介	中小企業論
池上恭子	財務管理論
猪股健太郎	心理学
今村寛治	労務管理論
岩間世界	自然科学と人間Ⅱ（化学）
太田丈太郎	ロシア語
河田祐也	マーケティング・マネジメント論
北島孝博	証券論
喬晋建	経営管理論
幸田亮一	経営史
小谷学	会計学
小深田祐子	英語
佐川宏迪	教育学
佐々木伸	物理学
杉本学	社会学
須崎清剛	統計学
得重仁	情報処理
畠山直	商業論
林裕	保険論
春田吉備彦	労働法
日野修造	財務会計論
藤本能史	日本語学
松下俊平	銀行論
水野真実	簿記原理
山田美幸	情報サービス概説
吉川勝広	流通システム論
吉崎雅浩	経営組織論
吉永心一	簿記
渡辺寛之	金融論

〔商学部ホスピタリティ・マネジメント学科〕

石貫文子	英語
市原猛志	ツーリズム論
伊津野範博	交通論
嶋田文広	ホスピタリティと職業
土井文博	社会学
徳永彩子	ビジネス実務総論
萩原修子	アジア文化とホスピタリティ
波積真理	フードビジネスとホスピタリティ

〔経済学部経済学科〕

井川理	日本文学
江口智士	情報メディア論
大山佳三	公共経済論
岡村薫	経済政策
小川弘和	日本史概論
梶原宏之	地理学
加藤康彦	情報システム論
金栄緑	国際貿易論
國方明	金融論
小葉武史	経済政策
坂上紳	環境経済学
坂上智哉	マクロ経済学
佐藤加寿子	農業政策論
司馬公周 （馮蘊澤）	中国語
嶋理人	日本経済史
新村太郎	情報ネットワーク論
宅間文夫	計量経済学
中敷領孝能	基本統計
朴哲洙	マクロ経済学
林幸代	英語
林田実	経済データ分析
カーク・マスデン	比較文化論Ⅰ（日米）
宮川幸奈	教育原論A
宮崎麻美	国際関係論
宮田英依	開発経済論
安倉良二	経済地理学
米田耕士	労働経済論
渡邊裕一	社会思想史

〔経済学部リーガルエコノミクス学科〕

飯高敏和	公共情報システム論
井上弘樹	会社法
岩橋浩文	行政法
金子林太郎	財政学
金原宏明	憲法
熊谷啓希	法と経済学
田中教雄	民法
田中悠介	英語
長友敬一	倫理学概論
浪本浩志	国際経済法
馬場智大	刑法
溝上章志	公共政策

〔外国語学部英米学科〕

赤 井 恵 子	日本近代文学
デイビッド・オストマン	英語教育
木 下 祥 一	教育学
坂 田 直 樹	英語教育学
塩 入 す み	日本語教授法
田 中 晶 子	英語教育学
ジョセフ・トウメイ	ライティング
平 野 遼	異文化理解・異文化コミュニケーション
堀 正 広	英語学概論
向 井 久美子	米文学史
村 上 義 明	日本古典文学
矢 富 弘	英語学
米 岡 ジュリ	スピーキング

〔外国語学部東アジア学科〕

小笠原 淳	中国文学概論
金 美 連	現代韓国研究
黒 島 規 史	韓国語文法論
申 明 直	韓国文学
大 長 京 子	中国語学
(李 珊)	
高 橋 春 人	朝鮮語（韓国語）学
田 上 智 宜	現代中国論
土 井 浩 嗣	韓国史
野 田 耕 司	中国語学概論

〔社会福祉学部社会福祉学科〕

川 上 賢 蔵	ソーシャルワーク演習
金 吾 燮	ソーシャルワーク実習・演習
黒 木 邦 弘	ソーシャルワーク方法論
小 山 明日香	精神保健福祉論
城 野 匡	精神医学
孫 希 叔	ソーシャルワーク論
高 林 秀 明	地域福祉論
中 村 光 伴	教育心理学
西 崎 緑	社会福祉原論
仁 科 伸 子	高齢者福祉論
橋 本 真奈美	障害児・者福祉論
松 本 勝 明	社会保障論
森 口 千 弘	憲法
矢 野 治世美	部落解放論

〔社会福祉学部福祉環境学科〕

岡 部 造 史	西洋史概論
坂 本 香 織	精神科ソーシャルワーク演習
高 倉 統 一	社会福祉法制
陳 宇 澄	家族と法
中 地 重 晴	環境マネジメント論
那 須 久 史	ソーシャルワーク実習
藤 本 延 啓	地域社会学
堀 正 嗣	ソーシャルワーク方法論

〔社会福祉学部子ども家庭福祉学科〕

伊 藤 良 高	教育学概論
上 原 真 幸	保育内容総論
岡 村 ゆかり	ソーシャルワーク実習指導
小 野 修 平	造形
栗 原 武 志	保育内容研究 A（こころと健康）
出 川 聖尚子	児童家庭福祉論
二子石 諒 太	幼児と環境
本 吉 菜つみ	発達心理学
山 西 裕 美	家族社会学
吉 津 晶 子	音楽

〔社会福祉学部ライフ・ウェルネス学科〕

荒 井 久仁子	健康科学
石 橋 剛 士	スポーツ指導法実習
小田切 建太郎	哲学
工 藤 歩	ソーシャルワーク実習・演習
久 保 昂 大	スポーツ心理学
高 橋 恭 平	解剖学
立 木 宏 樹	スポーツ・ウェルネス論
藤 塚 千 秋	保健体育科教育法
府 内 勇 希	運動学
向 井 洋 子	政治学
柳 田 一 磨	スポーツマネジメント

特定事業研究員

井 上 ゆかり
田 夙 雅 美

非常勤講師

アームストロング レイモンド クレグ

赤 木 夏 代
赤 城 浩 志
赤 木 昌 子
池 上 寿 伸
池 田 志 郎
池 田 裕 子
池 内 秀 己
池 邊 摩 依
石 井 佳 世
石 黒 大 貴
石 田 成 則
井 上 ヴァン パトリック
石 本 弘 子
一 條 真理子
伊 藤 春 美
伊 藤 美佳子
井 上 ゆかり
今 吉 光 弘
伊 禮 智香子
上 田 公 代
上 村 宏一郎
内 田 友 子
有 働 牧 子
宇野木 広 樹
榎 本 孝 子
浦 川 登久恵
浦 本 裕 之
大 田 千波留
大 谷 朝
大津山 姿 子
大 野 朗 久
大 宮 聡 子
大 森 一 彦
岡 田 行 雄
岡 田 洋 一
岡 野 大 祐
岡 村 一
岡 本 洋 子
小 川 浩 昭
鬼 木 泰 成
小 野 尚 寿
折 田 充
甲 斐 好 文
柿 原 一 貴
加 来 克 幸
加 藤 一 弘
門 田 光 司
可 児 智 美
金 戸 清 高

英語

子ども保健Ⅰ・Ⅱ
日本国憲法
日本語
健康科学BⅠ・BⅡ
英語
英語
企業論Ⅰ・Ⅱ
民事訴訟法
特別支援教育論
法と紛争
年金論
翻訳法
英語
手話Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
倫理学概論Ⅰ・Ⅱ
乳児保育Ⅰ・Ⅱ
水保学
ソーシャルワーク演習・実習
中国語
医学一般
障害者スポーツ特講
日本文学Ⅰ・Ⅱ
英語
経済学Ⅰ・Ⅱ
年齢別保育C
韓国語
情報処理入門
比較文化論Ⅰ・Ⅱ
幼児と言葉
音楽Ⅰ・Ⅱ
社会科教育法A・B
通訳法
医療マネジメント
刑事司法と福祉
精神障害リハビリテーション論
情報処理入門
スペイン語
ソーシャルワーク演習・実習
保険論Ⅰ
救急処置と運動負荷試験
手話Ⅰ・Ⅱ
リスニングⅢ・Ⅳ
演習Ⅲ・Ⅳ
健康科学BⅠ・BⅡ
ソーシャルワーク演習・実習
西洋経済史Ⅰ・Ⅱ
スクールソーシャルワーク論
環境論Ⅰ・Ⅱ
児童文学論

上 田 浩 之
河 添 博 幸
河 田 将 一
菊 池 きよ子
城 戸 善 和
木 下 俊 和
木 下 樹 親
金 敬 淑
清 村 正 弥
柊 崎 翔 士
久 保 茂 樹
久 保 田 享 治
隈 井 泰 樹
黒 田 牧 人
顧 文
項 青
香 崎 智郁代
古 城 和 哉
小 林 晃
小 林 隆 志
小 林 寛 子
小 牧 義 典
今 野 えり子
坂 本 理恵子
笹 山 茂
佐 藤 朝 光
椎 名 浩
紫 藤 千 子
島 谷 浩
白 井 志津子
杉 野 優 子
スタンリー・ビダーソン
角 田 幸太郎
関 智 弘
関 根 浩 子
宋 明 恩
高 木 貞 治
高 木 百合香
高 岸 幸 弘
高 島 周 平
高 津 亜 吏
高 峰 武
武 上 富 美
田 島 健 二
田 尻 雅 美
立 山 由 生
田 中 康 雄
谷 口 直 子
田 原 直 美
玉 垣 均

公的扶助論
心理学Ⅰ・Ⅱ
臨床心理学
点字Ⅰ・Ⅱ
会社法総論
国際経済協力論
フランス語
韓国語
医療マネジメント
レクリエーション実技
ソーシャルワーク実習
ソーシャルワーク実習
物理学Ⅰ・Ⅱ
英語
中国語
中国語
年齢別保育A
流通論特講Ⅱ
東洋史学Ⅰ・Ⅱ
図書館サービス概論
グローバルツーリズム論
健康科学BⅠ・BⅡ
精神保健福祉制度論
子どもの健康と安全
国際経済論Ⅱ
環境論ⅠA・ⅠB（自然環境）
スペイン語
権利擁護と成年後見制度
英語
医療マネジメント
商業科教育法
英語音声学
地域とスポーツビジネス
行政組織論
西洋芸術史Ⅰ・Ⅱ
韓国語
図書館情報資源概論
法と紛争
心理学Ⅰ・Ⅱ
法と紛争
英語
生活と福祉情報
英語
国際経済協力論
生活行動論
エアライン・ホテル概論
福祉管理運営論
英語
社会心理学Ⅰ・Ⅱ
障害者スポーツ特講

丹 後 享	西洋史学Ⅰ・Ⅱ
堤 和 幸	中国語
津 村 秀 夫	図書館制度・経営論
デービッド・ジェンキンソン	英語
土 井 一 生	国際マーケティング論Ⅰ・Ⅱ
黨 武 彦	東洋史概論Ⅰ・Ⅱ
塔 筋 弘 章	自然科学と人間Ⅲ（生物学）
登 田 龍 彦	英語
トッド・トーネ	英語
富 田 恵 子	ブライダル・マネジメント
塘 岡 裕 子	読書と豊かな人間性
鳥 丸 聡 子	日本経済論Ⅰ・Ⅱ
中 尾 敦 子	英語
中 下 千 尋	衛生学（公衆衛生学を含む）
永 田 直 往	ソーシャルワーク実習
永 野 典 詞	社会的養護Ⅱ
中 村 直 美	日本語
中 村 秀 郷	刑事司法と福祉
中 山 英 光	地理学Ⅰ・Ⅱ
西 道 彦	ビジネス・イングリッシュⅠ・Ⅱ
錦 井 浩 樹	スポーツ指導法実習（器械運動）
西 田 史 子	子どもの食と栄養
西 富 ひろみ	子育て支援
盧 恩 明	韓国語
盧 善 影	韓国語
野 口 誠 也	人権・同和教育
野 崎 靖 弘	障害者スポーツ特講
則 元 志 郎	健康科学BⅠ・BⅡ
朴 環 奈	韓国語
橋 本 研	福祉と会計
畠 山 真 一	日本語と社会Ⅰ・Ⅱ
羽 田 勇	国内旅行実務Ⅰ・Ⅱ
濱 田 明	フランス語
濱 田 比呂美	英語
林 一 郎	国際機構論Ⅰ・Ⅱ
原 紘 子	英語
原 口 耕 作	年金論
原 田 栄 作	救急処置と運動負荷試験
東 利 雄	障害者スポーツ特講
東 方 大 為	中国語
樋 口 千 春	英語
平 井 信 孝	ヘルスアンドウェルネス
平 島 智 幸	ホスピタリティ・ワークショップ
平 野 順 也	英語
平 野 美和子	医療マネジメント
平 野 裕 二	国際福祉論
房 琦	中国語文章表現Ⅰ・Ⅱ
フェレロ イヴ	フランス語
深 町 公 信	国際法入門Ⅰ・Ⅱ
福 富 かおる	英語

藤 井 将 志	医療マネジメント
藤 田 光 代	法と紛争
藤 本 齊	化学Ⅰ・Ⅱ
古 島 幹 雄	数学Ⅰ・Ⅱ
法師山 康 成	簿記原理Ⅰ・Ⅱ
星 田 幸太郎	税務会計論
本 田 暁 美	中国語聞き取りⅡ
本 田 沙 織	健康科学BⅠ・BⅡ
前 田 和 則	日本文化演習
松 岡 浩 史	英語
松 崎 美 枝	学校保健
松 本 成 樹	社会科教育法
松 本 美 鈴	レクリエーション実技
馬 渡 美 幸	リーディングⅠ・Ⅱ
三 上 佳 佑	日本国憲法
宮 林 達 也	健康科学BⅠ・BⅡ
宮 縁 育 夫	自然地理学Ⅰ・Ⅱ
村 上 敏 晴	公民科教育法（教育課程研究を含む）
村 上 雅 通	情報メディア論Ⅰ・Ⅱ
村 里 泰 昭	英語
村 田 倫 子	英語
望 月 信 幸	工業簿記Ⅰ・Ⅱ
森 美智代	簿記原理Ⅰ・Ⅱ
八重島 崇 宏	リスクマネジメントⅠ・Ⅱ
八 木 昭 臣	ドイツ語
屋 敷 信 晴	東アジア思想概論Ⅰ・Ⅱ
安 居 誠	西洋哲学史Ⅰ・Ⅱ
安 浪 誠 祐	英語
矢 野 謙 一	韓国古典講読Ⅰ・Ⅱ
矢 野 初 美	韓国語翻訳
山 内 剛 志	医療マネジメント
山 角 敬 子	ケアワーク論
山 川 貴 裕	経済学Ⅰ
山 口 倫 子	福祉科教育法B
山 城 千 秋	生涯学習概論
山 田 高 広	ブライダル・マネジメント
山 田 里 香	中国語
山 部 優香里	スポーツ指導法実習
山 本 耕 三	地理学概論Ⅰ・Ⅱ
百 合 玲 子	日本語
横 山 純一郎	健康科学BⅠ・BⅡ
吉 朝 朗	地学Ⅰ・Ⅱ
吉 井 誠	Integrated EnglishⅠ・Ⅱ
吉 川 勝 正	英語
吉 田 李 佳	哲学Ⅰ・Ⅱ
吉 村 正 信	地域ビジネスとホスピタリティ
米 満 弘一郎	障害者スポーツ特講
頼 藤 瑠璃子	国際経済論Ⅰ
樂 満 大 樹	キリスト教概論Ⅰ・Ⅱ
李 世 恩	スピーキングⅠ・Ⅱ

リチャード・レイヴィン	スピーキングⅢ・Ⅳ
黎 明	中国語
ロドリゲス八木 美樹	英語
ロバート・モーテンソン	英語

大学電話番号表

熊 本 学 園 大 学 364-5161 (代表)

研 究 棟 364-5162

総 務 課	364-5161
人 事 課	371-8016
経 理 課	362-9446
管 財 課	371-3753
広 報 室	364-8722
教 務 課	(授業) 364-3770
	(履修) 362-4106
	(学籍) 371-8026
	教 育 セ ン タ ー 364-7364
教 職・実習課	(実習) 364-8721
	(教職・教免) 364-7186
大 学 院 事 務 室	371-8036
入 試 課	362-4095
国 際 教 育 課	366-3230
情 報 教 育 課	371-7434
学 生 課	372-7279
保 健 室	362-4876
障 害 学 生 支 援 室	364-9015
な ん で も 相 談 室	364-7183
就 職 課	366-4647
	課 外 講 座 371-8046
図 書 館 (図 書 情 報 課)	371-8047

家 庭 児 童 相 談 室	364-8732
ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー	364-0771
国 際 交 流 会 館	366-0815
西 合 志 研 修 所	242-3242
志 文 会 事 務 局	372-5484
保 田 窪 寮	362-3270
大 江 寮	362-6681
グ リ ー ン キ ャ ン パ ス	372-5033
7 号 館 レ ス ト ラ ン	371-2350
ロ ー ソ ン	363-7408
ブ ッ ク ス ト ア 丸 善	364-1026
H a i r m a k e A m o r e	362-8385
写 真 の ハ マ ヤ	366-7921
12 号 館 ベ ー カ リ ー	372-8011
印 刷 セ ン タ ー	090-3196-1010

F A X 番 号

総 務 課	363-1289
研 究 棟 受 付	372-0702
教 務 課	362-9025
図 書 館 (図 書 情 報 課)	362-5967
就 職 課	363-6481
e - キ ャ ン パ ス セ ン タ ー	363-1288

◇校 章



日本三大名城の一つである熊本城(別名「銀杏城」)にちなみ、いちょうの葉2枚をかたどって、熊本商科大学が設立された昭和29年4月に制定。

◇学 園 旗



総合体育館の完成に伴い、昭和44年7月に制定。
いちょうの葉2枚を組み合わせ、学園の和を象徴している。

◇シンボルマーク



明日への飛躍を期してポジティブに燃え続ける熊本学園の姿勢を、阿蘇を抱く火の国熊本の象徴としての「炎」と「不知火」をモチーフにデザイン化したもの。

学園創立50周年の平成4年4月に制定された。

令和7年3月30日 印刷

令和7年3月31日 発行

学 生 便 覧 (令和7年度版)

編 集
兼発行者

熊 本 学 園 大 学
〒862-8680
熊本市中央区大江2丁目5-1
T E L 096-364-5161(代表)

印 刷 所

(有)グリーンキャンパス
熊本学園大学印刷センター
〒862-8680
熊本市中央区大江2丁目5-1
T E L 090-3196-1010



2025年度
KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY